

## 新たな都市・地域マネジメントの構築

～ 提言：リニア開通に向けた名古屋大都市圏における

革新的な都市・地域リノベーションの実現 ～

(「多様な地域間連携による地域のガバナンス手法に関する調査研究」報告書)

2017年4月

公益財団法人 中部圏社会経済研究所



# 「多様な主体間連携による地域のガバナンス手法に関する調査研究」

## 報告書の作成にあたって

公益財団法人中部圏社会経済研究所は、中部圏開発整備法に定める中部広域 9 県（富山、石川、福井、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀の各県）を対象区域として、既存産業の高度化や新産業の開拓といった産業振興策、社会資本のあり方やその活用といった地域整備に関わる調査研究など、さまざまな事業を行っている。

当財団では、2013 年度に「中部社研特区制度研究会」を立ち上げ、「特区制度分析による地域主導の政策立案・統治モデルの構築に関する調査研究」事業を実施した。そして、2015 年 7 月にそれを発展的に解消し、新たに「多様な主体間連携による地域のガバナンス手法研究会（略称：地域ガバナンス研究会）」を設置している。

地域ガバナンス研究会では、「特区制度」で調査した国・地方・民間の三者協議による政策実現プロセスの分析を進展させ、海外の先進的な事例などを踏まえながら、地域課題を地域主導で解決していくためのガバナンス手法について調査研究してきた。

本報告書は、地域ガバナンス研究会におけるこの 2 年間の調査結果をとりまとめたものである。本報告書が、地域主体の政策形成能力の向上、地域と国との円滑な政策連携に少しでも資することができれば幸いである。

調査研究にあたり、座長である服部敦中部大学工学部教授はじめ、委員の先生方には多大なるご協力と適切なアドバイスをいただいた。また、アンケート調査では、関係の各団体に多大なるご協力をいただいた。ここに深く感謝申し上げます。

2017 年 4 月

公益財団法人中部圏社会経済研究所



## 新たな都市・地域マネジメントの構築 ～提言：リニア開通に向けた名古屋大都市圏における革新的な都市・地域リノベーションの実現～（要約版）

### 1. 研究の背景

都市・地域をめぐる課題は、多様化し、また変化が激しくなっている。こうした状況下、既存の制度や組織とは別の枠組みで、創造的・革新的な政策を実現するための制度や組織（マネジメントシステム）の構築が世界各地で試みられ、一つの潮流を形成しつつある。これらの取り組みには、プロジェクト指向であること、クロスボーダーであるという特徴がある。個々の現場のプロジェクト特性に応じて、既存の分野、組織、地域を超えた新たな試みを進めるためである。

このような潮流の具体的な事例として、イギリスのローカル・エンタープライズ・パートナーシップ（LEP）制度、ドイツ・ノルドラインヴェストファーレン州のレギオナーレ制度、そして日本の特区制度を挙げることができる。各制度を比較することで、都市・地域政策において創造性・革新性を確保する観点から、我が国のマネジメントシステムがどの程度進化しているかについて検証することができる。

我が国において、都市・地域政策の創造性・革新性が求められる地域に中部地域がある。2027年に予定されているリニア中央新幹線の名古屋までの開通は都市・地域のリノベーションの絶好の機会であり、その実現のためには創造的・革新的な都市・地域政策の新たなマネジメントシステムの導入が求められる。日英独の3国の制度の比較研究から得られた成果は、中部地域における新たなマネジメントシステムの導入のための提言として生かすことができる。

### 2. 研究の方法

日本の都市再生推進法人へのアンケート調査や特区制度についての資料収集を行うとともに、イギリスおよびドイツの都市・地域マネジメント制度について、成立背景、制度の枠組み、運用状況を明らかにするための海外調査を実施した。海外調査は、2015年9月9日から9月17日まで（7泊9日）および2016年9月6日から9月15日まで（8泊10日）の2度にわたり実施しており、制度を所管する政府だけでなく、地域の事業主体、中間支援組織、客観的な立場の学識経験者などへのヒアリングを行い、多角的な視点から制度の把握を行うよう努めた。

### 3. 我が国の創造的・革新的な都市・地域政策のための制度の成立と展開

#### ○都市再生・特区・地域創生の流れ

2001年の都市再生特別措置法、2002年の構造改革特別区域法を境に、事前確定的な計画だけでなく、プロジェクト単位で新たな手法を導入し、都市・地域政策に創造性・革新性をもたらそうとする一つの政策の潮流が生まれた。これらは2005年の地域再生法、2011年の総合特別区域法へと続いた。そして、2013年に国家戦略特別区域法が制定されたが、これは手法的には構造改革特区、総合特区の流れをくみながら、国の政策スタンスとしては都市再生の考えを踏襲している。

#### ○都市再生推進法人・国家戦略特別区域会議

都市再生推進法人	国家戦略特別区域会議
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域のまちづくり主体を法的に位置付け、都市・地域計画に関与する権限や補助・税制等のインセンティブを享受する根拠を与えたものである。</li> <li>・基本は特定の自治体の区域を範囲としているため、自治体を超えた広域的なプロジェクト形成にまでは至っていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多くは複数の自治体にまたがる広域的な区域を対象としている。</li> <li>・法定化された制度としては、国、地方、民間の3つのセクターの合議体を意思決定主体としている点で、極めてユニークであり、今後同様な主体が普及するかは国家戦略特区の運用にかかっている。</li> </ul>

### 4. イギリスの都市・地域マネジメント制度

#### ○ローカル・エンタープライズ・パートナーシップ（LEP）の概要

Local Enterprise Partnership（LEP）とは、イギリスにおける地域の経済開発の促進を目的とした地方自治体と民間企業のパートナーシップである。そして、実態上の経済圏域を勘案した空間圏域における、ビジネス界主導の運営による産官学連携プラットフォームでもある。LEPの活動として、最も重要な活動は、Strategic Economic Plan（SEP）を策定し政府に提出することである。SEPには、地域内で必要なプロジェクトとそれらの優先順位が規定される。その内容はインフラ整備関連、住宅関連及び技能（教育）関連の3分野である。

#### ○LEPのマネジメントの仕組み

意思決定機関としてボード（会議体）を設置。ボードの長はビジネス界代表。ボードメンバーの

半数はビジネス界から選出。自治体の代表者も参加。事務局組織は、数十名規模のものから数名規模のものまで多様。自治体からの出向者が多くを占める。LEP自体は組織ではなく、資金管理はできないため、資金は代表自治体が別会計で管理している。政府は、DCLG（地方自治省）、BEIS（経済産業省）などの共管となっており、6つの地方事務所を置いて、LEPとの連携（アドバイス、監査など）を図っている。

### 5. ドイツの都市・地域マネジメント制度

#### ○レギオナーレの概要

レギオナーレとは、「地域 Region」と「隔年周期 Biennale」を合わせた造語であり、1997年以降、ノルドライン・ヴェストファーレン州政府が主導し、州内で展開する時限型・プロジェクト型・非法定型の地域開発手法である。そして、レギオナーレは、課題発掘から将来構想づくり、プロジェクトマネジメント、イベント的要素までも含む包括的試みであり、既存の公民の事業を「レギオナーレプロジェクト」に認定し、既存の補助金メニューとマッチングを図り、実現化することをサポートする取り組みとも言える。

#### ○レギオナーレのマネジメントの仕組み

レギオナーレの運営の方向性の決定やプロジェクトの認定は、自治体・州政府・銀行・関係団体から構成される運営委員会が行う。この他、クオリティコントロールを行う学識経験者の委員会などが置かれる。これらの委員会の事務局をつとめ、プロジェクトの実施主体、州政府、域内の自治体との窓口となって、調整を行うのがマネジメント会社である。マネジメント会社は、開催期間中のみの期間限定の組織である。プロジェクトマネジメントや広報などの専門家が雇用される。

### 6. 日英独の都市・地域マネジメント制度の比較

経済成長を目的とした国主導の取り組みという点で、日本とイギリスに共通点を見ることができ。一方、ドイツの取り組みは、日本の従来の考え方とは大きく異なるものであり、新たな政策の方向性を示すものである。

国 (地域)	日本 (全国)	ドイツ (ノルドライン・ヴェストファーレン州)	イギリス (イングランド)
制度名	国家戦略特区	レギオナーレ (REGIONALE)	ローカル・エンタープライズ・パートナーシップ (LEP: Local Enterprise Partnership)
計画的枠組み	国家戦略特別区域計画	開催方針 (テーマ、プロジェクト認定基準)	戦略的経済計画 (SEP: Strategic Economics Plan)
創設年度	2013年	1998年	2010年
地域の意思決定機関	国家戦略特別区域会議(国、自治体、民間事業者の合議体)	運営委員会(自治体、州政府、銀行、関係団体等が参加)	LEPボード(代表は民間。民間が過半を占め、自治体等が参加)
事務局	国(内閣府)が担当	マネジメント会社(開催期間限定で設置。プロジェクトマネジメント、広報の専門家で構成)	多くは関係自治体からの出向者が事務局を構成
意思決定機関の役割	計画の策定 規制の特例の対象事業の決定	対象事業の認定	計画の策定 事業の優先順位の決定
国の関与	区域の決定 計画(対象事業)の認定	開催地域の選定 マネジメント会社の設立支援	LEPの認定 EZ: Enterprise Zoneの認定
インセンティブ	規制の特例措置 固定資産税等の特例 利子補給金の交付	特になし(マネジメント会社による補助金のマッチング、計画の段階的なブラッシュアップなど)	EZの特例(法人税増収分の地方財源化、固定資産税等の減免、許可手続きの簡素化など)、成長基金の交付
実施状況 (2016年現在)	10区域(2大都市圏、2県、2連携市、6市のエリア)	8ヶ所で開催(IBAエムシャーパークを含めて州土全体をカバー)	39のLEPを認定(イングランド全土をカバー。一部エリアは重複)
所管官庁	内閣府	州政府の国土交通省に該当する官庁	地方自治省および経済産業省に該当する官庁
背景	規制改革を推進する観点から、国家戦略に合致する地域の取り組みを推進。	総合性・未来指向性を目指して、広域的に寄与する斬新なアイデアを重視する。展望的漸進主義に基づき大まかな計画の下、実践を積み重ねる。	実質的な経済圏を重視し、官民連携による経済開発を推進。国の成長指向と地方分権の潮流の中で制度化されたもの。

7. 提言：リニア開通に向けた名古屋大都市圏における都市・地域リノベーションの実現

－ “レギオナーレ in 中部 2018-37” の開催－

(1) リニア時代の中部圏の課題と可能性

中部圏は、ものづくり産業を強みとしながら、地域の魅力の創造・発信が乏しい。そして、中部圏開発整備法以降の50年間で蓄積された豊かな住宅・インフラの蓄積がある一方、技術革新や人口減少・少子高齢社会の中で都市構造や社会システムが陳腐化している。

リニア開通の前後10年間（今後、約20年間）の中で、都市のリノベーションや社会システムの変革に寄与する創造的・革新的なプロジェクトを集中的に進めるための枠組み構築が必要である。

(2) 創造的・革新的なプロジェクトのイメージ

中部圏の都市リノベーション・社会システム変革につながるプロジェクトは、以下が想定される。

創造的・革新的なプロジェクト例
名古屋駅周辺のイノベーション拠点の整備と周辺の界限性の有効活用
三の丸官庁街の官民連携リノベーション(広域防災・歴史軸・栄地区との連携)
中川運河の防災機能強化と賑わい創出
自動運転社会に向けた産業振興と道路空間の再配分
名古屋圏西部丘陵ニュータウンの連携再生
屋台・山車祭のための都市空間整備
リニア中央新幹線停車駅のゲートウェイ機能の活用
東海道新幹線停車駅の連携強化
モリコロ基金を継承する地域の担い手づくり
伝統産品集積を生かした観光振興
農林水産資源の中部ブランドの構築 など

(3) 創造的・革新的なプロジェクトを推進するための枠組み

日本の従来の都市・地域計画制度は、創造的・革新的なプロジェクトを推進する観点から、いくつかの課題を有している。これらの課題を克服するために、ドイツのノルドライン・ヴェストファーレン州で実績を挙げてきた「レギオナーレ」の枠組みを活用することが有効である。

日本の従来の都市・地域計画制度における創造的・革新的なプロジェクト推進の課題	
①事前確定性	プロジェクトの内容を事前に詳細に確定することを求める。
②現状維持性	現状維持指向があり、組織・分野を超えて、新たな取り組みを創造しにくい。
③無期限性	公的支援の期間が明確でなく、選択と集中が惰性化する。
④成果の低発信性	立上げ期に比べて成果の発信が乏しく、透明性の高い評価や成果の波及が行われにくい。
⑤専門的支援の希薄性	専門的人材のチームによる支援体制が形成されにくい。

ドイツのノルドライン・ヴェストファーレン州の「レギオナーレ」の特徴	
①展望的新新主義	テーマ、評価指標のみを明確にし、プロジェクトを事前に確定せず、積極的なプロジェクトの提案、実施を重ねる制度設計である。
②クロスボーダー性	広域連携、分野横断、官民学公の連携などによる革新性がある。
③期間限定性	期間を限定することにより、集中的投資を実現する(惰性化の回避)。
④成果の発信の重視	成果の徹底的な発信による透明性の確保と効果の波及がある。
⑤柔軟な専門的支援	プロジェクトマネジメント、広報等の専門人材による期間限定の支援組織が構築される(既得権益化の回避)。

(4) レギオナーレ in 中部の開催の提案

リニア開通までの10年間と開通後の10年間の2期に分けて、それぞれ統一的主题を掲げ、公共、民間の多様な主体から都市リノベーション・社会システム変革につながるプロジェクトの提案を受け、認定、推進するとともに、各期の最終年度に全国・世界に向けて情報発信を行う枠組みを構築する。

○統一的主题

時期を分けた場合のテーマ例	先行的に実施する区域を設けた場合のテーマ例
第1期(2027年ごろまで):リニア大交流圏のコアの創造	名古屋市及び周辺都市:リニア大交流圏のコアの創造
第2期(2040年ごろまで):リニア大交流圏のネットワークの構築	三遠南信:リニア大交流圏の都市間連携

○支援措置

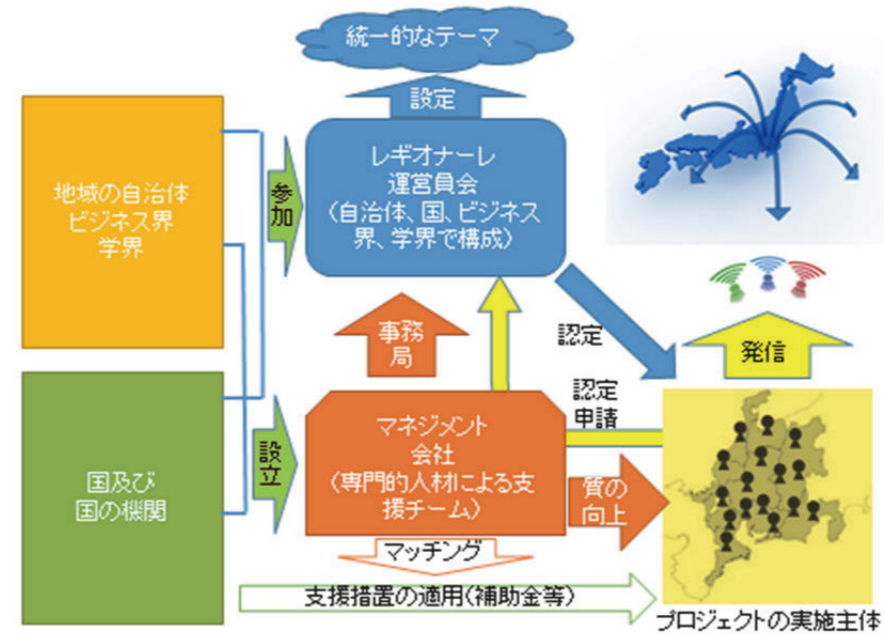
認定されたプロジェクトに対しては、既存の支援措置(補助金、公的融資、税制特例、規制特例、手続き簡素化等)の集中的な適用を図りつつ、民間投資を呼び込む。

○意思決定機関

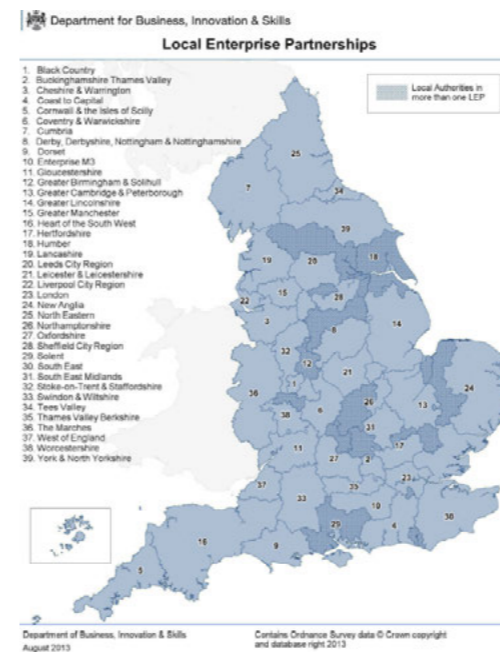
テーマの設定、認定基準の策定、プロジェクトの認定は、地域の自治体、国、ビジネス界、学界などから構成される合議体によって行う。

○支援組織

専門的人材のチームを編成し、実施期間内の時限的な支援組織を構築。支援組織は、プロジェクト認定の事務局、プロジェクトの質の向上、各種支援措置のマッチング、プロジェクトの情報発信手法の提示などの支援を行う。なお、支援組織の経費は、国、自治体、財界が十分に負担する。



【レギオナーレ in 中部のイメージ図】



【LEP】



【レギオナーレ】

# 新たな都市・地域マネジメントの構築

～提言：リニア開通に向けた名古屋大都市圏における革新的な都市・地域リノベーションの実現～

## 目次

報告書の作成にあたって

要約版

1. 研究の背景	1
2. 研究の方法と本書の構成	2
3. 我が国の創造的・革新的な都市・地域政策のための制度の成立と展開	3
3-1. 都市再生・特区・地域創生の流れ	3
3-2. 都市再生推進法人	3
3-3. 国家戦略特別区域会議	6
3-4. 小括	7
4. イギリスの都市・地域マネジメント制度 ～LEPを中心に～	8
4-1. ローカル・エンタープライズ・パートナーシップ(LEP)の概要	8
4-2. LEP導入に至る背景と現在の状況	10
1) LEP導入に至る背景	10
2) LEPの現在の状況	10
4-3. イギリスの地方自治の仕組みと都市・地域計画制度の概説	12
1) イギリスの地方自治の仕組み	12
2) イギリスの都市・地域計画制度の概説	13
4-4. 海外調査の概要	14
1) 現地調査の概要	14
2) 調査概要	15
4-5. 小括	25
5. ドイツの都市・地域マネジメント制度 ～レギオナーレ(REGIONALE)を中心に～	28
5-1. レギオナーレの概要	28
1) レギオナーレとは何か	28
2) レギオナーレの組織体制・プロジェクトの認定方式	28
5-2. レギオナーレに至る背景と現在の状況	30
1) レギオナーレの開催背景	30
2) 現在の状況	30
5-3. ドイツの地方自治の仕組みと都市・地域計画制度の概説	32
1) ドイツの地方自治の仕組み	32
2) ドイツの都市・地域計画の概要	
～国土交通省国土政策局HP「各国の国土政策の概要：ドイツ」より～	32
5-4. 海外調査の概要	34
1) 海外調査の対象地	34
2) 2015年度調査	35
3) 2016年度調査	39
5-5. 小括	46

6. 日英独の都市・地域マネジメント制度の比較	48
6-1. 日本の地域マネジメントの仕組み —国家戦略特区—	48
1) 沿革	48
2) 国家戦略特区の役割	48
3) 国家戦略特区のマネジメントの仕組み	48
4) 具体的な事例	49
6-2. イギリス(英国)の地域マネジメントの仕組み —LEP—	49
1) 沿革	49
2) LEP の役割	49
3) LEP のマネジメントの仕組み	50
4) 具体的な事例 : West of England	50
6-3. NRW 州(ドイツ)の地域マネジメントの仕組み —レギオナーレ—	50
1) 沿革	50
2) レギオナーレの役割	51
3) レギオナーレのマネジメントの仕組み	51
4) 具体的な事例 : REGIONALE 2016	51
6-4. 3つの制度の比較	52
7. 提言 : リニア開通に向けた名古屋大都市圏における革新的な都市・地域リノベーションの実現	
— “レギオナーレ in 中部2018-37” の開催 —	54
1) リニア時代の中部圏の課題と可能性	54
2) 創造的・革新的なプロジェクトのイメージ	54
3) 創造的・革新的なプロジェクトを推進するための枠組み	55
4) レギオナーレ in 中部の開催の提案	55

参考資料 :

1. 都市再生推進法人に関する調査について	59
2. 「都市再生推進法人に関する調査結果(速報)について」	61
3. 「地域ガバナンス研究会」2015年度海外調査の概要 * 日程、写真、記事等	64
4. 2015年度海外調査のインタビュー記録(抜粋)	71
5. 「地域ガバナンス研究会」2016年度海外調査の概要 * 日程、写真、記事等	93
6. 2016年度海外調査のインタビュー記録(抜粋)	100
7. 「地域ガバナンス研究会」について	131



## 1. 研究の背景

都市・地域をめぐる課題は、多様化し、また変化が激しくなっている。こうした状況に対応するためには、常に政策の創造性・革新性が求められるが、既存の制度や組織の枠組みが障害となる場合が多い。このため、既存の制度や組織とは別の枠組みで、創造的・革新的な政策を実現するための制度や組織（マネジメントシステム）の構築が世界各地で試みられ、一つの潮流を形成しつつある。これらの取り組みには、プロジェクト指向であること、クロスボーダーであるという特徴がある。個々の現場のプロジェクトの特性に応じて、既存の分野、組織、地域を超えた新たな試みを進めるためである。

このような潮流の具体的な事例として、イギリスのローカル・エンタープライズ・パートナーシップ（LEP）制度、ドイツ・ノルドライン・ヴェストファーレン州のレギオナーレ制度、そして日本の特区制度を挙げることができる。

イギリス、ドイツの制度の成立過程、特徴、実施状況を把握し、日本の制度と比較することで、都市・地域政策において創造性・革新性を確保する観点から、我が国のマネジメントシステムがどの程度進化しているかについて検証することができる。

我が国において、都市・地域政策の創造性・革新性が求められる地域に中部地域がある。2027年に予定されているリニア中央新幹線の名古屋までの開通は都市・地域のリノベーションの絶好の機会であり、その実現のためには創造的・革新的な都市・地域政策の新たなマネジメントシステムの導入が求められる。日英独の3国の制度の比較研究から得られた成果は、中部地域における新たなマネジメントシステムの導入のための提言として生かすことができる。

## 2. 研究の方法と本書の構成

本研究は、現代的な課題に対応した創造的・革新的な都市・地域政策の実現のための新たなマネジメントシステムの構築を図るため、日本・イギリス・ドイツの新たな制度の比較研究を行うとともに、その成果から、リニア時代の中部地域への新たなマネジメントシステムの導入に向けた提言をまとめることを目的とする。

このため、日本の都市再生推進法人へのアンケート調査や特区制度についての資料収集を行うとともに、イギリスのローカル・エンタープライズ・パートナーシップ制度及びドイツ・ノルドライン・ヴェストファーレン州のレギオナーレ制度について、成立背景、制度の枠組み、運用状況を明らかにするための海外調査を実施し、3国の制度の比較研究を行った。海外調査は、2015年9月9日から9月17日まで（7泊9日）及び2016年9月6日から9月15日まで（8泊10日）の2度にわたり実施しており、制度を所管する政府だけでなく、地域の事業主体、中間支援組織、客観的な立場の学識経験者などへのヒアリングを行い、多角的な視点から制度の把握を行うよう努めた。

本節以降の本書の構成は次の通りである。

3. では、特区制度について、主に推進主体に着目してまとめた。4. ではイギリスのLEP制度について、5. ではドイツのレギオナーレ制度について海外調査の成果をまとめた。6. では、3つの国の制度の比較を行った。7. では、調査の成果を踏まえて、名古屋大都市圏における革新的な都市・地域リノベーションの実現に向けた新たなマネジメントシステムの導入についての提言をまとめた。

### 3. 我が国の創造的・革新的な都市・地域政策のための制度の成立と展開

#### 3-1. 都市再生・特区・地域創生の流れ

1998年に最後の全国総合開発計画（全総）が決定された頃を境に、事前確定的な計画だけではなく、プロジェクト単位で新たな手法を導入し、都市・地域政策に創造性・革新性をもたらそうとする動きが進み始めた。

その始まりが、2001年の都市再生特別措置法であり、2002年の構造改革特別区域法である。これらは、規制改革・制度改革の特例措置を特定のエリアで実現する特区的な性格を持った制度であり、ここから一つの政策の潮流が生まれた。

財政制度の縦割りの改革を目指した2005年の地域再生法、構造改革特区を発展させ、規制と財政の両面から改革を進めようとする2011年の総合特別区域法へと続いた。

これらの制度は、いずれも地域発意のプロジェクトを支援するために、従来にない特例措置を適用するために創設された制度である。

この間、国土計画も国から

のトップダウン型であった全総から、地域からのボトムアップ型の国土形成計画へと移行している。

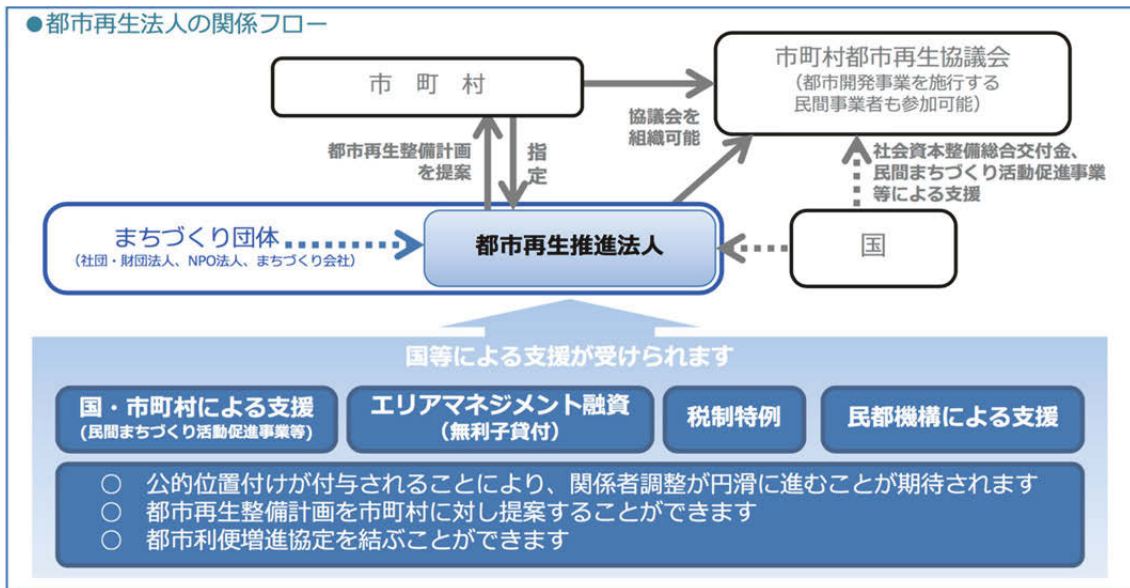
規制改革が進まない総合特区への批判的反省に基づいて、2013年に国家戦略特別区域法が制定された。国家戦略特区は、その名が示す通り、国家の成長戦略に適った地域の取り組みを国が積極的に関与して推進しようとするものである。手法的には、構造改革特区、総合特区の流れをくみながら、国の政策スタンスとしては都市再生の考え方を踏襲している。

これらの制度はいずれも、省庁横断的な取り組みを推進する内閣官房・内閣府の所管である。2017年現在は、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、内閣府地方創生推進事務局が担当している。



#### 3-2. 都市再生推進法人

都市再生推進法人は、都市再生特別措置法に基づき、まちづくり会社やNPO等のまちづくり団体に法的な位置付けを与え、優良なまちづくりの担い手の積極的な活用を図る制度として、2007年（平成19年）に創設されたものである。



出典：国土交通省公表資料「都市再生推進法人について」より転載

番号	法人形態	名称	指定日	主な取り組み	種別	都道府県	市区町村	HP	設立	代表	資本金
1	株式会社	札幌大通まちづくり	H23.12.9	札幌大通りの賑わい創出とエリアマネジメント	エリア	北海道	札幌市	あり	2009	商店街振興組合理事長	9,050,000
2	株式会社	まちづくりとやま	H24.3.2	中心市街地の活性化(コミバス、交流施設の運営等)	エリア	富山県	富山市	あり	2000	副市長	30,000,000
3	株式会社	飯田まちづくりカンパニー	H24.3.30	中心市街地の活性化(再開発、交流施設の運営等)	エリア	長野県	飯田市	あり	1998	地元店舗店主(NPO代表)	212,000,000
4	株式会社	まちづくり川越	H24.5.28	観光交流施設の運営	施設	埼玉県	川越市	あり	2008	民間企業会長	35,000,000
5	株式会社	まちづくり福井	H25.4.18	中心市街地の活性化(コミバス、交流施設の運営等)	エリア	福井県	福井市	あり	2000	商工会議所職員	58,750,000
6	株式会社	秋葉原タウンマネジメント	H25.9.3	駐車場案内システム、交通施設管理、広告管理など	エリア	東京都	千代田区	あり	2007	副区長	64,900,000
7	株式会社	牛久都市開発	H25.9.25	商業施設及び駐車・駐輪場の管理運営	施設	茨城県	牛久市	あり	1986	市長	120,000,000
8	株式会社	草津まちづくり	H25.12.27	駅前及び中心市街地におけるテナントミックスなど	エリア	滋賀県	草津市	あり	2013	商工会議所副会長	37,600,000
9	株式会社	まちづくり東海	2015.3.7	駅前広場及び駐車場の管理運営	施設	愛知県	東海市	あり	2011	副市長	53,750,000
10	株式会社	えきまち長浜	2015.3.20	駅周辺の再開発及び施設管理	施設	滋賀県	長浜市	あり	2014	商工会議所副会長	29,500,000
11	株式会社	田名部まちづくり	2015.7.15	空き店舗活用など	エリア	青森県	むつ市	あり	2013	民間企業社長	15,000,000
12	一般社団法人	大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり協議会	H25.9.3	大丸有地区の共通ルールに基づくエリアマネジメント	エリア	東京都	千代田区	あり	2012	民間企業役員	
13	一般社団法人	柏の葉アーバンデザインセンター	H26.1.14	柏の葉キャンパスのエリアマネジメント、デザインマネジメント	エリア	千葉県	柏市	あり	2011	大学教授	
14	一般社団法人	グランフロント大阪TMO	H26.7.29	うめきた先行開発区域のエリア	エリア	大阪府	大阪市	あり	2012	元大学総長	
15	一般社団法人	新宿副都心エリア環境改善委員会	H27.3.26	新宿副都心の共通ルールに基づくエリアマネジメント	エリア	東京都	新宿区	あり	2010	大学教授	
16	一般社団法人	有楽町周辺まちづくり協議会	2015.6.2	有楽町駅前広場の管理運営	施設	東京都	千代田区	あり	2015	民間企業社長	
17	一般社団法人	日比谷エリアマネジメント	2015.6.24	イベントの開催等	エリア	東京都	千代田区	なし	2015	-	
18	一般社団法人	荒井タウンマネジメント	2016.1.14	区画整理をベースとした荒井東地区のエリアマネジメント	エリア	宮城県	仙台市	あり	2013	区画整理組合理事長	
19	一般財団法人	柏市まちづくり公社	H26.2.14	JR柏駅周辺地域における賑わい・交流の創出等	市域	千葉県	柏市	あり	2013	柏市都市部理事	
20	一般財団法人	柏市みどりの基金	H26.3.31	みどりに関する専門家派遣・アドバイス、助成等	市域	千葉県	柏市	あり	1995	柏市都市部長	
21	特定非営利活動法人	南信州おひさま進歩	H24.3.30	環境保全、まちづくりの推進、社会教育の推進等	市域	長野県	飯田市	あり	2004	(NPO代表)	
22	特定非営利活動法人	いいだ応援ネットイデア	H24.3.30	社会教育の推進、まちづくりの推進等	市域	長野県	飯田市	あり	2002	和菓子屋店主(まちづくり会社代表)	

出典：公表資料をもとに筆者が作成

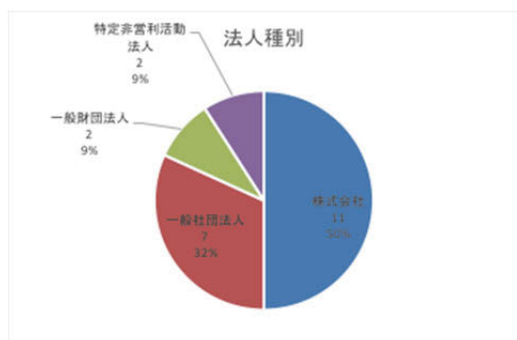
まちづくり団体は、市町村の指定により都市再生推進法人となることができる。都市再生推進法人は、都市再生推進計画を市町村に提案できる権限を持つとともに、国・市町村の支援を受けて、公共施設等の整備・管理を行うことができる。

2011年に指定を受けた札幌大通まちづくり株式会社をはじめ、2016年3月31日現在、全国で22法人が指定を受けて活動している。

22法人の属性、活動内容を公開ホームページなどの既存資料から整理した表を作成した。これに基づき、分析を行った結果をまとめておく。

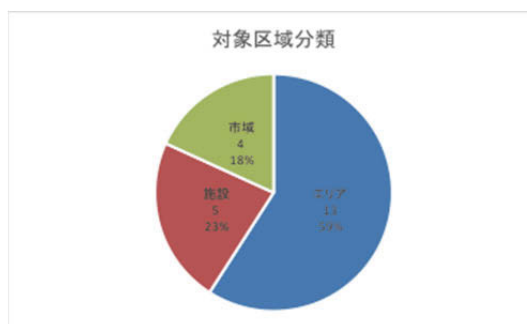
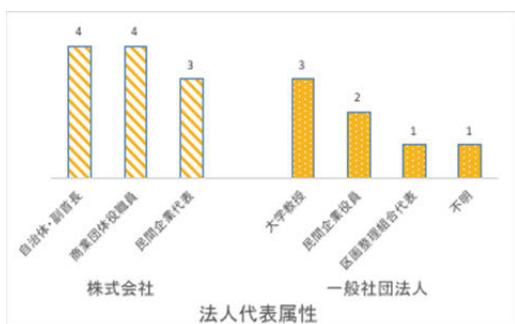
法人種別としては、株式会社が50%、一般社団法人が32%で、この2形態で大部分を占める。

都市再生推進法人制度が導入された2007年以前にすでに設立されていた法人が7法人ある。この中には、中心市街地活性化のために2000年前後に設立された法人が3つ含まれている。都市再生推進法人への指定は2011年度より始まり、既存の法人は2013年度までに指定されている。2013年度の法改正により、都市再生推進法人の役割が拡大したことを契機に、2011年度以降に設立された法人が指定されている。これらの法人はいわゆるエリアマネジメントを志向した法人である。



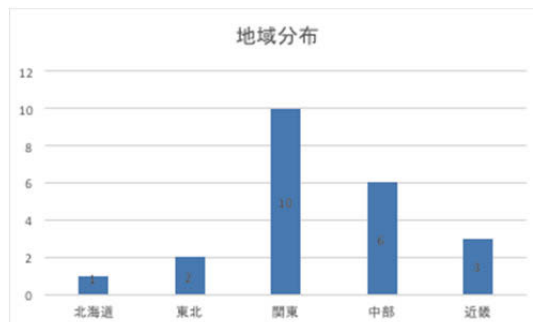
株式会社の代表は、自治体幹部の併任、商工会議所等の商業団体の役員の併任が多く、地域の名士や活動家である民間企業代表が就く場合もある。

一般社団法人の場合は、多くは民間企業の集団であることから、民間企業役員が就く場合と大学教授が就く場合とがある。



対象区域は、中心市街地、駅前周辺、大都市都心、再開発・区画整理の事業区域などの一定の広がりのあるエリアを対象とする法人が最も多く59%を占める。次いで、再開発施設、駐車場、駅前広場など特定の施設の管理運営を主に行っている法人が23%ある。施設運営型の法人は株式会社に多い(11分の4)という傾向がある。

地域分布を見ると、関東に10法人と集中しており、次いで中部に6法人となっている。この他、北海道、東北、近畿にあるが、中四国、九州・沖縄には事例がない。地域的な偏りが見られる。



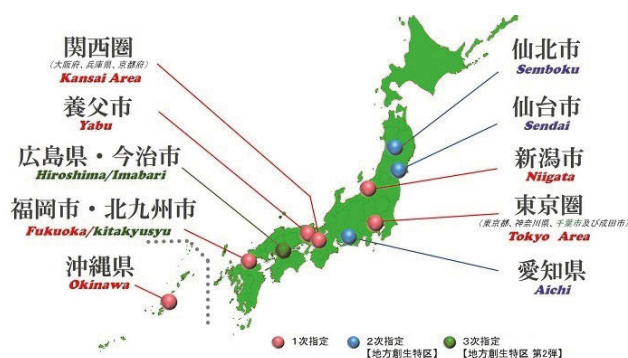
### 3-3. 国家戦略特別区域会議

国家戦略特区制度では、従来の都市・地域政策の法制度にはない新たな推進主体が規定された。国家戦略特別区域会議である。

国家戦略特区制度は、国が定めた国家戦略特別区域において、国の認定を受けた計画に基づいて、地域のプロジェクト主体が規制の特例や各種の支援措置の適用を受けることができるものである。

2016年10月現在で指定区域の数は10区域、規制の特例の数は50、認定を受けた地域のプロジェクトの数は207事業となっている。

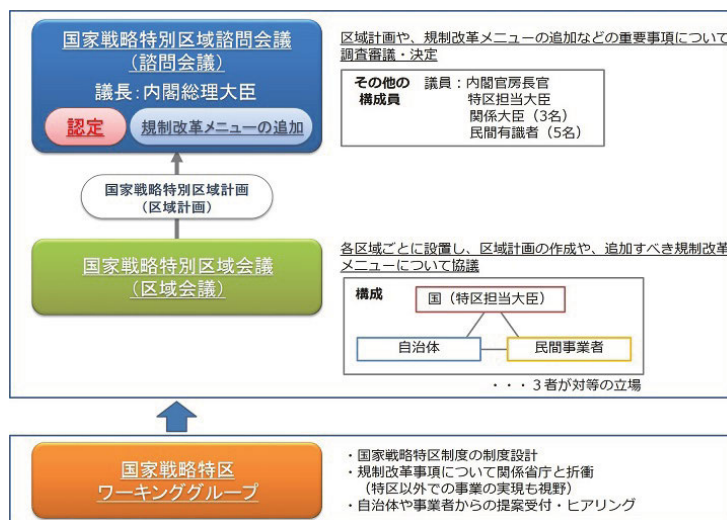
この制度において、国家戦略特別区域会議は各指定区域ごとに設定され、多くの重要な権限を担う。計画の策定、規制の特例措置の導入の提案、地域で実施するプロジェクトの決定、



などである。この会議は、当該制度の担当大臣(国)、区域内の自治体の長(地方)、国が公募で選定したプロジェクト候補者(民間)により構成され、事務局は、内閣府が担当する。これに対して、国の関与は、区域の設定、計画の認定、プロジェクトの認定などとなっている。重要な決定を会議で行い、国が最終的に追認する形である。

国、地方、民間という3つのセクターの代表で構成される合議体が、都市・地域政策のための重要な計画の策定、プロジェクトの決定を担うという構図は、従来の法制度にはほとんど先例がない。唯一、都市再生特別措置法第19条の2に規定される特定都市再生緊急整備地域における整備計画の策定主体として、国、地方、民間等からなる協議会が位置付けられているのみである。都市再生のこの制度を基に、国家戦略特区の制度が構築され、国・地方・民間の合議体に大きな権限が与えられたことには大に注目すべきである。

この制度において、地方の都市・地域政策の計画であるにも関わらず、計画の策定、運用に国が大きく関与していること、国が選定した民間事業者が地域の政策の決定主体に参画していることは、地方分権や地域のガバナンスのあり方に照らして十分に検証すべきである。



### 3-4. 小括

都市・地域政策に創造性、改革性をもたらすためのマネジメントシステムとして、都市再生特別法の都市再生推進法人、国家戦略特区の国家戦略特別区域会議の2つの制度を見てきた。

都市再生推進法人は、地域のまちづくり主体を法的に位置付け、都市・地域計画に関与する権限や補助・税制等のインセンティブを享受する根拠を与えたものである。当初に指定された法人には、従来の中心市街地活性化のための第三セクターをそのまま位置付けたものもあるが、次第に、多様な主体の連携によるエリアマネジメント主体を志向するようになっており、事業内容も特定の施設の管理・運営から、一定のエリアにおいて都市資産の有効活用、交通環境整備、情報発信による付加価値向上等を図るエリアマネジメントへと広がりを見せている。法人としての性格も、自ら事業を行う事業主体から中間支援を行うマネジメント主体へと変化しているのが分かる。しかし、基本は特定の自治体の区域を範囲としているため、自治体を超えた広域的なプロジェクト形成にまでは至っていない。

一方、国家戦略特別区域会議は特定の自治体内に設定されているものもあるが、多くは複数の自治体にまたがる広域的な区域を対象としている。法定化された制度としては、国、地方、民間の3つのセクターの合議体を意思決定主体としている点で、極めてユニークであり、今後同様な主体が普及するかは国家戦略特区の運用にかかっている。

## 4. イギリスの都市・地域マネジメント制度 ～LEPを中心に～

### 4-1. ローカル・エンタープライズ・パートナーシップ(LEP)の概要

Local Enterprise Partnership (LEP) とは、イギリスにおける地域の経済開発の促進を目的とした地方自治体と民間企業のパートナーシップである。

LEP は、実態上の経済圏域を勘案した空間圏域において、ボードメンバーの半数以上を民間セクター出身者で構成することを要件とするなどビジネス界主導の運営による産官学連携プラットフォームである。LEP に期待される役割は、政府の政策白書<sup>(註4-1)</sup>に以下のように示されている。

- ・政府とともに（交通インフラを含む）優先投資対象事業を定め、事業実現のための支援、コーディネートを行う
- ・地域成長ファンドに対する助成申請プロポーザルをコーディネートする、あるいは直接申請を行う
- ・新しい成長産業のハブを運営するためのコンソーシアムを支援し、実現に関与することで、高成長産業を支援する
- ・国の **planning policy** 策定に対して要望活動を行い、戦略的計画申請の際には企業の関与を保証する
- ・企業に対する規制が地域主体で実施されるような改革をリードする
- ・戦略的な住宅提供を行う。そのための資金の調達や配分を支援する
- ・地域の雇用主、職業斡旋所、訓練提供者とともに失業者の雇用を支援する
- ・民間部門からの資金調達をてこ入れする
- ・再生可能エネルギー開発とグリーン調達推進のため、資金面、非資金面の両面でのインセンティブの開拓を行う
- ・デジタルインフラ整備など、政府の優先事項の政策の実現に関与する

LEP の活動として、最も重要な活動は、**Strategic Economic Plan (SEP)** を策定し政府に提出することである。SEP には、地域内で必要なプロジェクトとそれらの優先順位が規定される。その内容はインフラ整備関連、住宅関連及び技能（教育）関連の3分野である。

更に、LEP 域内で個別のインフラ整備等や各種プロジェクトを進めるときに、LEP としてプライオリティーを付けて、ファンドを申請する役割もある。LEP 内の個々の自治体と比べて、LEP がプロジェクトに優先順位を付ける影響力が強く、更に、自治体とビジネス界とが一緒に意思決定を行う仕組みとなっていることが大きな特徴である。LEP 内でカバーされている自治体の代表者は全て LEP のボードに参加している。

このため、LEP の意思決定を行うボードにおいて行われる調整及び意思決定は、自治体間や公民間の利害調整が必要となり、極めて困難なものとなるケースが多い。

実際のプロジェクトの実施は各自自治体のトップを通じて各自自治体で実施する。また、LEP が申請する資金先として、新しく設置されたものではなく、全ては **Department of**



Communities and Local Government (DCLG) や運輸省、ビジネス革新技能省の既存の予算の枠組みのもので対応されている。

LEP は任意団体であり、特別の法的地位は有していない。国の政府 DCLG の立場からこの点については特に関与しないこととなっている。2~3 名程度で運営されるボランタリーな組織の場合もあり、この場合は Chief Executive はいるが、その他のスタッフは自治体から出向のような形で借りるか、外部コンサルタントを雇って運営されている。

LEP は直接政府からお金を受け取ることはできない組織である。LEP 内の複数の自治体のうちの 1 つがその地域を代表する Lead Local Authority として指名され、政府から支給される資金の管理は全て Lead Local Authority が実施することとなっている。このため LEP そのものは小さい組織で運営可能な仕組みとなっている。

LEP の意思決定については、意思決定機関としてボードが設置されており、すべての意思決定はボードが責任を持つ体制となっている。

LEP Assurance Framework <sup>(註 4-2)</sup> を DCLG は策定し、LEP の運営及びボードの意思決定等の透明性等について一定のガイドラインを提示している。これによれば、以下の規定が定められている。

- ・ボードの委員長は、地元のビジネス界の代表者である必要がある（地元の政府の政治家では不可）
- ・ボードの最低半分以上はビジネス界からの代表である必要がある
- ・人選と任命については LEP ボードに任されている（透明性が担保されている限り）
- ・残りのメンバーは自治体の主導的立場にある人が占める（大学の代表、研究機関の代表、慈善団体の代表が参加するケースもあり）

LEP は地域成長基金 (Regional Growth Fund) などの競争的資金の獲得や、基礎自治体が連携して空間計画を策定する際の協力も行っている。また、2014-2020 年 EU 構造基金の管理主体ともなる。

### 【Enterprise Zone (EZ) の概要】

イギリスの EZ は 1980 年代初頭にサッチャー政権によって導入されたものが最初である。その後、民間セクター主導の経済成長を促進する地域として 2011 年に EZ を新たに指定することとなった。企業に対して、税制の優遇、都市計画手続きの簡素化、ブロードバンド整備の支援などのインセンティブを提供することで、企業の経済活動の開始・拡大を支援するものである。新しい仕組みにおいては、LEP だけが EZ 設置申請の主体となることが可能となった。EZ は LEP の区域内に通常 1 箇所のみ指定され、国に対して申請する際に LEP と関係自治体の長が申請内容に同意していることが必要となった。申請内容作成に際しては、DCLG の担当部局がサポートする体制がとられている。2016 年 9 月現在、39 箇所の LEP に対し、24 箇所の EZ が指定済みである。指定エリアの大きさは多様(28~485ha)である。

## 4-2. LEP 導入に至る背景と現在の状況

### 1) LEP 導入に至る背景

1997-2010年までの労働党政権下では法（1998年）に基づき、ロンドンを除く8つの政府地域事務所の区域ごとに The Regional Development Agencies (RDA) が設立された。ロンドンでも2000年7月に London Development Agency が設立されていた。これはイングランドの各地域における経済開発、地域全般にわたる社会的、物質的再生を実現することが目的であった。

2010年にイギリスでは政権交代がおり、保守党と自由民主党の連立政権（2015年まで存続）が成立した。この新しい政権は、「大きな社会 (Big Society)」と「地域主義 (Localism)」を柱とした地方分権促進を主要政策として打ち出した。この中で、行政区域ではなく実質的な経済圏を重視した効率的な地域経済支援を目的として、RDA を廃止し、その代わりとなる仕組みとして LEP を設置することとなった。イングランド全ての地方自治体に対し、2010年9月初旬までに LEP の設立を申請するよう国から通知がなされ、当初64件の LEP 設置提案が中央政府に提出された。2010年10月に24の LEP が最初の設立認定を受けた。

### 2) LEP の現在の状況

2016年9月現在で、39の LEP が設立されている（図4-1）。これはイングランドのみをカバーしている。LEP の設置承認時の中央政府による評価基準は以下の4点である。

- ・基準1：提案は地域のビジネス界から支援を受けられるものである必要  
（単に1つのビジネス主体だけではなく、その地域のビジネス全体に支援されるもの）
- ・基準2：経済の実態に即した境界設定が必要（以前のような政府が定めた境界ではなく）
- ・基準3：LEP のエリアがカバーする地方政府からの支援を受けられるものである必要
- ・基準4：付加価値を創出し野心的な内容、戦略的な考え方をもち必要

LEP は労働党政権下で存在した RDA を代替する趣旨と理解される場合があるが、中央政府によればこれは正しくない。政府が RDA を設立した当時の設立理由は、主にイングランド南部と北部との間の経済的な格差に対処することであった。しかし、RDA が設置されていた10年の間に、南北の格差はますます拡大したとみなされている。RDA は政府によって設立され、政府の行政区域にしたがって作られた政府主導の組織であるが、これに対して LEP は地方政府とビジネス・企業とのパートナーシップ、特にビジネスの面に重点が置かれている点が重要な相違点である。

政府から補助金が交付されていた RDA とは異なり、LEP の運営資金は、LEP を構成する地方自治体と企業が自ら負担することとなっている。実際には、資金難により民間企業の協力が得られず、立ち上げや運営に苦慮している LEP が多かった。このため中央政府は、2011年に LEP の立ち上げや初期運営を支援することを目的に総額500万ポンドを交付している。また、2012年9月には、LEP における戦略的計画の策定・実行を支援することを目的に、要件をみたした提案に対し、2014年度までに総額2,500万ポンドの資金提供を行

うことを発表し、2012年度中に各LEPに対し12万5千ポンドを交付した。

個別事業の実施に当たっては、地域成長ファンドなどのファンドに助成申請を行う。LEPの区域は実質的な経済圏としての繋がりをもとにしてボトムアップ的に設置されており、かつてのRDAが中央政府の地域事務所の区域ごとに設置されていたものと相違しており、かつてのRDAの境界と異なるケースもある。

### 【Enterprise Zone (EZ) の現状】

いずれのEZも競争力を有する特定の産業分野を有している（例：航空宇宙、自動車、ライフサイエンス等）。London以外の8の核都市（Birmingham, Bristol, Leeds, Liverpool, Manchester, Newcastle, Nottingham, Sheffield）には全てEZが指定済みとなっている。2015年8月の時点で、19,000人の新規雇用、22億ポンドの民間投資、500以上の新規企業立地が実現している。立地企業へのメリットとして以下の4点が制度上規定されている。

- ・法人税（居住用以外のオフィス・工場等の資産への課税）の全額免除（27.5万ポンドを上限として5年間）
- ・企業の設備投資への減免が適用されるゾーンもある
- ・planningの許可手続きが簡素化される（Local Development Orderが事前に策定されることによって、許可手続きの事前明示性が高められている）
- ・EZ内のブロードバンド等のインフラ設置について政府が優遇措置を行う

地方自治体へのメリットとしては、法人税は通常50%のみ自治体が保有し、残りは国税となることと、EZの効果によってEZ内で徴収される法人税が増加する分（25年間にわたり）を全額地方自治体が保有できる点がある。

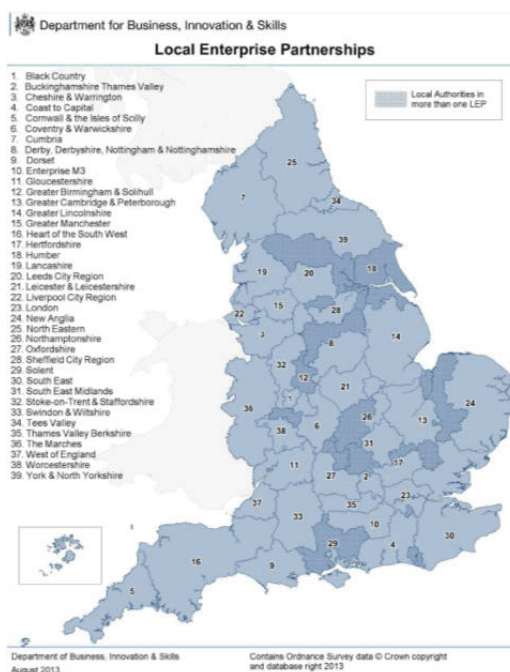


図 4-1 LEP の指定区域（註 4-3）

### 4-3. イギリスの地方自治の仕組みと都市・地域計画制度の概説 (註 4-4)

#### 1) イギリスの地方自治の仕組み

グレートブリテン及び北アイルランド連合王国（United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland）は、イングランド、スコットランド、ウェールズ、北アイルランドの4つの地域からなる。本報告書の調査結果はイングランドの仕組みについて中心に記述する。

イングランドの二層制の地域は、カウンティ（日本の県に相当する広域自治体）とディストリクト（日本の市町村に該当する基礎自治体）で構成される。一層制の地方自治体は、大都市圏に存在する「大都市圏ディストリクト」と非大都市圏の「ユニタリー」である。これらは県及び市町村の機能を併せ持った地方自治体である（図 4-2）。

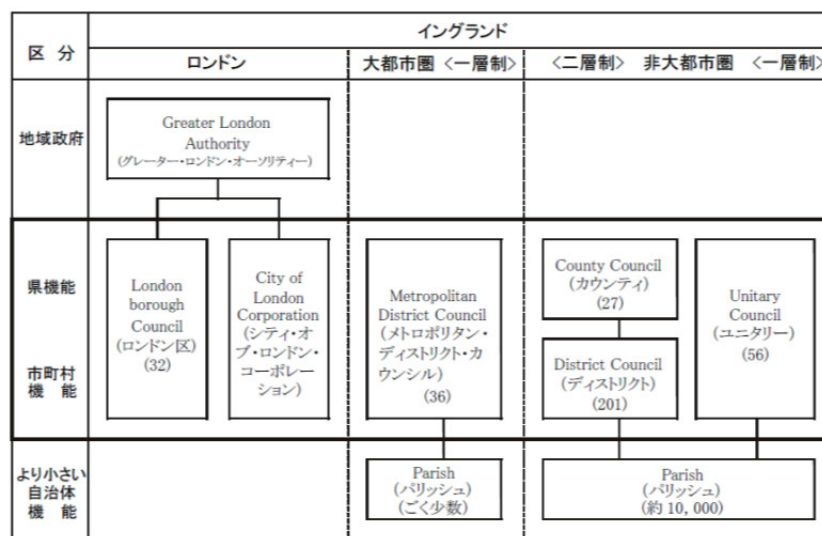


図 4-2 イングランドの地方自治体の構成 (註 4-5)

イングランドでは、「1835 年地方自治体法」以降約 170 年の間、地方自治体の構造の形態は「委員会制度」しか存在しなかった。委員会制度では、議会が地方自治体の最高意思決定機関であると同時に行政の執行権も持ち、更にそれらの権限の多くを、議員で構成される分野別の委員会に委任する。委員会制度は、運営面での非効率性や透明性の欠如といった面で批判が多かった。近年になり、まず 2000 年地方自治法（Local Government Act 2000）によって、従来型の議会全体で行ってきた政策決定とその評価に係る責任の所在を、政策決定に責任を持つエグゼクティブ（内閣構成議員）と政策評価を担当するバックベンチャー（一般議員）に明確に区分する地方自治体構造モデルへの移行を促す改革が実施された。更に、2011 年地域主義法（Localism Act 2011）によりイングランドの地方自治体及び地域コミュニティの権限や自由裁量の強化、直接公選首長制度の導入によるリーダーシップ強化などを趣旨とする改革が行われた。同法の規定に基づき、2012 年 5 月の地方選挙と同日に、イングランドの人口上位の 10 都市で直接公選首長制度導入の是非を問う住民投票が行われたが、これにより同制度の導入が決まったのは、ブリストル市のみであった。

### 【都市協定 (City Deals)】

イングランドの長期的な成長に重要な役割を持つ都市（圏）の経済成長を促進するため、政府と都市（圏）が協定を締結し、必要な権限・財源を移譲する。協定の内容は都市（圏）によって異なる。Wave1 として、ロンドン以外の 8 大都市（Birmingham, Bristol, Leeds, Liverpool, Manchester, Newcastle, Nottingham, Sheffield）との間で協定が結ばれた（都市地域圏が対象、多くの都市では LEP が主体）。更に WAVE2 として 18 の都市との間で協定が締結されている。

### 【合同行政機構 (Combined Authority)】

イングランドの都市圏（city region）への分権を目的に設置が進められているのが合同行政機構である。合同行政機構は、より広いエリアで政策を実施することによって、より効果的な施策の推進を図ることを目的に、2 つ以上の地方自治体で構成される法的地位を有する行政体のことである。2016 年 6 月までに計 7 つの合同行政機構が設置されている。従来、合同行政機構が機能を行使できる分野は交通や経済等にかかる政策に限定されていたが、キャメロン政権の下、2016 年 1 月に成立した「2016 年都市・地方分権法 (Cities and Local Government Devolution Act 2016)」において、この制限が撤廃され、個別に政府との合意を交わし、国務大臣が二次立法を制定することにより合同行政機構へ政府機能を移管することが可能になった。併せて、直接公選首長を設置することも可能となった。

### 【成長協定 (Growth Deals)】

地方経済の活性化のための政府と LEP との間の協定であり、政府と LEP の連携を図ることを意図している。政府は LEP に対して地方成長基金 (Local Growth Fund) による支援を行って LEP の活動の自由度と裁量性を高めることが意図されている。

## 2) イギリスの都市・地域計画制度の概説

イギリスの都市・地域計画制度は、空間計画の面では 1947 年都市農村計画法により、制度の骨格が作られた。イングランドでは 2004 年、2011 年に重要な改正が行われている。地域政策の面では、1990 年代に EU の地域政策も踏まえつつ、競争力を強化する施策が展開され、1999 年にはイングランドで 8 つの RDA が発足した。その後、2010 年 5 月の政権交代により RDA は廃止され LEP が推進されている。

2010 年政権交代以前の計画体系においては、中央政府は計画テーマ毎に空間計画の政策方針を記述した詳細な PPS (Planning Policy Statements) 及び地域の全般的な空間開発の方針をイングランドの 9 つの地方毎に記述した RSS (Regional Spatial Strategy) を示してきた。一方、地方自治体は RSS を具体化するように、Local Development Framework (LDF) を策定してきた。RSS と LDF は法定ディベロップメント・プランとして位置づけられ、地方計画庁はこれらを判断根拠として、個別開発行為の許可等を行う「計画許可」

制度を運用してきた。

2010年5月に誕生した保守党・自由民主党連立政権は地域主義（Localism）を掲げ、従来の地域空間戦略を含む計画制度がトップダウンで官僚的であり、かつ住宅供給に十分な役割を果たせなかったという反省を踏まえて、RDA,PPS,RSS を廃止し地域主義法（Localism Act）が成立した。2012年3月に、イングランドの計画の方針を示す National Planning Policy Framework（NPPF）を公表した。NPPFは、ローカル・プラン及び近隣地区計画を策定する上で考慮されなければならないとされており、経済の競争力向上、中心市街地の活性化、農村経済の活性化、持続可能な交通、質の高い通信インフラ、質の高い住宅の選択肢の拡大、優れたデザイン、福祉、グリーンベルト、気候変動・洪水対策、自然環境の保全、歴史的環境の保全、鉱物の持続可能な利用を支援することが記述されている。しかし、PPGが合計1,000ページを超える文書であったのに対して、NPPFは60ページに満たない簡潔な文書とされた。また、Localism Act 2011において、Local Planの策定主体（基礎自治体など）は、ディベロップメント・プランの策定にあたり、広域戦略課題に関して、近隣の策定主体や関連組織と協力しなければならない義務（Duty to Cooperate）が定められた。NPPFでは、協力すべき課題として、住宅・雇用、商業、インフラ、福祉・安全・文化、気候変動対応が例示されている。

#### 4-4. 海外調査の概要

##### 1) 現地調査の概要

2015年度の現地調査は2015年9月14日（月）～16日（水）にかけて実施した。LEPについて中央政府のLEP担当者及び学識経験者へのインタビューを実施するとともに、具体事例の調査対象としてWest of England LEP（以下、「WoE LEP」）を選定し、WoE LEP地域内のBath市におけるLEP政策関連担当者に対してインタビューを実施した。

表 4-1 インタビュー調査の概要(2015年)

日時	ヒアリング対象者（所属）
9月14日（月）：10:30～11:30	Professor Gavin Parker(Univ. of Reading, プランニングスクール学科長)
9月15日（火）：14:30～17:00	Kaoru Jacques 氏(Planning Officer), ジョン・コークス氏(Economic Development Manager), 【Bath and North East Somerset】
9月16日（水）：12:00～13:00	Claire O'Brien 氏(Head of Development Management), Ajit Atwal 氏(Project Support Officer), 【Old Oak and Park Royal Development Corporation】
9月16日（水）：14:30～16:00	Terence Powell 氏 : (Cities and Local Growth Division) , Peter Sebastian 氏 : (Enterprise Zones Division) , Keith Thorpe 氏 : (Housing Standards & Support Directorate) , 【Department for Communities and Local Government】

2016年度の現地調査は2016年9月7日（水）～9日（金）にかけて実施した。前年度に引き続き具体事例の調査対象としてWoE LEPを選定し、WoE LEPのボードメンバー及び事務担当者、WoE LEP地域内の主要都市であるブリストル市役所担当者、中央政府のWoE LEP担当者及び学識経験者へのインタビューを実施した。

LEPの全般的側面についての調査結果については、概ね「4-1, 4-2, 4-3」の項目に記載した。以下ではWoE LEPの事例調査の結果について記述する。

表 4-2 インタビュー調査の概要(2016年)

日時	ヒアリング対象者(所属)
9月7日(水): 9:45~10:15	Murryam Anwar氏 (Department for Communities and Local Government)
9月7日(水): 15:00~17:30	West of England Local Enterprise Partnership 関係者インタビュー James Durie氏 (Board Member) Antony Corfield氏 (Programme Manager) Andrew Youl氏 (Project Manager) Chris Hackett氏 (Economic Strategy Manager, Bristol City Council)
9月8日(木): 9:30~11:00	University of the West of England Martin Boddy教授
9月8日(木): 14:00~16:00	West of England Local Enterprise Partnership 関係者インタビュー-Jack Owen氏 (Economic Development Manager)
9月9日(金): 10:00~11:30	自治体国際化協会クレア・ロンドン事務所 Andrew Stevens 主任調査員
9月9日(金): 15:00~17:00	中央政府 (Cities & Local Growth Unit) の West of England Local Enterprise Partnership 担当リレーションシップ・マネージャー (Paul Shand氏)

## 2) 調査概要

WoE LEPは、ロンドンの西方の4つの自治体の連合組織であり(図4-3)、ロンドンまで列車で1時間20分の距離圏に立地する。4つの自治体は、中心都市であるブリストル(人口44.9万人)、世界遺産に指定されているバースの市街地を含む Bath & North East Somerset(人口18.5万人)、North Somerset(21.0万人)、及び South Gloucestershire(27.5万人)から構成されている。人口規模は全体で112万人程度である。域内のGross Value Addedは308億ポンドに達する。失業率は4.1%であり、イングランド全体の平均5.2%よりも下回っており、主要な都市地域の中では経済状況は良い部類である。LEPとして重視している主要産業は、航空宇宙・防衛産業、IT、Creative産業、金融等の分野である。主要な雇用先はエアバス、ロールスロイス、GKN航空宇宙などの企業が知られている。これまで実現した投資の実績は以下の通りである。

○Growth Deal(第一ラウンド及び第二ラウンド合計) : 230.7百万ポンド

(主な成果: 6,000人新規雇用、11,500戸の住宅建設、2億ポンドの公民投資の誘発効果の見込み、ブリストルロボット技術研究所の設立(産学連携組織)、ブリストル航空宇宙センターの整備、ブリストル・バースサイエンスパークの整備、各種の交通インフラ・ブロードバンド整備)

○Regional Growth Fund : 69.1百万ポンド

○Growing Places ファンド : 17.1百万ポンド

○Enterprise Zone : 6百万ポンド

○City Deal : 2.25百万ポンド

○EUから獲得したファンド : 68.3百万ユーロ

○Growth Deal 第三ラウンド : 8,100万ポンドを申請中(予算の3分の2は、競争力の高い分野への投資、研究開発分野、産学連携、ベンチャー起業支援に活用される予定、残りの3分の1は経済成長阻害要因となっている交通混雑問題、住宅のアフォーダビリティ、人的スキルギャップの解消などに利用される予定)

## The West of England



図 4-3 WoE LEP の対象自治体<sup>(註4-6)</sup>

### 【WoE LEP の優先事項】

- ・ Devolution Deal と Combined Authority の体制確立（後に詳述）
- ・ Enterprise Zone にある Bristol Temple Meads 駅の再開発計画の推進とファンドの確保
- ・ 広域交通計画の改善（London Paddington から Bristol-Cardiff までの路線の電氣化に伴う整備効果）
- ・ ブリストル空港の拡張計画及びブリストル港の開発
- ・ Enterprise Zone の 2 つめの設置と整備、Bristol and Bath Science Park の整備

### 【WoE LEP のガバナンス構造】

WoE LEP のボードメンバーは 14 名であり、4 自治体の長（4 名）、議長（広域の商工関連 NPO 組織の元リーダー）、ブリストル空港 CEO、個人経営のメディア運営者、ブリストル市商工会リーダー、地元の法律事務所代表、地元企業 4 社の代表（4 名）及び地元大学関係者 1 名から構成されている。

WoE LEP は 2010 年に設立されており、これはイギリスの LEP の中でもかなり早い時期に設立されている。法律に基づいた法人ではなく、パートナーシップである。インタビューを実施した LEP ボードメンバーの 1 人である James Durie 氏はブリストル市商工会リーダーであり、かつ会員数 18,000 人以上を有する地元のビジネス支援組織ビジネス・ウエストのリーダーでもある。LEP の設立当時は、ボードメンバーの要件について中央政府からの詳細な規定はあまりなく、ボードのトップはビジネス界から選ばれる必要があるという条件の他は自由であった。James Durie 氏の組織のビジネス・ウエストが経済界を代表する他の組織である中小企業連盟やイギリスの経団連である産業連盟などと一緒に、ボードメンバーの構成とボードメンバーとなるべき人の条件について相談して決定した。地域について詳細な知識を持っていること、特定の産業分野に詳しいことに加え、更に経済



界で重要な企業を代表できること、あるいは役職を有している人を選定している。WoE LEP がカバーする地域では約 4 万 4 千の中小企業が存在する中で、地元企業からの代表は 4 名となった。最初の 2 年間は、James Durie 氏は LEP のボードがきちんと機能するようかなりの時間を費やし、いくつかのセクターの代表者が参加できるように、それぞれの分野別のグループに代表者を出すよう依頼してきた。

ガバナンス構造の特徴として、LEP 組織には、横断的な 4 つの Cross Cutting Groups が設置されている (図 4-4)。1 つは人々とスキル (People & Skills Board)、2 つめは、交通計画、企業立地の観点 (Infrastructure & Place Group)、中小企業支援分野 (イギリスでは中小企業の数 が 90% を占めているので重要な分野である) (SME Business Support Group)、そして投資誘発のための広報活動分野である (Inward Investment & Promotions Board)。

セクター別のグループは 12 分野が設置されている (図 4-4)。このうち、Advanced Engineering, Aerospace & Defense, High Tech, Low Carbon Industries, Creative and digital, Professional and Financial Services が重点分野とされている。

近年は大学等の高等教育機関と産業の関係が密接になり、それによって新しい起業が促進され、中小企業分野の成長につながっている。また、セクター別の議論だけに止まらず、環境問題や民族多様性等の課題など社会全体の価値につながるようなテーマも意識して議論が行われている。12 のセクターグループの会合は、企業人たちや大学関係者が参加して自発的に構成されている。基本的にビジネス界の意見を公共セクターサイドにアドバイスする趣旨である。それぞれの会合に LEP メンバーが 1 名ずつ派遣されている。LEP の事務局の 4 つのグループは 12 分野全てをカバーし、どのグループにも出席可能である。

WoE LEP のガバナンス構造は図 4-5 に示されている。ここでは、LEP ボードと Strategic Leaders ボードが分離されている。右側の LEP ボードの議論の記録は全て残されてはいない。ビジネス界出身者がフランクかつ活発に議論できる場としている。LEP ボードで決定された案件は全て Strategic Leaders ボードに流れる。Strategic Leaders ボードは自治体のトップ 4 名から成る。Strategic Leaders ボードでの議論及びその下に設置されている Joint Transport Board, Planning, Housing & Communities Committee, Joint Scrutiny Committee の議論については全て議事録が公開されている。LEP が投資を決定する資金は公共財源であり、その執行に際しては最終的には民主主義的なアカウンタビリティと法律上の執行権限が伴う必要があるためである。連立政権が当初 LEP の仕組みを設立した際には LEP の組織に法律上の計画業務を担わせることも想定されていたが、ビジネス界に透明性・説明責任を課すことは難しいと判断され、現状の組織構成となった。概ね LEP ボードの決定と Strategic Leaders ボードの決定は同一となっている。4 つの自治体の長は LEP ボードと Strategic Leaders ボードの両方に参加している。

WoE LEP スタッフの組織構成等に関しては、WoE LEP は法人格を有する組織ではなくインフォーマルなパートナーシップであるため、LEP は直接の雇用関係は一切ない。

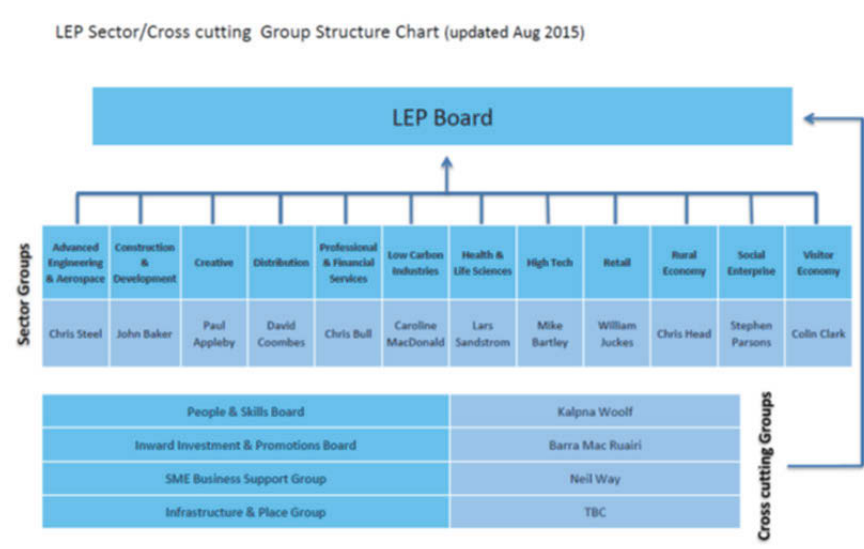


図 4-4 WoE LEP ガバナンス構造 その1 (註 4-7)

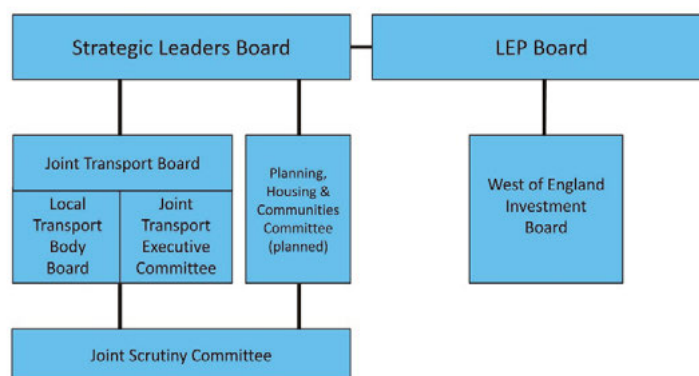


図 4-5 WoE LEP ガバナンス構造 その2 (註 4-7)

LEP の業務の担当者は全て地方自治体の出向者となっている。会計責任の組織 (Lead Authority) は Bath and North Somerset Council が指名されている。LEP 事務所の人数は 25~30 人程度である。地方自治体の中にも事実上 LEP の業務を行っている職員は非常に多い。地方自治体も LEP は自らの仕事だと認識している。一方で、ビジネス界にとっては、LEP への参加はボランティアである。ボードの会長も給与は受け取っていない。RDA と異なり、過去数年で 600 人位が自発的にビジネス界から参加したことの意義があるとみなされている。LEP 事務局の中には民間からの専門家は参画していない。都市計画関連の内容については、自治体の計画部局のスタッフが実施している。具体の事業計画案のビジネス面での評価や住宅市場のアセスメント等については外部専門家へ委託をしている。

### 【LEP の役割とマネジメント】

#### (a) LEP の役割の変遷

LEP の当初の役割はまず **Strategic Economic Plan (SEP)** を策定すること、つまり地域の経済発展計画との中で戦略的な投資の優先順位の計画を策定することであった。SEP には、EZ などの位置とそれらに対応した主要産業分野や新規雇用創出目標数が設定されており、例えば **Bristol Temple Quarter Enterprise Zone** では 17,000 人の雇用創出目標値が設定されている。更に SEP には、上述の 12 分野についてそれぞれ重点プロジェクトの個別の詳細な内容や予算及びそれぞれの経済成長ドライバー4 分野との関連性について説明する詳細なマトリクスが記述されている。

現在は実際のプロジェクトの遂行段階に入っており、事業を実現するために内容の審査とファンドのマッチング等をサポートすることが主な役割である。またそれに加えて、中央政府との交渉に基づく広域自治体連携組織の強化と中央政府からの権限委譲の仕組みの構築等の議論 (**Devolution Deal** 及び **Combined Authority** の構成) が中心となり、LEP の役割や中央政府との関係性も変化してきた。

#### (b)LEP での個別プロジェクトへの対応 (ONE FRONT DOOR)

WoE LEP では **One Front Door process** を設定している。個別の事業の実施責任をもつプロモーターが事業計画提案をまず策定する。LEP では、全ての提案内容について同じ手続きで同じ人が事業案の審査を担当する仕組みとしている。LEP に入ってくる財源は中央政府の様々な財源元に基づいており、財源元によって様々なルールが異なる。事業のプロモーターが事業内容だけに集中・専念できるように、資金の申請窓口を LEP の **Proposal Entry Point** で一本化し、事業内容に応じてどの財源をマッチングさせると良いかについては LEP が判断しマネジメントを行う仕組みである (図 4-6)。申請者の立場からは、申請手続きが大幅に簡素化され、ファンドリソースについて様々な可能性を発見し、あるいは重複を回避することもできるようになった。またプロモーターが直接 LEP ボードメンバーにアプローチを試みたとしても、結局この **One Front Door process** に基づいて審査をうけるため、公平な手続きとなっている。

事業の予算規模は、10 万ポンドのものから何百万ポンドのものまで様々であり、長いもので 50 ページ程度に及ぶ概略的事業案がまずプロモーターから LEP の窓口に提出される。この概略事業案を LEP 内で最初に審査し、外部審査にも出され、法律上の手続きや必要な許可が申請済か等がチェックされる。事業発案者は LEP からのチェック結果とコメントを踏まえて全体事業計画案を提出する。LEP ではもう一回 LEP 内部と外部の審査手続きを実施し、審査終了後に **West of England Investment Board** (自治体代表 4 名及びビジネス界代表からなる計 10 名のメンバーから構成) に提出され、その審査を経て LEP Board に審議対象として提出されることになる。最終段階で **Strategic Leaders Board** に審査が移る仕組みである (図 4-6 の矢印の順序)。

例えば SEP の計画の最初に提示されているロボティクス研究所の設置のプロジェクトについては、最初のアイデア提出から最終的な審査プロセス終了までおよそ 18 ヶ月を要して

いる。通常は申請前に事業計画内容について長年大学や企業で事業計画が練られていることが多く、事業案が正式に提出される段階ではあまり大変な作業は残っていない。

LEP では内容が多岐にわたる個々のプロジェクトを評価して優先順位を決める必要がある。評価基準はまず SEP の内容に従っていることが不可欠であり、その他に費用対効果、雇用創出の効果、実施可能性、法律上の条件をクリアする見込み等が評価内容となる。

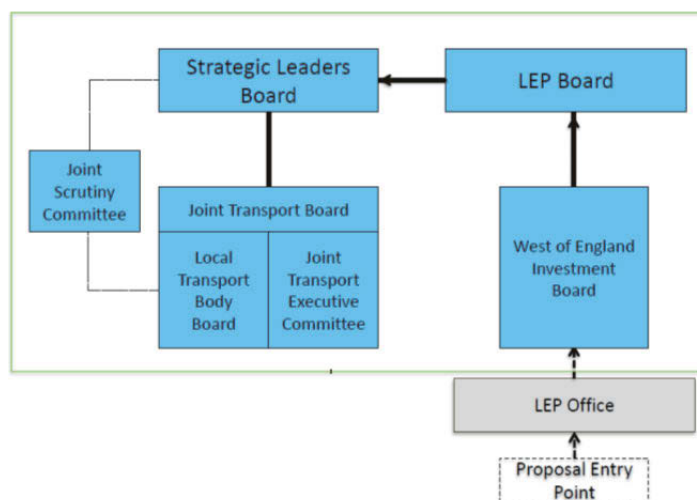


図 4-6 WoE LEP における申請手続き (註 4-8)

### (c) Enterprise Zone (EZ) 等の状況

WoE LEP では EZ 設置に関して特例が中央政府から認められている。通常は、EZ は 1 つの LEP 内に 1 つ設定されるケースが多い。WoE LEP の場合には、EZ の候補地が 6 箇所提示されたため、以下のように調整された (図 4-7)。EZ 設定は中心的都市であるブリストル市の駅周辺に EZ を設定しているが、残りの 5 箇所の候補地についても Enterprise Area としての指定を行うことを中央政府から City Deal に基づき了解を得た。これによって、Enterprise Area についても EZ と同様に、指定区域内で徴収される法人税収増加分を全額地方自治体が保有できることで政府と合意した。ただし、企業向けの税制優遇措置についてはブリストル内の EZ のみ適用されることになっている。EZ はマーケティング手法やブランド化のための特別な財源を獲得可能で、国内外からの投資誘致の活動がしやすい状況となっている。指定区域内で徴収される法人税収増加分はプールされて、WoE LEP 内でその執行方法を決めることができる。WoE LEP には更に 2 つ目の EZ が設置される (Bath and Somer Valley EZ)。Bristol Temple Quarter (West of England's Enterprise Zone) は Bristol Temple Meads 駅周辺に指定された EZ で 70ha の面積を持つ。新たに総計で 24 万 m<sup>2</sup>の規模のオフィス、研究開発、商業等の複合開発が予定され、17,000 の新規雇用創出を見込んでいる。特にデジタル分野を中心とするクリエイティブ産業の集積を目標とする。また駅周辺に大きなアリーナやホテルの建設予定がある。

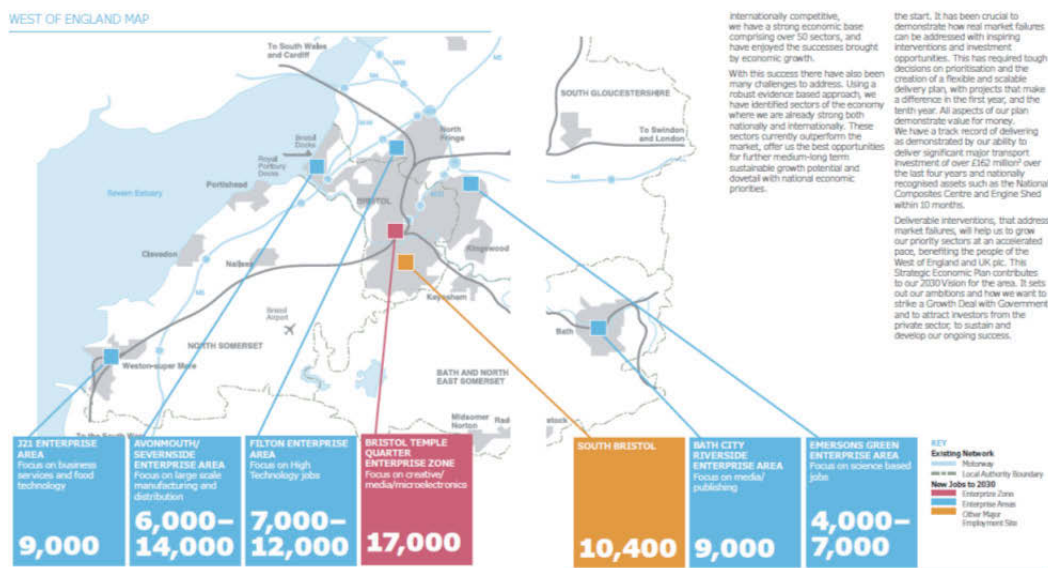


図 4-7 WoE LEP: Enterprise Zone and Enterprise Areas (註 4-9)

#### (d) 自治体広域合併に向けた活動 (Devolution Deal と Combined Authority)

この LEP の地域では、2015 年に成立した Cities and Local Government Devolution Act に基づき、LEP の地域として Combined Authority への発展を目指して協議を行ってきた。その結果として、国の大臣（財務省、DCLG）、4 自治体の長と LEP の長が合意・署名した Devolution Deal が締結され、2016 年 3 月 16 日に周知された。この提案内容には、WoE 全体で合同行政機構となり直接公選市長を設置すること、30 年にわたり利用可能になる 3 千万ポンドのファンド、19 歳以上の成人教育目的のファンド、ブリストルとバースのサイエンスパークの設置、Food Enterprise Zone の新たな設置等が規定された。しかし、2016 年 6 月 7 日に North Somerset は直接公選市長の内容の箇所のみにつき拒否する旨、議会で議決した。その他の 3 自治体は Devolution Deal を議会で批准した。中央政府は直接公選市長の規定を外すことを許容せず、結果として 3 自治体のみで Devolution Deal に基づき West of England Combined Authority (WECA) が形成されることとなり、新しい直接公選市長が 2017 年 5 月 4 日の選挙で選ばれる予定となった。一方で、WoE LEP についてはこれまで通り 4 自治体の連携組織として活動を継続している。

#### (e) JOINT SPATIAL PLAN と空間計画に係る広域調整上の課題

SEP（戦略的経済計画）は事業をベースとした経済計画であるが、それに空間計画をどのように適合させるかが大きな課題となっている。

LEP が作成する SEP の内容は強気の経済成長目標を定めることが中央政府の意向上奨励されている。この内容は自治体の長が合意していることに拠っているものの、法定上正式の手続きを経ているわけではなく、いわば”ambition”（野心的な意思）でしかない。LEP が作成する SEP の内容として、主に新規に創出される雇用目標数が重要な内容となる。こ

の雇用数増加に対応してその受け皿となりうる新規住宅供給目標数についても議論が行われ、LEP内の各自治体においてそれぞれ新規住宅供給目標量を設定することが必要となる。中央政府（DCLG）の立場としては、LEPに関係する各自治体がLEPのSEPを最終決定する段階では、その内容に同意した上で自治体の長が署名を行うものとしている。

一方で、個々の自治体の都市計画部局では、既存の様々な規制等を詳細にスタディした上で実際に開発可能な区域と開発量を、正式な法的手続きに基づく法定文書（Core Strategy：マスタープラン的趣旨をもった文書）に位置づけてゆく必要がある。

Bath市の場合には、既存のグリーンベルトにおける規制や、世界遺産に指定されていることによる規制が厳しい状況にある。例えば、世界遺産指定取り消しにならないためには高層の建築について厳しい規制が適用されている。また、10世帯以上の住宅開発については予め指定された開発予定の区域内でしか実施できない。また開発促進側の事業者からグリーンベルト指定区域の一部解除への要望がある一方で、開発抑制を強く要望する市民側の声も大きい。こうした中で、LEPのSEPにおいてBath市に割り当てが想定された効用増加数（9,000）に対応する新規住宅供給目標数に対して、実際に都市計画部局として開発可能と判断された住宅戸数（2029年まで）に対応しうる雇用増加数は7,000台の数値でエビデンスを準備することとなった。

一方で、Bath市における都市計画の法定手続きでは、都市計画の内容は最終的にPlanning Inspectorによって公開審問をうける必要がある。Planning InspectorはこのNPPFとduty to cooperateに準拠して、Bath市のマスタープランを審理することとなるため、当然LEPによるSEPの内容との整合性について審理段階で追求される対象となる。結果としてBath市の場合にはLEPのSEPでの規定内容よりも少ない住宅供給目標量を設定する件についてやむをえないこととして了承されている。PPSによる詳細なガイドラインやRDAによる地域計画が廃止されたため、NPPFへの整合性や”Duty to cooperate”の実際の運用では解釈の幅が拡大している。現場ではどの程度まで調整をすればNPPFの規定趣旨を充たしたとみなされるかについて混乱を生じ、Inspectorによる解釈とのずれが生じる等の課題があるとされる。NPPFにおける”Duty to cooperate”という調整義務規定は、”Duty to cooperate”は”Duty to agree”を意味しているわけではない、とのコメントもなされている。これに象徴されるように、中央政府による地方分権推進政策によって、運用上解釈に委ねられる領域が拡大し、調整にかえって時間を要する懸念等が指摘されている。一方では、中央政府の強い方針として経済成長重視の内容もNPPFに規定されており、Bath市のような開発抑制・保全志向の政策を有している自治体では、両者の確執が生じやすい面も顕在化していることが指摘されている。

そもそも法律の規定に基づく法定計画については個々の自治体毎に策定されるものしか存在していない。中央政府によるRDA廃止等により、広域的戦略計画を行う機関がなくなり、4つの基礎自治体の計画の間の調整が一般には困難になっている。実際の経済の区域であるシティリージョンにおいて、どのように広域の交通戦略や住宅開発などを決めるかが

大きな課題となっている。WoE LEP では、早い時期から独自の取り組みとして **Joint Spatial Plan** の策定体制を設置し活動している。**Joint Spatial Plan** は未だ法令に明確な位置づけがなく前例がない仕組みである。**Joint Spatial Plan** を意識しているところは、マンチェスター、ケンブリッジ等での限られた事例のみみられるものの、WoE LEP の事例は先進的といえる。**Joint Spatial Plan** を策定しようとなった背景にはかつての RDA が行った広域空間計画が中止となった段階で、すでにこの 4 つの地方自治体は協力する意向があった。特に交通計画については、すぐに協力体制ができた。

しかし、各自治体は地元の意向に大きく左右されている。ブリストル市にとっては、住宅をどう確保するかは大きな課題であり、企業と雇用先があっても住宅不足であった。ブリストル市は成長中であり、新規の雇用創出数 (95,000) に見合うだけの十分な住宅開発の余地が市内になく、このため特に住宅開発予定地確保と通勤等の交通手段の確保について他の自治体との協力が不可欠であった。しかし、周辺の自治体は農村部が多くて緑豊かな地域であり、住宅開発への反対派が多い。

**Joint Spatial Plan** の中の個別の課題として、グリーンベルトの維持に関する課題も指摘されている。グリーンベルトは都市の外部にあり、住宅開発の企業はグリーンベルトは開発を過剰に制限していると主張する。しかし、農村部の人たちは、グリーンベルトを非常に重視している。

現状の **Joint Spatial Plan** の内容では、予定住宅開発数が 8 万 5 千戸という計画となっているが、学識専門家 (Prof. Martin Boddy) は、住宅数は本来 13 万戸程度必要にも関わらず計画数が少なすぎるため、**Joint Spatial Plan** が経済成長を抑制してしまう懸念を表している。また住宅開発予定数を増やすのであればグリーンベルト政策の見直しも必要となる可能性があるが、政治的に難しいテーマであり、意見表明等も慎重になされている現状にある。また SEP の計画期間と **Joint Spatial Plan** の期間も一致していない。

鉄道とインフラ整備についてはある程度合意があり、既に事業が実施されているものの、どちらかというとも既に存在していた以前の RDA 時代の計画内容のレガシーを現在実施しているに過ぎないという側面がある。

前述したように North Somerset は Combined Authority に不参加となり、North Somerset の意向が今後の空間計画の面で大きな課題を残した。住宅開発への反対に加え、枢要な空港と港の交通施設が North Somerset の域内に立地している問題がある。ブリストル空港は North Somerset のグリーンベルト内部に立地しているため、通常期待されるような空港の周辺開発が全く行われておらず、空港へのアクセス改善も進んでいない。LEP ボードメンバーにはブリストル空港 CEO が参画しており、North Somerset に対して説得を試みたが失敗に終わっている。ブリストル港も半分が North Somerset 域内に存在しており、この施設改善も課題となっている。

#### (f) その他の LEP の役割と意義について

自治体、公共セクターが経済成長を直接促すことは得意ではないとみなされており、このため LEP を通じて産官学連携が促進されることには意義があると認識されている。また、広域経済圏の実態に合わせた公共サイドの政策展開が必要であり、企業が活動しやすい環境整備のために、広域交通計画、就職支援のためのスキルの教育、起業家支援を行うことへの必要性が強く意識されている。一方で、自治体でないとできない役割として、法令上の権限を有する都市計画・交通計画等の実施、地元住民ニーズとの調整チャンネルを有していること、公的財源を執行するに際しての民主主義的な説明責任を果たすこと、等が意識されている。

### 【WoE LEP への中央政府からのサポート体制】

中央政府の立場を代表して各 LEP の活動をサポートするリレーションシップ・マネージャーが、基本的には 1 つの LEP に対して 1 名確保されている。各リレーションシップ・マネージャーは基本的に 1 名が 1 つの LEP のみを担当する。WoE LEP の担当者 (Paul Shand 氏) は例外的に 2 つの LEP の担当となっている。2 つの省庁 (Department of Communities and Local Government (DCLG) と Department for Business, Energy & Industrial Strategy (BEIS)) の横断的なチームとして Cities & Local Growth Unit が構成されている。全員で 150 名程度の担当者がおり、半数はロンドンで政策策定を担当し、残りは地方の現場 (イングランドの 6 箇所の地元事務所) でリレーションシップ・マネージャーとして地域連携の役割を果たしている。EZ 等を通じた地域毎の経済成長戦略や地方分権政策のフォローも担当する。

リレーションシップ・マネージャーの基本的な役割は、自治体、LEP、地元企業家と中央政府とを繋げることにあり、ネットワークングに努めている。中央政府の政策意図を地元伝える側面、政策を実現する方法や地元との相談相手となり中央政府に申請する際にサポートする役割、更に地元の事業をモニタリングして中央政府の立場から評価し問題がある場合には適切に介入する等の側面もあり、双方の立場を行き来しているといえる。

当初は SEP などの戦略策定の段階にあり、6 週間おきに地元リーダーや LEP のトップと会合をもち、地域の将来ビジョンについて議論を実施し、中央政府の SEP に対する一般的評価基準に照らしてアドバイスをしてきた。現在は個別事業の実施段階にあり、個別の事業が公的資金を適切に執行しているかどうかのモニタリングの役割が強くなっている。監視、評価の方法は、ライトタッチであり、キーとなる指標を 3 ヶ月毎に提出することを求めている。個別の事業内容に照らしてどのような財源を組み合わせる申請するか等については LEP が直接担当し、リレーションシップ・マネージャーは監視の立場にある。最近では Devolution Deal の進捗をフォローする立場でもあった。

### 【LEP 政策全般への評価】

現状での LEP 政策に対する全般的な評価については、2016 年 3 月に発行された National



Audit Office の評価レポートがある。それによれば、全部で 39 の LEP が設置されている中で、17 の LEP については経済圏域の実態に伴う活動があると認められ、16 の LEP は中庸と評価され、その他の 6 箇所については極めて弱いか情報不足と判断されている。また、特に下記の課題が指摘され、それに対する改善が促されている。

- ・ DCLG はいかなる経済成長上の目標を Growth Deal を通じて達成するのかについての定量化可能な目標を設定できておらず、Growth Deal が経済成長にどの程度貢献したのかの評価が困難な状況になっている。
- ・ LEP に対して Local Growth Fund の執行を配分された年度で執行するようにプレッシャーをかけたために、Value for Money の最適化の観点から、長期的な LEP の成長にとって最も相応しいプロジェクトに予算が使われていない懸念がある。
- ・ LEP そのものが Growth Deal の適用事業を実施できるだけの十分な体制、リソースを有していない懸念がある。

このように、LEP 政策の運用実態は評価の高いケースと課題を抱えているケースで差異が大きいものと推察されるが、基本的には地方分権関連政策については、最も遅い地域のスピードに合わせるのではなく、権限を多く委譲できる体制の地域から先行的に権限委譲を進めるという方針がある。WoE LEP については、従来まで協力体制が比較的弱かった地域であることを勘案すると LEP の活動が比較的成功しているとの評価を受けている。

LEP は Combined Authority に発展させるための卵として機能するという見解があり、実際にそのように機能しているケースもみられるが、実際には様々なケースがみられる。LEP の設置数は極めて多く、一方で中央政府から大幅な権限委譲を受けることが可能な Combined Authority となりうる地域の数は限られている。また WoE LEP のケースのように、Devolution Deal を大臣と自治体の長などが締結した後に、地元自治体の議会で批准されない自治体が生じているケースが他に 3 箇所ある。LEP は Combined Authority と直接比較しがたい制度上の特質があり両方の仕組みと当面並存するものと推察される。

#### 4-5. 小括

2011 年のイギリス政府の政権交代によって、「地方分権促進、地元主導の意思決定尊重」の潮流とともに、「国からのトップダウンによる成長戦略促進という地方への圧力」の 2 つの方針が対立しながら進められようとしている状況が窺われた。LEP 及び EZ の仕組みと運用から、もともと国の保有してきた税の使い道を地域主導の意思決定に委ねる領域を拡大しようという意図があることが明らかになった。公的資金における競争的資金の領域を拡大するとともに、実態としての経済圏域に基づき地域主体ベースの意思決定を重視している。また、資金申請においては通常の固定的・汎用的な計画に基づく一般財源ではなく特定の目的志向・プロジェクトベースでの申請を促す仕組みとなっている。また LEP 内部での広域連携を促進するとともに、税の投資先をエリア及び分野双方について「選択と集中」を促している。また意思決定についても、従来型の民主的政治・手続きではなく、ビ

ビジネス主導の手続きが導入されている。ビジネス界からの代表が意思決定責任を有するボードメンバーとなり、公的資金の活用の優先順位付けなどの戦略策定や意思決定に関与する仕組みであることが大きな特徴である。

一方で、こうした LEP による機動的な成長戦略も、実際の実施段階では各自治体が主体となり、法定の計画手続きで受け止めてそれらを実施することが必要となっており、法定手続きのスピードアップ化、自治体間の水平調整、各自治体組織内部における部局間水平調整の円滑化が依然として実務上は課題となっていることが窺われた。特にイギリスの都市計画の許可手続きは一般に時間を要し、経済成長促進の観点からはこれが阻害要因になっているとの指摘がイギリス内の各方面からの指摘がなされ、この手続き面の簡素化が依然として容易ではないことも窺われる。

LEP のガバナンスについては、資金使途の優先順位の考え方等についてビジネス界からの意見・視点を取り入れることや意思決定スピードの迅速化という趣旨があった。ビジネス界の代表者は民主主義的な手続きの遅さや公的資金にいろいろな紐付けがあることに不満をもつケースもあることが指摘される一方で、公的資金の執行に係る説明責任確保の観点からは民主主義的プロセスが不可欠ともみなされている。LEP がビジネス界と公共セクターの協議のプラットフォームを提供している点については概ね評価されている。また個別の事業のための資金申請手続きについての **One Front Door** プロセスは、民間サイドにとって行政の窓口一本化と資金申請への手厚いサポート体制が整ったという点で大きな意義があると思われる。また個別の LEP のガバナンスと中央政府との関係性についても、全ての情報伝達窓口としての調整の役割を果たしてくれる 1 名の特定のリレーションシップ・マネージャーの設置により、LEP の立場からは複数の中央省庁の関連部門との調整が容易となっている点も特筆すべき点と思われる。

SEP と法定空間計画との調整の課題、特に広域レベルでの住宅開発地と交通手段の確保については、自治体間の調整が困難な課題として認識されている中で、**WoE LEP** において **Joint Spatial Plan** を通じた調整活動が自発的に機能しつつあることは注目に値する。

また、中央政府による一連の地方分権改革においては、広域合併と直接公選市長のシステム導入によるリーダーシップのもとでの中央政府からの権限委譲と経済成長戦略の促進を目指している一方で、地方自治体の現場では中央政府の意向に必ずしも従わない傾向が見られることが確認された。特に都市中心部と郊外の自治体でははっきり開発志向か保全志向かが分かれており、また一般に郊外部の自治体ほど保守系の政党が強い一方で、大都市部は労働党政権が力を発揮するとされているため、都市中心部主導の政策や直接公選制市長への警戒感が強いことが窺われた。

日本への示唆として、実際にプロジェクトを発意し最終的な実現までのプロジェクトマネジメントを担うマネジメント組織と専門的人材の確保のあり方が今後の重要な課題となろう。この点で、イギリスの事例においては中央政府サイド (DCLG) においてプロジェクト評価を行いうる専門家や各 LEP との調整を行う担当者の資質と役割に注目する価値があ

ろう。更に、各 LEP の意思決定機関に参画するビジネス界の専門家については、ビジネス上の観点を反映することへの期待だけではなく、厳格な利益相反規定が適用されており、既存組織の利益を代表するのではなく、真に公益性の観点から公共貢献できる専門的人材として機能しているであろうことにも留意する必要がある。

日本における今後の広域連携と地域開発におけるマネジメント組織を構想する際には、こうした公民双方のセクターからの専門的人材の確保に係る社会システムのあり方についても留意する必要がある。

#### 註：

(4-1) 参考文献 2)を参照

(4-2) 参考文献 3)を参照

(4-3)以下を参照（最終アクセス：2017年3月28日）

[https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/252793/bis-11-768-local-enterprise-partnerships-boundary-map-august-2013.pdf](https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/252793/bis-11-768-local-enterprise-partnerships-boundary-map-august-2013.pdf)

(4-4)本稿は主に参考文献 1)及び国土交通省国土政策局 HP「各国の国土政策の概要：英国」

<http://www.mlit.go.jp/kokudoikeikaku/international/spw/general/uk/index.html>（最終アクセス：2017年3月28日）を参照

(4-5) 参考文献 1)を参照

(4-6)以下を参照（最終アクセス：2017年3月27日）

<http://www.westofenglandlep.co.uk/about-us/the-west-of-england/>

(4-7) 以下を参照（最終アクセス：2017年3月27日）

<http://www.westofenglandlep.co.uk/about-us/structure/>

(4-8)参考文献 8)を参照

(4-9) 以下を参照（最終アクセス：2017年3月27日）

<http://www.westofenglandlep.co.uk/assets/files/About%20Us/Strategic%20Plan/LEP225%20SEP%20All%20Final.pdf>

#### 参考文献

1) 一般財団法人自治体国際化協会「英国の地方自治（概要版）2016年改訂版」

[http://www.ilgc.org.uk/jp/wp-content/uploads/2015/12/2016\\_LON.pdf](http://www.ilgc.org.uk/jp/wp-content/uploads/2015/12/2016_LON.pdf)

2) "Local growth: realising every place's potential: Presented to Parliament by the Secretary of State for Business, Innovation & Skills by Command of Her Majesty 28 October 2010" HM Government, CM7961, ISBN 9780101796125

[https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/32076/cm7961-local-growth-white-paper.pdf](https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/32076/cm7961-local-growth-white-paper.pdf)

3) "Local Enterprise Partnership (LEP) Assurance Framework," December 2014, HM Government

[https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/386642/bis-14-1241-local-enterprise-partnership-LEP-national-assurance-framework.pdf](https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/386642/bis-14-1241-local-enterprise-partnership-LEP-national-assurance-framework.pdf)

4) Enterprise Zone Website (<http://enterprisezones.communities.gov.uk/>)

5) West of England Local Enterprise Partnership Website

<http://www.westofenglandlep.co.uk/>

6) Bristol City Region Growth Deal

<http://www.westofenglandlep.co.uk/assets/files/Funding/City%20Deal%20and%20Implementation%20Action%20Plan.pdf>

7) West of England Local Enterprise Partnership Growth Deal Assurance Framework

<http://www.westofenglandlep.co.uk/assets/files/Funding/3.%20WoE%20LGF%20Accountability%20and%20Assurance%20Framework%20Final%2016Mar15%20WEB%2023Mar16.pdf>

8) "West of England Local Enterprise Partnership Guidance for funding applicants August 2015"

<http://www.westofenglandlep.co.uk/assets/files/Funding/Guidance%20for%20funding%20applicants.pdf>

9) West of England Devolution Agreement

[https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/508112/160315\\_West\\_of\\_England\\_Devolution\\_Agreement\\_Draft\\_-\\_FINAL.pdf](https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/508112/160315_West_of_England_Devolution_Agreement_Draft_-_FINAL.pdf)

10) House of Commons Library Briefing Paper Number 5651, 23 November 2016 "Local Enterprise Partnership"

<http://researchbriefings.parliament.uk/ResearchBriefing/Summary/SN05651#fullreport>

11) National Audit Office Report "Department for Local Communities and Local Government, Local Enterprise Partnership, 23 March 2016"

<https://www.nao.org.uk/wp-content/uploads/2016/03/Local-Enterprise-Partnerships.pdf>

12) House of Commons Library Briefing Paper Number 07029, 23 November 2016

"Devolution to local government in England"

<http://researchbriefings.parliament.uk/ResearchBriefing/Summary/SN07029>

## 5. ドイツの都市・地域マネジメント制度～レギオナーレ (REGIONALE) を中心に～

### 5-1. レギオナーレの概要

#### 1) レギオナーレとは何か

レギオナーレとは、「地域 Region」と「隔年周期 Biennale」を合わせた造語であり、ドイツ西部に位置するノルドライン・ヴェストファーレン州（以下、「NRW州」）にて、州政府が1997年以降、主導する同州内で展開する時限型・プロジェクト型・非法定型の地域開発手法である。

レギオナーレの開催目的は、時間的制約条件下で自治体間をこえた広域連携活動と革新的プロジェクトにより当該地域内外でのプロフィールを明確化し、開催地域の持続可能な発展のための競争力を強化することである。

レギオナーレの地域開発手法としての基本的特徴は、第一に、当該開催地域の課題解決を前提にした将来像を地域側が構想した上で具体的テーマが設定され、これに資するプロジェクトによって目標を実現させ、成果を内外に発信することにある。つまり、課題発掘から将来構想づくり、プロジェクトマネジメント、イベント的要素までも含む包括的試みといえる。第二に、レギオナーレは、それ自体がプロジェクトの実現や財政支援を行わないことである。すなわち、レギオナーレとは、既存の公民の事業を「レギオナーレプロジェクト」に認定し、既存の補助金メニューとマッチングを図り、実現化することをサポートする取り組みと言える。

#### 2) レギオナーレの組織体制・プロジェクトの認定方式

この枠組みの中で、各レギオナーレの開幕から閉幕まで存在する時限的マネジメント会社（以下、「エージェンシー社」）が、レギオナーレの成否に関してきわめて重要な役割を担う。

例えば、2015年度及び2016年度に現地調査を行ったレギオナーレ2016の組織構造をみても、エージェンシー社が全体の意思決定をサポートするとともに、各事業者や自治体との仲介役を担っていることがわかる。また、プロジェクトの認定は多段階型であり、透明性のある仕組みとなっている。これもレギオナーレ2016の事例をみると、プロジェクトの認定方法としては、以下の5つの基本的基準が設けられ、計画熟度やファイナンスの可能性に応じて段階的な認定手続きが行われている。

- I. 地域的な意義・重要性：プロジェクトのアイデアが具体的な現場をこえて地域全体にどのような意味を持つのか？
- II. テーマの将来性：プロジェクトのアイデアがこの地域が直面する将来的課題の解決にどのように貢献するのか？
- III. イノベーション力：プロジェクトのアイデアの革新性は何か（例えば、アプローチ

の仕方、具体的な製品、技術的解決法、実施体制など) ?

- IV. 農村地域のためのモデル的性格：プロジェクトのアイデアからほかの農村地域は何を学ぶことができるのか？
- V. 空間的に効果のあるプロジェクトのアイデアに対する追記：レジオナーレ2016の『空間構想』に関連してどのような将来的課題に回答を示すことができるのか？

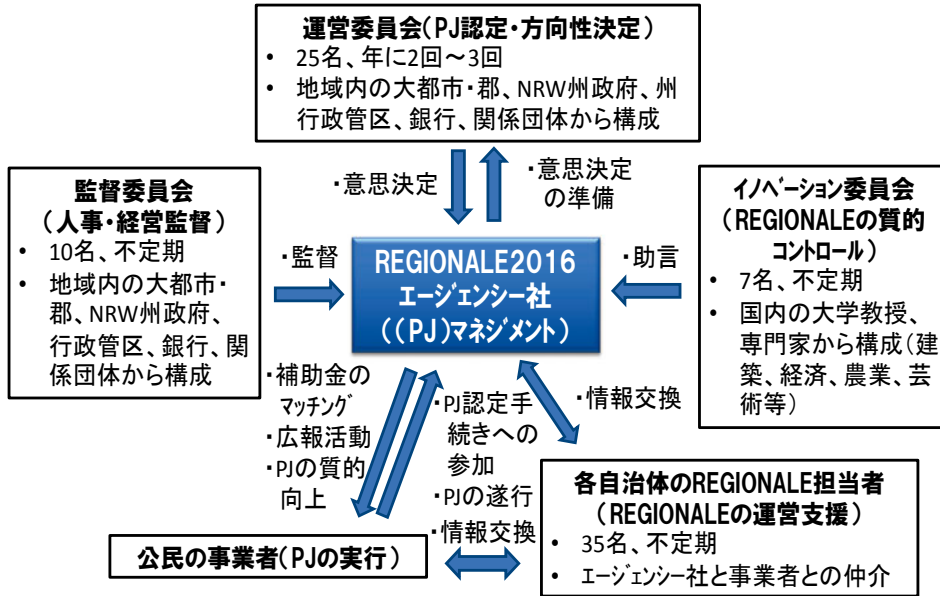


図 5-1 レジオナーレ 2016 の組織構造

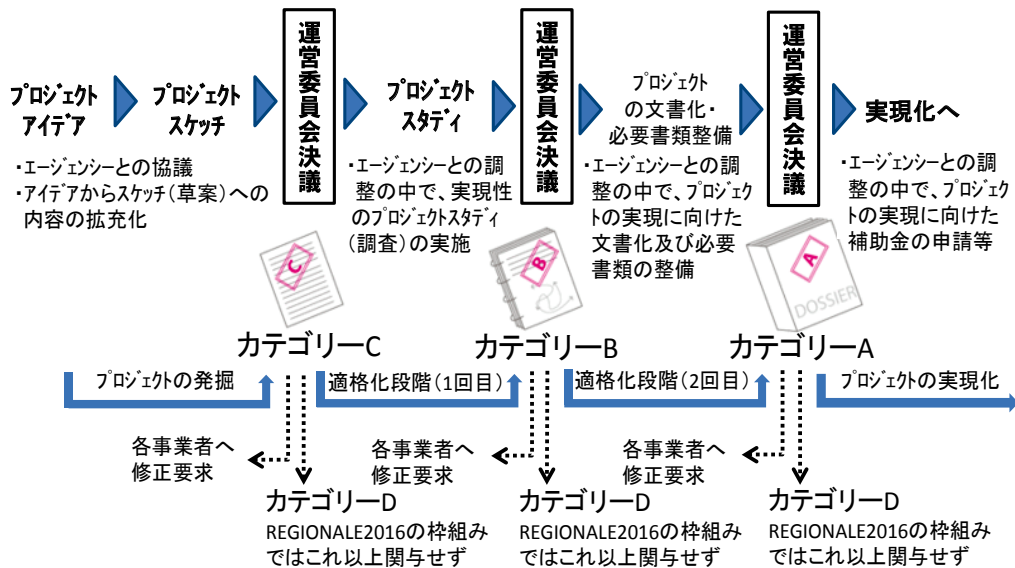


図 5-2 レジオナーレ 2016 のプロジェクト認定プロセス

## 5-2. レギオナーレに至る背景と現在の状況

### 1) レギオナーレの開催背景

レギオナーレには前史があり、具体的には1990年代にルール工業地帯の構造転換を自治体間協働型で試みた「国際建築展（IBA）エムシャーパーク」である。IBAエムシャーパークは、エムシャー川流域にて従来の法定計画体系とは異なる漸進的プランニング手法に基づいて、革新的プロジェクトを生み出し、その成果は世界上で高評価を受けている。つまり、この意味では、NRW州政府としてはIBAエムシャーパークを州内の他地域にも転用しようとしたことが政策的ねらいといえる。

直接的な開催背景は、上記のようにレギオナーレはIBAエムシャーパークの後継プログラムといえ、それゆえレギオナーレとIBAエムシャーパーク間には時限型・プロジェクト型・非法定型といった地域開発手法としての共通点も多くみられる。一方で、間接的にはわが国と類似する構造的課題がドイツのNRW州でもみられていることが関係している。具体的には、都市部と農村部との発展格差、グローバルな産業構造の転換への対応、少子高齢化・国際化に代表される人口構造の変化、などである。このような課題を解決するためには、従来の手法や地域的境界にとらわれず、より柔軟でかつ中長期的にも意味のある革新的試みが求められた。レギオナーレは、より実質的には、このようなモデル的事業を地域の課題解決のために取り組まれ、それを内外に提示する仕組みとして開催されている。

いずれにしても、レギオナーレの開催を規定する公募資料を見ても、各地域が取り組むべきテーマとして、「持続可能な都市・地域の発展」「イノベーション、知識、教育」「企業活動の基盤や労働市場の強化」「経済分野に関連するインフラやモビリティの強化」「当該地域における都市・建築文化の育成」「ランドスケープの開発、自然及び環境保護」「健康」「家族に優しいインフラの創造」が挙げられており、IBAエムシャーパークと同じくNRW州の都市・地域の今後の発展に必要と考えられる幅広いテーマに取り組んでいる。

### 2) 現在の状況

レギオナーレは1997年のレギオナーレ2000の開催決定以降、IBAエムシャーパーク開催地域を囲うように、開催されており、現在、レギオナーレ2016の最終年（成果を内外に発表するためのプレゼンテーション年）が開催されているところである。

これまでのレギオナーレの開催地域の平均値をみると、開催期間は7年間、開催地域の面積と人口は、3,900km<sup>2</sup>・170万人、参加自治体は50自治体、実施されるプロジェクトは57である。

レギオナーレの開催地域は、ハノーファー万博に合わせて開催された初回のレギオナーレ2000以外は公募で開催地が決定されている。公募要件は、前述の開催目的以外にマネジメント組織の設置やプレゼンテーション年の実施といった基本的枠組みのほか、開催地域の最小規模として「3郡、あるいは3独立市」と規定されている。これは、レギオナーレの開催自体や開催内容、開催地域の空間的範囲は、開催側が決定できる仕組みであることを

意味している。

公募プロセスについては、二段階の審査に基づき、NRW 州政府へのヒアリング調査からは 1997 年、2002 年、2007 年とこれまで 3 回の公募が実施され、いずれの回も競争的状況の中で開催地が決まっていることがわかっている。また、公募要件をみる限り、応募に実施回数の制限はなく、例えば、一度レギオナーレを開催した自治体が別のレギオナーレに加わることは禁止されていない。

これに関連して、エージェンシーの運営費用も既往研究によれば NRW 州政府の負担割合は全額ではなく 7 割から 8 割であり、残りは開催地域側の負担となっている。なお、区域割りの実態を見ると、レギオナーレ 2013 及び 2016 以外は、従前の地域連携活動が基盤になっており、特に商工会議所の地域的単位を基盤にした地域活性化プログラムが前提になっているケースが 8 地域中 5 地域と多い。この意味では、行政界にはこだわらないとしても、経済的つながりなどの何らかの地域単位がドイツでも基盤となっていることがみてとれる。

また、レギオナーレを立ち上げた当初、NRW 州政府は、レギオナーレ 2016 を最後に、州地域内を覆うように開催され、一定の成果を示したことを理由に、一連のプログラムの終了を決めていた。しかし、その重要性や可能性から、2016 年 6 月時点でさらに 2022 年及び 2025 年を最終年とするレギオナーレの開催が決定されている。

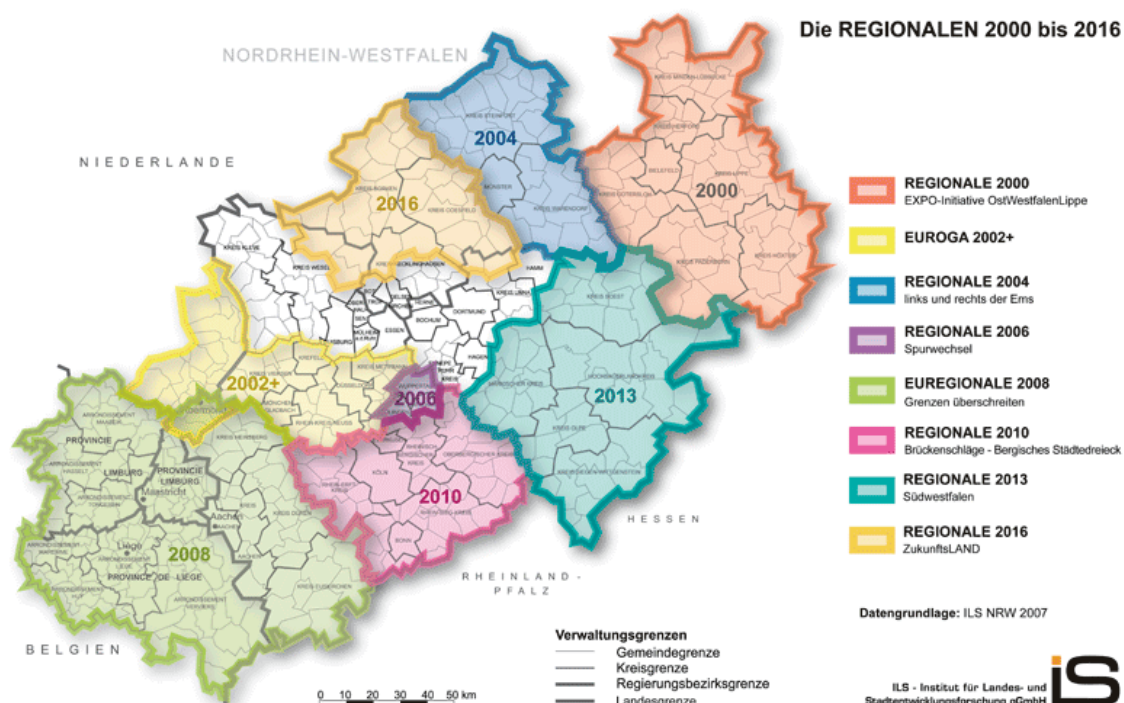


図 5-3 レギオナーレの開催状況 (2017 年 1 月時点)

出典：NRW 州のレギオナーレの HP (<http://www.regionalen.nrw.de/>)

### 5-3. ドイツの地方自治の仕組みと都市・地域計画制度の概説

#### 1) ドイツの地方自治の仕組み

わが国でも周知のように、ドイツはナチスドイツ時代の反省と、中央集権型国家であった旧東独地域を吸収合併する形で1990年にドイツ再統一が果たされた経緯もあり、地方分権型の連邦制国家である。ドイツは、外交や通貨などの国家全体に関わる案件を管轄する連邦（Bund）と、16の州（Land）から構成されている。州は地方公共団体ではなく、それぞれ主権を持ち、州憲法、州議会、州政府及び州裁判所を有する。地方自治を行う前提となる国土や人口については、面積が日本の約94%である35.7万km<sup>2</sup>であり、人口は8,000万人となっている。100万人を超えるような大都市は、ベルリン・ハンブルク・ミュンヘン・ケルンに限られ、中小都市が分散的に立地していることが国土利用の特徴である。

#### 2) ドイツの都市・地域計画制度の概要

～国土交通省国土政策局 HP「各国の国土政策の概要：ドイツ」より～

ドイツでは、連邦制度のもと、憲法にあたる基本法により連邦と州の権限は規定されている。州は都市・地域計画についても一定の権限と独自の法制度を有している。一方で、政府相互間における、情報交換、参加、同意、協働、義務に関して詳細な規定もおかれている。

連邦レベルでは、1965年に連邦空間計画法が制定され、空間計画に係る手続面での制度的枠組みを与えているほか、1967年に空間計画に関する各州担当相連絡会議（MKRO）が設立され、連邦—州間の調整を行うと共に、空間計画に関する基本的な考え方を示してきている。2008年に連邦空間計画法が大きく改定され、連邦においても空間計画を策定できるようになったが、現在のところ排他的経済水域における計画のみが策定されている。ドイツにおける空間開発のコンセプト及び戦略連邦レベルの空間計画に関する最新の政策文書「ドイツにおける空間開発のコンセプト及び戦略（2006年）」は、持続可能性、欧州の次元等を考慮し、①成長とイノベーション、②公共サービスの確保、③資源保全と文化景観の保全・育成の3つを重視している。

州における空間計画は、連邦空間計画法第8条から第16条の規定に従い、州域を対象とした広域計画（州全域広域計画）及び州の一部地域を対象とした広域計画（地域計画）を策定する。地域計画は、現在連邦全土の104の地域で策定されている。空間計画と他の主要な計画制度との関係空間計画は、他の関連する計画とも整合がとられつつ運用されているが、総合計画としてFプランを活用している地域もみられる。

自治体が行ういわゆる都市計画については、連邦建設法（1960年）、さらに建築法典（1986年）に基づき、全ての州において、基礎自治体により、Fプラン（土地利用の大綱を示し策定行政機関を拘束する、縮尺1万分の1前後）及びBプラン（私人の行為も拘束する建築指導プラン、縮尺500分の1前後）が策定される。Fプラン及びBプランは地域計画と適合するよう、連邦空間計画法に定められている。



農地等については、Fプランは農地等も含む自治体全域を対象とするが、農地を含めた自然的土地利用の観点からは風景計画（Lプラン）、緑地整備計画（Gプラン）が策定されているものの、整合が図られている。

社会資本整備に関する主要インフラについては、連邦レベルで連邦交通路計画が策定されるが、これは空間計画とも調整される。

表 5-1 ドイツの地方制度と空間計画

政府		数	空間計画
連邦政府		1	なし(ガイドラインのみ)
州 (Land)	州	13	空間計画法に基づく州の空間計画
	都市州	3	Fプラン
(郡)	郡	201	
	都市郡(都市自治体)	112	
市町村(ゲマインデ)		12,227	Fプラン、Bプラン

出典：国土交通省国土政策局 HP「各国の国土政策の概要：ドイツ」

空間計画に関連して、地域経済構造改善の試みについては、旧西ドイツの地域政策は、戦災復興に始まり、農村地域等の経済開発促進、衰退した工業地域の振興等が進められてきた。1969年の基本法改正により、地域経済構造改善については共同事務として、連邦政府が州に協働し、財政支援をする枠組みが出来上がった。連邦政府が、対象地域、全体的目標、毎年の各州への財政的支援の種類等の枠組みを定め、直接、間接の支援を行ってきた。執行は州が行う。東西統合後は、旧東独諸州支援に重点が置かれてきた。最近では、2007年1月1日から、欧州連合の地域政策と同様の2006-2013年の期間について、支援対象地域等が定められた。EUの地域政策との関係においては、2014-2020年の間、7州が移行地域(transition regions)に指定されている(人口の約18.5%)(transition regionsは、EU27か国平均の75-90%未満の地域である)。

## 5-4. 海外調査の概要

### 1) 海外調査の対象地

レギオナーレの実態に関する海外調査は 2015 年度、2016 年度と二回にわたって行ったが、どちらも具体的対象としては現在進行中のレギオナーレ 2016 である。

開催地域は NRW 州の北西部、オランダ国境沿いの西ミュンスター地域であり、地域の面積は 3,400 km<sup>2</sup>、人口は約 82 万人、参加自治体は 35 自治体である。当該地域の特徴としては、田園地域が広がるエリアであること、中小規模の都市・農村が分散していること、伝統的に農業及び関連産業が中心であること、南側の北部ルール地域に所属する自治体と北側の農村地帯での経済的・人口構造的な違いもあること、があげられる。

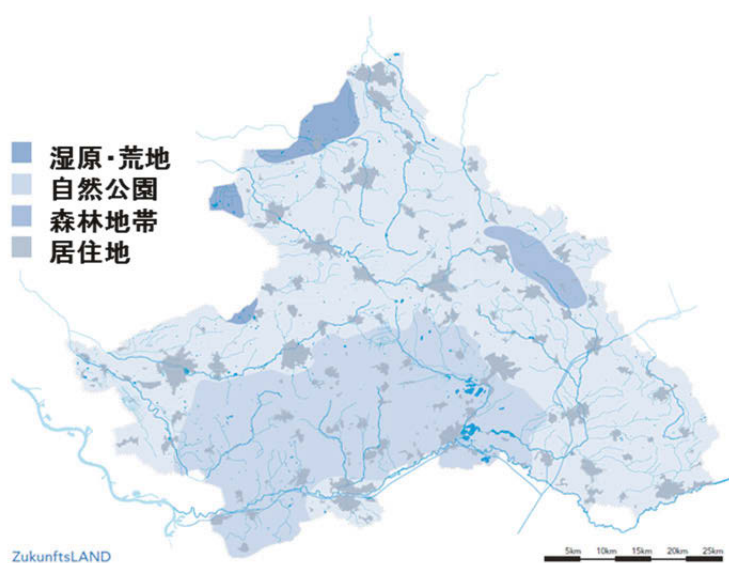


図 5-4 レギオナーレ 2016 の開催地域の地理的環境

(出典：レギオナーレ 2016 の HP から作成)

地域の課題としては、専門性のある高度職業人及び雇用機会の減少、少子高齢化の進展、産業跡地の利活用、ライフラインやインフラの維持管理、などわが国の地方部でも共通するような諸課題を抱えている。また、従前は当該地域で目立った自治体間連携は行われていなかった。それが故に、レギオナーレ 2016 という機会を活用して、既存の行政的枠組みや制度にとらわれない形で新しい地域像を具体的プロジェクトとともに創造しようと試みている。

このような背景や期待は、レギオナーレ 2016 のモットーが、ZukunftsLAND (直訳：未来の土地) であることや、中心テーマとして、「ランドスケープの変化をデザインする！」「地域のプロフィールを明確化する！」「生活に欠かせない基本的インフラを確保する！」を掲げていることから理解できる。

## 2) 2015年度調査

### 【調査概要】

ドイツでの現地調査は、2015年9月10日（木）～9月11日（金）にかけて行った。この際に、ヒアリング調査の対象者は以下のとおりである。なお、本調査では、NRW州の担当官やレギオナーレ 2016 の運営を担うマネジメント会社だけでなく、具体的なプロジェクトとして農村地域の総合的高齢者対策を行っている Legden、工場跡地の一体的再生を行っている Bocholt を訪れ、運営側・実施側の両面から調査を行ったことが特徴的である。

表 5-2 ヒアリング調査の概要

日時		ヒアリング調査対象者（所属）
9月10日（木）	10:00～12:00	・ Klaus Austermann 氏（NRW州のレギオナーレ担当官）
	15:30～17:00	・ Friedhelm Kleweken 氏（Legden 村長）
	17:30～18:30	・ Uta Schneider 氏（レギオナーレ 2016 エージェンシー社代表）
9月11日（金）	9:30～11:30	・ Ulrich Paßlick 氏（Bocholt 市都市計画担当助役）

### 【エージェンシー社の体制】

レギオナーレ 2016 エージェンシー社は、2015年9月時点で代表・副代表・総務責任者のほか、6名がプロジェクトマネジメント、3名が広報・プレスの特任家の計12名でチームが構成されている。同社を率いるのは、建築家・都市計画家の Uta Schneider 氏であり、公募で代表に就任した。Schneider 氏は、同社のスタッフ編成に対しての人事権を有しており、300名の応募者の中から、都市計画、地理学、文化マネジメント、ジャーナリズム等、レギオナーレの総合的・革新的な活動内容に照らし合わせて多様な専門分野のエキスパートを採用した。なお、スタッフ採用については、既存の補助金制度への知識やイベント運営管理力、類似の都市・地域開発のプロジェクトマネジメント経験を重視しながらも、完全公募型採用であり、州政府や自治体からの出向者はゼロとなっている。

エージェンシー社の役割としては、レギオナーレ 2016 の運営と組織化であるが、具体的には先に述べたように、運営委員会の意思決定のための下準備や意思決定後の実行、レギオナーレ 2016 の目的に応じた各プロジェクトの質的担保、地域内のアクターのネットワーク化、プロジェクト実行のためのファイナンスの確保、プロジェクトの質的向上のためのアドバイス、レギオナーレ 2016 の地域内外での広報活動、プレゼンテーション年の計画・実行などきわめて多岐にわたる。そのため、代表者には専門的知識だけでなく、コミュニケーション能力やコーディネイト能力も求められている。なお、同社の人件費や運営費は、70%が NRW 州政府、30%が開催地域（このうちの3分の2が地元の貯蓄銀行、3分の1が各自治体）が負担し、2010年～2017年の間で総額850万€になることが試算されている。

### 【プロジェクト認定の考え方】

前述のようにプロジェクト認定は、5つの基本的基準に合致するか否かがスタートであり、これを決定するのは年に2回から3回開催される運営委員会である。この際に重要視されるのは、公民の各事業者から集まったアイデアが地域の将来的安定性に貢献するポテンシャルがあるかどうかである。仮に、運営委員会で賛同が得られた場合、当該プロジェクトは「カテゴリーC」に位置付けられ、レギオナーレ2016のプロジェクトとして実現化に向けたプロジェクトマネジメントが開始される。

プロジェクトの実現化に至る責任はあくまで各事業者側にあるが、エージェンシー社は実現化の承認を意味する「カテゴリーA」までのサポートや広報活動、ファイナンスに対するアドバイス、プロジェクト間のネットワーク化を行う。つまり、アイデア段階から実現化まではCからAまでの少なくとも3度の運営委員会の承認が必要となり、それぞれの段階での承認を得られた資料はプロジェクト単位でHPにて公表される。また、エージェンシー社の姿勢として、各事業者のアイデアを一緒に実現化に至るように育てることを重視しており、客観的な数値によるカテゴライズではなく、対話を前提にした質的な判断を行っている。

2015年9月時点では、選定された52のプロジェクトのうち、「カテゴリーA」は14プロジェクトであり、最終年度内には40プロジェクト程度がカテゴリーAに位置付けられることが予想されている。なお、「カテゴリーA」は、当該プロジェクトがレギオナーレとしての計画理念だけでなく、EUや連邦政府、NRW州、財団等の各種補助金を活用した形でファイナンスが確保されていることを意味しており、レギオナーレ閉幕後に実現化するものも多い。

### 【具体的なプロジェクト：多世代型農村づくり】

Legden村は、農業を中心としたこの地域では典型的な集落である。同村では、2009年との対比で2030年には急激な少子高齢化が予想されており、その対応が急務となっていた。しかし、そのアイデアがあったとしても、どのように具体的に実現化できるのか、小規模な自治体では可能性が限られていた。その間に、レギオナーレが開幕し、地域全体に意味のある革新的プロジェクトに対しては、エージェンシー社からサポートを受けることが可能であることを知り、レギオナーレプロジェクトに応募をした。

具体的なプロジェクトとしては、農村地域で高齢者が各種サービスを受けながら可能な限り長く自己決定に基づく生活を営み続けることを目的として、「未来の村」（英語名は、Growing Old in the VILLAGE of the Future – CROSS-GENERATIONAL Living and Learning）と銘打った総合的高齢者対策を実施している。重点的テーマとしては、①社会インフラ整備（買い物・衣服・郵便・銀行・カフェ等）、②生活サービスの拡充（各種代行サービス・医療・薬局・引っ越し支援・各種相談窓口等）、③モビリティの強化（近距離交通・長距離交通手段の確保等）、④生活・学びの充実化（文化活動・生涯教育・スポーツ・

余暇活動・教会活動等)の4テーマとなっている。

ハード系の整備としては、村中心部に高齢者も子育て世代も幅広く集える場所としての多世代型公園「ダリア公園」や、クリニックとリハビリテーション施設が一体となった総合健康医療センターが開設されている。このようなプロジェクトの効果もあり、同村では、10年前に比べて出生率が20%アップし、人口もこの10年で10%増加した。



図 5-5 Legden 村のレギオナープロジェクト

(左：ダリア公園、右：総合健康医療センターを訪れた調査団の動向を伝える地元新聞)

### 【具体的なプロジェクト：産業跡地の活用】

Bocholt 市は、レギオナーレ 2016 開催地域内では最大の都市であり、NRW 州の Aachen 市について独蘭国境では第二の都市でもある。もともと、繊維産業を中心とした工業都市であったが、産業構造の変化にともない、都心に近接しながらも低未利用地化した産業地区の利活用が同市の大きな課題となっていた。そこで、一部閉鎖となったアパレル産業地区(約 25ha)を都市的空間(住・商・工・憩・学・文)に用途転換し、都市型住居を一帯で 350 戸から 400 戸程度を新規供給し、サービス産業としても 15,000 m<sup>2</sup>を新たに供給することが計画された。

このプロジェクト自体は、レギオナーレ以前から存在していたが、ファイナンスの面やプロジェクトの付加価値をどう高めていくかは課題であった。そこで、レギオナーレを契機に、エージェンシー社の補助金マッチングに関するサポートも受けて、連邦政府・州政府・自治体が均等負担することを前提にした都市計画助成制度による 1,040 万€に加えて、各種補助金を 540 万€上乗せし、市の負担額も含めて総額 2,800 万€が投入予定となった。また、レギオナーレの広域自転車ネットワーク網の中に当該地域が組み込まれることになり、当該プロジェクトの地域的意義や付加価値も高まった。



図 5-6 Bocholt 市のレギオナープロジェクト

(左：閉鎖された紡績工場のコンバージョン、右：広域自転車ネットワークの整備計画)

### 【調査のまとめ】

2日間という短期間の現地調査の中で、レギオナーレ 2016 について全容を理解したわけではなく、プロジェクトも自治体主導型しか視察をしてないが、①レギオナーレは各事業者がもっていたアイデアを実現化させる好機であること、②レギオナーレによって個別プロジェクトの点と点が実際に結び付けられ新たな価値を生み出し始めていること、③明確な役割分担とマネジメント組織を核とした地域ガバナンスが構築されていること、が新たに明らかになった。

一方で、既存の法定の都市・地域計画制度との関連性、ドイツ国内・NRW 州政府におけるレギオナーレ全体の評価や批判的意見、議会や既存の行政組織等の役割分担を含めた地域ガバナンスの詳細等については今後の研究課題といえた。

### 3) 2016年度調査

#### 【調査概要】

ドイツでの現地調査は、2016年9月12日(月)～9月14日(水)にかけて行った。ヒアリング調査の対象者は以下のとおりである。特に2016年度調査ではレギオナーレの枠組みで実現化される具体的プロジェクト、レギオナーレの最終年に実施されるプレゼンテーション年、レギオナーレ後の展望について注目した。

表 5-3 ヒアリング調査の概要

日時	ヒアリング調査対象者(所属)
9月12日(月)	8:30～9:45 ・ Klaus Austermann 氏 (NRW 州レギオナーレ担当官)
	14:30～17:30 ・ Uta Schneider 氏 (レギオナーレ 2016 エージェンシー社代表) ・ Michael Führs 氏 (レギオナーレ 2016 エージェンシー社広報) ・ Josef Himmelmann 氏 (Olfen 市元市長) ・ Gottfried Uphoff 氏 (Reken 都市計画関係局長)
9月13日(火)	10:00～11:00 ・ Joachim Thiehoff 氏 (Dorsten 市 PJ 担当者)
	11:30～14:30 ・ Heinz Öhmann (Coesfeld 市長) ・ Larissa Bomkamp 氏 (Coesfeld 市 PJ 担当者) ・ Holger Ludorf 氏 (Coesfeld 市 PJ 担当者)
	15:00～16:00 ・ Thomas Lülfi 氏 (異文化理解推進登録協会担当者)
9月14日(水)	9:30～11:30 ・ Ursula Stein 氏 (カッセル大学名誉教授、Stein+Schultz 代表)

#### 【具体的なプロジェクト：農村部におけるモビリティマネジメント】

田園的環境が支配的な西ミュンスターランド地域では、公共交通の維持管理方策と利用者の利便性向上が大きな課題となっている。特に、かつては市役所等と同様に地域の顔であった鉄道駅舎が利用者減やドイツ鉄道の経営戦略の変化から不要となり、その活用が求められていた。さらに、鉄道利用を促進しようとしても、ルール地域を東西に走る ICE や特急列車との接続に問題があった。そこで、Dorsten (7.5 万人) – Reken (1.4 万人) – Coesfeld (3.6 万人) の 3 自治体間の路線 (40km/35 分/6 駅) をモデル的に、鉄道事業者・周辺自治体・関連団体等が共同で沿線環境の改善に取り組んでいる。

具体的には、①路線の質的向上及びネットワーク化 (例：パーク&ライド及びサイクル&ライド施設の建設、時刻表の最適化、ICE 停車駅である Essen からの接続性向上)、②閉鎖された駅舎の改修・用途転換、③観光ルートとの接続化、の 3 つのテーマに基づき、13 の個別プロジェクトが進行している。

個々の自治体では、このレギオナーレプロジェクトとのシナジー効果も考えて、「都市計画助成制度」に基づく都市再生プログラムと合わせて一帯の再整備も検討されている。例えば、Dorsten 駅では、閉鎖された駅舎を Dorsten 市がドイツ鉄道から買い取り、駅利用

者以外にも市民団体が活用できる空間「市民の駅」として利活用し、かつ駅前広場の再生から中心市街地とのアクセス性を向上させるという、大規模都市再生事業を展開しようとして試みている。また、沿線自治体のうち最小規模の Reken では単独での環境改善は不可能と理解しており、レギオナーレを好機とするため自らが主体的に沿線自治体にプロジェクトへの参加を依頼し、結果、沿線環境の改善と Reken 駅の改修（駅舎利用以外にもレストラン、宿泊施設、地域観光拠点にコンバージョン）、空間的に求められていた新駅も Reken 内に建設することが可能になるなど、レギオナーレの可能性を高く評価している。



図 5-7 Dorsten 駅の現状と「市民の駅」づくりに向けたワークショップの案内  
(出典：Dorsten 市レギオナーレ担当者からの提供資料)

### 【具体的なプロジェクト：川の水質改善と中心市街地活性化】

ドイツでは、かつては都市開発のために犠牲になってきた市街地内河川に対する再評価が進み、都市に潤いをもたらす、都市的魅力（アーバニティ）を高める重要な要素とみなされるようになってきている。Coesfeld 市の中心市街地内及び周囲を流れる Berkel 川も、市街地内では大部分が暗渠となっており、貴重な資源を十分に活かすことができていなかった。同時に、EU 指令に基づく水質改善や生態系に配慮した流域環境の整備も求められた。そこで、レギオナーレプロジェクトとして、本流・支流の役割分担を明確化したうえで、ハード整備とソフト整備を行い、質の高い都市生活を創造することを試みている。

具体的には、①これまで不十分であった魚道と洪水対策の最適化、②中心市街地内の親水空間の整備、③Berkel 川流域としての他自治体との連携による一体的な環境整備、が行われている。

Coesfeld 市担当者によると、中心市街地内の親水空間整備は都市計画助成制度からの補助金が 1,250 万€、60%を占める（本流部分の事業費は 740 万€、80%が州・連邦及び EU からの各種補助金を活用）。事業実現性の観点からは、このプロジェクトがレギオナーレに



認定されたことにより、補助金獲得可能性が高まったとされ、レギオナーレはアイデア創出の機会以上の意義があると理解されている。



図 5-8 Coesfeld 市中心部と中心市街地内の親水空間の再整備計画  
(出典：BerkelSTADT Coesfeld のプロジェクト関係資料)

### 【プレゼンテーション年の実態】

レギオナーレでは各開催地域で最終年に「プレゼンテーション年」と呼ばれる、イベント型・地域博覧会型の成果報告が行われる。このような形式は、NRW 州政府担当者によれば、IBA エムシャーパークの経験が基盤とされ、プレゼンテーション年の存在が開催地域にとっては一つの目標となり、資源の集中化と創造的活動を可能にすると考えられている。

レギオナーレ 2016 では、2016 年 4 月末から 2017 年 6 月がプレゼンテーション年として設定されている。その中心的メッセージは、「この地域は多くのフロンティアを開き、未来の地となる」である。運営を担うのは、エージェンシー社であり、その中心は広報担当グループの 4 名である。予算については、エージェンシー社側がプレゼンテーション年に負担する額として 60 万€が用意されている。

<エージェンシー社の中心的イベント：キックオフ、フェス・地域文化祭、フィナーレ>

2016 年 4 月 29 日（金）に、プレゼンテーション年のキックオフイベントが約 600 名の関係者招待型で開催された。開催地は、Coesfeld にある産業団地であり、この地を選んだ理由としては規模やアクセス性に加えて、かつて軍の駐屯地であったがコンバージョンをして現在は地域の拠点産業団地となっており、創造性や価値転換を表現する場として最適と考えられたからであった。2 時間のイベントの中身としては、NRW 州首相の挨拶、トークショー、レギオナーレプロジェクト紹介、音楽ライブ、キックオフやコミュニケーションを象徴するホイッスルとサッカーボールを使ったスタート宣言などであった。



図 5-9 キックオフイベントの様相  
 (出典：エージェンシー社提供資料)

続いて、2016年9月17日(土)～18日(日)に、若者向け・家族向けのイベントが開催された。若者向けには、音楽やダンスが中心でプログラムが構成され、地域に関するグループが投票形式で選出されるなど、地域性を重視した内容となっている。家族向けには、子供も楽しめる内容が用意されるとともに、会場となっている旧紡績工場の再編計画の視察も用意された。なお、両日とも会場はレギオナーレプロジェクトに認定されており、イベントに参加しながら、レギオナーレについても理解を深めることが可能になっている。



図 5-10 イベントの案内と若者向けのイベントの様相  
 (出典：エージェンシー社提供資料)

最後に、プレゼンテーション年の最終イベントとして、2017年6月に閉幕イベントが行われる予定になっている（会場や内容についての詳細は現在検討中とのことである）。

<エージェンシー社による周遊ツアー：「未来の地へ行く」>

エージェンシー社が行う、もう一つのイベントは、レギオナーレ開催地域内を周遊するツアーである。方法としては、地域内外から参加を募り、事前に目的地を知らせずにレギオナーレプロジェクトを視察し地域の魅力を新たに理解するタイプや、芸術家がツアーの企画運営に協力する形で移動中にも俳優が演出などを行うエンターテインメント性を含んだタイプ、などが用意されている。

<各事業者やその他関係機関によるイベント>

エージェンシー社以外にも、レギオナーレプロジェクトに認定された公民の事業者による個別のイベントや、地域の博物館・美術館によるイベント、専門家に向けたシンポジウムなど、プレゼンテーション年として、様々なイベントが行われることになっている。エージェンシー社では、これらの個別イベント情報を一元的に管理し、後述のようなコミュニケーションツールを用いて発信している。



図 5-11 公式のキックオフイベント前後の週末に行われた各地のイベントの様相

(出典：エージェンシー社提供資料)

### 【コミュニケーション手法】

レギオナーレにおいては、プレゼンテーション年を含めて市民や自治体間のコミュニケーションの改善や、革新的なコミュニケーション手法の開発も重要視している。

プレゼンテーション年においては、①プレゼンテーション年に関する HP

(www.zukunftsland-verbindet.de) の開設、②主要幹線の路線バスのラッピング、③プレゼンテーション年のカレンダーの作成や地元で発行されている新聞各紙への差し込み、④ロゴマーク・統一カラーキット・幟の提供、などが行われている。



Bei der Regionale 2016 Agentur entleihbar

図 5-12 プレゼンテーション年のコミュニケーションツール  
(出典：エージェンシー社提供資料)

### 【レギオナーレに対する評価】

レギオナーレ 2016 の代表の Schneider 氏は、まず都市・地域開発の予算付け手法としてレギオナーレの役割を高く評価している。すなわち、プロジェクト間の競争に基づく優先順位づけや、マネジメント組織によるプロジェクトの質的向上は、従来型の都市・地域開発にはみられなかったことや大規模な予算を必要としないことから、他州での転用可能性も十分にありうると考えている。実態としても、レギオナーレ 2016 の存在により、公民からおよそ 1 億 1,400 万€が開催地域に投資されており、費用対効果の面でも十分に機能したと理解されている。

これに加えて、レギオナーレで認定されたプロジェクトはプロジェクトの規模よりもアイデアや仕組みの革新性を重視しており、これが結果的に既存の枠組みでは取り上げられることが少なかった小規模のプロジェクトにも注目が集まることになり、地域全体の底上

げにつながったと認識している。また、レギオナーレの開催期間や、エージェンシー社の人材（質・量）、開催期間内での 860 万€の予算規模については妥当であるという認識を有している。

他方、レギオナーレが成功するためには、①どのような形であっても自治体職員にとってはレギオナーレの存在は追加的業務になることから、自治体職員へのサポートやレギオナーレに関わることへのメリットを理解してもらうことが重要になること、②エージェンシー社がプロジェクトをサポートすることに専念し、事業実施主体にならないこと（サッカーで例えるとコーチであり、プレイヤーにはならないこと）、③広報に関わる予算と人材を十分に確保すること、をあげている。

これ以外には、レギオナーレに長年携わる Stein 教授は、地域的政治家をいかにして巻き込み、継続的な関心を持たせ続けるかも重要なポイントであると指摘している。なお、Stein 教授は、法定の地域計画が有する画一性や計画の長期化、問題解決に対する静的性格等から、レギオナーレの存在が新たな刺激を与えており、結果的により良い計画体系が NRW 州では構築されようとしていると理解している。

#### 【レギオナーレ後の NRW 州の広域マネジメント】

2016 年度の NRW 州政府へのヒアリング結果から、レギオナーレによる革新性やその構造的影響から、2016 年 6 月に延長を決定し、新たにレギオナーレ 2022 及びレギオナーレ 2025 の公募がスタートしたことが明らかとなった。

一方で、入手した新たなレギオナーレの公募要件からは過去のレギオナーレからの変容もみられる。具体的には、レギオナーレの地域開発手法としての総合性は残されるとしても、NRW 州政府としては、これまで重視してきた農村地域のモデル性や文化的価値の再評価よりも、昨今の中東や東欧からの難民受け入れ増を受け、社会的統合や社会のデジタル化に対応した内容を求めている。この際に、既にレギオナーレとして開催された地域であっても再度、公募することは可能であり、より重点的に取り組むケースや複数のレギオナーレ開催地域をまたいでの開催も期待されている。

また、レギオナーレの延長と同時に、大都市とその周辺地域の新たな都市圏開発のモデルプログラム「StadtUmland.NRW」の公募も始められている。これは、NRW 州には人口 10 万人以上の大都市の集積がみられ、分散型のドイツでは特筆すべき状況であることと、2020 年代に RRX（Rhein-Ruhr-Express）と呼ばれる高速都市間鉄道網が開通することが見込まれ、時間距離の変化に基づく新たな都市圏のモデルが求められていることが関係している。

#### 【調査のまとめ】

2016 年度の調査では、①中小自治体にとってはレギオナーレは自分たちのアイデアを実現化させるための好機であることがあらためて再確認されたこと、②段階的・多層的かつ

統一的な広報活動がプレゼンテーション年を下支えしていること、③国際建築展からの流れを組むレギオナーレ方式が NRW 州では一つのフォーマットになりつつあること、が明らかになった。

なお、レギオナーレ 2016 においては、マネジメント会社のエージェンシー社は 2017 年 6 月の閉幕と同時に、解散されることが決まっている。そのため、まさに現在、誰がどのような形でレギオナーレから生まれたイノベーションを引き継ぎ、発展させるかが議論になっている。エージェンシー社では、一つのモデルとして、レギオナーレ 2013 後の地域マネジメントが理想的であると考えられている。同地では、レギオナーレ 2013 閉幕後に、地域の企業や団体が地域経済振興会社を立ち上げ、地域の構造改革とプロジェクトマネジメントを担っており、その職員もレギオナーレを経験した者が含まれ、中長期的な発展を目指している。

#### 5-5. 小括

2 度にわたり、現地でレギオナーレの考え方や現地での革新的プロジェクト、プレゼンテーション年の実態を調査してきた。

調査結果から中部圏での転用可能性について考えると、中部圏が抱える構造的課題やリニア中央新幹線というこれまで経験したことのない一大転換が予想されている状況下では、レギオナーレのような試みは単に海外の一事例とは言えず、類似の試みの実施を検討する価値はあるといえる。

無論、日本側の課題としては、①時限的取り組みに関与できる専門家人材の確保の困難さ、②中長期的・総合的視点をもった実験的な都市・地域開発の経験の乏しさ、③都市・地域開発に関わる予算措置の硬直性、④エージェンシー社のような独立的中間マネジメント組織の必要性に対する認識不足、等があげられる。いずれも一朝一夕で改善されるものではないが、わが国においても徐々に既存の空間的・行政的枠組みにとられない広域的取り組みはみられている。あるいは、局所的であったにしても、特区制度に代表される革新的試みを促す仕組みも積み重ねられている。

これらの芽をベースに、中部圏においても新しい時代環境に対応する地域の将来像を生み出す挑戦を期待したい。その手法は、わが国のこれまでの都市・地域開発手法を振り返ると、地域博覧会や国際芸術祭等が考えられるが、重要なことはこの際に具体的プロジェクトの実現化という結果のみの提示ではなく、また単なる人集めのイベントをすることも、その後の都市開発を前提にしたアライバイ作りでもない。社会経済環境が大きく変化しつつある中で各地域が直面する課題を解決するためのアイデアとその実行が求められており、そのためにあらゆる主体の英知を結集すべきである。

最後に、レギオナーレ 2016 は 7 年間の取り組みであり（IBA エムシャーパークは 10 年間）、NRW 州政府が地域の骨格を変えうる高速鉄道網整備を前提に新たな都市圏モデルを既に模索していることを考えると、仮にリニア中央新幹線を機会に地域の構造改革を進め

ようとするならば、中部圏に残された準備時間は実はさほど多くないと感じるのは筆者だけであろうか。

#### 参考文献

- ・ 自治体国際化協会 (2011) 『ドイツの地方自治 (概要版) - 2011 年改訂版』 自治体国際化協会
- ・ 太田尚孝・エルファディングズザンネ・大村謙二郎ほか (2012) 「ドイツの都市計画における国際建築展 (IBA) の役割と存在意義に関する研究-IBA の歴史的発展と現代的位置づけに注目して」 都市計画論文集 47(3), 679-684
- ・ 太田尚孝・大村謙二郎 (2014) 「再統一後のドイツにおける都市再生プログラム推進のための支援制度に関する基礎的研究-「都市計画助成制度 Städtebauförderung」に注目して-」 都市計画論文集, 49 (2) , 198-206
- ・ 太田尚孝 (2015) 「ドイツの地方都市における縮退・都市再生 (リノベーション) の取り組み」 IBS Annual Report 2015, 69-75
- ・ 太田尚孝 (2016) 「独・英における新たな都市・地域マネジメントの試みと課題 (1) 独: ノルドライン・ヴェストファーレン州のレギオナーレ 2016」 中部圏研究, vol.194, 80-87
- ・ 太田尚孝 (2016) 「独・英における新たな都市・地域マネジメントの試みと課題 (3) 独: ノルドライン・ヴェストファーレン州のレギオナーレ 2016 の最終年等について」 中部圏研究, vol.197, 35-44
- ・ 太田尚孝・有田智一・服部敦 (2016) 「ドイツにおける時限型・プロジェクト型・非法定型の地域開発手法の仕組みと実態に関する研究-ノルドライン・ヴェストファーレン州のレギオナーレに注目して」 都市計画論文集 51 (3) , 1078-1085
- ・ MBV/ILS (2006) Die REGIONALEN in Nordrhein-Westfalen. Impulse für den Strukturwandel, Dortmund
- ・ MBV NRW (2007) Öffentliche Ausschreibung der REGIONALEN 2013 und 2016 in NRW, 14.2.2007 – V 1-20.86, Düsseldorf
- ・ Danielzyk, Rainer et.al. (2011) Die REGIONALEN in NRW - Impulse der IBA Emscher Park, In: Reicher, Christa et.al. (Hrsg.), Internationale Bauausstellung Emscher Park: Impulse, Klartext, Essen, 276-284
- ・ Stein, Ursula (2015) Die REGIONALEN in Nordrhein-Westfalen als reflexive Regionalpolitik, In: IzR, H.3, 261-271
- ・ MBWSV NRW (2016) Öffentliche Ausschreibung der REGIONALEN 2022 und 2025 in NRW, v. – V A 5-20.86, Düsseldorf

## 6. 日英独の都市・地域マネジメント制度の比較

4. 及び5. で見てきたイギリス及びドイツの都市・地域マネジメント制度は、広域連携、官民連携を前提としたマネジメントシステムであり、我が国の制度の中、比較対象としては国家戦略特区が適している。ここでは、日本、イギリス、ドイツの3つの制度について、改めて特徴を整理した上で、制度間の比較を行う。

### 6-1. 日本の地域マネジメントの仕組み —国家戦略特区—

#### 1) 沿革

2002年に創設された構造改革特区に始まる、規制改革を特定のエリアで実現する特区制度の潮流の中で、2011年創設の総合特区への批判的反省に基づいて、国家戦略特区が2013年に創設された。

また、2001年創設の都市再生制度、2005年創設の地域再生制度といった地域のプロジェクト形成の自由度を高める制度の流れも組む。

これらの制度は、いずれも、省庁横断的な取り組みを推進する内閣官房・内閣府の所管となっている。

#### 2) 国家戦略特区の役割

・国が定めた国家戦略特別区域において、国・地方自治体・民間事業者の合議体である国家戦略特別区域会議が計画を策定して国の認定を得た場合、地域のプロジェクト主体は規制の特例や各種の支援措置の適用を受けることができる。

：2016年10月現在で指定区域の数は10区域

\*従来の特区は、区域の設定は地方自治体の発意に基づいていたが、国が区域設定を行うこととなった。

・規制の特例以外のインセンティブには、固定資産税・設備投資減税・研究開発税制等の税制の特例、ベンチャー企業等の先駆的な事業に対する利子補給金の支給がある。

・規制特例等の適用を受けるプロジェクト主体は事業内容について、国家戦略特別区域会議の決定を経て、国の認定（計画変更の認定）を受ける必要がある。

：2016年現在で認定事業の数は207事業。

・規制特例は、区域会議及び全国の自治体・民間事業者の提案を受けて国が設定する。特区での適用を踏まえて、制度改正を行い、全国での適用を目指す。

：2016年10月現在で規制の特例の数は50。

#### 3) 国家戦略特区のマネジメントの仕組み

・国家戦略特別区域会議が、計画の策定、プロジェクトの決定などの重要な意思決定を担う。当該制度の担当大臣（国）、区域内の自治体の長（地方）、国が公募で選定したプロ



ジェクト候補者（民間）により構成される。

- ・事務局は、内閣府が担当する。
- ・国の関与は、区域の設定、計画の認定、プロジェクトの認定など。重要な決定の際には、国家戦略特別区域諮問会議（総理の下、閣僚・民間有識者で構成）の議を経ることになっている。
- ・規制特例の設定にあたっては、民間有識者からなる国家戦略特区ワーキンググループが、地方・民間からの提案を受けて、関係省庁と折衝を行う。

#### 4) 具体的な事例

地域	内容	認定時期	措置	事業
関西圏(大阪府、兵庫県、京都府)	医療等イノベーション拠点、チャレンジ人材支援	H26.9	16	23
東京圏(東京都、神奈川県、千葉県、千葉市、成田市)	国際ビジネス、イノベーションの拠点	H26.12	21	68
沖縄県	国際観光拠点	H27.6	3	4
愛知県	「産業の担い手育成」のための教育・雇用・農業等の総合改革拠点	H27.9	10	16
養父市	中山間地農業の改革拠点	H26.9	6	16
福岡市・北九州市	創業のための雇用改革拠点	H26.9	14	37
新潟市	大規模農業の改革拠点	H26.12	9	20
仙北市	「農林・医療の交流」のための改革拠点	H27.9	5	6
仙台市	「女性活躍・社会起業」のための改革拠点	H27.9	7	8
広島県・今治市	観光・教育・創業などの国際交流・ビックデータ活用特区	H28.4	6	9

## 6-2. イギリス（英国）の地域マネジメントの仕組み -LEP-

### 1) 沿革

2010年の労働党から保守党・自由民主党への政権交代により、従来、8つの政府地域事務所ごとに設けられていたRDA（Regional Development Agencies）を廃止して、実質的な経済圏ごとに民間企業と地方自治体がパートナーシップを結んで地域の経済開発を促進する制度であるLEP（Local Enterprise Partnership）が設けられた。2016年9月現在で39のLEP（一部エリアが重複）が政府の認定を受けて設立されている。

### 2) LEPの役割

- ・地域内の住宅・インフラ整備や人材育成等のプロジェクトの優先順位を決める戦略的経

済計画（SEP：Strategic Economic Plan）を策定し、政府に提出する。

- ・政府のファンドを申請にする際に個々のプロジェクトの優先順位付けを行う。
- ・特区制度 EZ（Enterprise Zone）の申請を行う。当初は1つの LEP に1つの EZ であったが、2又は3か所が認められている LEP もある。

＊EZ のメリット

- ：自治体にとっては、法人税の増分が全額地方税となる（通常は半分が国税）
- ：企業にとっては、固定資産税等の税の減免や開発許可手続きの簡素化など

### 3) LEP のマネジメントの仕組み

- ・意思決定機関としてボード（会議体）を設置。ボードの長はビジネス界代表。ボードメンバーの半数はビジネス界から選出。自治体の代表者も参加。
- ・事務局組織は、数十名規模のものから数名規模のものまで多様。自治体からの出向者が多くを占める。
- ・LEP 自体は組織ではなく、資金管理はできないため、資金は代表自治体が別会計で管理している。
- ・政府は、DCLG（地方自治省）、BEIS（経済産業省）などの共管となっており、6つの地方事務所を置いて、LEP との連携（アドバイス、監査など）を図っている。

### 4) 具体的な事例：West of England

- ・ロンドン西方の4つの自治体の連合組織。中心はブリストル。人口110万人。
- ・ブリストルのEZや独自に設定した5つのEA（Enterprise Area）ごとに雇用創出目標を掲げ、それに伴う交通インフラや住宅の整備を推進。
- ・意思決定の仕組みとしては、政府が必須とするLEPボードの他に、自治体の長からなるボードが並立し、LEPボードでの決定を公的に追認する役割を担っている。同様の例は他のLEPにもある。
- ・事務局は30人程度で自治体からの出向者からなる。
- ・EZは、ブリストル・テンプル駅周辺70haであり、遊休施設の再生を図り、企業立地を促進し、17,000人の雇用を創出しようとするものである。  
：歴史的建造物である旧駅舎を活用して、インキュベーション・ハブを整備するなどの取り組みがすでに進行中。

## 6-3. NRW 州（ドイツ）の地域マネジメントの仕組み –レギオナーレー

### 1) 沿革

1989年から1999年にかけて都市再生プロジェクトを対象に行われた国際建築展 IBA エムシャーパークの後継プログラムとして、ノルドライン・ヴェストファーレン州（NRW 州）は、1998年から広域的なプロジェクト形成支援のプログラムとして

REGIONALE レギオナーレを実施してきた。2016年までに実施年度を7つのエリアで実施され、エムシャーパークの開催エリアと合わせて州土全体をカバーした。次年度以降も、レギオナーレの二期目のプログラムが実施されることとなっている。

## 2) レギオナーレの役割

- ・レギオナーレは、「地域 Region」と「隔年周期 Biennale」を合わせた造語であり、2、3年に一度ずつ、公募により開催地域の選定が州政府により行われる。
- ・開催期間は3年から10年と様々に設定されてきた。開催期間中、テーマに基づきプロジェクトを認定し、その実現・推進を支援するとともに、最終年度をプレゼンテーション年と位置付け、実施成果の情報発信を行うことを内容とする。
- ・プロジェクトには、インフラ整備・景観形成などのハード面のものから教育・福祉などのソフト面のものまで多様な分野が含まれるが、総合性・未来志向性を目指して、広域的な効果につながる革新的なアイデアが重視される。
- ・プロジェクトの実施のための独自の財源はなく、開催期間中に時限的に設置されるマネジメント会社が、EU・連邦政府・州政府などの補助金とのマッチング、計画のブラッシュアップを行うことにより、プロジェクト支援を行う。

## 3) レギオナーレのマネジメントの仕組み

- ・レギオナーレの運営の方向性の決定やプロジェクトの認定は、自治体・州政府・銀行・関係団体から構成される運営委員会が行う。この他、クオリティコントロールを行う学識経験者の委員会などが置かれる。
- ・これらの委員会の事務局をつとめ、プロジェクトの実施主体、州政府、域内の自治体との窓口となって、調整を行うのがマネジメント会社である。マネジメント会社の運営経費は、州政府と地域の自治体・貯蓄銀行が負担する。
- ・マネジメント会社は、開催期間中のみの期間限定の組織である。プロジェクトマネジメントや広報などの専門家が雇用される。

## 4) 具体的な事例：REGIONALE 2016

- ・レギオナーレ2016は、IBA エムシャーパークから数えて8番目のレギオナーレとなる。開催エリアは、NRW 州の北西部、オランダ国境沿いの西ミュンスター地域であり、35の自治体にまたがり、人口は約82万人である。
- ・掲げられたテーマは、ZukunftsLAND（直訳：「未来の土地」）。
- ・マネジメント会社は12人で構成され、代表・副代表・総務責任者のほか、プロジェクトマネジメント6人、広報3人の体制で運営されている。
- ・43のプロジェクトが認定された。プロジェクトは内容の熟度に応じて、A、B、Cの3つのカテゴリーに区分され、A 区分に入れば実施可能な段階となる。2016年10月

現在でAは27、Bは7、Cは9となっている。

- ・プレゼンテーション年では、マネジメント会社主催の中央イベントや視察ツアーの開催、プロジェクト事業者・関連団体による発信イベント、コミュニケーションツールの提供（WEBサイト、ラッピングバス、統一ロゴ・カラーによる広報キッドの配布など）が行われている。
- ・個別のプロジェクトの例を挙げると次の通り。（マネジメント会社の紹介により現地視察を行ったもの。）
  - ① コースフェルド・レーケン・ドルステン間の鉄道沿線でのモビリティマネジメント（パーク・アンド・ライドなどの路線の質の向上、廃駅舎のリノベーション、観光ルートとの接続向上）
  - ② コースフェルド市のベルケル川の水質改善と中心市街地活性化（中心市街地の親水空間の整備、ベルケル川沿線自治体と連携した環境改善など）
  - ③ レグデン村の総合的な高齢者対策（生活利便施設の整備、生活支援サービスの充実、モビリティの確保、生活・学びの場の充実）
  - ④ ボホルト市の産業衰退地区のリノベーション（産業遺構を活用したまちづくりの拠点形成、都市型住宅の供給、広域自転車ネットワークの整備など）

#### 6-4. 3つの制度の比較

日英独の都市・地域マネジメント制度について比較したものが次の表である。

	日本 (全国)	ドイツ (ノルドライン・ヴェストファーレン州)	イギリス (イングランド)
制度名	国家戦略特区	レギオナーレ REGIONALE	ローカル・エンタープライズ・パートナーシップ LEP:Local Enterprise Partnership
計画的枠組み	国家戦略特別区域計画	開催方針（テーマ、プロジェクト認定基準）	戦略的経済計画 Strategic Economics Plan
創設年度	2013年	1998年	2010年
地域の意思決定機関	国家戦略特別区域会議（国、自治体、民間事業者の合議体）	運営委員会（自治体、州政府、銀行、関係団体等が参加）	LEP ボード（代表は民間。民間が過半を占め、自治体等が参加）
事務局	国（内閣府）が担当	マネジメント会社（開催期間限定で設置。プロジェクトマネジメント、広報の専門家で構成。）	多くは関係自治体からの出向者が事務局を構成
意思決定機関の役割	計画の策定 規制の特例措置の対象事業の決定	対象事業の認定	計画の策定 事業の優先順位の決定
国の関与	区域の決定 計画（対象事業）の認定	開催地域の選定 マネジメント会社の設立支援	LEP の認定 EZ: Enterprise Zone の認定

インセンティブ	規制の特例措置 固定資産税等の特例 利子補給金の交付	特になし（マネジメメント会社による補助金のマッチング、計画の段階的なブラッシュアップなど）	EZ の特例（法人税増収分の地方財源化、固定資産税等の減免、許可手続きの簡素化など）、成長基金の交付
実施状況 (2016年 現在)	10区域（2大都市圏、 2県、2連携市、6市の エリア）	8か所で開催（IBA エムシャーパークを含めて州土全体をカバー）。	39のLEPを認定（イングランド全土をカバー。一部エリアは重複）
所管省庁	内閣府	州政府の国土交通省に該当する官庁	地方自治省及び経済産業省に該当する官庁
背景	規制改革を推進する観点から、国家戦略に合致する地域の取り組みを推進。	総合性・未来指向性を目指して、広域的に寄与する斬新なアイデアを重視する。展望的漸進主義に基づき大まかな計画の下、実践を積み重ねる。	実質的な経済圏を重視し、官民連携による経済開発を推進。国の成長指向と地方分権の潮流の中で制度化されたもの。

日本の国家戦略特区と類似性が高いのはイギリスのLEPである。いずれも国の成長戦略に合致する地域計画を認定し、特区的な仕組みで支援するものである。LEPがイングランド全土を網羅しているのに対して、国家戦略特区は特定の地域に限定されている点では異なるが、民間と公共の合議体により地域計画が策定され、特例措置の適用を通じて国が積極的に関与している点で類似性が高い。

LEPでは国や民間が志向する成長戦略と環境保全的な基礎自治体の空間計画との間に対立が生じている点に留意する必要がある。国主導の成長戦略が地域の自立性を阻害しないかについて、検証を続ける必要がある。

一方で、LEPではエンタープライズゾーンにおいて地域の自主財源を確保する措置がインセンティブとなり、停滞していた事業が加速している例がある。我が国においても、交付金にとどまらない、地域の自主財源を確保する措置について引き続き検討が必要である。

日英の制度とドイツのレギオナーレ制度は大きく異なる。全体計画の策定時において、事業の確実性は低く、一方で、全体のコンセプトや実現すべきビジョンについての議論はかなり尽くされる。練りこまれたコンセプトやビジョンに照らした基準に基づき、個々のプロジェクトを多様なセクターが主体的に立案し、選定され、磨き上げられ、そこに、州、国、EUなどの資金が集中的に投下される。特別の支援措置が設けられていない（支援措置に縛られない）ことも特徴である。最大の特徴は、期間限定であり、その間の中間支援的なマネジメント組織が民間主体として設立される点である。このマネジメント主体は、プロジェクトの選定、プロジェクトの成熟化のためのコンサルティング、プロジェクトの成果の普及のための広報マネジメントを行う。

創造的・革新的な新たな都市・地域マネジメントシステムを構築するためには、レギオナーレの制度思想に基づく新たな枠組みを導入することが有効である。

## 7. 提言：リニア開通に向けた名古屋大都市圏における革新的な都市・地域リノベーションの実現 — “レギオナーレ in 中部2018-37” の開催 —

### 1) リニア時代の中部圏の課題と可能性

- ・中部圏はものづくり産業を強みとしながら、地域の魅力の創造・発信が乏しい。  
【地域の魅力】都市の魅力、居住の魅力、文化の魅力、自然の魅力、産業の魅力
  - ① 都市の魅力：都市型産業の集積と都市的なアメニティの提供の不足
  - ② 居住の魅力：環境、コスト面の住みやすさの認知の不足
  - ③ 文化の魅力：国の中核的な歴史に根ざした文化の認知・活用の不足
  - ④ 自然の魅力：豊かな農林水産資源及び雄大な自然環境の認知・活用の不足
  - ⑤ 産業の魅力：伝統産品の集積の認知・活用の不足
- ・リニア中央新幹線の開通は、これらの課題を克服し、5,000万人の大交流圏の中で、中部圏の産業、居住、観光・交流の活性化を図る絶好の機会である。
- ・中部圏には、中部圏開発整備法以降の50年間で蓄積された豊かな住宅・インフラの蓄積がある一方、技術革新や人口減少・少子高齢社会の中で都市構造や社会システムが陳腐化している。
- ・リニア開通の前後10年間（今後、約20年間）の中で、都市のリノベーションや社会システムの変革に寄与する創造的・革新的なプロジェクトを集中的に進めるための枠組みの構築が必要である。

### 2) 創造的・革新的なプロジェクトのイメージ

中部圏において、都市リノベーション・社会システム変革につながるプロジェクトであって、広域的に効果を波及するもの、広域連携によるものとして次のものが想定される。

- ・名古屋駅周辺のイノベーション拠点の整備と周辺の界隈性の有効活用
- ・三の丸官庁街の官民連携リノベーション（広域防災・歴史軸・栄地区との連携）
- ・中川運河の防災機能強化と賑わい創出
- ・自動運転社会に向けた産業振興と道路空間の再配分
- ・名古屋圏西部丘陵ニュータウンの連携再生
- ・屋台・山車祭のための都市空間整備
- ・リニア中央新幹線停車駅のゲートウェイ機能の活用
- ・東海道新幹線停車駅の連携強化
- ・モリコロ基金を継承する地域の担い手づくり
- ・伝統産品集積を生かした観光振興
- ・農林水産資源の中部ブランドの構築 など

### 3) 創造的・革新的なプロジェクトを推進するための枠組み

・日本の従来の都市・地域計画制度は、創造的・革新的なプロジェクトを推進する観点から、次のような課題を有する。

- ① 事前確定性：プロジェクトの内容を事前に詳細に確定することを求める。
- ② 現状維持性：組織・分野を超えて、新たな取り組みを創造しにくい。
- ③ 無期限性：公的支援の期間が明確でなく、選択と集中が惰性化する。
- ④ 成果の低発信性：立上げ期に比べて成果の発信が乏しく、透明性の高い評価や成果の波及が行われにくい。PDCA サイクルが単に数合わせに陥ることが多い。
- ⑤ 専門的支援の希薄性：専門的人材のチームによる支援体制が形成されにくい。

・これらの課題を克服するために、ドイツのノルドライン・ヴェストファーレン州で実績を挙げてきた「レギオナーレ」の枠組みを活用することが有効である。レギオナーレは次の特徴を持つ制度である。

- ① 展望的斬新主義：テーマ、評価指標のみを明確にし、プロジェクトを事前に確定せず、積極的なプロジェクトの提案、実施を重ねる制度設計
- ② クロスボーダー性：広域連携、分野横断、官民学公の連携などによる革新性
- ③ 期間限定性：期間を限定による集中的投資の実現（惰性化の回避）
- ④ 成果の発信の重視：成果の徹底的な発信による透明性の確保と効果の波及
- ⑤ 柔軟な専門的支援：プロジェクトマネジメント、広報等の専門人材による期間限定の支援組織の構築（既得権益化の回避）

### 4) レギオナーレ in 中部の開催の提案

#### ①提案の概要

リニア開通までの10年間と開通後の10年間の2期に分けて、それぞれ統一的なテーマを掲げ、公共、民間の多様な主体から都市リノベーション・社会システム変革につながるプロジェクトの提案を受け、認定、推進するとともに、各期の最終年度に全国・世界に向けて情報発信を行う枠組みを構築する。

#### ②統一的なテーマ

例えば、時期を分けて次のものが想定される。

- ・第1期（2027年ごろまで）：リニア大交流圏のコアの創造
- ・第2期（2040年ごろまで）：リニア大交流圏のネットワークの構築

また、例えば、先行的に実施する区域を設けて次のものが想定される。

- ・名古屋市及び周辺都市：リニア大交流圏のコアの創造
- ・三遠南信：リニア大交流圏の都市間連携

#### ③プロジェクトの認定基準

例えば次のものが想定される。

- ・統一テーマに寄与するものであること

- ・ 創造的・革新的であること
- ・ クロスボーダーであること
- ・ 期間内に着手が可能であること
- ・ 情報発信のための創意工夫がなされていること

#### ④支援措置

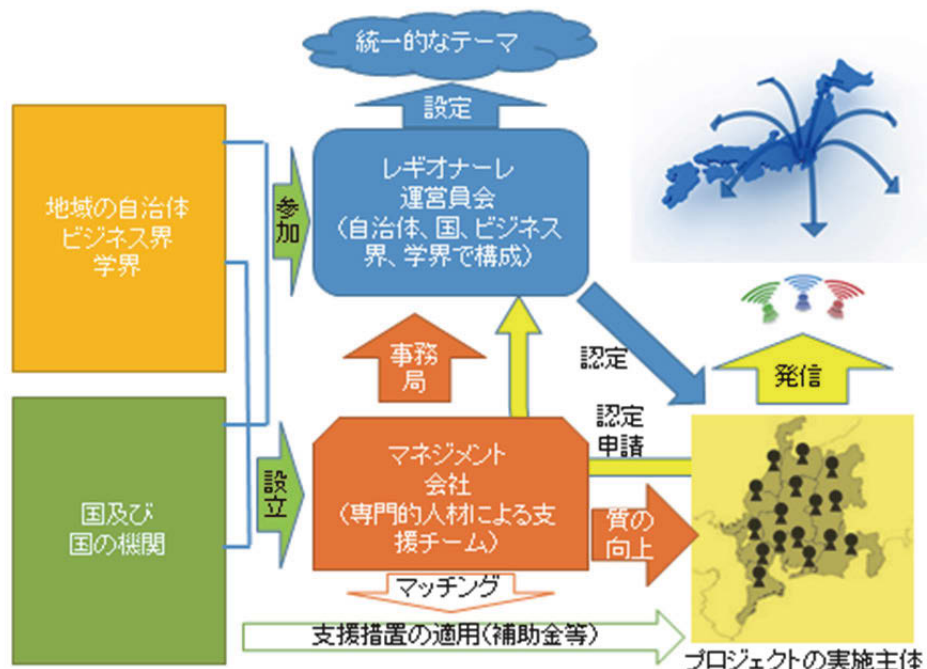
認定されたプロジェクトに対しては、既存の支援措置（補助金、公的融資、税制特例、規制特例、手続き簡素化等）の集中的な適用を図りつつ、民間投資を呼び込む。

#### ⑤意思決定機関

テーマの設定、認定基準の策定、プロジェクトの認定は、地域の自治体、国、ビジネス界、学界などから構成される合議体によって行う。

#### ⑥支援組織

- ・ 専門的人材のチームを編成し、実施期間内の時限的な支援組織を構築。支援組織は、プロジェクト認定の事務局、プロジェクトの質の向上、各種支援措置のマッチング、プロジェクトの情報発信手法の提示などの支援を行う。
- ・ 専門的人材のチームは、プロジェクトマネジメント、都市計画・デザイン、広報・情報発信、ファイナンスなどの専門家で構成する。
- ・ 支援組織の経費は、国、自治体、財界が応分に負担する。





## 参 考 资 料



## 都市再生推進法人に関する調査について

中部圏社会経済研究所は、中部広域9県（富山、石川、福井、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀）を対象エリアとする総合的・中立的なシンクタンクであり、中部地域の産業経済の発展とそれを支える地域の魅力づくりに資する調査研究の一環として、地域ガバナンス研究会（座長：服部敦・中部大学教授）を設置し、都市再生のための地域の担い手組織、マネジメント手法及び関連する制度について国際比較による研究を行っています。本年度は、ドイツ、イギリスにおいて現地調査を行うとともに、都市再生特別措置法により設置された都市再生推進法人について基礎的な調査を実施することとしております。

つきましては、業務多忙な折、大変恐縮ですが、下記のとおり、資料の提供及び簡単なアンケート調査へのご回答を賜りたくお願い申し上げます。

公益財団法人中部圏社会経済研究所 代表理事 藤井良直  
地域ガバナンス研究会 座長 服部敦

### 1. 資料の提供について

後日、返信用封筒を送付させていただきますので、恐縮ですがご送付願います。

ホームページ等からダウンロード可能な場合はご教示いただければ幸いです。

- ① 貴社・団体の定款、寄付行為その他の根拠規程
- ② 前年度の決算書及び事業報告
- ③ 今年度の事業計画及び収支予算
- ④ 役職員名簿（可能ならば所属がわかるもの）
- ⑤ 組織図
- ⑥ 貴社・団体の紹介パンフレット

### 2. アンケートへの回答（メール又はFAXにてお願いします。）

- ・ ご多忙の中、大変申し訳ございませんが、**2月5日(金)**までにご回答ください。

<お問い合わせ・回答先>

公益財団法人 中部圏社会経済研究所 企画調査部 狛(コマ)、片山  
住所 〒460-0008 名古屋市中区栄 2-1-1 日土地名古屋ビル 15階  
電話番号 052-221-6421 FAX 番号 052-231-2370  
メールアドレス [koma@criser.jp](mailto:koma@criser.jp) [katayama@criser.jp](mailto:katayama@criser.jp)



## 「都市再生推進法人に関する調査結果(速報)について」

公益財団法人中部圏社会経済研究所

本財団に設置した「多様な主体間連携による地域のガバナンス手法研究会(座長:服部敦 中部大学教授)」では、都市再生のための地域の担い手組織、マネジメント手法および関連する制度について国際比較による研究を行っており、本年度は、ドイツ、イギリスにおいて現地調査を実施しております。本アンケート調査もその一環であり、都市再生特別措置法により設置された都市再生推進法人について基礎的な調査を実施することとしております。

今回、速報ベースの集計結果についてご報告いたします。海外事例との比較など詳細に分析した研究成果につきましては、別途調査報告書の形式でとりまとめ、後日公表させていただきます。

なお、今回のアンケート調査につきましては、各団体に多大なるご協力をいただきました。この場を借りまして感謝を申し上げます。

### I. 調査の目的

都市再生特別措置法により、地域のまちづくりの担い手として位置づけられた都市再生推進法人については、2015年10月末現在、全国で21の組織が市町村による指定を受けている(国土交通省ホームページより)。これらの21の組織について、基礎的な調査を実施して現状を整理する。

### II. 調査フレーム

調査対象、調査方法および調査時期は以下のとおりである。

調査対象	都市再生推進法人:21団体
調査方法	原則Eメール、一部FAXおよび郵送にて配布、EメールおよびFAXにて回収
調査時期	2016年1月19日(火)~2月5日(金)

### III. 回収結果

回収結果は以下のとおりである。

	送付数	回収数	回収率
株式会社	11	8	72.7%
一般社団・財団法人	8	6	75.0%
NPO法人	2	1	50.0%
合計	21	15	71.4%

### IV. 調査結果(速報ベース)

調査結果は以下のとおりである。

#### 1. 貴社・団体の名称 <省略>

2. 貴社・団体の従業員について（2016.1.1現在）

①常勤の役員数【     】人

	回答数	構成比
0人	9	60.0%
1人	4	26.7%
2人	2	13.3%
合計	15	100.0%

②常勤の職員数【     】人

	回答数	構成比
0人	1	6.7%
1～4人	2	13.3%
5～9人	9	60.0%
10人以上	3	20.0%
合計	15	100.0%

うち 企業・民間団体からの出向者【     】人

	回答数	構成比
0人	8	53.3%
1～4人	5	33.3%
5～9人	1	6.7%
10人以上	1	6.7%
合計	15	100.0%

うち 自治体・公的機関からの出向者【     】人

	回答数	構成比
0人	10	66.7%
1～4人	3	20.0%
5～9人	2	13.3%
10人以上	0	0.0%
合計	15	100.0%

3. 貴社・団体の役員・職員の中で、次の専門分野に該当する方はおられますか？  
該当するものをすべて選んでください。

- ① 建築・都市計画    ② 経営診断・指導    ③ 広報・宣伝・メディア  
④ 法律・公共政策    ⑤ 財政・金融

	回答数	構成比
①	6	35.3%
③	1	5.9%
④	1	5.9%
⑤	2	11.8%
該当なし	7	41.2%
合計	17	100.0%

	回答数	構成比
①	6	60.0%
③	1	10.0%
④	1	10.0%
⑤	2	20.0%
合計	10	100.0%

（回答した団体のみを集計）

4. 都市再生推進法人の指定を受けた後、活用した制度及び適用を受けた国の制度をすべて選んでください。

- ① 都市再生整備計画の提案    ② 都市利便増進協定への参画  
③ 土地譲渡にかかる税制優遇    ④ エリアマネジメント融資  
⑤ 民間まちづくり活動促進事業等の補助金制度  
⑥ 民間都市開発推進機構による支援  
⑦ その他【具体的に】

	回答数	構成比
①	2	10.5%
②	5	26.3%
⑤	4	21.1%
該当なし	8	42.1%
合計	19	100.0%

	回答数	構成比
①	2	18.2%
②	5	45.5%
⑤	4	36.4%
合計	11	100.0%

（回答した団体のみを集計）

5. 都市再生推進法人の指定は貴社・団体の活動にどの程度効果がありますか？  
 いずれかひとつを選んでください。

- ① 大変効果がある ② まあ効果がある ③ ふつう  
 ④ あまり効果がない ⑤ 効果はない ⑥ よくわからない

	回答数	構成比
①	1	6.7%
②	7	46.7%
③	2	13.3%
④	2	13.3%
⑤	2	13.3%
⑥	1	6.7%
合計	15	100.0%

6. 都市再生推進法人に関する制度について意見・感想を自由に記述ください。

意見・感想(自由記述)
区が中心となって設立した会社で、整理法人認定前より道路占有の特例など積極的な支援があったため、当法人になって特別なメリットを感じていないところもあるが、整備計画の提案なども含め、積極的な利用をしていきたいと考えている。
まちづくりへの出資が税務署より寄付行為とみなされるなど、税制面の配慮がない。是非とも税制面での配慮が欲しい。
来年度から協定を活用して新規事業を検討しているため、現段階ではまだ準備期間であり、成果は得られていません。
区より制度に基づく「まちづくり団体」との認定を得たことが主な効果と考えています。事業というよりは合意形成を主たる活動としており、制度の事業面での活用に至っておりません。
法的な権利の行使や融資の活用については、現時点では明確なメリットはない。自治体における団体の公的位置付けの確立という点を重視し、指定を受けている。これに基づき任意協定に基づく公道の管理などを行っている。
都市再生整備法人間の活発な交流などを期待したい。また、都市再生整備法人の指定による税制優遇(みなし公益法人等)を期待したい。
都市再生推進法人がまちづくり活動の担い手として公的に位置づけられる事が4. ①～⑦に匹敵するメリットだと感じています。一方、制度としては改善の余地があり、例えば④や⑤は地方公共団体の費用負担が無ければ直接補助が実現しない仕組みのため使い勝手が悪く、国だけでも支援・融資が可能な制度が望まれます。
市の都市計画行政と連携を図り、都市再生整備計画区域内における道路占用許可の特例を用いたオープンカフェ等の実施を検討していきたい。

以 上

## 「地域ガバナンス研究会」2015年度海外調査の概要

1. 日 時 : 2015年9月9日(水)~9月17日(木) 7泊9日
2. 視察先 : ドイツ・フランス・イギリス
3. 参加者 : 服部先生、有田先生、太田先生(ドイツのみ)、狛(事務局)
4. 通 訳 : キルヒナー・イルメリン氏(ドイツ)、相沢和江氏(イギリス)
5. 概要

### (1) ドイツの調査概要

① 9月10日(木) 10:00~12:00 : NRW 州政府担当者へのヒアリング 【先方 : Klaus Austermann 氏】

○Düsseldorf(デュッセルドルフ)のオフィスにて、NRW 州政府の広域担当課長から、REGIONALE の取り組みの概要等についてヒアリング。

② 9月10日(木) 15:30~17:00 : Legden 村の PJ 視察 【先方 : Friedhelm Kleweken 氏ほか】

○Legden(レーグデン)にて、村長ならびに担当者から REGIONALE2016 でレーグデン村が取り組んでいる PJ 概要についてヒアリング。その後、総合健康医療センターやダリア公園など村内を視察。

③ 9月10日(木) 17:30~18:30 : REGIONALE2016 エージェンシー社へのヒアリング

【先方 : Uta Schneider 氏ほか】

○Velen(フェーレン)の REGIONALE2016 エージェンシー社にて、代表ならびに担当者から REGIONALE2016 の概要をヒアリング。その後ホテルで代表と会食し、意見交換を実施。

④ 9月11日(金) 9:30~11:30 : Bocholt 市の都市開発 PJ 視察 【先方 : Ulrich Paßlick 氏ほか】

○Bocholt(ボホルト)にて、市の都市計画担当助役ならびにプロジェクトコーディネーターから、REGIONALE2016 でボホルト市が取り組んでいる PJ 概要についてヒアリング。その後市内の PJ を視察。

〈 9月11日(金) 午後 : デュッセルドルフ旧市街を視察 〉

〈 9月12日(土) 午前 : デュッセルドルフからパリへ移動 〉

### (2) フランスの調査概要

① 9月12日(土) 17:00~19:30 : OECD (経済協力開発機構) の松本氏と意見交換

【先方 : 松本 忠氏(Project Manager)】

○パリにて OECD の松本氏と面談。欧州における広域連携の状況や OECD による大都市圏レポートの概要などヒアリングし、意見交換を実施。

〈 9月13日(日) : パリからロンドンへ移動 〉



### (3) イギリスの調査概要

#### ① 9月14日(月)10:30~11:30 : Reading 大学の教授へのヒアリング 【先方 : Gavin Parker 教授】

○Reading (レディング)大学にて、Gavin Parker 教授から LEP やエンタープライズゾーンなど各種政策についてヒアリング。アカデミックな観点から解説していただく。

〈 9月14日(月) 午後 : クイーン・エリザベス・オリンピック・パークなどロンドン開発地区を視察 〉

〈 9月15日(火) 午前 : ロンドンからバースへ移動し市街を視察 〉

#### ② 9月15日(火)14:30~17:00 : Bath 市役所の担当者へのヒアリング

【先方 : Kaoru Jacques 氏(Planning Officer)、ジョン・コークス氏(Economic Development Manager)】

○Bath(バース)市にて、市の担当者から Bath and North East Somerset(単一自治体)の概要や West of England LEP の概要、連携状況などをヒアリング。

〈 9月16日(水) 午前 : タワーブリッジなどロンドン開発地区を視察 〉

#### ③ 9月16日(水)12:00~13:00 : OPDC の担当者へのヒアリング

【先方 : Claire O'Brien 氏(Head of Development Management)、Ajit Atwal 氏(Project Support Officer)】

○ロンドンにて、Old Oak and Park Royal Development Corporation(OPDC)の担当者よりイギリスの都市開発公社の仕組みなどをヒアリング。

#### ④ 9月16日(水)14:30~16:00 : イギリス中央政府 DCLG(コミュニティ・地方自治省)の担当者へのヒアリング

【先方 : Terence Powell 氏(Cities and Local Growth Division)、  
Peter Sebastian 氏(Enterprise Zones Division)、  
Keith Thorpe 氏(Housing Standards & Support Directorate)】

○ロンドンにて、Department for Communities and Local Government(DCLG)の担当者より DCLG の概要や役割、LEP およびエンタープライズゾーンの状況などをヒアリング。

以 上

「地域ガバナンス研究会」2015年度海外調査行程表 期間: 2015年9月9日(水)~9月17日(木) (7泊9日)

	月日 (曜)	発着地	発着 時間	交通 機関	スケジュール【宿泊地】	写真
1	9月9日 (水)	成田発 デュッセルドルフ着	11:00 16:00	ANA NH209	デュッセルドルフへ  【デュッセルドルフ泊】	-
2	9月10日 (木)	デュッセルドルフ  レーグデン  フェーレン  ボホルト	10:00 12:00  13:06 14:24 14:40 15:11  15:30 17:00  17:30 18:30	地下鉄   鉄道  車(出迎え)  タクシー	NRW州政府 広域担当課 訪問 (先方: Klaus Austermann氏)  デュッセルドルフ発 デュルメン着 デュルメン発 レーグデン着  レーグデンのPJ視察 (先方: Friedhelm Kleweken村長ほか)  REGIONALE2016エージェンシー社 訪問 (先方: Uta Schneider氏ほか)  【ボホルト泊】	A、B  C、D  E、F
3	9月11日 (金)	ボホルト  デュッセルドルフ	9:30 11:30  13:33 13:56 14:12 14:56	タクシー  鉄道  地下鉄	ボホルト市の都市再開発PJ視察 (先方: Ulrich PaBlick氏ほか)  ボホルト発 ヴェセル着 ヴェセル発 デュッセルドルフ着  デュッセルドルフ旧市街を視察  【デュッセルドルフ泊】	G、H  I
4	9月12日 (土)	デュッセルドルフ パリ	11:48 15:59  PM	タリス  地下鉄	移動日(デュッセルドルフ→パリ)(ケルン経由高速鉄道でパリ北駅)  OECDの松本氏(国交省)とパリで面会・会食  【パリ泊】	-
5	9月13日 (日)	パリ ロンドン	17:13 18:30	ユーロスター	移動日(パリ→ロンドン)(高速鉄道でセント・パンクラス駅へ)  【ロンドン泊】	-
6	9月14日 (月)	ロンドン  レディング  ロンドン	7:30 8:09 9:00  10:30 11:30  午後	地下鉄 鉄道  タクシー  タクシー  鉄道 地下鉄	Russell Square発 Paddington経由 Reading着  READING(レディング)大学訪問 (先方: Professor Gavin Parker)  ロンドンを視察 (クイーン・エリザベス・オリンピックパーク、カナリー・ワフ、アップルマーケットほか)  【ロンドン泊】	J  K、L
7	9月15日 (火)	バース  ロンドン	10:00 11:00 12:30  14:30 17:00  17:00 18:30	地下鉄 鉄道  鉄道	Russell Square発 Paddington経由 Bath Spa着 バースを視察 (ローマ浴場博物館ほか)  Bath and North East Somerset市(バース市役所) 訪問(先方: Kaoru Jacques氏ほか)  【ロンドン泊】	M  N
8	9月16日 (水)	ロンドン  ロンドン発	午前  12:00 13:00  14:30 16:00  19:35	専用車  専用車  ANA NH212	ロンドンを視察(クーパーリッジ・ミニアムブリッジほか)  Old Oak and Park Royal Development Corporation 訪問(先方: Claire O' Brien氏ほか)  Department for Communities and Local Government(コミュニティ・地方自治省)ヒアリング (先方: Terence Powell氏、Peter Sebastian氏、Keith Thorpe氏ほか)  【機中泊】	O、P  Q  R
9	9月17日 (木)	羽田着 羽田発 中部着	15:15 17:15 18:15	ANA NH085		-

(写真A) NRW州政府



(写真B) NRW州政府にてヒアリング



(写真C) レーグデン村PJ概要をヒアリング



(写真D) レーグデン村PJ視察



(写真E) REGIONALE2016 エージェンシー社にて



(写真F) REGIONALE2016 概要をヒアリング



(写真G) ボホルト市PJ概要をヒアリング



(写真H) ボホルト市PJ視察



(写真I) デュッセルドルフ旧市街(アルシュタット)



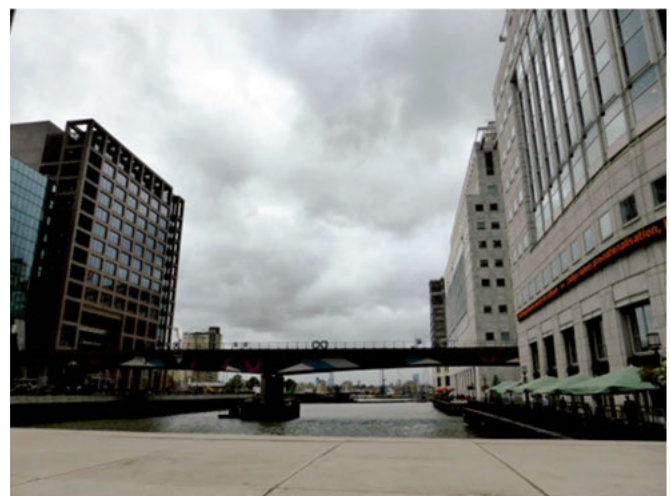
(写真J) レディング大学にてヒアリング



(写真K) クイーン・エリザベス・オリンピック・パーク



(写真L) カナリー・ワーフ



(写真M) ローマ浴場博物館(バース)



(写真N) バース市役所にてヒアリング



(写真O) タワー・ブリッジ



(写真P) ミレニアム・ブリッジにて



(写真Q) OPDCにてヒアリング



(写真R) コミュニティ・地方自治省にてヒアリング



## Auf der Suche nach Ideen

### Japaner im „Zukunftslabor“ Legden

LEGDEN Die Probleme klingen bekannt: Japan kämpft mit den Auswirkungen von Landflucht und demografischem Wandel. Eine Delegation von japanischen Städteplanern machte sich nun in Legden ein Bild von möglichen Lösungsansätzen für die Zukunft.

Empfehlen +1 Tweet i zu Meine Themen hinzufügen



Die japanische Delegation im Zukunftsdorf Legden (v. l.): Professor Naotaka Ota, Kotara Koma, Dolmetscherin Irmelind Kirchner, Professor Tomokazu Arita, Professor Atsushi Hattori, Bürgermeister Friedhelm Kleweken, seine Stellvertreterin Martina Schrage und Uta Schneider (Regionale 2016). Foto Christiane Nitsche  
Foto: Christiane Nitsche

Der Kontakt war auf Betreiben der Japaner entstanden: Auf der Suche nach Konzepten für die Zukunft einer alternden Gesellschaft war die Forschergruppe des "Chubu Region Institute for Social and Economic Research" (CRISER) auf die Regionale 2016 aufmerksam geworden.

<https://www.muensterlandzeitung.de/staedte/legden/Auf-der-Suche-nach-Ideen-Japaner-im-Zukunftslabor-Legden;art973,2816786>

## 2015年度海外調査のインタビュー記録（抜粋）

### NRW州政府インタビュー記録

○日時：2015年9月10日(木) 10:00~12:00

○場所：NRW州 Ministerium für Bauen, Wohnen, Stadtentwicklung und Verkehr  
(MBWSV：建設、生活、都市開発と交通省)

○先方出席者：Klaus Austermann 氏 (REGIONALE 担当課長)

○当方出席者：服部先生、有田先生、太田先生、狛(事務局)、キルヒナー氏(通訳)

(Klaus Austermann 氏による事前質問リストに対する回答)

#### 1. NRW 州における REGIONALE の現在までの成果・課題の認識

##### (1) NRW 州政府にとって、具体的に何が REGIONALE の成果、課題と考えているか。

- ・質問の回答は2部分に分けることができる。1つは具体的なPJの成果。レギオナーレのPJは、主に4つの目的がある。構造改革、都市計画、経済振興、環境改善など。州政府もこういう分野で目標を立てている。レギオナーレのPJは、州や地方自治体(市町村および郡の両方)、民間事業から財源を集めて、企業にとって追加価値が生じることを追求している。
  - ・もう1つはタイミング。これはPJの具体的な成果よりその過程で学んだこと、そしてその過程における成果が挙げられる。要するに、段階を踏んで質を改善することを目指している。
  - ・レギオナーレという手法は、NRW州だけが進行している。ほかの連邦州には、そういう方法は採択されていない。その特徴は、既存の法律に基づいた公的な計画を補う方法ということである。州やそれぞれの自治体レベルの計画があるが、それにプラスアルファしてレギオナーレが始まる。
  - ・レギオナーレのPJの性質は、地域にとって新たな刺激を与える、インプットするということであるが、これが新しい協力を行う刺激となる。それは地方自治体や企業のほか、市民個人や市民グループなども参加する。それが地域において新たな発展の可能性を持ち、長期的に続くことが目標である。一時的なPJではなくて、できればその地域の長期的な発展を支援するような取り組みになってほしいと考えている。
  - ・現在、ドイツのどこでも少子高齢化の進展や気候保護の取り組み、そして特にホットな政治課題となっている移民の社会統合などが問題となっている。これはもちろん地方自治体だけでは解決できない課題であり、あらゆるアクターと一緒に協力して広域的なレベルで解決を試みる必要がある。
- (2) 第三者、あるいは参加自治体による REGIONALE に対する評価 (例えば、インタビュー、アンケート調査) はどのようなものがあったのか。
- ・空間および都市開発に対する研究所であるドルトムントの「ELS 研究所」が総合的な評価を行っている。この評価方法

は、いわゆる単なるアウトプットとか成果だけに注目せず、1つの地域全体の協力がいかに高まったか、そしてそのプロセスに対する評価が主になっている。

- ・そして、特定の大規模PJに対しては、それぞれの発注者自らが評価を依頼することもある。ただ、そういう評価をウォッチするにもある程度資金が必要なため、すべてのPJについては行っていない。
- (3) 今回、REGIONALE2016 について調査をする予定であるが、ほかの REGIONALE と比較した場合、REGIONALE2016 の特徴や課題、あるいは期待は何か。
- ・第1には、やはり地域の規模に関することである。このレギオナーレ 2016 年がカバーする地域は、伝統的に1つの、例えば計画区域とか、すでに地域としてのアイデンティティがある所ではない。これは本当にレギオナーレ 2016 年を行うために特別に作った、定義した地域になっている。
  - ・この中には2つの郡が入っている。ボルケン郡とコースフェルト郡だが、これらの郡は特に経済力が高い郡である。中小企業が非常に多く、失業率が低くていい状況になっている。そして、その2つの郡に加えて7つの南部の市町村がある。これが伝統的にはルール地帯の北部に属するため、それら市町村はルール地帯の難しい経済状況を反映している。ルール地帯は産業が衰退し、経済状況が難しくなっている。それとは対照的にミュンスターランドの2つの郡、ボルケン郡とコースフェルト郡は繁栄しているので、お互いどう協力できるか、連携づくりが大きなテーマである。
  - ・もう1つの特徴は、いわゆる生存サービス、要するに生活に必要なサービスを提供することであり、それが大きな課題となっている。農村部の地域にとっては、生活するために必要なサービスを保証することが必要である。健康サービス、公共交通、教育あるいは文化サービスなどの分野で10年、20年先も維持できる体制づくりが大きな課題となっている。特に市民参加がいかに取り組むかが重要である。
  - ・訪問予定のレーグデン村も、とてもいい例となる。これは、このような小さい町村では珍しいケースであるが、全体的に健康サービス、交通、住宅を全部含めた長期計画に取り組んでいる。レーグデン村はかなり代表的であるが、これから高齢化が本当に進む。それで、これから20年後でも維持できるような体制づくりを目指している。
  - ・もう1つPJとして訪問予定のボホルト市は、違う状況であ

る。ここは、町の中にある旧産業区で住宅開発をして、特にそこにある専門大学と関係を強めて、若い人たちも引き付けることをしている。今では繊維産業はほとんどなくなったが、そこからサービス産業を増やすような取り組みをしている。

## 2. REGIONALE 後の NRW 州の地域開発政策

### (1) REGIONALE 終了後の次期地域開発プログラムは「検討中」 とのことであったが、その後、どのような動きがあったか。

- ・ポストレジオナーレの時代であるが、現在の2016年のレジオナーレは最後となっている。今後は、まずは15年間を振り返りたい。この15年間でNRW州全部をレジオナーレでカバーすることができた。すべてのそれぞれの地方にレジオナーレ、あるいはそれに相当するようなものが実行された。そういう取り組みによって、それぞれのレジオナーレの区域に広域発展事務所ができています。組織を作り上げたということは1つの成功であり、それぞれの広域の中で協力体制ができたことがレジオナーレの大きな成果だと思う。
- ・ポストレジオナーレは、どういう政策を採択するかまだはっきり決定がされていない。実は今日の午後に事務次官との会合があり、これについて話し合いが行われる。レジオナーレは非常にテーマが広がったため、さまざまなテーマを扱うことができた。これからは少し重点を絞って、もう少しレジオナーレの非常に広い範囲から少し狭くする見込みである。
- ・これから集中して取り組みたいテーマは、教育やIT化、要するに新しい技術を使ってどう発展ができるかということ。もう1つは、やはり移民の社会統合や気候保護政策。そしてモビリティ、いわゆる交通政策と都市生活である。さらに、生活に必要なインフラ整備の確保である。
- ・このような注目テーマをいかに広域計画に取り込むかは、やはり市町村間の協力、いわゆる広域的な計画が非常に重要となっている。そして財源をどうするか、いわゆる分野を越える財源を集めることが目標となっている。あらゆる所からおカネを集めるとテーマも多様になるので、1つのテーマで1つのPJということではなく、できるだけ多様なテーマを扱うPJを作ろうとしている。
- ・現在、交通の大きなPJの話がある。人口800万人となる広域、ケルンからドルトムントまでのライン川沿いに新しい路線を作ろうという話で、RRX(ラインルール・エクスプレス)という名前が付いている。それで15分ごとケルンからドルトムントまで電車を走らせる計画である。これが本当に発展に結び付くためにはどのような周辺のPJが必要か、それが課題となっている。

### (2) REGIONALE のようなプロジェクトをベースにした地域開発手法は、NRW 州、あるいは今後のドイツ全体の地域政策の主流になると考えているか。

- ・簡単に回答ができないが、これが主流の方法とはまだ言え

ない。今でも主流の計画方法は、法律に基づいた州計画いわゆる空間計画である。これは州が法律に基づいて作成しており、交通や住宅の開発、新しい自然空間の策定などが明らかになっている。

- ・こういう正式な計画方法を補填する目的でレジオナーレが積み上げられた。レジオナーレは、正式な計画、法律に基づいている開発の方法を支援する取り組みの1つであり、広域における協力として、正式な計画を支援する役目を果たしていると理解できる。1つの例を挙げると、大きな交通事業、道路や路線でもよいが、この新しい道路をどこに走らせるか策定するのが州の計画の役目である。そして、レジオナーレはその事業で、例えば主な交差点となっている所とか、人口がある程度集まっている所とのつながりをどのようにすればいいのか、大きな交通事業の利益をいかに住民に持っていか考える、そして、そのための協力態勢を作るのがレジオナーレの役目になる。

## 3. REGIONALE の実施・運営

### (1) NRW 州政府と各REGIONALE の財政面での関係性が理解できていない。これまで NRW 州政府は各 REGIONALE に対してどの程度、資金的援助をしたのか。NRW 州政府と REGIONALE の財政面での関係について詳しく説明してほしい。

- ・州がレジオナーレをいかに支援するかは、主に2つの場面がある。支援の1つは、それぞれのレジオナーレに事務所(エージェンシー社)を置く。これは州が基本的に財源を出している。そして、レジオナーレがカバーする地域に対して、いろいろな課題を束ねる、いわゆる調整の役目を州政府が行っている。これはまさに私の役目になっている。MBWSV(建設省)がほかの官庁との調整を行っている。
- ・もう1つ、NRW州は5つの行政区に分かれており、具体的に補助金の許可を出すのが行政区である。その行政区がレジオナーレを非常に支援している。レジオナーレ2016は、ミュンスター行政区が担当している。
- ・レジオナーレの事務所は時限的な組織である。正式な行政機関、郡の行政や商工会議所、これは法律に沿って存在しているが、レジオナーレ事務所はプラスアルファの時限的な組織となっている。年間約75万ユーロの支援、補助金を出しているが、それはすべてのソフト面、人事費やPR、広報費など、そのようなあらゆる費用をここで補助をしている。レジオナーレ事務所を支援することによって、協力態勢、連帯体制を補填しているわけである。
- ・もう1つの柱が、具体的なPJの補助である。その補助については、残念ながら全体のレジオナーレに対する表はない。例として、最後のレジオナーレの補助金全体を計算すると、1億6,500万ユーロであった。全体のPJ数は40件でさまざまなPJがあり、12市町村が参加しているいろいろなテーマを掲げたので、かなり複雑になっているものもある。
- ・この全体の総額の財源が、またそれぞれの組織から出てい



る。主に州のレベルで補助金を出すのはいくつかの分野がある。まず、都市計画、都市開発のもの、そして交通である。環境は分野がそれぞれ違い、自然保護の分野があれば、湖、川など河川関係、そして気候保護政策の分野などそれぞれ工夫している。もう1つ大きなものは経済で、これは経済省が担当する。額が少し小さくなるが、文化・スポーツ・保健などもそれぞれの省が管轄しており、すべて財源を足し合ってPJを支援している。

- ・違う官庁が関係するとこれを調整する必要もある。これには、非定期的に開催される官庁間のワーキンググループを作っている。
- ・2010年度のレギオナーレは、2億2,000万ユーロで財源規模が大きく、区域も広がった。現在執行中の2016年のレギオナーレは、去年の段階で5,000万ユーロであった。今年の終わりには約7,500万ユーロになりそうだが、これも最終的には億単位になる。
- ・これからポストレギオナーレの時代に入るが、やはり財源の確保が大きな課題となっている。連邦政府も州政府も、いわゆるサイレント80という政策を取っている。要するに、新しい発展が非常に難しくなっているため、財源確保が1つの大きな課題となっている。

#### 4. 質疑応答

Q1：レギオナーレの広報は、実際にどのような形で、誰に対して行われているか。レギオナーレのプロセスとか成果が誰に対して発信されることを期待して、広報に対する支援をしているのか。

A1：広報活動は常に多層化しており、単純に1つではなくいろいろな層や組織に対して行うものである。第1に、やはり住民に対する広報活動である。それは地元のメディアを通して行うこともあれば、直接インターネットで情報発信をするし、フェイスブックなどソーシャルメディアも利用している。第2に、行政、政治側が相手である。決定権を持つ人を対象とする広報活動である。第3に、地域の企業、いわゆる民間側が目標層である。要するに民間企業の部門は、レギオナーレごとにかなり違う。これからミュンスターランドへ訪問されると思うが、そちらはあんまり広報が中心政策にはなっていない。別の例で見ると、南ヴェストファーレン地方のレギオナーレ2013年は、企業の活動が非常に大事であった。そちらでは企業が、その広域においての自らも広域マーケティング戦略を開発して、それをそのレギオナーレに関連付けていた。今でもレギオナーレ事務所がなくなって、民間企業がこの組織を財源支援として、広域マーケティングのために再利用している。これから訪問されるレギオナーレ2016年は、そうではない。ミュンスターランドは非常に多層の広域なので、すでにミュンスターランド地方に属している所とルール地帯に属している所では、その広域に対する1つの広域マーケティング戦略が

できないようになっている。第4に、学術とか研究者に対する広報活動であり、活動は多様化している。

いわゆるメディアを通しての広報活動があり、市民を対象とするイベントの計画もあるし、そして決定権を持っている人たちや政治家に対する取り組みとしては、定期的な集会なども行っている。本当に多様化して、いろいろな方法を使っている。やはり、レギオナーレがどういうものかを理解させるための広報活動は時間がかかる。レギオナーレという取り組みは簡単に説明できない部分があり、コミュニケーションを常にしなければならぬ経験がある。PJも計画から実施まで、本当に効果が現れるまでは期間が長い。そのためレギオナーレのことを理解してもらうためには、長期間かけて行うべきである。

Q2：事務所を設置するとき、州政府は組織構成とか人事にどの程度関与するのか。誰がそこに入るのかは、どうやって決定されるのか。

A2：基本的にレギオナーレの事務所は、かなり広域独自が決定権を持っている。事務所の財源は州が全部ではなくて、大体州が3分の2を負担して、広域が3分の1を負担して出し合っている。構造としては必ず幹事会がある。この中には必ず郡長や市町村長が構成員となっており、その中に州政府が1席を持っている。幹事会は大体10人から12人で構成されている。

もう1つ重要な、決定権を持っている組織が運営委員会である。これはそれぞれのレギオナーレで呼び方が違う。運営委員会はもっと規模が大きいですが、運営委員会では主にPJの許可が決定される。一方、幹事会は事務所の構成について決定権を持っており、必ず1人の事務局長がいる。事務局長が自分の事務所の構成を自ら決定することができるが、誰を雇用したいかについては幹事会に提案して、幹事会が許可を出す。

Q3：どのPJにどうプライオリティをつけるかは、レギオナーレが決定する。ということは、州政府が補助金を出すときに、日本であれば出す最終段階でも口を出したくなるが、ここの州政府は意思決定権限をレギオナーレに全部委譲しているという理解でよいのか。

A3：PJの財源は1つではなく、複数の財源組織から来ることが通常である。だから、州が全部の財源を出すケースは本当にマイナーで、ほとんどない。EUや連邦政府からの財源もあれば州税財源もあり、例えば基金から財源が入ってくることもあるし、そして市民団体からも入ってくる。

そういう多様な所から財源を集める、これを調整するのが一番難しいポイントである。これは、レギオナーレ事務所も非常に関わっているし、ここで管轄する分野にもそれが重要な一部である。各PJに関して、どのようにして財源確保をして、あらゆる所から集めていくか、それは非常に大きなポイントである。

もう1つ、どんな基準で補助金を引き受けるかであるが、

補助金を出すための法律に基づいた基準がある。これは財源補助基準みたいな規制で、すでに存在している。そしてそのPJのアイデアを、いかにしてすでに存在する基準に合わせるかが挑戦となる。これは、レギオナーレ事務所の大きな仕事である。それをできるだけ柔軟性を持って工夫をして、そのPJを補助がもらえるような形にしていくことである。

多くのPJ提案が却下される。例えば、我々の助成基準には入らないPJは少なくない。我々は、PJの実施者や計画者を実際の財源決定権者のところへ連れて行ってプレゼンテーションさせることができる。本当に誰のために何をするか、具体的なことが分かれば、場合によっては財源が付いてくることもある。

Q4: ELSから評価が来たという話であるが、すべてのレギオナーレを概観した評価書は2006年が最新ではないか。全体的な評価書をこれから作る予定があるのか。

A4: 新しいものは2013年度のレギオナーレについてのELS報告書がある。これはまだ未公開であるが、各委員会の評価を待っている状態である。別に秘密ではないので提供できる。また、2010年のものもある。すべてのレギオナーレを概観した全体の評価書はない。

Q5: 都市計画助成制度とレギオナーレの関係が分からない。

A5: いわゆる都市計画プログラムであるが、都市計画助成制

度はレギオナーレで使う1つの補助金に過ぎない。それ以外は、例えばほかの官庁とか、すでに存在する補助プログラムがある。だから、すべて適切にPJを選出して、適切にいろいろなことからおカネを集めて補うことがそのプログラムの位置付けである。

Q6: レギオナーレは、個別のフォーマルな、いわゆる自治体ベースの計画を積み上げている。そのレギオナーレで決めた計画は、そのコンテンツがどうフォーマルな計画に検証されているか。レギオナーレ後に広域発展事務所が後継組織として作られるとのことだが、どう関わるか。

A6: 広域発展事務所は、経済界が資金を出して自ら維持する民間企業で、州政府の資金は関係ない。

まずは正式な広域計画がある。レギオナーレのそれぞれの戦略とか計画は、それに乗っかるわけである。広域計画の中で示されている大きなPJは10年先のものとかであり、計画策定の時点では財源や実際の実施方法はまだ決まっていない。レギオナーレがなくても広域に関する計画は行われるが、レギオナーレがあるからこそ、すべてのアクターをまとめて、その中の協力によって本当にいいものができると思う。

以上

## REGIONALE 2016 エージェンシー社インタビュー記録

○日時: 2015年9月10日(木) 17:30~18:30

○場所: Regionale 2016 Agentur GmbH

○先方出席者: Uta Schneider氏 (REGIONALE2016代表)、ルッツマン氏 (Schneider氏のアシスタント)、ゲルツマツハ氏 (学生、事務所の研修生)

○当方出席者: 服部先生、有田先生、太田先生、狛(事務局)、キルヒナー氏(通訳)

### 1. シュナイダー氏によるプレゼンテーション

#### (1) レギオナーレの概要

- ・私は基本的に都市計画家で、2012年にこの事務所の事務局長になったが、その前は自営業をしていた。都市計画から広域計画へ移ったが、我々が行うことは、まさに広域計画である。
- ・レギオナーレは、それぞれの区域や市町村のPJ開発を支援し、広域で知名度を高めることを目指している。そして、それぞれの事業の財源を見つける支援をしている。最初にプレゼンテーションがあり、何をしたか、その成果について大きな広報活動を行うことを目的にしている。
- ・レギオナーレはNRW州で人気の取り組みになり、今回第8回のレギオナーレになる。

#### (2) レギオナーレの構成団体

- ・レギオナーレの地域は、35市町村で構成されている。この中には2つの郡が入っているが、ただ、ほかの市町村をカ

バーする群もあるので、5つの郡が関係している。

- ・中に入っている組織は行政管区である。3つの行政管区もここに関連している。全域はここには入っていないが、市町村がレギオナーレ2016の一部となって、その属する行政管区もある。もう1つ特別なものとしては、2つの景観連盟がある。
- ・さまざまな組織が協力相手となっている。レジオンの中の協力を促すことが1つの目標であり、まさにこれが可能となっている地域になっている。

#### (3) レギオナーレの特徴と課題

- ・レギオナーレの特徴は、同時に課題でもあるが、本当に1つの地域が完全に入っているわけではないことである。ここはミュンスター地方の西の部分だけをカバーしている。ミュンスター地方の中心部はミュンスター市であるが、ミュンスター市はこのレギオナーレの区域には入っていない。このこと自体が、ある程度の課題にもなっている。

- ・あるテーマについては、こういう地域において解決できないものもある。例えば大きな交通の連絡になると、これはもっと大きい地域単位で考えるべきである。だから、本当にこの地域だけで考えるものもあれば、地域を越えることもある。

#### (4) レギオナーレの広報活動とテーマ

- ・そのためにはやはり、広報活動がとても大きな役割を果たしている。人に情報を与えて人と協働するような取り組み、その体制が大事であって、広報活動が成功することはレギオナーレが成功することである。
- ・レギオナーレで扱っているテーマは、将来にとって重要なテーマでありながら、場合によっては対立の可能性を含む。レーグデン村では健康で年をとるというPJだったが、やはり社会では年をとることはそれほど人が関わりたいものではない。だけど、そういうテーマをある程度納得させて、この課題と関わりを持つことを皆に納得させる必要がある。PJの都合だけではなく、本当に広域的なテーマについて関心を持ってもらうとか、あまり好ましくないテーマについても扱ってもらうことについて、いろいろな新しいアイデアを出して、さまざまな広報活動をしている。
- ・広報の方法として革新的なアイデアで、特別に作った電気自転車を使って宣伝活動を行っている。自転車と女性の写真があるが、この女性は州の首相で、議会に出向いてレギオナーレの広報活動を行っている。また、州の政治家とか郡の関係者など集めて、非常に積極的に知名度を高めるためにいろいろなPJについて知ってもらう活動を行っている。

#### (5) レギオナーレ 2016 の成果

- ・5年間ほどすでに活動してきたが、この活動を通じてたくさんの事業やPJが出来上がっている。また、それだけではなく、協力によって追加価値が生み出されている。今まで関係のなかった人たちが団体が知り合って、協力して付加価値を生んでいるわけである。
- ・事業と関わっている団体をすべて集めてワークショップを行っている。また、複数の市町村の議員を集めて共同会議を行っている。市町村はそれぞれ個別ではなくて協力をし、付加価値をいかに生むかいろいろ支援している。

#### (6) レギオナーレ 2016 のモットーと地域の課題

- ・レギオナーレ 2016 年のモットーは、将来の国、将来の土地ということである。これはどうやって挑戦するか、解決策を見つけるかということである。2007年に州ベースでレギオナーレになるためのコンペティションがあったが、この時すでにこのタイトルでアイデアを出していた。
- ・この地域だけではなくてドイツ全体で挑戦があるわけだが、具体的には、まずは少子高齢化がある。そして人口動態の変動と気候変動、経済上の構造改革、景観や農業に対する構造改革をいかに行うかということである。こういう分野に対して、この地域に根付いて、対抗策として実施できる

戦略の策定が目的である。

- ・レーグデン村もここも農業地域が多い。ただし、農業がかなり進んでいる所や、現在では市町村もまだある程度成長しているの、土地に対する要求がある程度複雑になっている。どのようにして景観の変化をコントロールできるか、いろいろ考えている。
- ・この地域は、非常に面白い経済構造となっている。中小企業が非常に元気で、1つの中心産業ではなくて多様な経済活動が行われている。このこと自体あまり知られていない。だから、レギオナーレの1つの大きな目的は知名度を上げるといことで、この地方では非常によい職場がたくさんあって住環境もよいということをもっと知ってもらうことである。
- ・この中小企業は先端技術を使って非常に教育度の高い人を雇用しているが、将来にやはり人口動態の変更に沿って人手が足りなくなる。特に高い教育基準を持っている人たちをここに引き付けることが、1つの大きな課題になる。やはり地方にあるので、中小企業に関しては、例えば研究機関なり大学なりへの連絡性が少し弱めとなっており、これも1つの課題である。
- ・1つの大きな課題は、農村部において人口動態の変更にいかに対抗できるかということである。この地域でも学校や教会区が閉鎖したり、合併したりしている。要するに社会的な生活にも大きな影響がある。高齢者がいかにしてモビリティを維持して、社会生活に参加できるかということと、生活に必要なサービスを将来的にも維持できるような体制を作ることが大事である。その1つの例としてレーグデン村がある。
- ・どのようにしてここでPJを作り上げたとか、そのPJの計画を立てたかという質問があったが、2012年に事務所が設立されたときに、まずは地域においてPJの提案を募集した。その時にも難しいアブストラクトな面があり、具体的にどんなことをすればいいのかという問題が確かにあった。
- ・レギオナーレが来ることは、ある時点では分かっていた。そこで、実際にレギオナーレが開始される前にすでにPJのアイデアがあって、そういうPJを実施したい団体、実施団体がレギオナーレまで待っていた。それでも何も出てこなかったという分野があった。そういう分野に対しては、我々はもう少し絞ってこういうテーマを扱うためのPJを募集する、といった呼びかけをしたこともある。
- ・例えば郊外の住宅地をいかに維持するかである。50年代、60年代に作られた家に住んでいた人が今は高齢になって、これからは街の中心部に戻っていくかもしれない。そうなれば若い家庭がここに引っ越してくるような、魅力的にするための取り組みが必要である。インフラは郊外が非常に整備されており、学校もあって生活に必要なサービス環境も整っているが、これを将来に生かせるための地域にするのがこれからの課題である。これは自発的にPJが出てこな

かった。

- ・個人所有の住宅が多い地域で新しい体制を作るのは、計画よりコミュニケーションが必要である。人とのコミュニケーションを通じて新しいものができるが、非常に難しく時間を要するものである。これは今まであまりやっただけの取り組みで、モデル的にやろうとしているが、本当にうまくいくかどうか全く見通しが立たない。このテーマについては、4つの市町村がいろいろ実験的にやっている。
- ・河川の利用、再開発も大きな課題である。この地域には大きな川は流れていないが、小さな川はたくさんある。川をどうするかは、いろいろな課題がある。EU 指令もあるが、水関係の改善が1つの大きな課題になっている。生態系の改善もあるし、水との関わりは多様である。縦割りで考えるのではなく、例えば洪水対策、生態系の改善、都市開発など全部結び付くことが大きな課題となっている。レギオナーレでは水や川関係を扱っているPJがたくさんある。

#### (7) 2015年8月時点でのPJ数とPJ紹介

- ・2015年8月の現時点では、全体で52のPJを扱っている。まだ準備の段階のものやこれから実行するもの、あるいは実行済みのものである。部分的で小さい所だけをカバーするものもあれば、広域にわたっている大規模のPJもある。

#### (8) PJ採択の4つの基準

- ・PJは既存のPJもあれば、我々が特に募集したPJもある。しかし、最初にどのようなPJを採択するかについては4つの基準がある。この4つの基準に沿わないとPJとして採択されない。4つの基準は①広域的な意味があるということ(市町村間の協力を促す重要性)、②将来のテーマを扱っていること、③革新的であること、④特に農村部に対してモデル的な質を持っていることである。

#### (9) PJの広域的な意味

- ・具体的にPJをどうつなげていくかは、そう簡単な話ではない。例えばレーグデン村のようにこっこの村で元気を年をとるといふ取り組みは、どのようにして広域的な意味を持つかという質問が出てくるのは当然だと思う。
- ・確かにこのようなPJが広域的な意味を持っているか説明するのは難点だったが、我々はどうせ行わなければならないPJは、できるだけレギオナーレには入ってほしくなかった。特別高い質を持っているPJを生み出すためには、このような基準が必要と思っている。
- ・我々はPJが提出される前からそのアイデアを持っている人たちと話し合いを持つようにした。アイデアの段階でいろいろ助言を行って、どうすれば基準を満たすことができるか、最初から話し合いを持った。

#### (10) 協力体制の構築

- ・1つのテーマについてのアイデアが、場合によっては複数の所から出てくる。同じようなアイデアが複数の場所や組織から出てきたときに、その関連付けを行った。多くの人が一緒に考える方がいいものが出来上がるので、協力態

勢を作ることが大事であった。

- ・このような協力態勢の構築は、レギオナーレ事務所の大きな役目である。PJの実施団体の人たちから、レギオナーレ事務所のおかげで協力相手と会えたと感謝されるが、それはやはり大きな成果として重要な点だと思う。

#### (11) PJのマネジメント方法

- ・PJのマネジメントの方法についての質問があったが、これはなかなか答えられない。PJを提案して、それを実施する組織・団体が本当に多様である。市町村もその中にあるが、ほかの団体・組織もあるし、ボランティアで運営されている団体もある。本当にPJマネジメントの方法はまちまちである。まさにそれぞれのPJ組織が、それぞれの方法でやっている。
- ・できるだけ多様な組織を支援するという態勢を取っているが、それで何か特別な方法があるということではない。本当にいつも要求に応じて、適切に行動するしかない。

#### (12) PJ格上げのルールと各段階(概要説明と中間報告)

- ・PJを格上げするにはいくつかのルールがある。まず、よいPJは必ずよいアイデアが基となっている。だから最初にアイデアを持ってきた人に対しては、本当にこのPJのアイデアはレギオナーレにアクティブかという話をする。そして、PJの概略的な解説をお願いする。その主な目的は、このPJが4つの基準にどう合致するか説明してもらい、PJについて深く考えてもらうためである。
- ・この概略説明の段階で、実行委員会に提出される。実行委員会には州の代表とか、ここの地域に活動している機関、そして民間企業もその中に入っているが、この人たちがまず、このアイデアにメリットがあるかどうかを判断する。
- ・実行委員会が許可を出した段階で、そのPJを運営したい組織がPJ開発に入るわけである。これは普通の伝統的なPJ開発の方法になるが、1つのPJ戦略を作成することになる。PJの実施概要や取り組み方法、そしてある程度コストとその財源についても書いていくわけである。
- ・この段階で中間報告書を作成するように要求する。この中間報告書は、実行委員会に提出される。その段階からは、PJ開発にもコストがあるわけで、費用が必要となる。そのためPJを執行したい組織の多くは、実現されない可能性があるPJに対してどれほど投資ができるかという問題に直面するわけである。だから、結構早い段階でPJのアイデアを、例えば州の建設省や郡の許可を出す所に持っていき、PJが補助される可能性があるのか話をつけるわけである。
- ・アイデアからPJの中間報告書までは募集という考え方であり、今は随分早い段階から財源元に話をつけるようになっている。

#### (13) PJがBやAに格上げされる段階

- ・Bの段階は実行委員会が2回目で、このPJを審査して協議をした結果である。このBに格上げされた段階では、PJ実施団体がもう少し詳しく準備をして、まだ足りない情報を

加えるため、本当に実施する可能性が非常に高くなる。

- ・この段階から実施団体は具体化を追求して、新しい計画書が必要となる。この中ではすべての建設予定物の計画や人事配置、例えばどんな構造の組織を設立するかなどが必要となる。そして、一番大事なのはやはり財源確保である。その段階ではすでに補助金を出す団体と話をし、例えば州や郡が予算を取っているか、自己資金は確保されているかという証明が必要である。
- ・それが全部集まっている段階でもう1回、最終的に実行委員会に提出される。そして、すべて集まっている段階で実行委員会がAへ格上げすることになる。

#### (14) レギオナーレ事務所と広報活動

- ・レギオナーレ事務所は時限的な組織であって、法律上は有限会社の形をとっている。レギオナーレはさまざまな取り組みを管理して支援している。
- ・レギオナーレのもう1つ重要な役目は、やはり広報活動である。我々の特徴は、普通の地方自治体の行政とは独立しているということである。我々はこの独立性を非常に大事にしている。例えば郡の中の地域開発部もあるが、そうではなくて我々は本当に独立していて、行政がなかなかできないこともできるようになっている。

#### (15) レギオナーレ事務所の職員と2017年までの時限的な組織

- ・2010年に設立された時点では4人であったが、今は13人がこの事務所で働いている。この中で3人が広報活動をやっている。PJマネジメントが5人いて、事務局長1人と2人のアシスタントがいる。1.5のアシスタントと書いてあるのは、1人がパートだという意味である。
- ・我々職員はどんな資格を持っているかという、広域計画とか都市計画とか地理学者とかそういう人たちであるが、文化マネジメントなども入っている。ただ、本当に知識として要求されるのは、補助金制度である。補助金制度とイベント管理が大事である。
- ・期間が決まっており、2017年にはこの事務所が閉鎖になる。できるだけこの期間内に全部進めて、最後に広報をして、ここで始めたものが引き続き維持されるように期待するしかない。ただし、時限が設けていなければ、非常に長い間同じことをやる可能性が出てくる。組織の形態については、インターネットで見ることができる。

#### (16) プレゼンテーション期間とイベント

- ・プレゼンテーション期間については、我々はこれを1つの成果のショーと理解している。この地域の市民たちは、自分の住んでいる所以外の地域をあまり知らない人が多い。こういう人たちを相手に、今までやったことについている情報を提供して、特に強調したい中心的なメッセージは、この地域の将来の形を示していくというものである。今まであまりなかったPJを行っているということ、皆に説明したいと思っている。

- ・期間は1月から12月までではなく、2016年4月から開催されて2017年に最後になる。この途中ではいくつか大規模なイベントがある。最初に4月29日に大きめのイベントをやって、途中で9月には特に青少年を対象とする文化フェスティバルを開催し、2017年には大きなファイナルイベントをやる予定である。
- ・もちろん、PJがそれぞれの広報活動をするのも大事である。ちょうど今、これからそのプレゼンテーションについて考えようとしている。PJはそれぞれ個別でやるのか、ほかのPJと組んで何か共同で行うことがあるのか考える段階に入っている。何をやるかは、例えばガイドツアーをしたり、市のどこかに連れていったり、電車でどこかに出かけたり、市民祭りをしたりといろいろな形態が考えられる。
- ・もう1つ大きな取り組みは、ここの住民をこの区域内で旅行させることである。これは、どこに行くか前もって分からない旅行である。人を集めてこれから未知の旅行をするということで、隣の町にはあまり行かないとか、もしかすると20年前に行ったけれども、もう知っているというつもりで最近では全然行ってないという人たちが少なくない。すでに知っていると思ってしまう所に連れて行って、新しい立場からもう1回ものを見せるというようなことである。

## 2. 質疑応答

- Q1: カテゴリーのCからB、BからAというのは分かった。PJが広域性を持つという基準は何か。
- A1: 市町村間の協力があれば、それはもうすでに広域的な意味がある。ただし、レーグデン村のような1つの村の取り組みに対しては、モデル的な質が非常に大事である。この問題はほかの所にもいっぱいあり、代表として取り組みをして、モデルを作って、ほかの所にも採用できるような取り組みであれば、やはり広域的な意味があるという理解である。
- Q2: レギオナーレ2016の事務所の運営費は年間いくらか。
- A2: 2010年から2017年まで850万ユーロである。最初の年は90万ユーロの年間費であった。今、職員も増えて130万ユーロになっている。プレゼンテーション期間には、たぶんもう少し上がっていくと思う。この850万の財源の70%は州が受け持っていて、30%は市町村が受け持っている。その30%の部分は、この中の3分の1を市町村が受け持っていて、3分の2をミュンスターランド地方の貯蓄銀行が受け持っている。
- Q3: Schneider氏は建築家で都市計画家であり、ドレスデンに事務所を持っていた。そのSchneider氏がなぜこのトップに就いたのか、その経緯を簡単に紹介してほしい。
- A3: 公募であって、個人的にキャリア転換を望んだ。審査は州政府で、準備のチームがいた。今でも理事会に入っている人たちがこのチームに入っていて、有限会社設立の準備や事務所の場所探しとかを補っていた。
- Q4: ダニエル・フューラー氏がレギオナーレ2013で働いてい

たことは知っているが、どのようにお互いがレギオナーレを学び合って発展しているのか。

A4：以前のレギオナーレ経験のある職員を何人かここに引っ張ることができた。そして、事務所長として始めたときには、ほかのレギオナーレの事務所長との間で意見交換とか経験の交換を非常に頻繁に行った。それが1つで、もう1つは、州と深く関係を持っている ELS 研究所があるわけだが、これはレギオナーレが始まる前にこの地域についての評価というか調査を行っており、こういう所からも非常にヒントを得ることができる。やはりレギオナーレに魅力があり、都市計画家や広域計画家にとってレギオナーレは面白い取り組みであり、やりたかったわけである。

Q5：このエージェンシー社の最終的な意思決定組織は運営委員会になる。この運営委員会で最終的に決定される事項は、そのPJにとって完全な最終決定と見なしているのか。それとも、ここで決定されたことでも各自治体でもう1回議会等によってオーソライズされる手続きが必要な場合があるのか。

A5：戻っていくことはまずない。ここに上がった時には、すでに市町村の認定が下りている。そっちが先である。そのPJの実行組織はこれを先に決めなければならない。PJ実行組織が多くの場合には市町村になるわけである。

### 3. 車中移動時および夕食時の質疑応答

<移動の車中の中で>

Q6：Schneider 氏自身は公募で選ばれたとのことだが、スタッフはどうか。

A6：当初のメインスタッフは、やはり公募で選んだ。300名も応募があり、その中から十分に経験がある者を選んだ。最近になってようやく新卒の学生を採用して、人材育成もしている。

Q7：民間企業でのコンサルティング経験、公務員としての経験のどちらを重視したか。

A7：民間、公共の違いをそれほど重視はしなかった、むしろ課題解決に対するスタンス、モチベーションを重視した。

Q8：対象地域への土地勘の有無、すなわち地域の出身であることを重視したか。

A8：していない。課題解決能力が重要であり、地域への理解はプロセスの中で自然と身に付いていった。

Q9：全部で50以上のPJを扱い、現時点でAカテゴリーになっているものは14とのことだが、残り期間が少ない中で、どの程度Aになるのか。

A9：さまざまな事情変更により、当初の期待通りに進捗しない計画もある。地方議会の意向の変化、政府の制度の変更など事情はさまざま。このような事情変更により、Aに達

しないと思われるPJがいくつかある。おそらく最終年度までAに達するのは40くらいと考えている。

<夜の食事の席で>

Q10：エージェンシー社の広報の役割は、個々のプロジェクトの広報活動へのアイディアの提供と、レギオナーレ全体の広報活動の実施と考えてよいか。

A10：そのとおりだ。プレゼンテーション年では、ほかのエリアの取り組みに住民を連れて行くツアーなどを企画している。

Q11：レギオナーレについての一般の認知は。

A11：それほど高くはない。プロセスの段階では、それだけでものかもしれない。プレゼンテーション年で、全体の取り組みへの認知が高まるようにしたい。

Q12：広報担当者のキャリアは。

A12：広報の責任者は都市計画が専門だが、景観連合の職員時代に広報担当をしていた。この分野での広報経験が豊富である。次に、ジャーナリズムを専攻した者がいて、プレス対応をしている。パートタイマーでイベント企画の担当者がある。もう1人、民間企業との渉外担当がある。この地域は先端的な中小企業の集積が特徴であり、このような企業に理解を得ることが重要である。

Q13：スタッフには公共セクターからの出向者はいるのか。

A13：我々の組織では、意識的に公共セクターからの出向者は受け入れなかった。独立性を重視したからだ。もちろん、公共セクターの経験者を排除したわけではない。

Q14：REGIONALE に対する州政府の体制と評価は。

A14：州政府の Austermann 氏のチームは全体で5名いて、彼の部下は4名いる。Austermann 氏は非常にモチベーションが高く、文字通り州政府の代表者として関係省庁間の調整をしてくれる。

Q15：何故、NRW 州以外で REGIONALE が開催されていないのか。

A15：不思議なことであるし、ほかの州でも実施できるのではないかと考えている。一方、EU の LEADER (リーダー) という農村地帯の活性化を目的としたプログラムがあり、それで代替している可能性もある。1つ言えるのは、IBA エムシャーパークの伝統が NRW 州には根付いていることである。

Q16：Schneider 氏の経歴と REGIONALE との関係は。

Q16：Dresden の事務所は名前だけは残っているが、実質的には4名のスタッフに任せている。専門分野での意見交換については、自身が SRL の理事であったことも影響し、そのような場での交流がある。また、全国各地で講演等を行っている。自身は現在、南部の Haltern に住んでいる。

以上

# レディング大学 Parker 教授インタビュー記録

○日時：2015年9月14日(月) 10:30~11:30

○場所：University of Reading

○先方出席者：Gavin Parker 教授(レディング大学プランニングスクール学科長)

○当方出席者：服部先生、有田先生、狛(事務局)、相沢氏(通訳)

## 1. Gavin Parker 教授による説明

### (1) 概要

- ・フォーマルなプランニングに関する政策のヒエラルキーは、現在でも持続している。
- ・2010年5月に政権交代があり、前政権(保守党・自由民主党連立政権)は、リージョンレベルの政策やガバナンスを取り扱った。それにより、全国的なナショナルプランニングポリシーフレームワーク(NPPF:国家計画政策方針)と、ローカル(市町村レベル)の実際のプランニング(Local Plan)だけが残った。
- ・ネイバーフッドプランニングは日本のまちづくりのようなものであるが、今回は触れない。

### (2) 戦略的なプランニング

- ・リージョン、地域というレベルがなくなったために、国家的な政策と、それからローカルの、地方的な実際のプランニングというような、非常に固定された規則というか政策ができています。
- ・それで、比喩的な言い方をすると、このようなシステムにいろいろプラグを差し込むというようになっている。
- ・そのプラグは、時には特別な目的のための組織であることもあるし、特別な目的のために指名、指定が行われることもある。そのはっきりした具体例が、エンタープライズゾーン(Enterprise Zone、以下、「EZ」)などである。つまり、他とは異なった規則が適用されるような、比較的小きな地域を指定するといったことがその具体例になる。あるいは、そこだと他とは異なったインセンティブとか、あるいは税の制度がそこだけに当てはめられるということになる。

### (3) EZ

- ・EZには、長所やベネフィットを適切に評価することが難しいという批判がある。特に典型的な批判は、EZが新しい経済的な成長を作り出していくのではなくて、周りの地域からの成長をその地域に持ってきているという、1つのブラックホールようになってしまっているという批判である。
- ・連立政権が2011年に新しいEZを導入したが、この政策には我々は非常に戸惑って批判的である。DCLG(コミュニティ・地方自治省)に訪問したら、「どのようなエビデンス、実際の証拠に基づいてEZを今後も継続しないかは拡張していくのか、その正義付けがどこにあるのか」と聞いてみてほしい。

### (4) Duty to Cooperate(協力義務)

- ・国レベルのNPPFでは、フレームワークの一部として「隣接した自治体がお互いに協力しなければならない」と義務付

けられている。

- ・Localism Act 2011において、Local Planの策定主体(基礎自治体など)は、ディベロップメントプランの策定にあたり、広域戦略課題に関して、近隣の策定主体や関連組織と協力しなければならない義務(Duty to Cooperate)が定められた。
- ・地域のレベルでの戦略的プランニングが取り扱われた結果、いろいろ非効率な面とか、例えばインフラの構築などが非常にスローダウンした。それを克服するための1つのやり方として「協力」と言っているのではないかと、現在では見られている。
- ・協力の義務を自治体が独自に解釈していることが、非常に問題となってきている。DCLGでは、「隣接の自治体が協力しなければならないといわれているが、実際にどのように実施されているのか。」と質問してきてほしい。

### (5) 現政権と連立政権における政策の意図(2010年~2015年:連立政権、2015年5月~:保守党政権)

- ・連立政権および保守党の政権の特徴は、ネオリベリズム(新リベラル主義)と言われている。不必要なお役所仕事はなるべく減らす、いろいろな仕事のプロセスをスピードアップする、あるいは不必要な規則とか、政策のガイダンス、政策手引は取り払ってしまうといった考え方である。
- ・いろいろな政策主体が、なるべく自由に自分たちのやりたいことをできるようにするというのが元のアイデアであった。しかし、このプロセスには非常に困難があった。プレイヤーである自治体などが、自分たちはどういうことができるのか、あるいはどういうようなことが適切なことなのか、やるべき適切なことなのかははっきり分からなかった。その結果、非常に遅れや混乱が発生した。
- ・プランニングをスピードアップする、簡素化するということが政府側の理屈であったが、その結果として実際には、混乱や遅滞が出てきてしまった。もちろん政府としては正式には認めていない。
- ・当時、連立政権の主な政策が2つあった。1つがローカリズムで、もう1つがグロース、成長である。
- ・ローカリズムはなるべく権限を下の方に、地方レベルに下ろしていくということである。
- ・もう1つの成長、グロースは、単に経済的な成長というだけではなくて、住宅を増やすとか雇用を増やすとか、そういう意味での成長を当時の連立政権は目指していた。

### (6) ローカルエンタープライズパートナーシップ(Local Enterprise Partnerships:LEP)

- LEP も既存の組織にいろいろプラグを差し込む、その1つのやり方である。
- 前の連立政権ともう1つ前の労働党政権(いわゆるニューレイバー)は両方とも中央政府と地方との関係がスムーズではなく、不安定な関係が25年間ぐらい続いた。代々の政府が国と地方との関係をいろいろ実験的にやってみて、ローカルの政策、意思決定、優先順位決定などいろいろな専門技能を注ぎ込もうとしてきた。その1つがLEPである。
- 民主主義的な説明責任を地域のガバナンスに導入する。例えば、その地域の企業や自治体、第三セクターの代表者などいろいろな人たちが集まってボードを作り、民主主義的な説明責任をそこに導入しようという考えが政府にはあった。
- よって、これはジグソーパズルのような形になってきている。つまり、隣接する自治体は互いに境界線を越えて協力しなければならない。今度はその上にLEPが出来上がっているわけで、LEPによっては2つ~4つの自治体をカバーしているような所もある。
- LEPは正式なプランニング上の役割は持っていない。ローカルレベルよりは大きいけれども、リージョンよりはちょっと小さい、サブリージョンぐらいの地位にある。
- 政府はLEPを導入することによって、いろいろな声であるとか、いろいろな技能やスキルをローカルガバナンスのアレンジに導入しようという、そういう意図で始めたわけである。
- LEPがその地域の戦略的優先順位を決定する。すなわちサブリージョンのレベルで、企業はどのようなことを望んでいるのか、それによって優先順位を定める。あるいは、各自治体の政策の調和を図ったり、LEP同士が共同して中央政府に特別な資金を要求したりもする。
- LEPは非常に不思議な説明しにくい存在、いわゆるファジーな存在である。実際にLEPは、それほどハード面での権限は持っていないし、独自の資金もあまり持っていない。やはり、地方自治のパフォーマンスを高めるといような目的で作られたものである。
- 一方では、Planning Inspectorateというプランニングの検査をする政府の機関があり、はっきりした法律的な要件も決められていて、実際の判例によって規制されている面もある。つまり、フォーマルな行政権を持っている組織が一方にある。

## 2. Gavin Parker 教授との質疑応答

Q1: 昔のEZと今のEZは、基本的な性格は同じだと考えていいのか、それとも何か本質的に変わっているか。

A1: まず、LEPはEZを指定する権限はなく、提案する権限があるだけである。現在では、本来の意味でEZとして指定する地域がもうなくなってきている。1980年代に開始した当時は、経済が停滞している地域や再開発、復興が必要な地

域などターゲットとなる地域が実際に存在しており、開発の手段としてEZの指定は意義があった。

Q2: インспекターがアンサウンドと判断する理由として、LEPの立てる戦略とローカルオーソリティのプランとの不整合を理由にというか、あるいはLEPの議論とローカルオーソリティとの議論のDuty to Cooperateが不十分であることがアンサウンドの理由になり得るか。

A2: 最後の方、いわゆる「協力の義務」が実行されていないということでアンサウンドであると言われる。LEPは非常にソフトな組織で、実際的な説明責任はない。ゆえにLEPの戦略は、空中に浮かんでいるようなもので、実際的な内容はそれほどない。それがLEPの問題の1つにもなっている。そうではなくて、インスペクトで問題が出てくるのは、ローカルのプランが提出されたときに、例えばXとYという2つの隣接する地域で、Duty to Cooperateが十分に行われていないということ。協力の義務に基づいてある程度の会話は行っているが、協力の義務についてどういうことが意味づけられているのか、求められているのか十分理解されていない。したがって、インспекターから見るとDuty to Cooperateが実際にそこで十分実現されていない、あるいは地域の協力のニーズがそこに反映されていないとなってしまう。もう1つの問題として、隣接する自治体がお互いにうまくいっていない、あまり協力したくないというような過去の歴史がある場合、非常にコーポレーションすることが難しくなってくる。最近、誰かがDuty to Cooperate、協力する義務というのは、必ずしもDuty to Agree、同意する義務ではないと言った。簡単にまとめて言うと、現在のアレンジの形は、プランニングの事務家から見てもアカデミックから見ても、非常に不適切なものと思う。それを解消するために、自治体をいくつかまとめてLEPというグループを作ったが、LEPの中でも舞台裏でかなりのあつれき、紛争が実際にはある。現在は、なるべくその中で少なくとも意見が一致するところに焦点を当てて、一番抵抗の少ないところから仕事を始めようとしている。

Q3: LEPの機能は、フォーマルなシステムに対するプラグインとしての機能で、ある種アカウントビリティを発揮するためのシステムであって、LEPの権限やガバナンスを議論することはあまり意味がないことなのか。

A3: 私も別にLEPとは何の価値もないと言っているわけではない。やはりいろいろな人が集まって、一緒に話をしてお互いに理解できるようなアレンジメントがあるというのは、いいことだと思う。

ただ、LEPは非常にグレーな部分があり不透明なものである。もちろんウェブサイトで議事録も全部見られるのだが、LEPでいろいろ話し合っただけで地域の優先順位を決めるといって、その優先順位は企業の必要性、特に大企業の必要性に基づいて優先順位が決められてしまっている。LEPの代表になる席の数は決まっているから、例えばこの近くの



ら「ウエイトローズ」や「オラクル」など大企業の代表だけが参加する。現在は、以前あった RDA とか、あるいはリージョンの実際の空間的なプランの代わりに、自治体同士の Duty to Cooperate というようなものが作られてしまったわけで、現状は非常にパッチワークというか、つぎはぎだらけの形になっている。だから、現在はガバメントなしのガバナンスであると、そんな言い方をする誘惑は非常にある。しかし、ガバメントなしのガバナンスは、これは目の錯覚、光の加減でそういうふうに錯覚で見えているだけで、いわゆるガバナンスの方が実際にいろいろなことをやろうとすると、ガバメントの方が上の方から力を加えてくるといようなことが、実際には行われている。

Q4: LEP の枠で、具体的にプロジェクトを最終的な実現まで持っていくということをサポートする役割があるか。どちらかという戦略だけを作ることなのか。

A4: LEP が実際のプロジェクトを実行するという事はない。LEP は実行団体ではなくて、いわばアドバイザリ団体である。LEP は、例えば LEP の中に流れている川に新しい橋を架けるときに、LEP の誰かがそのプロジェクトの責任者になって、LEP として中央政府に橋を建設するための資金の要請をす

ることはできる。ただし、実際の橋を建設するのは LEP ではなくて、自治体や民間の機関であったりする。また、LEP が中央政府から受け取る資金は全部、目的が設定される。つまり一般的な資金ではなくて、このプロジェクトのための資金という形で使用目的が決まった資金しか受け取れない。一般的な資金を LEP が受け取って個々に分配するということとはできない。そのときに申請の優先順位を付ける権限はある。ただ、自治体にも建設許可の申請を調べる権限はあるし、建設の場合には例えば地元住民にコンサルテーションを行うなどの枠組みはできている。しかし、LEP がやるとそういうことが非常に曖昧になる。LEP はそういう確立した手続きを踏まずに、企業のためにそういうことを行うことができる。LEP の説明責任は非常に薄い。

私は、アカデミックな非常に批判的な観点から説明した。私と自治体、それから中央政府、その三角の形で聞くと良いと思う。DCLG はきれいごとで済ませてしまうかもしれないし、自治体は中央政府に批判的なことは言いたくないかもしれない。

以上

## バース市役所インタビュー記録

○日時：2015年9月15日(火) 14:30~17:00

○場所：Bath One Stop Shop (Bath and North East Somerset )

○先方出席者：Kaoru Jacques 氏(Planning Officer)、ジョン・コークス氏(Economic Development Manager)

○当方出席者：服部先生、有田先生、狛(事務局)、相沢氏(通訳)

### 1. Kaoru Jacques 氏による説明

#### (1) 組織構成

- Bath and North East Somerset という自治体組織の構成であるが、トップにチーフ・エグゼクティブがいる。その下に3つの部署があり、ストラテジック・ディレクター(Strategic Director) が3人いる。3つの部署は、私が所属する「プレイス(Place)」と、法律やコミュニティ関係の「リソーシズ」、病院関係の「ピープル・トゥ・コミュニティ」である。「プレイス」の下にまた4つ部署があり、4人のディビジョナル・ディレクターがいる。4つの部署は、私が所属する「Development」と、「Community Regeneration」、「Environmental Services」、「Support」である。
- 我々の「Policy&Environment」チームが方針を立てて、「Development&Management」チームが実際にいろいろな申請があったときに、我々が立てた方針に合わせて許可を出すことになっている。

#### (2) 自治体の概要

- West of England は、我々がいる Bath and North East Somerset、ブリストル、ノース・サマセット、サウス・グロスターシャーという4つの自治体によって構成されている。1996年

まではエイボン・カウンティ(County Council)があつて高速道路や電車をどうするかカウンティレベルで決めていたが、廃止されて4つのユニタリー(Unitary Council)に分かれた。

#### (3) LEP について

- LEP がエコノミック・ディベロップメント・ストラテジーを作っていて、新規雇用をどのぐらい増やすかという上限を全体で決めてから、それぞれ地域に割り振るところまで決めている。例えばバースでは仕事の数を9,000増やす、ブリストルの南の方では10,400の仕事を増やすとか。しかし、グリーンベルトの規制などあり、我々の方針でバースの場合は仕事の数7,000で計算していた。
- このコア・ストラテジーのエグザミネーションをやったときも、インスペクターから「LEPでは9,000と言っているのに、どうしてこっちでは7,000なのか。」と言われてコンフリクトが起きた。いろいろエビデンスを集めて結局少ない方で決まったが、これがキャップではない。中央政府はできるだけ住宅を建てて、経済を発展させろというのが第一である。
- 2029年までという期間内にこの仕事の数を増やすため、バ

ースでは約 6,000 世帯を増やす必要がある。ディベロップ  
ーからかなり圧力があるが、バースは特に世界遺産がある  
大きい自治体であり、リタイヤした知識も時間も豊富な人  
が多くて市民の力が強いので、議員も市民の声をかなり聞  
く。

- LEP のエコノミック・ストラテジーも何回かコンサルテー  
ションをして、もちろん議員が最終的にはサインしており、  
結構何回も話し合いがある。しかし、一般市民は LEP レベ  
ルでやっていることまで気がつかない人が多い。

#### (4) Duty to Cooperate

- 我々のコア・ストラテジーが去年エグザミネーションを通  
して方針が設定されたばかりなのに、ブリストルではコ  
ア・ストラテジーが 4 年前に決定されて古いため改訂作業  
をしている。ブリストルはこれ以上開発する余地がなく、  
結局 Duty to Cooperate で周りの自治体も一緒に手助けし  
なくてはならないという法律があるから、我々は市民にグ  
リーンフィールドにはこれ以上建てないと言ったばかりな  
のに見直さなくてはならない。

#### (5) LEP の組織とジョイント・プランニング・ストラテジー

- LEP と West of England が、以前は別々になっていたが、今  
は全部一緒になっている。上の方は直接雇われている人も  
いるが、オフィサーレベルのスタッフは 4 つの自治体から  
派遣されている人が多い。
- 今ジョイント・プランニング・ストラテジーというディベ  
ロップメントプランを 4 つの自治体で一緒に作ろうという  
話になっている。

## 2. ジョン・コークス氏による説明

### (1) LEP について

- 中央政府が、RDA(地域開発公社)を廃止した。その代わりに  
LEP が作られたと見なされている。政府は経済成長のためには、  
どこに経済成長の地域があるのかははっきり分かる地元の  
レベルでプランニングした方がよいと考えたからである。  
したがって LEP の優先順位は、まず経済成長、それから雇  
用の創造、そして全体的な経済的アウトプットを増加させ  
ることである。
- West of England という地域に LEP を作る申請が認められた  
が、そのカギとなった書類は West of England SEP(戦略的  
経済計画)である。それには、「もし政府の支援が得られ  
れば、2030 年までにこの地域に 95,000 の新しい雇用を創造す  
ることができる。また、この地域の経済成長率を、現在の  
年間 2.6%から 3.4%へ引き上げることができる。」と記載  
されている。
- さらに、ブリストルに EZ(エンタープライズゾーン)を作り、  
同時にエンタープライズエリアを 5 か所作って、この地域  
をシティ・ディール・エリアにしようというアプローチを  
政府に対して行った。

### (2) EZ とエンタープライズエリア

- EZ とエンタープライズエリアでは、企業が納めるビジネス  
レートを 100%地域にとどめることができるようになる。そ  
れが実現すれば、この地域に戦略的なインフラを構築する  
ための投資資金として 5 億ポンドを集めることができる  
とした。
- それに追加して、政府にローカル・グロース・ファンドと  
呼ばれる資金を要請した。これは年額 8,000 万ポンド、こ  
れを 2021 年まで継続するというので、これらを地元の投  
資に使うという、これが一番大きな原則になるわけである。

### (3) LEP の組織

- LEP の組織は、Company Limited by Guarantee、保証によ  
って有限となっている会社である。この会社は利益を上げ  
ることができるが、その利益はその会社の目標のためにまた  
注ぎ込まなければならない。
- LEP にはボードがあり、メンバーが 13 人いる。8 名はビジ  
ネス関係者で、この人たちは、ビジネス・アドバイザー・  
グループというグループによって指名された人たちである。  
それから 4 つの自治体からそれぞれ代表者がボードに出  
ている。もう 1 人はこの地域の大学、高等教育関係者の代  
表である。
- このボードの下に、非常に複雑な組織がある。この地域の  
それぞれ経済セクターごとにグループがあり、それ以外に  
も主要な課題についてのグループやガバナンスを行うグル  
ープなどがある。

### (4) LEP へ下りる資金とボードの役割について

- City Deals では政府から 5 億ポンドの資金が下りる。それ  
から Local Growth Deals という資金や Revolving  
Infrastructure Fund というものもある。
- この地域の経済成長のための EU からの資金というもあり、  
これは約 6,500 万ポンドである。
- LEP では、資金要請のプロセスをまとめている。いろいろな  
資金に対して入札を行う場合には、LEP の Investment ボ  
ードを通す。そこが LEP ボードに対して提案とか勧告を行  
っている。そして、LEP ボードが Strategic Leaders ボードに  
また提案を行う。
- この Strategic Leaders ボードが最終的に資金の請求をす  
るが、それは 4 つの自治体の代表からできている。よって  
結局 LEP ボードが資金をどのように使うかは、自治体の代  
表で合意しなければならない。そのため中央政府の方から  
は、自治体の合意というのは、Strategic Leaders ボードに  
よってなされると見なされる。
- Strategic Leaders ボードの存在理由は、民間企業だけでは  
なく公共セクターも資金の管理について発言権があるよ  
うにするため。LEP は政府の資金を使うため、自治体が資金の  
使い道に同意する、あるいはそれを承認するという必要が  
出てくるのである。

### (5) LEP のスタッフについて

- LEP のスタッフはミックスされている。自治体からの出向者

や以前 RDA で働いていた人もいる。専門職では、エコノミスト、特に経済開発の専門家やプランナー、それから交通・運輸関係の専門家もいる。

### (6) EZ の追加的メリット

・EZ の追加的なメリットは、外部から EZ に入ってきた企業は最初の 5 年間、税金がただになるということ。

### (7) RDA と比較しての LEP のメリット

・RDA と比較して LEP は地元での PJ を実施するという意味で、それだけ地元が焦点が強く当てられている。ただ、それによって広範囲にわたる PJ 実施が難しくなったという議論がある。しかし、政府としては、そのような広範囲にわたる PJ は LEP 同士が一緒になって実施するように奨励している。

## 3. ジョン・コークス氏との質疑応答

Q1 : City Deals は、中央政府と LEP の間でなされているという理解でいいか。

A1 : そう。City Deals は政府と LEP との間のもの。ただ、もちろん自治体が LEP の一部を構成している。City Deals の合意の基礎となっているのは、その地域にある企業に地域開発の発言権を持ってもらい、同時に企業に経済的開発の投資を行ってもらいたい。それが政府の考え方の元にある。

Q2 : City Deals で 500 ミリオンポンド来るのか。

A2 : 5 億ポンドは、我々がインフラ構築に投資する額である。

Q3 : 中央政府から得られるファンドは、LEP のカンパニーが直接、口座や金額を管理するのか。

A3 : 技術的にはいろいろある。企業の払うビジネスレートの 50% は、中央政府すなわち財務省に行く。残りの 50% は、自治体の中でいろいろなサービスなどを行うために自治体が受け取る。ところが City Deals があると、EZ およびエンタープライズエリアから上がるビジネスレートは、自治体で 100% 保持することができる。よってこの City Deals は 30 年という期限がある。30 年の間に国に行くはずの 50% を自分たちで持っていることができるために、そこで 5 億ポンドの投資ができることになる。

Q4 : EZ は政府の制度としてあって、エンタープライズエリアは West of England LEP の中で設定されているという理解でいいか。

A4 : そのとおり。まず、中央政府と West of England LEP との間の City Deals は、非常にユニークなここだけのものがある。EZ は 1 つしか作れない。その 1 つはブリストルであるべきだと、これは同意に達した。ところが LEP から政府に対して、それ以外にも 5 つ強力な入札が入っているため、City Deals に 5 つ、EZ にならなかつたエリアも含めたいということをお願い、それを政府が受け入れた。

Q5 : EZ とエンタープライズエリアで相違点はあるか。

A5 : 1 つだけ相違点がある。それは、EZ は外部から入ってきた企業に最初の 5 年間は無税にすることができるが、エンタープライズエリアではそれはできない。

Q6 : LEP は民間企業が多数のメンバーを占めている。民間企業中心でボードメンバーができていて、LEP で決めた戦略やその意思決定が、自治体各々の民主主義プロセスのアカウンタビリティとの間で難しい問題を生じることはないのか。

A6 : 継続的な緊張感がある。特に企業と自治体との間の非常なあつれきというか、LEP メンバーの成長に対する非常に野心的な意図が、雇用の創造や地域へのインパクト、特に住宅開発の必要性などいろいろな葛藤をもたらす。

Q7 : LEP のエコノミック・ストラテジーが LEP のボードで最終的に意思決定される。LEP で決定したことは最終的にファイナライズされているのか。それとも LEP で決定したストラテジーは、各自治体が持ち帰って確認しないと有効にならないのか。

A7 : LEP のエコノミックプランは、まさにアンビション、1 つの野心として見なされている。ところが自治体の作るプランは、法律的な根拠に基づいたものである。例えばこちらのカウンシルで作ったプランは、「この地域でやる開発は LEP の全体的な開発の中で、あなたの受け持つ役割に十分見合うような開発か」と政府がこちらに聞いてくる。政府としては、自治体の計画が LEP のアンビションに合致していることを期待している。

Q8 : パースにエンタープライズエリアがあるが、そこで何か雇用創出のための具体的な PJ を想定するとき、それは PJ の実際インプリメンテーションの段階で、LEP がその内容に関して具体的にかなり LEP 側が関与してることがあるか。

A8 : こちらのカウンシルが PJ を行う場合に LEP が関与してくるかについては、我々がその PJ に対する資金を LEP に出してほしいと望むのであればそうなる。例えば今、パース・キーズという非常に大きな PJ を行っており、LEP と法律的な合意書を書いて正式に合意した。その中に「LEP からはいくらか資金を提供する、我々はその資金のアウトプットとしてどのくらいの雇用であるとか、どのくらいの経済成長を実施する」ということが定められている。

Q9 : LEP の持っている予算について、どの自治体のどの PJ にこれくらいの資金を振り向けるという、いわば裁量権を持っていると考えていいか。

A9 : そうである。自治体独自の自治体と民間企業が一緒になって、LEP に対して資金要請の入札を行う。そして、LEP が資金の配分を行う。ただその条件として、Strategic Leaders ボードでそれを合意しなければならない。

Q10 : LEP の資金の使い方に対して、予算執行の適正さをモニタリングする機関はどこになるのか。

A10 : 究極的に言えば政府である。ただ、この地域の 1 つの自治体は LEP によって、アカウンタブル・ボディーという名称で呼ばれている。そのアカウンタブル・ボディーが、LEP の意思決定や資金の分配で正当な手続きを踏んでいるかどうかを見ている。いわば、そこが監査を行っている。それ

から、LEPは四半期ごとに、中央政府に向けてシティー・ディールの資金がどう使われて、それによって何が施工されたかを報告しなければならない。それと同時に今度は、LEPから自治体に向かって、LEPがどういうふうな資金の使い方をしているのかも報告しなければならない。

Q11：Strategic Leaders ボードとLEP ボードがあるが、水平的な関係なのか。LEP ボードは組織の運営に関すること、Strategic Leaders ボードは資金の調達・運用に関する意思決定ことなど、それぞれ役割が違うと考えているのか。

A11：簡単に言うとイエスである。ただ、4つの自治体の政治家、つまり自治体の議員の代表がLEP ボードに入っているため、その4人もやはり、この組織がどう運営されているのか、優先順がどう決められているのか、どういうプロジェクトにおカネを使うのかなど協議は行っている。しかし、LEP ボードには民間の代表者もいる。したがって公的なものではないので、この会議は一般には公開されていない。政府は、公共のおカネが使われるため、その使用方法などはパブリックなミーティングで決定して一般市民に公開すべきという考えで、そのためにStrategic Leaders ボードができた。その結果は全部公表されている。

#### 4. Kaoru Jacques 氏との質疑応答

Q1：住宅地の調整は、Duty to Cooperate のために、他の自治体との調整関係が発生するということか。

A1：隣にベンディットという自治体があり、そこが今ちょうどコンサルテーションをしている。また、こっちにウルトシャー州のチップナムという大きな街があって、そことの関係もあるし、常に隣の自治体とは話し合いを進めなくてはならない。LEPはベンディットにはなく、ウルトシャー州のチップナムやスウィンドンにはある。

Q2：そちらのLEPにも開発圧力があって、上位のLEP同士ではやっていないか。

A2：上位のLEP同士ではあまりない。

Q3：RDAがあった時のリージョン単位のスペーシャル戦略は、どのくらいのエリアをカバーしていたのか。

A3：同じ地域だと思う。リージョナル・ディベロップメントはもうちょっと広がったかもしれない。たぶんRSS(リージョナル・スペーシャル・戦略)の作っていたものよりもっと広い、コーンウォールが入っていた。

Q4：ブリストルとバースの案件のインスペクターは同じか。

A4：今回はたまたま同じだった。

Q5：例えばブリストルはEZがあって、税金は全部ブリストルに入る。でも、そのメリットはブリストルで享受できるけれど、それに合わせてハウジングを増やす必要があるとき

に、そのハウジングに対するサービスやいろいろなインフラの負荷を周辺の市に押し付けるような印象がある。もしそうなら、ブリストルの税金の増加分を周りに少し渡さないと引き合わないのではないか。

A5：たぶん、そうなる。例えばブリストルからバースへ行く途中にケンシヤムという街があって、もしその境界に大きな住宅地を作るとする。ブリストルからケンシヤム、バース間のA4という道が、2車線になったり3車線になったりする所もあれば、いきなり1車線になる所もある。だからその道路を広くするとか、資金がその辺に費やされることになると思う。

Q6：大きな戦略に関して合意するのはいいとしても、その戦略を具体的に個別判断するとき、意見が割れると思う。それを最終的に判断する主体は、市ではどの地位の方になるのか。

A6：議会にかけられるから議員だと思う。プランニングオフィサーが決めて、もちろん我々の上のディレクターと話し合いながら、ディレクターから議会にかけてもらう。いろいろ考慮した上でプランニングとしてはこういう方針を立てたと説明し、それを全員参加の議会にかけて合意してもらう。

Q7：コア・戦略の改訂版を合同で作るのか。

A7：4つの自治体合同でディベロップメントプランを別途作る。LEPがブリストルのマーケットエリアでは大体8万世帯を2036年までに建てなくてはならなくて、新しく4万世帯建てる必要があるため、その数字が決まったら、それを次の方針で作らなくてはならない。できないとは言えなくなる。コア・戦略は我々のだけで、これが2029年まで。これを作ったときにはブリストルのマーケットエリアのハウジング事情をきちんと調査できてなかった。だから、今回合同で作ったのは、これの上に来る感じである。

Q8：そのジョイントのディベロップメントプランは、正式な、法的な位置付けがあるものか。

A8：法的な位置付けはある。正式なディベロップメントプランになる。制度上もジョイントはできる。作るようになったのはLEPからの要請というよりも、LEPの中に我々も入っているから。結局、前の時点でプライベートセクターが一緒になって、一生懸命雇用の数を決めたのに、実際に住宅地の話になるとそれだけでできなかったから。ディベロッパーとかも、かなりLEPのメンバーに入っている。だから、雇用を考慮しているときに、同時に住宅も考えようとなった。

以上

## OPDCインタビュー記録

○日時：2015年9月16日(水) 12:00~13:00

○場所：Old Oak and Park Royal Development Corporation (OPDC)

○先方出席者：Claire O' Brien 氏 (Head of Development Management)、Ajit Atwal 氏 (Project Support Officer)

○当方出席者：服部先生、有田先生、狛(事務局)、相沢氏(通訳)

(ヒアリング要旨)

### 1. Claire O' Brien 氏による説明

#### (1) OPDC の概要

・OPDC は非常に新しい組織で、2015年4月1日にロンドン市長によって設立された。政府の第一次立法によって作られたが、この法律によってロンドン市長がリジェネレーションのためにこのような組織を設立することが法的に可能になった。

#### (2) OPDC のガバナンスとボード

・ガバナンスを行っているのはボードで、ボードの委員長はロンドンの副市長である。このボードのメンバーは、まず3つの自治体の代表者が入っている。それ以外の主要な、いわゆるステークホルダーの代表者も含まれている。例えば政府関係の団体、地元のビジネス代表者、住民の代表者などである。

・このボードは全体的な戦略決定、あるいは主要な意思決定を行う際のダイレクトを行う責任がある。そのボードの下に、いくつかの委員会がある。例えばプランニング委員会やオーディット委員会などである。

・このボードや委員会のメンバーが誰になるのかは、ローカリズム法によると、かなりの柔軟性が許されている。ただし、地元のバラ、ロンドンの区であるが、ロンドンの区議会の代表は含まれていなければならない。それ以外のメンバーは、市長が選択することが許されている。

・メンバーはOPDCでは公募され、専門分野のバランスを考えて選ばれた。

#### (3) OPDC のスタッフ、組織構成について

・OPDC の目的はその地域の復興を図ること、そしてその地域のプランニングを行うことなので、典型的な例としてこのような組織の係官は、都市計画、リジェネレーション、それから土地関係の専門家である。

・スタッフの中には、グレーター・ロンドン・オーソリティーから出向している者、自治体から出向している者もいる。OPDC はまだ移り変わりの期間にあるので、現在スタッフの多くは出向者、あるいは短期契約や一時契約のスタッフもいる。ただ、この組織が確立されて仕事内容が明確になるにつれて、恒常的なスタッフが必要となる。

・スタッフは現在約20名だが、将来的にはずっと多くなる。タウンプランナーは、そのうち6名~7名である。

#### (4) OPDC の権限と予算

・OPDC の中核的な予算、すなわちいろいろなサービスを運営

するための予算、これはロンドン市庁から出される。現在、かなり小額で約300万ポンドである。仕事が増えるにしたがって、かなり増えると思う。ただ、これはOPDCが例えば土地を購入する場合の購入費などは含んでいない。

・土地の購入とか実際にプロジェクトを進めていくため、将来的には追加予算が必要となる。それはロンドン市庁から出されるか、あるいは例えば政府からの助成金といった形で出されることになる。

・この会社は、最初から設立年限が限定されているのではなく、仕事が全部済むまでは継続する。

・将来的なOPDCがマネージしなくてはいけない事業、プロジェクトの総事業費用などの計画は今のところない。まだ設立後6ヶ月なので、優先順位を決めるとか、どのようなプロジェクトが必要か、それがどのくらいの資金が必要かを考えているところである。

#### (5) 情報公開

・ボードに関する文書はすべて公表されており、ボードのミーティングもすべてオープンになっている。それから、文書が最終化されるとウェブサイトに掲載され、一般市民も全部見ることができる。

・ボードのミーティングは、毎月ないしは2カ月ごとに開かれる。あるいは、特別に緊急に話し合う必要がある場合にもボード・ミーティングは開かれる。

#### (6) コア・デベロップメント・エリア

・OPDC の地域は360haある。オールド・オークにある中核的開発地域、コア・デベロップメント・エリアが134haで、そのうちの97haが公的な所有地である。コア・デベロップメント・エリアは主に産業用地で、例えば線路などが走っていた所もあった。潜在的可能性として新しく住宅が24,000戸、それから雇用が55,000できる予定がある。

・もう一つ、オールド・オークとは別にパーク・ロイヤルにもコア・デベロップメント・エリアがある。パーク・ロイヤルでは、10,000の雇用と1,500戸の新しい住宅が作られる。

・このリジェネレーションの触媒、きっかけになったのが、新しく2つの電車の地上駅がこの地域にできるということである。そのうちの1つは、オールド・オーク・コモン駅で、ロンドンのウォータールー駅と同規模になる。そして、そのオールド・オーク・コモン駅で、クロスレールとHS2の2つの路線が合流することになる。

#### (7) クロスレールとHS2

- ・クロスレールは現在建築中の路線で、ロンドンの真ん中を東西に横切る線になる。西はメイドンヘッド、東はメードストーンまで走るが、途中でヒースローを通る。2017年オープン予定である。ロンドン中心部のストップもあり、ボンド・ストリート、トッテナム・コート・ロード、ドックランドのカナリー・ワフ、パディントンなどに止まる。
- ・HS2はハイ・スピード2の略で、ロンドンのユーストン駅から始まり、まずフェーズ1としてパーミンガムまで行く。まだ工事始まっていないが、完成は2026年の予定である。HS2は日本の新幹線の真似である。
- ・オールド・オーク・コモン駅がクロスレールとHS2の乗り換えができる、それが交わる全国で唯一の駅になる。

## (8) OAPF とローカル・プラン

- ・OAPFはオポチュニティ・エリア・プランニング・フレームワークの略である。最近コンサルテーション、諮問を行っており、10月に採択になる。ロンドン市長のロンドン・プランの補完となるもので、それにこの地域の全体的なプランニング戦略が含まれている。
- ・OAPFの作成はOPDCの職員が行っており、その採択はグレーター・ロンドン・オーソリティーが行う。
- ・ローカル・プランはOPDCが作成するポリシー・ドキュメントであるが、OAPFは政策ではなく単なるサプリメンタリ・プランニング・ガイダンス、すなわち手引きに過ぎない。
- ・一般的なサプリメンタリ・プランニング・ガイダンスは、グレーター・ロンドン・オーソリティーが作る。それぞれのトピック別、例えば住宅別などがあるが、OAPFは地域単位のサプリメンタリ・プランニング・ガイダンスである。

## (9) OPDC のモニタリング

- ・OPDCの仕事のモニタリングは、究極的にはメイヤーが行う。
- ・OPDCは、グレーター・ロンドン・オーソリティーの下部組織ではなく、ファンクショナル・ボディ、機能団体と呼ばれている。独自にガバニングはされているが、監督は市長が行っている。

## 2. 質疑応答

- Q1: ロンドン市長がこういう公社を作ることは、2011年のローカリズムで可能になったと理解している。書類を見るとDCLGのミニスターが設立許可のサインをしていたように見えるがどうか。
- A1: 全くそのとおりである。メイヨール・ディベロップメント・コーポレーション、市長によって作られるディベロップメント・コーポレーションが作られるようになるまでは、非常にハイレベルでの政治的な話し合いが行われた。その結果、政府がこれを支援することになった。
- Q2: OPDCは基本的にはプランニングに関する法的な権限をすべて与えられていると理解しているが、実際にその手続きは全部インハウスでできるのか。それとも、ある仕事に関しては具体的にバラのローカルオーソリティーに事実上、仕

事を委託というか、外注的に進められるのか。

- A2: もしこちらで希望すれば、すべてのプランニングの申請を扱う権限がある。ただし、OPDCは3つのバラ、区と合意を結んでいて、非常に小規模で、この地域全体の戦略的なプランにはそれほど重要性がないようなプランニングの申請は区に委託している。
- Q3: ストラテジーを決めるとか、ストラテジーに基づいて個々のプロジェクトの優先順位を付けて実行に移すと思うが、その個々の意思決定プロセスにおいて、バラのローカル・カウンシルとはどういう調整をすることが必要になるのか。
- A3: 係官レベルで地元の自治体とは常に話し合いを続けている。また、地元の自治体の代表がプランニング委員会およびボードのメンバーとなっているので、その形で意思決定に影響を与えることもできる。
- Q4: OPDCが規定しているプロジェクトエリアの中で、公的セクターが所有している敷地はどのくらいあるか。
- A4: 中核的開発地域、コア・デベロップメント・エリアでは、すでに公共セクターの所有になっているのが約3分の2である。現在、中央政府や公共セクターの団体と話し合いをしており、それらの持っている土地をOPDC所有に移行する予定である。そして、特別目的団体がその土地を恒久的に管理するために作られることになると思う。そのSPCの構成が民間セクターと公共セクターでシェアされるかどうかは分からない。まだ何年も先の話である。
- Q5: OPDCは基本的には市長側の意向を強く受けて方針が決まる印象があるが、その中で個々のローカルオーソリティーとカザラとの意見の調整が難しい可能性はあるか。
- A5: 衝突やあつれきはあり得るし、実際にあった。この3つの区は、ロンドン市庁と政治色が全然違う。意見や優先順位の相違は、いろいろな協議やボードを通しての政治的な話し合いなどで解決する。ただし、最終的に管理権を持っているのは市長であり、市長が最終的な発言をすることができる。
- Q6: この地域で新しい雇用の創出を予定されているが、具体的な産業の予定があるのか。
- A6: クリーン&グリーンテクノロジー、それからクリエイティブな業界や教育あるいは学問・研究団体など現在はずべての可能性を考えている。少なくとも非常に質の高い雇用であれば、どんなことも可能ではある。
- Q7: OPDC設立は、例えば交通の結節点になるプロジェクトが起こってきたというのが、直接の背景になっているのか。もっと別の要因があったのか。
- A7: 新しい交通インフラができるということが、やはり一番この地域にOPDCが作られた動機となった。ここは非常に繁栄している産業地であった。例えばパーク・ロイヤルは、この国で一番大きくて非常に成功している産業地であった。よってこちらの目標は、このパーク・ロイヤルをそのまま維持しながら改革していくということである。

Q8: OPDC の組織の中にタウンプランナーが6~7名いるが、年配ですごくキャリアを積んだ方なのか、ミッドレンジぐらいなのか、若い方などいろいろあり得ると思うがどうか。

A8: ミックスである。例えば一番上の人は非常に経験があり、特に戦略的なプランのプロジェクト経験を積んだ人である。また、若い人や学習して技能を開発している人もいる。このチーフ・エグゼクティブ・オフィサーは、職業がプランナーで40代の女性である。

Q9: 過去のドックランド開発公社や、今並行して進んでいるオリンピック開発公社などがあるが、そういう所から何らかのリソース、人的なリソースとか、経験みたいなものを引き継いだりしないのか。

A9: ドックランド開発公社からは何も受けていない。といってもボードメンバーの1人はロンドン・ドックランド開発公社に関係した人である。それから、ロンドン・レガシー・

ディベロップメント・コーポレーションも、これは係員レベルで、向こうの係員と定期的に話し合いを行っている。こちらの戦略関係の職員の1人は、実際にオリンピックの仕事をした人である。

Q10: OPDC のガバナンス構造は、ドックランドとか有名なアーバン・ディベロップメント・コーポレーションのガバナンス構造と、何か大きく違う点はあるか。

A10: 非常に似通っていると思う。ただ、MDC(メーラル・ディベロップメント・コーポレーション)は、市長がスタッフを選任ができるという面で、以前の開発公社よりも柔軟性がある。すべてがローカリズム・アクトに基づいた権限である。

以上

## DCLG (コミュニティ・地方自治省) インタビュー記録

○日時: 2015年9月16日(水) 14:30~16:00

○場所: Department for Communities and Local Government (DCLG)

○先方出席者: Keith Thorpe 氏 (Head of Coastal Communities, Commercial Property & Olympic Legacy Land & Development: Regeneration Division)、Terence Powell 氏 (Cities and Local Growth Division)、Peter Sebastian 氏 (Enterprise Zones Division)

○当方出席者: 服部先生、有田先生、粕(記)、相沢氏(通訳)

### 1. Keith Thorpe(キース・ソープ)氏による説明

#### (1) 担当分野の紹介

- ・私は Cities and Local Growth 部の湾岸沿いのコミュニティなどを担当する課で仕事をしている。
- ・同僚のテレンス・パウエルは、同じ部門の LEP などを担当している課で仕事をしている。また15時になると、EZの担当のピーター・セバスチャンが来ることになっている。

#### (2) DCLG の概要

- ・DCLG(コミュニティ・地方自治省)は、非常に広い分野を担当している。いわば、場所あるいは土地に基づいた仕事を担当している。
- ・省の担当範囲は、特に地方政府関係でもローカルオーソリティに対する資金の提供といった仕事をしている。それから、シティプランニング(都市計画)、そして一部は農村地域の計画も含まれている。また、非常に重要な分野として住宅政策がある。それから、インテグレーション・アンド・フェイス(統合と振興)、つまり、いろいろなコミュニティ、中には宗教的なコミュニティもあるが、その統合を図るというようなこと。これらの仕事を、政府のさまざまな省庁を横断して、こちらで行っている。

#### (3) Keith Thorpe 氏との質疑応答

Q1: プレース・ベース・ポリシーというタームを使ったが、それは一般的に使われているタームか。

A1: そうだと思う。他の省は、むしろ問題あるいはトピックとかテーマを扱っている。ところが、DCLG は場所を扱っている。つまり、自治体やコミュニティなど、そういう場所ベースの仕事をしている。つまり、非常に個々の地理的なエリアを扱っている。例えば LEP は、まさに特定の場所についてのものである。DCLG はメトロポリタンや都市部あるいは農村部などの場所を扱うが、例えば運輸省(Department for Transport)は、トランスポートという問題を扱っているわけである。日本の国土交通省に近いが、DCLG は交通を扱っていない(過去には交通も担当していた)。

### 2. Terence Powell(テレンス・パウエル)氏による説明

#### (1) LEP と RDA との相違

- ・LEP は現在39あり、イングランドだけをすべてカバーしている。これは、RDA の代わりとなったものだと考えている人が多いが、実際は非常に異なったものである。
- ・RDA は政府によって設立され、しかも政府の行政区域に従って作られたものである。政府が RDA を作った主な理由の1つは、イングランド南部と北部とで経済的な分離があり、それに対処するということである。しかし、RDA が存在している10年間に、南北の分離はますます増えてしまった。
- ・そして2010年の連立政権ができた段階で、いわゆるお役所仕事を減らし、ボトムアップのアプローチを取るという意

思決定がなされた。

- ・両者の非常に大きな違いは、RDA は政府主導型であるのに対し、LEP は地方政府と企業とのパートナーシップであり、特にビジネスの面に重点が置かれているということである。

## (2) LEP 設置提案に対する評価基準

- ・2010 年に政府からビジネス界および地方政府に向けて、提案を提出するようという奨励がなされ、64 の提案が提出された。この 64 の提案は、4 つの基準に合わせて評価が行われた。
- ・第 1 の基準は、その提案はビジネスによって支援を受けられるものでなければならない。単にビジネスの 1 つのグループだけではなく、その地域のビジネス全体に支援されるものでなければならない。例えば、その地域にあるデパートの社長などに支援されるものでなければならないということ。
- ・第 2 の基準は、自然な経済的区画に従わなければならないということ。つまり、それ以前は政府が定めた線、地図の上でどう線が引いてあるかに従っていたわけであるが、そうではなくて実際の相関関係に基づいた区画でなければならないということである。
- ・第 3 の基準は、その 1 つ 1 つが地方政府、すなわちそのエリアをカバーしている自治体の支援を受けられるものでなければならない。
- ・第 4 の基準は、付加価値があるものであって、しかも非常に野心的なものでなければならない。つまり、戦略的な考え方をするようなものでなければならないということである。

## (3) LEP の法的なステータスと資金管理

- ・法的なステータスについては、DCLG としては非常にハンドオフ、つまり政府からはいちいち手を出さないということで、いろいろな法的なステータスができています。
- ・例えば、39 のうちの 1 つは会社で、Company Limited by Guarantee (保証によって有限されている会社) が 1 か所ある。それから、18 か所は Community Interest Party というステータスであり、それ以外は Voluntary Partnership、任意のパートナーシップという形である。
- ・LEP は資金を受け取ることがないからこれでうまくいく。例えば、LEP の地域の中に 3 つとか 4 つ自治体、地方政府がある。そのうちの 1 つを LEP からリード・ローカルオーソリティー、つまり主導的な自治体と指名して、政府からの資金は地域を全部代表して、その 1 つの自治体が受け取って管理する。もし資金が直接 LEP に手渡されるとすると、もっと複雑な組織が必要になってくるためである。
- ・LEP は、実は 2~3 人でやっている。チーフ・エグゼクティブがいて、あとスタッフは自治体からの出向や外部のコンサルタントを雇ったりしている。

## (4) LEP のガバナンス

- ・各 LEP にボードがある。このボードの最低半分はビジネス

界の代表でなければならない。ほとんどの場合、残り半分は自治体の主導的立場にある人が占めている。場所によっては大学の代表、研究機関の代表、あるいは慈善団体の代表という所もある。

- ・ボードの運営については、DCLG からほとんど規則を設けていない。ただ 1 つ、このボードの委員長は、地元のビジネス界の代表者でなければならない。このボードの委員長は、地方政府の政治家であってはならない。
  - ・今、1 つ問題になっているのは、ビジネス界の代表者と地方政府の代表者との物の考え方が非常に違っているということである。ごく一般化して話すが、地元のビジネスの代表者は、とにかく早く仕事をやって結果を出し、あまりお役所仕事のことは望まない。それに対して、自治体や地方政府の代表者は、委員会とかはっきりした手順を決めるということにむしろ重要性を置くわけである。
  - ・すべての意思決定はボードが責任を持つ。DCLG が期待していることは、このボードが完全な透明性を持って仕事をすることである。例えばウェブサイトを作って、すべての文書をオンラインで公開しなければならない。
  - ・Assurance framework (保障の枠組み) ができており、その枠組みの範囲内で仕事をしなければならない。
  - ・LEP がどのように設立され運営されていくか、DCLG がどう期待しているかということは、非常にハイレベルの話である。
  - ・どのようにして人選を行うか、任免を行うかは、全く LEP のボードに任されている。それを完全に透明性をもって、すべての人に情報を公開する形であれば、どんな人を連れてきても良い。
  - ・いろいろある批判の 1 つは、ほとんどのボードメンバーが白人で、中年の男性であるということである。ただ、DCLG としては、各 LEP が自分の地域に一番適切な形で選びなさいと言ってある。
- ## (5) LEP の役割
- ・基本的に LEP が何をするかということ、政府から受け取ったお金のチャネル、経路の役割をしている。つまり、非常に数多く地域の成長のための資金提供プログラムができており、そのチャネルとなっている。
  - ・2 年前に政府からそれぞれの LEP に対し Strategic Economic Plan (SEP)、を提出するよう要請を行った。そして、その SEP の中で、各 LEP がその地域で経済を成長させていくために、どのようなプロジェクトが必要か、どのような優先順位を付けなければならないか、明確化することになっている。
  - ・その中ではインフラ関係が多くあった。技能関係や住宅計画もあったが、当然、住宅を建てるためにはインフラが必要である。そのような SEP が政府に提出され、それを政府が評価して、各 LEP にどのくらいの金額を提供するか決められた。
  - ・そのようなプロジェクトが実行されることを確実にするの



は、今度はLEPの仕事になる。

#### (6) LEPに対する資金提供

- ・政府は、まず長期的な資金として総額 120 億ポンドを約束した。そのうち 60 億ポンドが 2014 年にすでに支払われている。2015 年の早期に 10 億ポンドが支払われており、すなわちこの計 70 億ポンドは、全体的な 120 億ポンドの一部である。
- ・組織の運営費はごくわずかである。DCLG は、各 LEP に対して 1 年間の運営費として 50 万ポンド支払っている。ただ、これは条件付きで、その地元の地方政府と地元のビジネス界とがそれに上乗せして 25 万ポンドを支払うという条件に基づいている。
- ・よって LEP が設立された段階で政府は、LEP が基本的に自給自足できることを期待していた。ただ、それは現在のところ起こっていない。政府は運営費、これをコア・ファンディングと呼んでいるが、現在はその支払いを中止している。
- ・政府からの運営費が中断されたことで、LEP の中には仕事を途中でやめてしまう所も出てくるであろうし、貧しい LEP と豊かな LEP が出てくるであろうと予想している。

#### (7) LEP の業務、専門団体との関与

- ・自治体から LEP に委託されている業務は、ある意味において、結局地方政府の代表者が LEP のボードのメンバーになっているということで解決されている。
- ・専門職について、それから専門団体との関与については、個々の LEP に完全に委ねられている。

#### (8) LEP の課題

- ・LEP ができてからしばらくたち、今は 2~3 の課題が出てきている。いろいろな資金提供プログラムがたくさんあり、その資金提供の基準がそれぞれ異なっているので、これを整合化しなければならない。でないと混乱が生まれてしまうと考えている。そのことを一般人は全然理解していない。
- ・それから現在の政府は、分権に非常に熱心である。現在、このデボリューション、分権が非常に大きな駆動力になっている。つまり、基本的にはなるべく多くの権限を地域に委譲するということであり、以前はロンドンすなわち中央政府で行っていた意思決定を地方に下ろすということである。
- ・それから、もう 1 つ興味深いことが現在起こりつつある。政府は地方自治体がひとまとまりになって、Combined Authority になって仕事をするように現在働いている。ただ、このことは LEP には関係しない。
- ・例えば経費節約という目的のために、1 つの LEP の外にある自治体と内部にある自治体が合併することがあるかもしれない。その場合には、LEP でどうするか考えて、LEP の境界線を変えてその自治体も中に含めるということを LEP が行う。これは非常に政治的な決断になる。
- ・現在、DCLG にとっての一番大きな挑戦課題は、今年ガバメント・スペンディング・レビュー、政府の支出の再検討が

行われるということである。したがって、この支出の見直しにより財務省が DCLG にどのくらい資金を払うか、特に地域の成長のためにどのくらい資金を財務省が DCLG に払うかが決まる。もしこれが削減されるようなことになると、DCLG にとっては問題になる。ただ、この政府は非常に地域の成長に熱心になっており、DCLG としては楽観視している。

#### (9) Terence Powell 氏との質疑応答

Q1 : LEP で Assurance framework が作られていて、各 LEP の仕事ぶりやパフォーマンスについて、定期的にモニタリングしているのか。あるいは、DCLG から見てこれは望ましくないという場合に、何か勧告や介入をすることがあり得るか。

A1 : モニターはされている。与えられた資金についての会計報告をしなければならない。それから、公平性や透明性など規則は守らなければならない。非常に優秀な所もあるし、あまりよくない所もある。ただし、まだ最初の資金が提供されてそれほどたっていないので、はっきり分らない。もしパフォーマンスがあまりよくない LEP があつたとしたら、DCLG のチームの中に各 LEP に対してリレーションシップ・マネージャーがいる。自分の担当の LEP を支援することが役割であるが、うまくいかない場合には、大臣がそこに関与してくることになる。今までのところ、それほど悪い所はない。ただ、この先 2~3 年間で大きな問題になってくと思う。例えば現在、内部に政治的な分裂があり、これを分割したいと言っている LEP が 1 つある。これを何とか問題解決しようと、大臣が介入している。

Q2 : 差し支えなければ名前を伺いたい。

A2 : これはサウス・イースト LEP であり、公開されている情報である。つまり、LEP の 1 つであるが、その中の自治体同士の意見が合わないわけである。その LEP の中にある 2 つのエリアが、こちらの大臣に手紙を書いてきて、その 2 カ所は分裂して別の LEP を作りたいと言ってきている。今のところは、こちらはノーと言っている。

Q3 : 個別の LEP が LEP 域内で個別のインフラ整備とか個別のプロジェクトを進めていくときに、LEP としてプライオリティを付けてファンドを申請していくと理解している。その場合に、個々のローカルオーソリティと比べて、LEP の方がそのプロジェクトに優先順位を付ける影響力を強く持っている、一般的に理解しているのかどうか。

A3 : LEP がまず優先順位を決める。ただし、自治体とビジネス界と一緒に仕事をしなければならない。そして自治体の代表者が LEP のボードに加わっているわけであるから、確実に非常に困難な会話が行われている。それから、この資金は新しく作られた資金は 1 つもない。つまり、資金として提供される金額はすべて、こちらの DCLG とか、あるいは運輸省であるとか、ビジネス革新技能省であるとか既存の予算の中から支払われるということである。

Q4 : LEP に対する政府の関与について質問したい。最初に 64 のプロポーザルがあつて 39 選ばれているが、4 つの基準に

よって政府が選定しているということでしょうか。

A4: そのとおり。

Q5: その後にボードを政府が承認するというような段階があるか。日本で読んだ文献では、正式なボードとシャドウボードがアブルーブによって分けられているとのことだが正しいか。

A5: 違っている。誰が指名されるかについて、政府の果たす役割は全くない。ボードが副ボードみたいなものを選んで、例えばリクルート専門のボードとか交通・運輸専門のボードなどはあるかもしれないが、それはボードが決めることである。ただ、1つ政府が承認しなければならないことは、境界線を変更する場合は政府が承認しなければならない。

Q6: ストラテジーを作る段階で、政府はファンドの優先順位をつける、ファンディングという形で影響を与えるか。

A6: しない。ストラテジック・プランは、その地域のパートナーが全員合意したものでなければならないからである。だからといって、例えばお金が足りないという問題がないわけではない。例えば、すべてのLEPが最優先事項としてインフラ構築を挙げる。そうすると、何百、何千万というお金がかかる。つまり、全部がそれを第1優先としても、十分なお金はない。その場合にはDCLGが、優先順位の第2位の方を最初に資金提供して、その次の第2回目のときにまた第1位の優先順位に戻ってくるというようなことをする。

Q7: ということは、異なるLEPのプロジェクトを中央政府は横並びに見て、この特定のLEPのファースト・プライオリティを最初に採用しようという、そういう裁量権はあるということか。

A7: 政府は、例えばこのLEPのプロジェクトに対してお金を出さないということはない。すべてのLEPが資金を得る。そして、第1回の配分では、すべてのLEPが第1位の選択肢の資金を得た。ところが場合によっては、あるLEPの選択肢の第1位はまだこの先4~5年たたないと実態の仕事は始まらない、例えばインフラの土地がまだ確保できていないとか建設許可が下りていないから仕事を始められないなどの場合には、政府から第1位の優先順位のものはおちよと待って、第2位の方にまず資金を提供するというようなことはある。

Q8: 我々が聞いた事例で、LEPがエコノミック・グロース・ストラテジーを作って、しかしLEPのストラテジーと個々のローカルオーソリティのプランニング・ポリシー分野でのコア・ストラテジーとの間に不整合の問題があつて、最終的にはLEPの経済振興はアグレッシブな方向に行くけれども、ローカルオーソリティのプランニング・ポリシーは非常に制約的というか、現状維持的な観点から少し数字が下がってしまうという、そういうあつれきがあつた。中央政府は、そういった状況をどのくらい認識しているか。それについてあまり問題視していないのか。

A8: まず第1に、LEPの区域内の地方自治体は、LEPのSEPが最終的に署名、調印される時点では、すべての自治体がそれに同意していなければならない。もちろん最終地点に至るまでには、いろいろな意見の相違があると思う。それぞれ自治体によって政治色も違うし、政治的な優先順も違うからである。それなのに、その自治体が全部一緒になって合意に達しなければならないと言われている。地域によっては、これがチャレンジになっているということは確かだと思う。

### 3. Peter Sebastian(ピーター・セバスチャン)氏による説明

#### (1) EZの概要

- EZは、政府が優先的地域として指定した地域で、そこにより多くのビジネスあるいは雇用を増やしたいと思っている区域のことである。そして、その地域内に企業を誘致するために、政府はいろいろな優遇政策を設けている。その中には、財政的なものもあるし、財政以外のものもある。
- EZは、LEPが管理を行う。したがって、LEPのいろいろな仕事の中の1つにEZの管理がある。
- EZとそれ以外のLEPのプロジェクトとの違いは、それ以外のプロジェクトの場合は政府から前もって資金が下りることである。ところが、EZのプログラムは、インセンティブを与えるというプログラムである。

#### (2) EZのインセンティブ、自治体にとってのメリット

- EZのインセンティブは、その地域から上がるビジネスレートを25年間は地方自治体が100パーセント保有することができるということである。
- 25年間続くプログラムは、政府のプログラムの中でこれが唯一のものである。それは法律で規定されており、第一に規定されるのがEZの地域である。
- EZに企業が入ってくることによって、25年間に税の額も増えてくる。その増額分を自治体が保有することができる。もしEZでないなら、通常、自治体は半分しかビジネスレートを手元に残せない。すなわち、自治体にとっての利益は、EZでは他地域よりもお金が入ってくるということである。
- もう1つの自治体に対するメリット利益は、税金の保有できる分を一種の抵当として、ローンを組むことができるということである。つまり、ローンをすることによってそれを地域の投資に使うことができ、その方が仕事を早くできるわけである。そういう理由のために、自治体、地方政府は、EZを欲している。

#### (3) EZのインセンティブ、ビジネス側にとってのメリット

- EZの中に進出する企業が得る利益は2つある。
- 第1のメリット、特に小規模な企業に適用されるが、最初の5年間のうち、27万5,000ポンドの税金が免税になる。
- 第2のメリット、これは大企業に適用されるが、その企業が機器の購入、設備投資をした場合にその額が免税になる。
- EZではこの2種類のうちのどちらか1つしか適用できない。

どちらのインセンティブを適用するのかは、自治体が最初に決定する。

#### (4) その他のインセンティブ

- EZは複数の敷地が含まれていることもある。その場合には、1つの敷地に対して1種類のインセンティブ、別の敷地に対して別のインセンティブを地方自治体が適用できる。
- 非財政的なインセンティブとしては、その地域での企業の建設のプロセスがより簡単に行われることになるということである。例えば、建設許可がより早く下りようになる。
- インターネットのブロードバンドで非常にスピードの高いものがある。例えば私のような担当者との間に直接の電話線があって、EZと政府の連絡調整が簡単に早くできるというインセンティブもある。

#### (5) EZの地域

- スコットランド、北アイルランド、ウエールズにもEZがあるが、これらはDCLGで管轄していない。
- 現在あるEZはイングランド内のすべての主要都市をカバーしている。そして、英国で特に得意としている産業セクター、例えば自動車業などをすべてカバーしている。
- EZは非常に小さい所もあるし、大きな所もある。その理由は、その地域にとってどこが一番適切なEZであるかは、LEPが選択するからである。
- EZは、財務大臣もこれを優先視している。
- 現在LEPが新しいEZの入札を行っている。現在は24カ所であるが、2015年末までにはもっとたくさん増えると思う。

#### (6) Peter Sebastian氏との質疑応答

Q1：今、新しいビッドで追加の地域の申請を受け付けるということだが、そのとき審査に関わるのはDCLGだけではなくて、財務省も関与するという理解でいいか。

A1：イエス。というのは、最終的にお金を出すのは財務省であり、EZにお金を払う、つまり免税という形でお金を払っているのは財務省であるから。DCLGでは、財務省と一緒に仕事をしているが、DCLGでは地域の開発の面を担当しており、財務省がお金を扱っている。

Q2：新しいEZの指定にあたって、DCLGの判断のクライテリアはどういうものか。それは事前に明示されているか。

A2：それは公表されており、主要な基準が4つある。1番目の基準は、商業面で可能な提案であるかどうか、つまり企業がそこに本当に来るかどうかということ。2番目は、その敷地がLEP、それから自治体や地主によってよく管理がされている土地かどうかということ。3番目は、公共セクターにとってその提案がいわゆるバリュー・フォー・マネー、おカネを出すだけの価値があるかどうか、すなわち、公共から提供した資金以上に税金が上がってくるかどうかということ。4番目は、もしこの土地がEZにならなかつたらどうなるかという評価を行う。つまりEZにならなくても、いずれにせよ開発されるはずの土地だということであれば、わざわざそれをEZにする必要はないからである。

Q3：今のクライテリアの審査を受けるために、必要なエビデンスをそろえて申請の評価に値するドキュメントを作るのは、LEPがおカネを出してやるのか、それともDCLG側が独自に調査をして判断をするのか。

A3：LEPが自治体と一緒に提案書を書くが、DCLGにある1つのチームがアドバイスを行う。そして、DCLGの別のチームが入札の内容を評価する。DCLGの中には例えば不動産の監査士、サバイヤーなど専門家がたくさんいるので、この提案内容が事実かどうか審査できるからである。

Q4：いったん指定されたEZが、25年のインセンティブ期間を終える前に途中で指定を取り消されることはあり得るか。

A4：テクニカルな理由があり、EZが解散することは可能であるが、実際にはそれはない。いわゆる立法、制定法には2種類あり、一次的な立法と二次的な立法がある。一次的な立法は、議会つまり立法府で議員が国会で投票して法律ができるというもの。二次的な立法は、その下の法律で、これは一次的な立法に基づいて大臣が新しい法律を定めることができるというもの。EZは、この二次的な立法に基づいて作られたものである。ただし、一度EZができた場合、それを消滅させるには第一次立法、すなわち議会での議論が必要となる。そうすると、今の政府は自分たちがEZを始めたわけであり、自分たちが始めたものをもう一度、今度は議会にかけてEZを取りやめさせることはやりたくない。例えば将来的に、今とは全然違う政府が政権に就いたらどうなるか分からないが、少なくとも現在の政権の下では、これはあり得るけれども実際問題として現政府ではやらないということである。

Q5：今ある24のEZは、LEPに関連付けられた、LEPを条件として新たに指定されたものと考えてよいか。

A5：EZはLEP以前に始まったが、LEPが続いて継続していく限りは、LEPが常にEZを管理する。現在、EZの中でLEP外にあるものはない。つまり、LEPは全国すべてカバーしているわけであり、どこかに入っているわけである。

Q6：昔からEZの仕組みがあって、実際に今存在しているEZはLEPができる前から変わらず、エリアも場所も変わっていないということか。

A6：LEPが始まったのは、EZが始まったすぐ後であった。LEPが最初に始まったときは、現在期待されているほどの多くの仕事をLEPが行うと期待されていなかった。ところが、LEPの重要性が次第に増えてきた。だから現在LEPは、単にEZの管理以外にも、いろいろなことを管理・運営している。つまり、現在の政府は、ロンドンからではなくて、なるべく多くの業務を地域のレベルで管理したいと思っているからである。EZの中には、規模が大きくなってきたという所もある。それから、現在、新しいEZのための競争が行われているが、その中には新しくEZを作るというものもあるし、既存のものを広げるというものもある。そして、これらの申請がDCLGの審査を通過した後で最終的にいくつ承認され

るかは、財務大臣の認可による。

Q7：ブロードバンドのインターネットがインセンティブになっているとのことだが、これがどうしてインセンティブになっているのか。

A7：全国どこでも非常にスピードのあるインターネットが使えるようにするというプログラムを政府が持っている。そして、EZの場合には速いインターネットが他地域よりも優先的に設置される。なぜ、これがインセンティブかという2つ理由がある。1つ目は、政府としては、なるべくインターネットのスピードがあるものを使えば、会社を設立して仕事を始めるのがそれだけ簡単になると考えるからである。2番目の理由は、我が国の政府は現在あまりおカネがない。世界のほかの国では、EZに気前よくおカネを払っている所もあるが、我が国の政府ができることは、せいぜい速いインターネットを提供することぐらいである。

Q8：EZでは規制緩和について標準的な考え方があるのか。個々のEZの運用に任されているのか。

A8：規制緩和というよりむしろスピード化されるということである。通常の敷地だと建設時には都度、建設許可を申請するが、EZの場合には1つのオプションとしてローカル・ディベロップメント・オーダーが出されて、それがあつた地域だと今すぐにそこを開発するのではなくても、もし将来

的に開発が始まると、許可が迅速に下りることになっている。それは、全国的な基準や規則があるわけではない。ローカル・ディベロップメント・オーダーがあると、例えば申請のトップ、順番を待たなくても行列のトップに行くことができる。あるいは、DCLGの専門家とすぐ相談できる。それによってスピード化されるということで、全国的に申請は何か月で扱う必要があるとか、そういう基準はない。

Q9：EZではローカルガバメントにとって、ビジネスレートが100パーセント取れるため重要なインセンティブになっているとのことだが、このインセンティブは特定のEZが割り当てられているローカルオーソリティにとってだけインセンティブがあると読める。にもかかわらず、EZを特定のローカルガバメントではなくてLEPでマネージしなければならないことのメリットは何か。

A9：それが政府の政策決定である。結局、政府としては、自治体ではなくてLEPのトップにはビジネス界の代表が入っているわけなので、LEPの方がビジネス界の声をよく聞こえるということである。とはいっても、すべてのLEPは自治体と一緒に仕事をしているのであるが。

以上

## 「地域ガバナンス研究会」2016年度海外調査の概要

1. 日時：2016年9月6日(火)～9月15日(木) 8泊10日
2. 視察先：イギリス・ドイツ
3. 参加者：服部先生、有田先生(イギリスのみ)、太田先生(ドイツのみ)、キルヒナー氏(通訳)、狛(事務局)
4. 概要

### (1) イギリスの調査概要

#### ① 9月7日(水) 9:45～10:15 : DCLGの担当者へのSkypeヒアリング 【先方：Murryam Anwar氏】

○クレア・ロンドン事務所にて、DCLG(コミュニティ・地方自治省)の担当者からLEP政策全般についてSkypeを利用してヒアリング。クレアの現地職員が不在のため、別途ヒアリングすることに(9日午前実施)。

#### ② 9月7日(水) 15:00～17:30 : West of England LEP事務局、Bristol市担当者等へのヒアリング

【先方：James Durie氏 (LEP Board Member)、Antony Corfield氏 (Programme Manager)、Andrew Youl氏 (Project Manager)、Joe McGeehan氏 (ブリストル大学名誉教授、旧ボートクラブ)、Chris Hackett氏 (Economic Strategy Manager, Bristol City Council)】

○BristolのWest of England LEP事務局にて、West of England LEP一連の関係者に対してまとめてインタビューを実施。

#### ③ 9月8日(木) 9:30～11:00 : West of England大学の教授へのヒアリング 【先方：Martin Boddy教授】

○West of England大学にて、Martin Boddy教授からSEPやJoint Spatial Plan、アカデミックセクターとLEPとの関わりなどヒアリング。

#### ④ 9月8日(木) 14:00～16:00 : EZ(エンタープライズゾーン)の説明および視察 【先方：Jack Owen氏】

○West of England LEP事務局にて、LEPの経済開発マネジャー(Bristol市より出向中)からEZの目的や背景について40分程度説明あり。その後、Bristol市の駅周辺(EZ)や事務局内にあるインキュベーションオフィスなどを視察。

#### ⑤ 9月9日(金) 10:00～11:30 : クレア・ロンドン事務所の現地職員へのヒアリング

【先方：Andrew Stevens(アンドリュー・スティブンス)主任調査員、Victor Chuah(ビクター・チュア)調査助手】

○クレア・ロンドン事務所にて、現地職員からLEP政策全般についてヒアリング。

#### ⑥ 9月9日(金) 15:00～17:00 : Cities and Local Growth Unit担当者へのヒアリング 【先方：Paul Shand氏】

○Bristolのオフィスにて、DCLGとBEIS(ビジネス・エネルギー・産業戦略省)合同チームであるCities and Local Growth UnitのRelationship Manager (BEIS出身のAssistant Director)から、West of England地域の現状や都市協定(city deals)、成長協定(growth deals)、地方分権協定(devolution deals)の概要、その他LEP政策全般についてヒアリング。

〈 9月10日(土) : ロンドンの再開発地区 (キングス・クロス駅近郊ほか) 視察 〉

## (2) ドイツの調査概要

### ① 9月12日(月) 8:30~9:45 : NRW 州政府の担当者へのヒアリング 【先方 : Klaus Austermann 氏】

○Düsseldorf のオフィスにて、NRW 州政府の REGIONALE 担当官から REGIONALE2016 の状況や今後の方針などについてヒアリング。

### ② 9月12日(月) 14:30~17:30 : REGIONALE2016 エージェンシー社へのヒアリング

【先方 : a.14:30~16:00 : Michael Führs 氏 (REGIONALE2016 エージェンシー社広報担当)、

b.16:10~16:30 : Gottfried Uphoff 氏 (Reken 市の都市計画関係局長)

c.16:40~17:30 : Josef Himmelmann 氏 (Olfen 市の元市長)、Uta Schneider 氏 (代表) 】

○Velen の REGIONALE2016 エージェンシー社にて、a.プレゼンテーション年の広報戦略について、b. Reken、Dorsten、Coesfeld の共同プロジェクトについて、c.交通関連事業、REGIONALE 後の地域運営についてなどをヒアリング。

### ③ 9月13日(火) 10:00~11:00 : Dorsten 駅の PJ 視察 【先方 : Joachim Thiehoff 氏 (Dorsten 市の PJ 担当者) 】

○Dorsten 駅にて、Dorsten 市の PJ 担当者(市民活動支援局)から PJ 概要について説明。

### ④ 9月13日(火) 11:30~14:30 : Berkelstadt Coesfeld 事業の視察

【先方 : a.11:30~12:00 : Heinz Öhmann 氏 (Coesfeld 市長)、

b.12:00~12:40 : Holger Ludorf 氏 (Coesfeld 市 PJ 担当者)、Larissa Bomkamp 氏 (同左)、

c.13:30~14:30 : Larissa Bomkamp 氏 (Coesfeld 市 PJ 担当者、地理学専門) 】

○Coesfeld にて、a.市長から PJ 全体の概要について説明、b.市内 PJ 視察、c.PJ 担当者からプロジェクターを使用した「ベルケル川を囲む都市再開発事業」の概要について説明。

### ⑤ 9月13日(火) 15:00~16:00 : Billerbeck 駅の PJ 視察

【先方 : Thomas Lülff 氏 (異文化理解事業推進登録協会担当者) 】

○Billerbeck 駅にて、PJ 担当者(団体の担当者)から PJ 概要について説明。

### ⑥ 9月14日(水) 9:30~11:30 : Ursula Stein 氏へのヒアリング

【先方 : Ursula Stein 氏 (カッセル大学名誉教授、Stein+Schultz 代表) 】

○Frankfurt のオフィスにて、専門家の Ursula Stein 氏 から IBA エムシャーパークや REGIONALE の評価や課題などをヒアリング。

以 上

「地域ガバナンス研究会」2016年度海外調査行程表 期間：2016年9月6日(火)～9月15日(木) (8泊10日)

日次	月日 (曜)	発着地	発着 時間	交通 機関	スケジュール【宿泊地】	写真
1	9月6日 (火)	中部発 羽田着  羽田発 ロンドン着	7:55 8:55  11:50 16:20	ANA NH086  ANA NH211	羽田経由でロンドンへ    【ロンドン泊】	—
2	9月7日 (水)	ロンドン  ブリストル	9:45 10:15  15:00 17:30	地下鉄  鉄道	Murryam Anwar氏とSkypeを通してのヒアリング(10:15分まで) 場所：自治体国際化協会ロンドン事務所  Bristolへ移動(鉄道)  West of England LEP事務局 (Engine Shed) にてヒアリング、James Durie氏 (Board Member)、Antony Corfield氏 (Programme Manager)、Andrew Youl氏 (Project Manager)、Chris Hackett氏 (Economic Strategy Manager, Bristol City Council)、Joe McGeehan氏 (ブリストル大学名誉教授、旧ホードメンバー)  【ブリストル泊】	A  B
3	9月8日 (木)	ブリストル  ロンドン	9:30 11:00  14:00 16:00	タクシー  鉄道	University of the West of England Martin Boddy教授  Bristol市 Jack Owen (Economic Development Dep. Bristol City Council)、EZの事務所 (Engine Shed)、PJ視察など  ロンドンへ移動  【ロンドン泊】	C  D, E, F
4	9月9日 (金)	ロンドン  ブリストル  ロンドン	10:00 11:30  15:00 17:00	地下鉄  鉄道  鉄道	クリアロンドン事務所にてLEP関連ヒアリング アンドリュー・スティーブンス主任調査員、ビクター・チュア調査助手  ブリストルへ移動  Paul Shand氏、Relationship Manager for the WoE LEP (DCLG/BEIS)  ロンドンへ移動  【ロンドン泊】	G  H
5	9月10日 (土)	ロンドン	A.M  P.M	AM  PM	服部先生、有田先生とともにロンドン市内視察    【ロンドン泊】	I
6	9月11日 (日)	ロンドン発 デュッセルドルフ着	12:10 14:30	LH EW1463	移動日(ロンドン→デュッセルドルフ)    【デュッセルドルフ泊】	—
7	9月12日 (月)	デュッセルドルフ  フェーレン	8:30 9:45  10:33 11:58  14:30 17:30	地下鉄  ICE RE	NRW州政府 広域担当課 訪問 (先方：Klaus Austermann氏)  Düsseldorf Hbf 発 Essen 経由 Dülmen着 Shuttleで出迎え、ホテルへ、昼食  REGIONALE2016エージェンシー社 訪問 (先方：Uta Schneider氏ほか) 広報戦略等について、交通事業、BahnLandLustについてなど  【フェーレン泊】	J  K  L, M
8	9月13日 (火)	フェーレン ドレステン コースフェルト ビラーベック  フランクフルト	9:00発 10:00 11:00  11:30 14:30  15:00 16:00	出迎え  RE  RE  RE ICE	Shuttle で出迎え、Dorsten駅で視察・説明、先方：Thiehoff氏  電車でCoesfeld、そこでPJ地域の一部を視察、昼食、その後市役所でBerkelStadt Coesfeldという都市再開発PJを視察・説明、先方：Larissa Bomkamp氏ほか  電車でBillerbeck駅、Billerbeckの駅舎を利用しているPJの視察・説明、先方Lülf氏  【フランクフルト泊】	N  O, P  Q
9	9月14日 (水)	フランクフルト  フランクフルト発	09:30 11:30  20:45	タクシー  ANA NH224	Professor Ursula Stein 教授ヒアリング    【機中泊】	R
10	9月15日 (木)	羽田着  羽田発 中部着	14:55  17:30 18:30	ANA NH085	羽田経由で名古屋へ    —	—

(写真A) DCLG 担当者 Skype ヒアリング



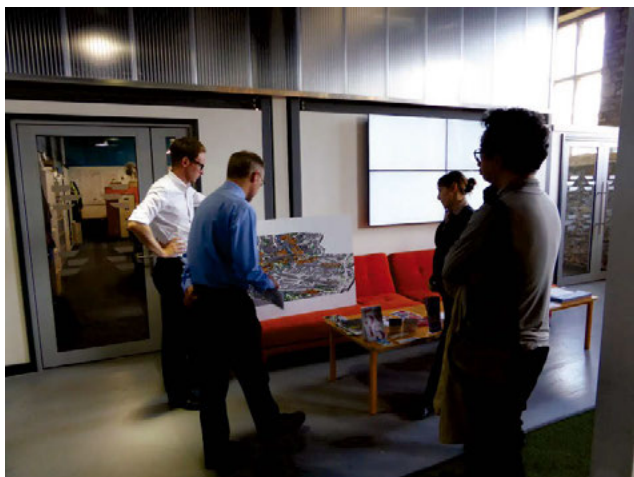
(写真B) West of England LEP 事務局等ヒアリング



(写真C) Martin Boddy 教授ヒアリング



(写真D) EZ(エンタープライズゾーン)の概要説明



(写真E) Bristol 市の駅周辺(EZ)視察



(写真F) West of England LEP 事務所内視察





(写真G) クレア・ロンドン事務所ヒアリング



(写真H) Cities and Local Growth Unit ヒアリング



(写真I) キングス・クロス駅



(写真J) NRW 州政府担当者ヒアリング



(写真K) エージェンシー社隣接のホテル



(写真L) エージェンシー社ヒアリング



(写真M) エージェンシー社代表ヒアリング



(写真N) Dorsten 駅のPJ 視察



(写真O) Coesfeld 市長による説明



(写真P) Berkelstadt Coesfeld 事業の説明



(写真Q) Billerbeck 駅のPJ 視察



(写真R) Ursula Stein 氏へのヒアリング



[Home](#) > [News](#) > [LEP welcomes Japanese researchers](#)

## LEP welcomes Japanese researchers



Researchers from the [Chubu Region Institute for Social and Economic Research \(CRISER\)](#) were welcomed by the West of England Local Enterprise Partnership (LEP) on Wednesday 7<sup>th</sup> September 2016 on a visit to discuss strategic economic development and regional governance.

Information obtained during the visit will give the researchers options that they can consider for implementation in the Chubu region of Japan, including in the development of the Tokyo to Nagoya [high speed maglev train line](#), which is planned to be operational by 2027.

Meeting the researchers, Andrew Youl (LEP Project Manager), Antony Corfield (LEP Programme Manager), James Durie (LEP Board member/Business West Executive Director), Chris Hackett (Bristol City Council Economic Strategy Manager) and Professor Joe McGeehan (former LEP board member and University of Bristol Emeritus Professor) provided information on our [Growth Deals](#), West of England LEP management, division of roles between the LEP and local authorities, roles and responsibilities of the [LEP board](#), [Investment Board](#) and [Strategic Leaders Board](#), how businesses is represented, and much more.

The meeting was followed by a visit to the [University of the West of England \(UWE\)](#), a tour of the [Temple Quarter Enterprise Zone](#) and a tour of the [Engine Shed/Setsquared Incubation Centre](#).

Details of the visit/research findings will be published by CRISER in the near future, which we look forward to reading with interest. In the meantime we say thank you to the researchers and wish them a safe return journey.

Last updated: 14th September 2016

<http://www.westofenglandlep.co.uk/news/japanese-delegation>

## 2016年度海外調査のインタビュー記録（抜粋）

### DCLG（コミュニティ・地方自治省）インタビュー記録（Skype 利用）

○日時：2016年9月7日（水） 9:45～10:15

○場所：Japan Local Government Centre (CLAIR, London)

○先方出席者：Murryam Anwar 氏

○当方出席者：服部先生、有田先生、狛（事務局）、キルヒナー氏（通訳）

#### 1. Murryam Anwar 氏による説明（英語インタビュー終了後にキルヒナー氏が解説）

- Treasury（財務省）と DCLG（コミュニティ・地方自治省）によって5年前から LEP 政策が始まっている。
- LEP 政策の目的は、経済界と地方自治体のリーダー（Civic Leaders）、地方自治体の市長や議員などが一緒になって、自分のところで investment（投資）の優先順位をどう決めるかである。地域の決定事項にビジネスのボイスを高めることが目標であった。LEP は大きな構造ではなく、ネットワークみたいな柔軟性を持っているもので、1つの構造、administration にはなっていない。
- 現在 39 の LEP があり全部オペレートしている。それぞれが民間セクターの委員会を持ってやっている。全て戦略的経済計画（SEP）を持っていて、全ての LEP には2つの Growth Deals がすでに成立している。そして、全ての LEP にわたって EZ があり、他の省庁もそれに関係している。
- 現在、2020年から21年までの LEP の運営資金の流れが決定している。各 LEP の運営を支援するために50万ポンドが年間必要で、それには Match Fund が25万ポンド追加される。次の議会任期にもまた次の財源について話し合いが行われるが、今のところ財務省もこのファンディングに賛成というかコミットしている。
- DCLG の関心は、住宅や権力移譲、Devolution（分権）であるが、ベースは skills（資格）とか産業戦略とかである。財務省は、直接の役割がなくても非常に関心が高い。他の省庁も LEP に関係している。例えば交通に関係する事業があれば運輸省（Department for Transport）が関係してきて、教育省（Department for Education）も特に Enterprise Advisers Programme があって関係してくる。また、文化・メディア・スポーツ省（Department for Culture, Media and Sport）や環境・食料・農村地域省（Department for Environment, Food and Rural Affairs）も LEP に関係することがある。
- LEP ネットワークという組織があって、頻繁に情報交換を行っている。今年10月にはこの LEP ネットワークが大きなディナーを開催して、新大臣や関係する人全部集めて情報交換するようである。
- 組織の人数について、彼女のチームである Cities and Local Growth Unit では160人が働いている。その配分は、ロンドンで勤務する中心的なことを見ているチームがあって、そ

れとは別に Devolution、再開発などを見ている6つの地方チームがある。地方チームは、それぞれの地方の LEP を直接見ている。

- この地方チームはレポーティングもする。LEP についての定期的な評価を行って、数値、指標などを集めて報告している。それは3ヶ月ごとにやっている。
- 評価については、第1回の Deal について National Audit Office (NAO) のレポートがあった。そこで重要と指摘されたことは、どのように事業を実現するか最初の提案から考えるべきだということである。そして、常に進捗状況をモニタリングすることが大事である。
- 内容の審査については、モニタリングが大事であり、それぞれの中央省庁がそれを行っている。昔は Local government 独特のものがあつたが、廃止となって今は NAO だけである。
- 中央政府の立場からこの LEP は素晴らしいとか、こっちは駄目だとか言えない。それぞれの LEP は性質が違うので、何に注目しているかはさまざまである。何か問題があるときには、そのリーダーたちと話し合っ改善する働きかけをしている。
- LEP の実例については、Enterprise M3 という LEP の例が出た。イノベーションセンターが非常に良い例のようである。これも他の LEP と協力して成功させている。Greater Birmingham & Solihull という LEP も、企業関係で非常に投資がうまくいっている。
- 今回訪問する West of England の1つの注目は、地方の独立性を、いわゆる Devolution Deal をどのように実施するかということである。West of England LEP では、特に50億ポンドの投資資金を使っている。
- EU の Fund や BREXIT の関係については、やはり影響する。今、EU の財源がかなり入ってきている。中央政府内でも BREXIT をどうするか新しいデパート（省庁）ができたので、そちらとも話し合っている。全ての LEP と話し合っ、もっと革新的な財源獲得を働きかける必要がある。それはまだ議論中である。
- LEP の評価は基本的に毎年行っている。現地にいる6つのチームの役目も大きい。3ヶ月おきに Performance Report を出しており、毎年必ずリーダーにヒアリングを行っている。

以上

## West of England LEP 事務局およびブリストル市担当者インタビュー記録

○日時：2016年9月7日(水) 15:00~17:30

○場所：West of England LEP 事務局 (Bristol)

○先方出席者：James Durie 氏 (Board Member), Antony Corfield 氏 (Programme Manager), Andrew Youl 氏 (Project Manager), Chris Hackett 氏 (Economic Strategy Manager, Bristol City Council), Joe McGeehan 氏 (ブリストル大学名誉教授、旧 LEP ボードメンバー)

○当方出席者：服部先生、有田先生、狛(事務局)、キルヒナー氏(通訳)

### 1. LEP の運営関係について

#### (1) LEP と Growth Deal の関係

- Growth Deal は、中央政府の資金が LEP へ流れるものである。それは投資のいくつかの分野で利用されている。交通インフラや洪水防止などのほか、教育・研修の分野では校舎の増築や維持にも投資可能である。
- 中央政府から LEP に流れる資金の利用については、LEP ごとにコントロールの度合いが違っている。中央政府が LEP に任せているところもあるが、それを決めるものとして Assurance framework がある。これによって事業を評価して、これを基準にそれぞれの事業が決定される。
- 提案された事業を中央政府が評価し認可する。その認可が下りると、その事業をかなり自由に実施することができる。
- LEP の 1 つの役目として、市民にどのように財源が使われているか広報しなければならない。この役目は大体 Website を通じて行われ、我々が使っている資金をそこで説明している。
- Growth 事業のリストを Website に載せているが、一番上に載っているのは West of England 大学のロボティック研究室の事業である。4 番目には教育研修が行われる College の拡大の事業が掲載されている。それに続いていくつかの交通関連、インフラの事業が載っている。このメトロ・ウエストという鉄道のスキームは、LEP がカバーしている 4 つの地方自治体を結び付ける案である。

#### (2) LEP と中央政府

- 地方自治体の立場からいうと、中央政府は経済成長を成立させることはできない。中央政府の役目は、企業が成長できる環境を提供するということである。何が重要かというところ、とにかく交通の便を高めること、就職で要求されるスキルなど教育を行うこと、そしてアントレプレナーを支援することである。特に設立間もない時期は利益が上がらないので、早い段階の支援が重要である。
- ロンドンとは別として、我々はシティリージョンとして非常に成功している。他の同じ規模の都市とは違って、100 万人の人口をカバーする地域としてすでに協力関係ができていたが、LEP を通じて新たに協調することができた。
- 中央政府からの監視は、事業が許可された以上は資金がちゃんと流れていることは見るにしても、結構ライトタッチな監査の方式をとっている。実際の事業の管理については我々に任されている。

#### (3) West of England LEP について

- West of England LEP は 2010 年に設立されたが、LEP の中

でかなり早い段階で設立された。これは法律に基づいた法人ではなく、あくまでパートナーシップという構造になっている。LEP の設立当時には、中央政府からはボードメンバーの基準など指示はなく、かなり自由な状況であった。

- その時に、私の組織ビジネス・ウエストが他の 3 つの主な経済界を代表する組織、中小企業連盟やイギリスの経団連である産業連盟などと一緒にどのようにボードメンバーを出すか相談した。
- どんな人にボードメンバーになってほしいか条件を考えた。いくつかの条件があったが、1 つは地域について詳細な知識を持っていること、そしてある産業分野に詳しいこと、あとは経済界で重要な企業とか役職であること、それぞれが代表できる人を選んだ。
- ある程度バランスのとれたボードメンバーを構成するという目標があった。地方自治体の代表者の他にビジネス界も入り、この地域にある 4 つの大学の代表者もボードに入ってもらった。政府はほとんど条件を出さなかったが、ボードのトップはビジネス界から選ぶ必要があった。
- 私は最初の 2 年間は、LEP のボードがきちんと機能するように業務時間の半分くらいを使った。特に重要なのは、いくつかのセクターの代表者が参加できるように、それぞれの分野別のグループに代表者を出すよう依頼した。4 つの分野に分け、いくつかの横断する 이슈を策定した。1 つは人々にどのようにスキルをつけさせるか (People & Skills Board)、そして交通の便をどうつけるか、地理的にどういう所に企業が出来るか (Infrastructure & Place Group)、そしてイギリスでは中小企業の数が多くて 90% を占めているのでそれも重要な分野となっており (SME Business Support Group)、広報活動を行うことを重視した (Inward Investment & Promotions Board)。

#### (4) 地方自治体と LEP の協働

- 地方自治体としてなぜ LEP に入って一緒に協働したいかということであるが、政府や地方自治体は経済成長を促すことは苦手である。LEP を通じて地方自治体が企業と密接な関係をとることができるので、非常に良い条件になる。もう 1 つブリストル市にとって重要なのは、ブリストル市は完全な経済圏にはなっていない。もっと広域を見て活動するような考えが大事である。そのためにも交通網をどう設けて、地域全体の経済が発展できるかが大きな課題となっている。
- 市として自治体として何が出来るか、何が役目となっているかは主に 3 つある。まず 1 つは、例えば都市計画や交通に関して法律上の権限や義務があるため、LEP がその分野で

活動する場合は地方自治体の許可、地方自治体と一緒に活動しなければならない。例えばどこに建物を建てるかについては自治体の許可が必要である。

- 2つ目は、地方自治体は大体住民とよい関係があり、住民の希望やどのように地域経済を発展させたいか、何が必要かを大体把握している。これについても LEP に貢献できる。
- 3つ目は、やはり民主主義的な説明責任である。地方自治体は公選されている議員が担当しているので、民主的な決定をとることができる。公共財源を使うに当たっては、民主主義的な説明責任がないと財源を受け取ることができないので、地方自治体の役目が非常に重要である。

#### (5) LEP の成果とボード議事録の公開・非公開

- ビジネスは早く決定することができるが、説明責任が発揮できない。一方、民主主義的な地方自治体の手続きは、時間がかかるし能率的なやり方ではないが、透明性がある説明責任を果たすことができる。
- LEP の特徴でもあるが、中央政府が何を指したかという、この地域で活動するアクターが全てお互いに話し合いを持ち、どうしていくかを話し合うことである。
- LEP の成果は、決定する速度が速くなっているということである。定期的にボードがあって、大体 3 ヶ月おきに次の投資決定がされている。優先順位を決定することで、次に来る決定を早めることができた。優先順位が決まったうえで公共セクターも民間セクターも正しい投資ができる自信がついたわけである。
- LEP ボードの議論は全て記録されていない。重要なポイントは議事録に書いてあっても、議論はもっと活発で長くなることもある。そこで決定されていることは、全て地方自治体のトップの人たちから成る Strategic Leaders ボードへ流れていくので、最終的な決定はそこで行われて公開される。だけどビジネスの方は、企業が自分のやり方でフランクに活発に議論できる場を設けている。

#### (6) LEP の審査プロセス

- 事業の内容としては、いわゆる革新的な事業で大学から出てくるものか、地方自治体から出てくる交通インフラに関するものが多い。これらについては 1 人の推進者が必要である。その推進者がどのような成果を目指しているか説明して、その事業案を LEP の One Front Door process に持っていくわけである。
- 財源の規模に応じて仕組みや長さがいろいろで、10 万ポンドから何百万ポンド規模のものまであるので、概略的事业案は長くと 50 ページくらいものが提出される。まずはその概略事業案を LEP 内で審査して、そして外部の審査にも出す。例えば法律上の手続きが全部含まれているか、必要な許可は申請済かなど全部見てコメントを書いて、それを発案者に戻す。そして発案者が再度全部見て、全体の事業案を提出することになる。フルの事業案が上がってきたら、もう一回同じような手続きをとって、LEP 内部の審査と外部

の審査を受けて、それが終わった段階でボードへ提出される。

- LEP に提出された後の手続きはそれほど大変なものではないように映るが、LEP に提出される前にすでに何か月も何年も事業の形成がされており、大学にしても地方自治体にしてもその事業を深く考えているという背景がある。

#### (7) 将来の LEP の役目

- 将来の LEP の役目については、事業をここで提案したいと思っている。何か興すような役目を LEP が果たしたいと考えている。過去は誰でも事業案を出すことができたが、最近中央政府がもっと慎重になって、成功の可能性の高い中心的な事業に投資する体制を取り始めている。
- こちらの地域では民間ベースでの採用が高く、70%が民間採用である。これはイギリスの他地域とは多少違う。LEP の目標は民間投資を促すことであり、将来的にこれが経済発展のキーとなる。

## 2. 質疑応答

Q1 : 先ほどスライドで One Front Door というキーワードがあったが、それが LEP の役割を象徴していると思う。それをもう少し分かりやすく説明してほしい。

A1 : この One Front Door という手続きが大事である。これは、提案される全ての事業案に対して、同じ手続きで同じ人が事業案を見ることである。これによっていろいろなコネクションを見つけることもできるし、重複を避けることができる。LEP には中央政府のいろいろなところから財源が入ってきて、財源元によって規制も違ってくる可能性がある。事業のプロモーターが事業の内容だけに集中できるように、事業と財源のマッチングはここでやっている。もう 1 つオープンドアのやり方は、ボードメンバーにも財源を探している人たちは直接アプローチするので、その人たちにも全部 LEP に移動してもらって、全て同じプロセスをとることによって平等を確保するということである。

Q2 : LEP では個々のプロジェクトを評価して、プライオリティを決めて財源を決めるが、事業の内容は多岐にわたっており、どうやって評価するのか。

A2 : まずその事業が提出される条件は、必ず SEP に従わないといけない。それと結び付くことができないと事業として成り立たない。ここに提出される事業は全て資本ベースの事業で、必ずキャピタルと関係がある。いくつかの条件があってそれを通らなければならない。費用対効果はどれくらいか、どれくらい職場を創出するか、実施の可能性がどれくらい高いか、SEP の戦略に合うか、法律上の条件をクリアしているかあるいはクリアする見込みがあるか、ということである。

Q3 : ボードを分けていることは、アドバンテージであると評価するか。

A3 : Strategic Leaders ボードが民主主義的な説明責任を負っ

ている。透明性のある決定を行っているが、LEP ボードの方にはビジネスの方式で非常に細かい話やぎくしゃくとしたものもある。それが両方できるような構造をとっている。産業界には正式な権力がない。公共財源を執行するうえでは、民主主義的な執行権のある組織でないダメであり、ビジネス側が貢献できることをフルに発揮して、そして最終的な決定は法律上で権限のある組織がとるべきだと思う。地方自治体のリーダーはLEP ボードのメンバーでもある。Strategic Leaders ボードには議員も参加させて市民にも公開して決定することになる。大体LEP ボードの決定とStrategic Leaders ボードの決定はほとんど同一である。

投資に対する決定は、まずはInvestment ボードに行って、それからLEP ボードに行って、最終的にStrategic Leaders ボードに行くことになる。

Q4 : スタッフの人数とカウンシルからの出向者はどれくらいか。また、LEP 事務局の構成はどうなっているか。

A4 : LEP は基本的には組織ではない。パートナーシップなので雇用関係は一切ない。このLEPの業務を行っている人は、全て地方自治体の出向者である。

この建物はブリストル市が所有している。LEP 事務所には4つのチームがある。1つ目はスキル・能力のチームで、2つ目は場所やインフラを担当するチーム、3つ目は私が所属している財源チームである。そして、ブリストル市およびバース市をカバーする都市機関と全体的なサービスを提供して、取締役の秘書を務めるコアチームがある。

ビジネス界から見たら全然違う。ビジネスの人たちがここに参加するのはボランティアみたいな感覚である。ボードの会長も給料はもらっていない。私が見ている限りではこの何年かで約600人がビジネス界から自発的に参加している。このアプローチは前のRDA(地域開発公社)とは大きく違っている。RDAはきちんとした組織であってかなりのスタッフもいたが、個人的にはこのように自発的に参加するというのはエネルギーで効果があるやり方だと思っている。

LEP 事務所の人数は25~30人くらいである。そして、地方自治体の中にもLEPの業務を行っている職員は非常に多くいる。地方自治体もLEPは我々の仕事だと認識しているので、地方自治体の内部で業務を行っている人は少ない。

Q5 : LEP 事務局には4つのチームであるとのことだが、図には12のセクターグループがある。12セクターグループはカウンシルが担当しているのか。

A5 : LEPの4つのチームは、12のセクターグループに出席することが可能である。4つのチームを分野ごとに分解しているわけではない。全てをカバーしている。

12のセクターグループは、企業の人たちが参加して自発的に構成される。ここにLEPの人を派遣するのは、大体1つのミーティングに1人である。LEPの人がたくさん出て

くると公共セクター寄りになる。これは基本的にビジネス界が我々にアドバイスするものである。セクターグループのミーティングはビジネス界の人が中心で、大学も入っている。もし地方自治体に特定の関係があるならば、自治体の人も参加する。

Q6 : 昨年、DCLG からLEPに普通は法人格はないが、このLEPは法人格のあるCompany Limited by Guaranteeと聞いたのだが。

A6 : 最初は確かに法人格を取得するか議論したが、結局は公共団体の議員にとって難しかった。基本的にはその地方自治体しか代表できないので、法人格があると広域を代表することは難しくなる。その時も中央政府からは何もアドバイスがなく、どうすればいいか誰にも手伝ってもらえなかった。LEPはインフォーマルな法人格のないネットワークである。

Q7 : リードオーソリティはブリストルか。

A7 : 違う。バースである。法人格があってもなくても最終的な会計責任は地方自治体にある。

Q8 : LEPの事業の財源について説明してほしい。

A8 : LEPに流れてくる財源は多く、かなりのインセンティブとなる。将来的には、この地域の企業が納める税金で賄いたい。そうすると、地方自治体にとっても自分の地域における企業の税収を高めるインセンティブにもなる。

地方税は大きく変わりつつある。今まで税収は中央政府へ行ってから再交付される仕組みであった。将来的には地方税が住民税と企業税に2分化されて財源の仕組みが変わろうとしている。もう1つ、イギリスのTreasury(財務省)は、自由な財源を地方自治体に与えることを好まない。必ず条件をつけて使い道を示し、報告義務も厳しい。最近6年くらい地方分権の流れであったが、今でもやはり財源に関しては厳しい。

もう1つLEPに流れる財源のこと。今は重要な財源となっているが、以前は地方自治体に行っていなかった財源で、違う組織の例えばRDAの財源となっていた。地方自治体のもともとの義務である社会福祉や教育などの財源は、地方自治体に直接公布されるものであり、LEPに流れる財源とはまったく別物である。

Q9 : LEP 事務局の役割で、プロモーターにとってOne Front Doorの役割を果たすのはよいが、LEPがfund resourceと交渉したり、中央政府のいろいろな省庁と交渉する際にLEP事務局が直接交渉したりするのか。中央政府のリレーションシップマネージャーに任せってしまうのか。

A9 : 中央政府からもらっているGrowth fundの財源は、ひも付きではない財源となっている。それぞれの省庁がこの事業に支出しなさいというのではなくて、全体の財源となっている。それについては、BEIS(ビジネス・エネルギー・産業戦略省)のLocal Growthチームの人と直接交渉することになっている。別ルートとしてはLEPのchairも中央政府

の大臣と話すことがあるが、それは政治的なつながりである。

Q10：中央政府の Local Growth チームのカウンターパートの担当者は、個々のプロジェクトの内容は審査しないのか。

A10：しない。LEP 内部で審査や評価を行う。LEP ごとに監査の程度は違う。West of England LEP については、中央政府からはかなり自信をもって任されている。ここでは任されているが、違う LEP では事業そのものを中央政府が監査することもあり得る。

Q11：リレーションシップマネジャーに相談する中身は具体的に何か。彼がいることでどんなメリットがあるのか。

A11：大体は財源の問題である。次回の Growth fund の相談、将来の話がテーマとなっている。もう 1 つは、全体的な地方分権についての相談である。

Q12：彼は West of England LEP の味方としてあるのか、それとも中央政府の代弁者という緊張関係にあるのかどちらか。

A12：両方の関係がある。Local Growth チームは 1 人だけではない。LEP 全体の Growth Deals を大臣に提出して決定をとったのは、Strategic Leaders ボードのトップである。トップとトップのミーティングで他の人はいなかった。それで決まったものは、口を出すことができない。その場合、Local Growth チームはそれを実施する立場にある。

Q13：Joint Spatial Plan は特殊なものか。

A13：Joint Spatial Plan を作成した自治体としては早く、これを交通戦略計画と統合させたのも早い方であった。

Q14：Joint Spatial Plan は法律に即した手続きになるのか。それとも最終的には各地方自治体が承認手続きをしなければならないものか。

A14：今のところはまだ策定していない。法的な拘束力はまだ持っていない。中央政府とは、法律上のいわゆる Document になる手続きをとっている。

A15：最終的に 4 つのカウンシルで承認される必要はないか。

A15：広域的な計画になって、プラスして各地方自治体がそれぞれの Local Plan を定めることになる。

Q16：LEP の成果を一般市民に対して広報する点で、どういう工夫をしているか。

A16：基本的に LEP はロゴがあってブランド化している。事業ベースでは広報活動を行っている。プロジェクトや事業についてウェブサイトで公開している。場合によっては新聞への広報も行っているが、全体として LEP をマーケティングする取り組みはしていない。LEP が行っている広報、例えば Twitter などは企業向けである。一般住民に対する広報は地方自治体の役目である。

広報活動において LEP が何をするかとパートナーが何をするかは複雑になっている。Assurance Framework の中で、LEP の活動は透明性を保つことが条件になっている。例えばボードのミーティングの議事録が公開されウェブ上で見

ることができる。

Q17：民間のボードメンバーの選択はどうやっているのか。

A17：企業側をどう代表するかは難しい。たくさんの企業があり、ここの LEP がカバーする地域では約 4 万 4 千の中小企業がある。その中で果たして誰を代表とするのかは難しい。結局、ビジネス界からは 4 人が代表となっている。企業側がその代表を自らの声と思っているならばそれでよいと思っている。地域の決定でビジネス界の代表者を参加させることは良いことだし、ビジネス界にとっても地域に対する自信が高まれば良い結果につながると思う。

最初に連立政権が LEP を設立して、最初の段階では LEP という組織に法律上の計画業務を科すつもりであった。しかし、そこからは早く撤退した。ビジネス界に透明性を強要して説明責任を科すのは難しいため、法律上の計画に関する責任は LEP には科せないことが明らかになった。前の RDA のボードには中央政府から任命された人もいて、説明責任は明らかで中央政府とダイレクトにつながっていたが、LEP には一切つながりがない。しかし、RDA の欠点は中央政府には説明責任があったが、地域すなわち地方自治体とのつながりが非常に弱かったのである。

Q18：事務局全員が地方公共団体からの出向とのことだが、民間の例えばアーバンプランニングのスペシャリストとかはまったく関わっていないのか。外部委託とかパートナーシップみたいな関係で専門家の協力を得ているのか、もしくは事務局の中に民間の専門家を入れるという話はなかったのか。

A18：基本的には LEP のチームの中に必要とされる専門技術はある。例えば都市計画の業務を行う人たちもその資格を持っている。ここに 100% 出向してなくても、地方自治体それぞれにプランニングチームの人たちもいるから、それなりの専門知識にアクセスできる。計画業務は全てインハウスで行われている。ただし、事業案に対することは外部の専門家を使っている。事業案の評価の際には、ビジネスケースに関する専門知識を有する人に頼っている。

地方自治体に勤めている計画専門家は、常に業務上で産業界の計画課とか独立の計画事務所の人と話している。ただ、計画を策定するうえで、例えば住宅市場アセスメントにおいては民間の企業に委託する人が多い。それは独立性を保つことが重要だからである。

Q19：皆さんのバックグラウンドであるが、もともと地方自治体の所属で、今までずっとパブリックセクターにいたのか、あるいはプライベートセクターの経験もあって LEP の仕事に関わっているのか。

A19：私はもともと民間企業に就職していた。販売業界だったが、人事部の経験が長く、その後は人材開発や研修の仕事をしていて、そして、地方自治体に移って 20 年間経験を積んでいる。こちらでは、経済開発や経済促進の分野で活動している。



私は地方自治体の経験が長くて、経済開発や住宅政策の分野が長い。最初は皮の製造業のアルバイトであった。

私は大学を卒業してから 15 年間地方自治体に勤めている。どちらかというと LEP で働いている人は公共セクターの人が多く、中には民間企業の経験者もいる。LEP が設立してから事務所長は 5 人目となっているが、今の人は民間

企業の経験もある。その前の人は全くの公共畑の人であった。さらにその前の人は民間畑の人で入れ替わりになっている。

以上

## West of England 大学 Boddy 教授インタビュー記録

○日時：2016 年 9 月 8 日(木) 9:30~11:00

○場所：University of the West of England (UWE)

○先方出席者：Martin Boddy 氏 (UWE 教授)

○当方出席者：服部先生、有田先生、狛(事務局)、キルヒナー氏(通訳)

### 1. Martin Boddy 教授による説明

- West of England LEP は全国の LEP の中でもよい方と評価できる。成功している LEP と中央政府も認識しており、よい SEP が作成されており、実施される見通しである。
- LEP は、ビジネスが指導的役目となる仕組みである。この LEP にもビジネスのリーダーシップはあるが、特徴としては 4 つの地方自治体のリーダーが指導的立場をとっている。その背景には、LEP 事務所の職員が全て地方自治体からの出向となっていることが大きく影響している。
- 4 つの地方自治体が共同で Joint Spatial Plan(共同広域空間計画)を作成しているが、それはイギリスにとって先進的な事例である。それは私から見ると非常によい事例である。
- 4 つの地方自治体の空間計画と LEP の SEP がリンクしている分野は、住宅政策、就職と経済発展、交通の 3 つである。以上を説明して、質問に答えたい。

### 2. Martin Boddy 教授との質疑応答

Q1：Boddy 教授は SEP にコメンテーターとして関与したのか。

A1：私はこの計画を準備したグループの一員であった。私が特に関与した部分は、Smart Specialization とイノベーションに関することである。どんな経済部門に重要性を置かかということ、これが Smart Specialization である。

Q2：SEP に基づいて個別のプロジェクトが実現していくが、個別のプロジェクトの実現にあたって、教授やアカデミックセクターが LEP とどう関わっていくのか。

A2：この計画書は中央政府に提出するが、事業のための財源を確保する意味合いが強い。この計画の重要な目的は、プロジェクトベースで中央政府から財源を確保することである。これを作成するに当たっては、地方自治体、経済界や大学が自分の利益や地域全体の利益を高めるために協力している。その協力関係もよい関係であった。SEP は事業の優先順位を決めて何が必要かを突き止めることが目的であり、空間計画とは別物である。地域全体に対する知名度を高めたり、情報提供したりといった目的もあったが、一番重要

なポイントは財源確保である。

一覧表のプロジェクトを見ると、ブリストル市内のロボティック実験所がある。その担当者は私になっている。私がプロジェクトマネジャーで、18ヶ月前に LEP からその財源 450 万ポンドを受け取って、ここから 500m のところに完成した建物がある。これはすでにできているプロジェクトである。ロボティック実験所は、この大学とブリストル大学との共同事業になっている。このプロジェクトには、開発や起業ができるような環境づくり、インキュベーターも入っている。それは企業と大学関係者が密接な関係をとることが前提となっている。日本のサイエンスパークのような感覚である。最初にできた企業は 2 つのロボティックをテーマとする企業で、UWE の卒業生が起業して設立したものである。

Q3：教授のプロジェクトが実際オーソライズされるまでに審査のプロセスがあると思うが、その審査プロセスの中で何かチャレンジングなことがあれば教えてほしい。

A3：LEP のウェブサイトにも事業を申請するためのプロセスが詳しく書いてある。最初のアイデア提出から全ての完成された計画書、ビジネスケースまで 18ヶ月かかった。私の立場からは申請のプロセスはそれほど複雑ではなかった。我々大学側は財源を確保するための手続きに慣れており、それと比べればそれほど複雑とは感じなかった。

この事業にもさまざまな財源があった。LEP からの財源に続き、中央政府からの別の財源も加わった。それは大学エンタープライズゾーン(大学 EZ) というプログラムからの財源である。もう 1 つ大学独自の財源もある。ビジネスケースを作成するうえで、財源を明らかにすることが求められている。

Q4：SEP は事業をベースとした経済計画で、それに共同広域空間計画がどのようにリンクされているか。SEP では新しく創出される雇用数を全体で決めていて、プロジェクトごとにも目標数がある。一方、エンタープライズゾーン(EZ)は特定の空間が指定されていて、その中で目標とする雇用数がある。

ある。SEP の事業は全て EZ で起きるわけではないので、その対応関係が分かりにくい。

A4 : この地図は West of England LEP がカバーしている空域である。目標は9万5千の雇用・職場(JOB)創出である。これを実現するにあたって、この空域の中で1つのEZと5つのエンタープライズエリアを設定した。これらのエリアは重点的にJOB創出を行うが、そこが全てとは考えられていない。

Q5 : このリストには、EZで行われるものと大学EZで行われるものとそれ以外の全部が含まれているか。

A5 : EZだけではなくて全てのプロジェクトが入っている。このリストは計画案であり、提案されているプロジェクトであって、全て実施の段階にきているとは言えない。進行中や完成済、これから実施されるものなど全て入っている。

Q6 : 具体的に Joint Spatial Plan には何が記載されていて、それをどう考えるか。

A6 : 日本にも戦略的計画のうえに地元のそれぞれの土地利用計画があると思うが、これは法律の執行義務に基づく計画となっている。この空間計画を実行するのが4つの地方自治体、District Council である。この4つの地方自治体が共同して Joint Spatial Plan を作成している。この空間計画の中で一番重要な分野が、住宅、経済開発、交通関係と環境である。

少し前にはイングランド地方には、戦略的計画と地域計画の両方が存在していた。2011年に当時の政権が戦略計画を廃止した。12年前は、4つの基礎自治体、District Council が担当した地域計画に全ての広域、いわゆる West of England 地方に対する戦略的計画が存在していた。

中央政府がトップダウンの改革を行い、2つの改革のうち最初に West of England という地域が廃止されてその戦略計画がなくなった。その代わりにもっと大きいイングランド西部で戦略計画をすることになった。それが広域にわたるリージョナル空間戦略であった。次のステップとして、この広域的空間戦略も廃止された。今の法律上の計画義務は、中央政府と基礎自治体レベルの地域計画の2つしかない。

大きな課題は、4つの基礎自治体における計画間の調整である。広域的戦略計画を行う機関がなくなっている現状で、どうするかである。実際の経済区域であるシティリージョンにおいては、どのように広域の交通戦略や住宅開発などを決めるかが大きな課題となっている。

私の学者としての意見は、広域をカバーする戦略的な空間計画が必要ということである。それは、Local Plan を補ってやるうえで必要である。今はそれが欠けている。広域と自治体レベルの計画には、大きなギャップがある。

要するに、ノース・サマセット(North Somerset)の人たちは自分の自治体のことだけを考えており、サウス・グロスターシア(South Gloucestershire)の人たちも自分たち

のことだけを考えているけれど、広い地域のことは誰が考えるかということである。例えばブリストル市は今成長中であり、住宅を作る必要がある。しかし、周辺の自治体は農村部が多くて緑豊かな地域である。つまり、住宅開発することに反対の人が多い。戦略的な立場から9万5千のJOB創出に対して住宅が必要で、就職できるためのスキルをどう身に付けさせるか、交通すなわちどう通勤させるかは大きな課題である。戦略的な立場からは郊外の開発が必要であると主張するが、地元の人たちは新しい住宅は不要というスタンスをとる。これが Joint Spatial Plan をどう考えているかについての回答である。

現在、4つの自治体が共同で作っている計画がある。これが Joint Spatial Plan であって、同時に Joint Transport Study(共同交通可能性調査)であり、すでに公開されている。ここではイギリスにおいて数少ない共同の計画を作っているが、マンチェスターなど北部にももう少し規模の大きい例がある。また、ケンブリッジ市とその周辺でも共同空間戦略が行われている。これは先進的な取り組みであって、私はよいことだと思っている。

Q7 : Joint Spatial Plan で個別の課題としてグリーンベルトがある。グリーンベルトの維持に関する課題は何があるか。

A7 : グリーンベルトは都市の外部、中間地域である。現在の計画手続きでは、グリーンベルト指定を変更する可能性があるが、これは大変なことである。住宅開発の企業などは、グリーンベルトは町に近くで開発を制限していると主張している。しかし、農村部の人たちは、グリーンベルトを非常に重要だと感じて固い壁のように思っている。グリーンベルトは非常に議論の多い課題となっている。

南部の基礎自治体は成長に反対しているが、北東部は立場をあいまいにしている。地方自治体の立場からは経済成長は住宅開発も進み、建設も増えることから重要だが、政治家の立場としては有権者がそれを好まないため恐れている。

広域の空間計画は原則としては良いものだが、主に3つの部分で批判することもできる。鍵となる質問は、広域空間計画は成長を可能とするものか、成長を制限するものかということである。これには非常にさまざまな議論があり、政治もそこに入ってくる。しかし、技術的なことも入ってきて、住宅開発の数をどう計算するか、開発方法をどう選択するかといった技術分野の課題もある。

私の専門家としての見方は、広域空間計画は成長を抑える恐れがあると思っている。成長を支援するよりは制限することになると思う。広域空間計画の中で住宅開発を8万5千戸と計画しているが、私はそれを少なすぎると判断している。執行できる期間を見ると、おそらく13万戸必要ではないかと思っている。経済計画の期間は Joint Spatial Plan の期間と完全には一致していない。

Q8 : 今の目標値が少なすぎるので、どこかで開発すべきか。

A8 : それは 2 つの質問で、住宅の数についての質問とどこに作るべきかという質問である。どこに作るかは、政治上で大変敏感な問題となっている。しかし、原則としては都市部を拡大させることである。原則として住宅開発は密度を高めること、高品質なものとする、交通を重視して公共交通がすでに整備されているあるいは予定されている地域で推進すべきである。そういった原則を守りながら、どこに開発可能な地域を設定するかが明らかになる。これを推進するためには、グリーンベルト政策をある程度見直す必要がある。学者として、大学の立場としてそうすべきだと主張することはできるが、地方自治体のリーダーたちは反対する。だから、どこで何を発表するかは慎重にしなければならない。

Q9 : 鉄道とインフラ整備はある程度合意がなされているか。

A9 : 現在すでにいくつかの交通事業が実施中である。しかし、どちらかという前計画段階によるもので、前に定められた計画の実現物である。要するに依然存在した大規模の交通計画の残り物である。そういう意味では、以前廃止された Regional Spatial Strategy のレガシーである。しかし、戦略的交通計画が存在していたので、広域空間計画というよりは交通計画からの残り物である。そして、共同空間計画と同時に共同交通計画 (Joint Local Transport Plans) も作成中で、これもウェブサイトで見ることができる。

Q10 : 例えばマンチェスターのように Combined Authority という仕組みになっているところもある。この地域は Combined Authority を目指す可能性はないのか、あるいは LEP という今の仕組みの方がメリットがあるのか。

A10 : 中央政府は Combined Authority も含めているいろいろな地方自治体と対話を持っている。イングランド地方では地方分権の進捗状況はさまざまである。この地域では、なかなか難しいという立場の人が多く、この地域では 3 つの地方自治体が将来的に Combined Authority になることを考えていて、それによって権力を得て地方分権を進めようと考えている。要するに議会で議決がとられている。しかし、具体的にどう実施されるかについては明らかになっていない。ノースサマセットの地方自治体はこれに反対して、参加しないことを決めた。

Q11 : 参加しないことは決定事項なのか。理由は何か。

A11 : 決定事項である。理由は主に 2 つある。第 1 に、広域にわたって 1 人の公選市長に権力を移譲することに慎重になっている。第 2 に、もう 1 つの政府の層を欲しがっていないということである。あと公的に発表はしていないが、その地方自治体は経済成長を望んでいない。だから

Combined Authority になって経済成長政策をとることに反対している。

Q12 : Joint Spatial Plan はマンチェスターでもケンブリッジでも発生しているとの話だが、それぞれの地域で自発的に起こっているのか、それとも中央政府から何らかのレコメンデーションがあったのか。

A12 : マンチェスターの場合は、多数の地方自治体が Joint Spatial Plan に参加しているが、その目的は自分の地域にもっと財源を取得するため、地方分権のためには中央政府に対して共同で統一した権力のある立場にないとダメだということである。しかし、最初に重要であったのは、財源獲得と地方分権に基づく権限であった。空間計画そのものはあまり重要視されていなかった。Joint Spatial Plan は後に作られたが、全体のシティリージョンに対して意味のあることだと理解が進んだ。というのは、基礎自治体がボトムアップ方式で広域計画を作るようになったためである。特に交通計画にとっては意味があり、やはり鉄道や道路などは広域で計画しなければならない。それに基づいて、土地利用も広域的に計画しなければならない。

Q13 : 2011 年以降、中央政府は地方分権を進めているが、我々から見るとイギリスは中央政府のコントロールがまだ強いと感じる。このローカリズムの一連の政策展開について、現段階でどのように評価しているか。

A13 : 私はあまり進展していないと判断している。ヨーロッパの中では、イングランドの地方自治体は最も中央から抑えられている状況である。ローカリズム政策は populism 政策であって、言葉だけの政策と理解することもできる。

要するに小さな地方自治体は、我々はローカリズムでこれから何でもできると思い込んでしまったのである。その結果、多くの地方自治体は新しい住宅開発は望ましくないというスタンスをとった。しかし、この地方でもある程度の住宅開発はしなければならない。ローカリズム政策はいろいろな人の期待を高めたが、特に南イングランドにおいては、住宅開発に対する反対を高めただけであった。よって、こちらの 4 つの地方自治体が 8 万 5 千戸という低い目標しか立てていないが、専門家は 10 万戸を超える住宅が必要だと主張するようになっている。最終的にそれは対立となって、それぞれの利害関係者がそれぞれの専門家を自分の側に引き入れて対立することとなる。こうした反対の主張が、裁判手続きにも相当するような計画審査に影響を与える。それを決定するのは中央政府の planning inspector である。

以上

## クレア・ロンドン事務所の現地調査員インタビュー記録

○日時：2016年9月9日(金) 10:00~11:30

○場所：Japan Local Government Centre (CLAIR, London)

○先方出席者：Andrew Stevens (アンドリュー・スティーブンス) 主任調査員、Victor Chuah (ビクター・チュア) 調査助手

○当方出席者：服部先生、有田先生、狛(事務局)、キルヒナー氏(通訳)

### 1. Andrew Stevens 氏による事前質問リストに対する回答

#### (1) 英国内で中央政府の他どのような組織が評価、調査研究を行っているか。

・下院が最近発表したレポートを挙げたい。かなり分厚いレポートだが、私の助言もその中に入っている。最初 LEP という政策が実施された段階では非常に関心が高く、大きな話題となっていた。しかし、最近はある程度時間もたつてそれほど話題に出ていない。

・国立監査事務所(National Audit Office : NAO)がそれについてレポートを出した。最初 LEP 政策が導入されたときは、シンクタンクもそれについてレポートを出した。主な先は、The Smith Institute(スミス研究所)と Centre for Policy Studies (政策研究センター)である。大学ではニューカッスル大学が LEP について調査・研究をしている。

#### (2) 議会ではどのような議論が行われているか、どのような評価がなされているか。

・議会では2つの特別委員会が設置されて、その結果2つのレポートが出された。これは基本的に委員会のレベルで議論されていて、下院の全体集会では議論されていない。

#### (3) Combined Authority のような仕組みと比較して LEP の利点や限界はどこにあるか。

・Combined Authority との比較であるが、確かにある人たちは LEP は Combined Authority に発展できる卵のようなものではないかと言っている。私は少し大きな見方だと思う。政府の立場からすると、LEP は直接 Combined Authority と比較できない。Combined Authority が LEP に参加しているケースもある。いくつかの地方自治体が統合してできた Combined Authority は、もともとあった地方自治体の境界線を基にしている。LEP は中央政府の政策であって、ある程度は中央政府の指示によってできたものである。

#### (4) かつての Regional Development Agency のときと比較してどのように評価されているか。

・地域開発公社(RDA)は廃止された。当時の政府は、RDA は非常に行政的な手続き的なものになってしまっていて、それよりはもっと柔軟で早く決定ができる組織が望ましいと考えて、そういった性質のものが LEP になった。

#### (5) かつての EZ 関連政策と、現在の EZ+LEP の政策はどのように評価されているか。

・サッチャー政権時代の EZ 政策は、まさに中央政府の指示(当時の環境庁の指令)で設置された。今の LEP は必ず地方自治体からのインプットがあり、地方自治体との関連性が強くなっている。80年代後半、当時の環境庁長官がその政策を

推進した。当時は税制も違っており、一時的に中止されたその税は現在廃止されて存在していない。現在はもう1つ LEP の重要な政策として、インターネット接続を改善する目標を立てている。もちろんそれは80年代に存在していない。

最初の80年代のEZは産業開発が目標であって、産業地帯に存在していた。今は産業別分野で設置するのが目的であって、例えば大学構内に設置するものもある。

#### (6) 2011年以降の英国の地方自治制度の近年の改革はどのように進展、成果をあげているか。

・重要な法律はローカリズム法である。その主な趣旨は、できるだけ規制緩和をして地方自治体がいろいろな発展の邪魔をしないことが望まれていて、地方自治体と中央政府の関係を改善することが目的であった。以前の労働党政権で存在した成果管理制度(Performance Management)、それは地方自治体が中央政府に成果を報告する制度だったが、完全に廃止された。監査も以前は地方自治体だけを見る監査機関があったが廃止され、非常に軽い監査制度に変わった。また、去年の連立政権のコミュニティ・地方自治相から、都市と中央政府が直接交渉して契約を結ぶ City Deals 政策が始まった。

#### (7) EU由来のファンドはどの程度重要か、BREXITの影響は今後ありうるか。

・大きな問題となっている。今の状態は非常に不安定である。今週大きなニュースになったが、ノースイースト(North East England)の広域の地方自治体と中央政府との Devolution Deals についての交渉が終了して、契約を結ぶことができなかった。その理由はEUからの財源がなくなることによって中央政府が保証するかという問題であった。中央政府は保証するという体制をとらなかったので、ノースイーストの地方自治体は契約に署名できないということになった。

BREXITについては誰も正確な情報を持っていない。中央政府から情報がまったく発表されない。EUの財源をどう使うかはLEPの役割の1つだが、今後どうなっていくか誰にも分からない。

#### (8) LEPの仕組みを通じて中央政府からわたることになるFUNDの総額は、中央政府から通常ベースで支出しているGRANTなどの総額と比べてどの程度インパクトがあるのか。

・全地方自治体に中央政府からわたる財源は、年間890億ポンドである。それと比較してLEPへの年間支出額は20億ポンドである。これもNAOが発表したレポートの中の数字で

ある。

## 2. 質疑応答

Q1: LEP を作ってエネルギーをかけるインセンティブはどこにあるのか。

A1: LEP の目的は地方の経済成長に貢献することであって、それ以上何もない。成長事業にある程度お金を流せる枠組みであって、そういう役目がある。

Q2: 大枠のシェアは Treasury (財務省) が決めるのか。

A2: 基本的には事業ベースで決定される。財務省が毎年、LEP がうまく働くにつれて増額をするが、NAO が発表したレポートの中でも、全体的な戦略がないという批判がされている。事業ベースでアドホックな政策となってしまう。わざと法律上の法人格を有していないのも政策の一つの要請である。そうすればそれを簡単に廃止することができる。

Q3: 全体として評価を受けていて、当分この仕組みを拡大していくといった評価があるのか、それとも様子見なのか。

A3: 中央政府の評価であるが、NAO からレポートが出されれば、中央政府はそれに回答を出さなければならない仕組みになっている。それはこれから発表される。その中には、LEP は非常に柔軟性を持って決定のスピードが早い組織としてよい評価をしている。NAO の報告書が発表されたとき、担当省からすでに反応があった。短めのプレスリリースを通じて、柔軟性がある決定のスピードが早い価値のある組織と評価している。下院の特別委員会の報告書もある。これに対しても中央政府は回答を出す義務があり、すでに出されていると思う。

LEP 政策の初めのころは、ニューカッスル大学の報告書も出されていたが、最近あまり見受けられない。政権が変わって2011年に連立政権になったが、その時からLEPが発足して、当時の野党である労働党もLEP政策を引き続き続けたいと発表した。下院の報告書によれば、The Smith Institute(スミス研究所)とCentre for Policy Studies(政策研究センター)の報告書はある。

Q4: 分権に関して、契約ごとに委譲される権限の質や量が都市によって違っているが、それに対してどう考えているか。

A4: これは分野も違う。政策のスピードは、最も遅いものに制限されないという原則がある。すでに権限を受ける体制が整っていて受けたいところにはできるだけ多く委譲して、そうでないところはまた後ですればいいという考えである。1つの例としてマンチェスターがある。マンチェスターは分権が進んでいて、医療分野などについてもこれから権限が委譲される。他のところでは交通だけで満足しているところもある。

Q5: 権限委譲はお金の自由のことなのか、それとも中央政府の承認を受けない自己決定権のことなのか。

A5: 主に3つのことが入っている。まずは自由に決定できる権限。そして財政面もある。3番目には政策策定に関するこ

とである。どの分野で何をするか自由になった。最終的には、中央政府の公務員も地方自治体に委譲することになると予想されている。

Q6: 昔のEZ政策は一回全部終わって、今のEZが新しくスタートしたと判断すればよいか。

A6: 完全に新しい政策とまでは言い切れない。今の政策の中心となっているのは、分野別や説明責任についてであり、そこでは違いはある。しかし、2011年にEZを設置すると発表されたときには、やはり80年代のEZ政策への思いもあったわけである。面白いことに80年代のEZは、大体90年代には終わっていた。当時のEZについていろいろな調査研究があるが、大体の結果は政策として効率が良くないというものであった。EZで職場を作るということはコストが高く、費用対効果がよくないという評価であった。しかし、当時の政策への思いとかノスタルジーがかなり働いたのではないかと思う。

Q7: 代表的なLEPの成功事例や失敗事例、よく知られている事例とかはあるか。

A7: LEPの活動は非常に多様で、それぞれ違っている。説明責任をどう果たしているか、それは本当に不透明で、何をやっているかよく分からないLEPや非常にオープンなLEPもある。成功例もさまざま、私の見方としてはマンチェスター(Greater Manchester LEP)が成功していると判断している。特に成功しているのが、都市空港の開発とつながって海外からの投資獲得に成功したことである。今回のNAOのレポートにも書いてあるが、大きなスキャンダルとか政策として悪いという事例はない。ただし、地方部より都市部の方が成功しやすいという傾向が見える。

West of England LEPは、なかなかうまくいっていると思う。West of Englandの地方自治体はもともと仲が悪く、政治的な問題があって今まで会話をもっていなかった。その人たちが協力することになったのだから、それは1つの成功とみなすべきである。

Q8: LEPの仕組みで、ビジネスボイスを入れるとかプライベートセクターからの代表者を意思決定に参加させるということを中央政府は強調している。その仕組みによって効果が上がったという評価は出ているのか。

A8: NAOのレポートにも書いてあるように、民間企業がLEPに参加しているレベルは多様である。ボードの45%の席を持っているところから、70%の席を持っているところまでさまざまである。ただし、前のRDAにも企業の声が入っていた。結局は廃止されたが、最後の段階で廃止を避けるために、RDA全体を企業側でリードする提案がされている。

民間企業からの声は、特別に必要ではないという人たちもいる。彼らはLEPのような取り組みは別に必要ない、ビジネスが自由にできればよいと主張している。民間企業はすでに商工会議所や英国産業連盟、中小企業連盟などあつて意見を言えるから、LEPはビジネス界からの要求では

ない。民間企業の人たちは利益追求が目的なので、ボードメンバーに自らはなりたがらないと思う。

ロンドンには London Enterprise Panel がある。これはパートナーシップという言葉を使わずに、パネルという言葉を使っている。それは、ロンドン内で実施する事業のかなり多額の財源を扱っているが、事務所には2人しか働いていない。スタッフの数が少ないのは、当時のロンドン市長がわざとそうした。今年の秋には新市長によって再出発する予定となっている。

Q9: City Deals と Growth Deals とは明確に違う仕組みなのか。

A9: 別なものと理解する必要がある。最初に City Deals が締結された年は2012年で8都市が対象であった。第2の波は2013年で20都市が対象となった。Growth Deals は LEP が対象となっている。これはまったく別物である。この契約は財源が目当てであって、権限はその対象となっていない。しかし、例えば交通の分野に対して少し自由度を高めるとか、ある程度はそれも含まれた。

City Deals は終わった政策である。契約という表現を使っているが、基本的には法律上の拘束力を持っていない。去年、新しく Cities and Local Government Devolution Act 2016 が成立して、それによってまた新しい制度が始まるようとしている。コミュニティ・地方自治相が地方自治体と交渉を行って、いわゆる Devolution Deals を成立させることができる。

City Deals の内容は包括的だが、法定のものではない。それが新しい Act で Devolution Deals を締結したら書き換えられる。1番の違いは、City Deals は1つの地方自治体、1つの都市を対象としたものだが、Devolution Deals は広域的なシティリージョンを対象としている。

Q10: そのシティリージョンの境界は誰が決めるのか。

A10: 新しい法律に基づいて議会がシティリージョンの広域を設定することになる。それを大臣がそれぞれと交渉して、それに基づいて法律となる文書を議会に提出して議決で決める。その境界は注意を払うべきではあるが、LEP の境界線と統一されていないとしても特別に問題にはならない。

Q11: Devolution Deals はいつまでに進めるというタイムスケジュールはあるか、またすでに成立した事例はあるか。

A11: すでに5つの交渉が成立して、Devolution Deals が成立している。最初は進んだが、現在は首相と DCLG の意見が異なっており不透明な状況になっている。政府の中の意見も統一されていないので、新聞記者は対立する主張を見つけることに躍起になっている。11月23日には、毎年行われる財政状況と1年間の予算に対する発表があるので、それではっきりすると思う。

Q12: 2016年の Act は、2011年以降のローカリズムの潮流と何が違うのか、新しい目的は何か。

A12: Localism Act 2011 は、地方自治体に包括的権限 (general power of competence) を与えて規制緩和をするという目的

であった。その次のいわゆる Devolution 法は、Devolution Deals そしてシティリージョンが成立するための法律となっている。Devolution 法の目的は、地方自治体の合併を容易にすることである。今までは基礎自治体が合併するにあたって正式な監査があったが、それを廃止して議会の議決によって合併可能となり、正式な境界線に対する手続き、レビューをとる必要がなくなった。今イングランド地方で進められているところが2つある。Devolution 法に基づくもう1つの変化は、2017年以降全てのシティリージョンは直接公選市長を置くことになる。この市長の権限として、その下の基礎自治体の境界線を見直す権限を持つことになる。シティリージョン単位で1人だけ公選市長を選ぶというのは義務である。

Q13: 2011年のローカリズム法後に、いくつかのコアシティが直接公選の市長にしようとしたが、住民投票で反対が多かった。それはなぜか。実際に住民に聞くと反対であることも中央政府は進めたいのか。

A13: 10の住民投票が行われ、1つだけ成功して公選市長が置かれることになった。中央政府は、選挙前に出したマニフェストを実行するのは政府の義務だと主張としている。

以前は地方部も直接公選市長を設置しようとしていたが、それは緩和されて、地方部では首相の判断で必ずしも公選市長を置かなくてよいことになった。新首相は、もともと地方出身で地方部の広域自治体の議員をした経験がある。よって、地方部の人がどのように考えているかよく理解している。前に政策を担当した当時の財務大臣は都市の人で、彼はそういうことに理解があまりなかった。

Q14: クレア・ロンドン事務所ではヨーロッパのいろいろな政策を見ていると思うが、例えばこの LEP という仕組みと同じような仕組みが他のヨーロッパ諸国にないのか。また、もし比較対照するなら、ヨーロッパの他の制度と比較した方がよいか、あるいは以前の RDA と比較した方がよいか。

A14: 基本的に LEP は法則的な仕組みであって、地方自治体、特に広域自治体がきちんとしているところでは一切必要ない。例えばデンマークの例を見ると、あそこははっきりしており LEP のようなものは不要である。

ヨーロッパ北部へ行けば、RDA のような役目を負っているのは郡レベルになる。郡レベルの地方自治体は、それなりに経済開発を進めるために民間企業とのパートナーシップのボードがある組織を持っているところが多い。私を知る限りでは、ノルウェー、フィンランド、スウェーデンなどにおいてもそういう仕組みがある。ヘルシンキ・シティリージョンがうまくいっている事例だと思う。アイルランドには RDA のような組織が今でも存在するが、権限は少なくとも話し合いをするところといった感じである。

Q15: ローカリズムの時に中央政府が望んだことは、地方分権と同時に経済成長を推し進めるということである。それほど新規開発を望まない地方自治体から、中央政府から経済

成長のプレッシャーが来るという話を聞いた。今の新政権でも基本的に地方分権を進めているが、経済成長と両立させるという方針は変わらないのか。また、両立はどうやったらできるか。

A15: これはたしかに今でも対立関係が続いている。中央政府は経済開発のために住宅開発が必要だと望んでいるが、特に農村部の人たちは新規住宅に反対する人が多くて、産業地帯が発展することも望んでいない。これは仕方ないことである。このような対立関係を解決できれば、私はお金持ちになれる。

Q16: ニューカッスル大学以外は LEP をリサーチしていないのか。

A16: 有名なバーミンガム大学の地方自治研究所 (INLOGOV) も全然出していない。下院が出したレポートでも、引用は報告書からではなく短めのコメントのようなものが多い。クレア・ロンドンも県庁など地方自治体から要求されるものをレポートしているが、一般的に日本の地方自治体は LEP にはあまり関心がないようである。

以上

## Cities and Local Growth Unit 担当者インタビュー記録

○日時: 2016年9月9日(金) 15:00~17:00

○場所: Cities and Local Growth Unit (Bristol)

○先方出席者: Paul Shand 氏 (Relationship Manager)

○当方出席者: 服部先生、有田先生、狛(事務局)、キルヒナー氏(通訳)

### 1. Paul Shand 氏による説明

#### (1) West of England Devolution Deal について

- West of England Devolution Deal が交渉して成立したのは去年の秋である。それを法律化する手続きを今踏んでいて、それは時間を要するプロセスとなっている。
- それぞれの地方議会は通って議決されている。そして1つ、ノースサマセット (North Somerset Council) が撤退した。戦略的経済計画が発表されてからはかなり進歩があつて、今は違う段階である。それを証明するために Devolution Deals が提出された。

#### (2) 組織の概要について

- Cities & Local Growth Unit は、もともとは3つの省庁を横断して構成されているチームであった。その3つが今は2つの省庁、DCLG (コミュニティ・地方自治省) と BEIS (ビジネス・エネルギー・産業戦略省) になっており、その2つにまたがっている。
- このユニットには約 150 人が勤めていて、半分が中心的な政策の策定を担当して、残り半分が地方との連携をとる役目を負っている。ここはその地方と連携するチームの1つである。このチームは地元成長、EZ (エンタープライズゾーン) を含めた経済成長、そして地方分権政策まで担当している。
- 私の役目はこの地域の地方自治体、LEP ネットワーク、企業家と中央政府を繋げることである。私はそれぞれの組織や人との関係づくりに励んでいる。その役目をもう少し具体的にいうと、まずは影響を与えることであつて、中央政府の政策を地方で推進するにはどうしたらよいか相談相手となること、事業の進行をモニタリングして評価することである。

#### (3) West of England LEP について

- West of England 地方の中心となる都市はブリストルである。その周辺自治体として3つの地方自治体がある。経済的にも力のある地域で、ロンドン以外の中核都市の中で一番経済力が高い地域となっている。就職状況がよく、特にいくつかの分野で経済成長が見込める製造業がある。例えば航空技術や先端技術、クリエイティブ産業などである。
- West of England LEP は、この地方のビジネスの指導者と地方自治体の指導者が作っているパートナーシップである。考え方の背景には、地元の経済成長は地元の企業家が進めるべきということがある。
- LEP のトップは、有名な経済界の人である。ボードには地方自治体のトップも入っていて、その人はブリストル市の直接公選で選ばれた市長である。
- 2010年に West of England LEP が発足して、最初の目標はこの地域がどう発展できるか、投資の戦略を作成することであった。この5年間でパートナーシップの役目が大きく変わっている。最初は戦略を策定する組織であったが、今は実際の事業を実行する段階になってきた。役目が変わることによって、LEP と中央政府とのつながりも変わってきた。3~4年前は6週間おきにトップと会って、このリージョンの将来やビジョンについて話したが、すでに事業の実施に移っている現段階では、LEP は公共財源を使うため、その財源を正しく使っているかモニタリングする役目が強くなった。
- 監視や評価の方法は、ライトタッチである。多くのデータなどは要求しない。キーとなる指標を定期的に提出することになっており、3ヶ月ごとデータをもらっている。今は事業の実施段階としてはまだ早いので、支出がどう行われていて、合意したとおりにお金が使われているかの情報を求めている。時間がたつにつれて、事業の効果や成果について

ての情報を求めることになる。

#### (4) 戦略的経済計画 (SEP) について

- 政府は全ての LEP に SEP を作成するよう求めた。そのために特別なモデルとか、要旨とか、どのようにするべきかなど一切示さずに各地域が自ら自由に提案できるようにして、その地域の経済発展の戦略を求めた。それは政治的な決定であって、中央政府のテンプレートを見せるのではなく、各地域が自立的に自分の地域にあった計画を出すように求めた。その中で力のある計画や良いアイデアを持った計画が採択された。
- SEP が財源を得るための基準になっている。どこに申請するかというと成長基金(Growth Fund)で、これを通じて各 LEP と成長協定(Growth Deals)を結ぶことになった。各 LEP にどれだけ財源を与えるかは、SEP の強さによるものとした。
- SEP をどのように評価したかについては、いくつかの基準を設けた。第 1 の基準は、その戦略がこの地域に対して納得できるものか、この地域の経済的強さから判断してさらなる経済開発を見込んでいるかということである。
- 第 2 の基準は、予定されている事業の費用対効果がよいかどうかである。公共財源を使うので、価値のあるものに使っているかという基準である。
- 第 3 の基準は、その LEP の地域に対する統治構造はどうなっているかということである。特に自治体はパートナーシップの中で単純に財源を分けるだけではなく協力体制をとる必要があるため、統治構造は非常に重要である。
- 第 4 の基準は、全ての LEP に対して事業や投資の優先度をつけるよう求めた。それは難しい場合もあったが、政治的な決定でわざと難しい課題とした。それによって、強い LEP が財源をたくさん確保できることとなる。

#### (5) EZ(エンタープライズゾーン)について

- 実はブリストル市は今 2 つの EZ を持っている。主要な EZ は、今我々がいる場所をカバーしている。駅からブリストル市街がよく見えないし、駅を市の入り口として改善して発展させることが EZ の目玉となっている。これから駅の周辺に大きなアリーナやホテルを建設する予定となっている。
- EZ の中で企業に関する税として、ビジネスレートの増加分は LEP の財源となる仕組みとなっている。そして、EZ 内のビジネスレートを安く設定しているため、EZ の中に事務所を持つなど立地のインセンティブとなっている。また、EZ はマーケティング手法やブランド化するために特別な財源をもらうことになっており、海外投資や国内の投資を引き付けるための活動ができる。
- EZ とは別だが、都市を対象とする都市協定(City Deals)が成立した。当時、City Deals は中央政府と 8 つの中核都市との間に締結されていて、それぞれの都市が地元経済をどのように成長させるかが目的であった。この City Deals では、ブリストル市はエンタープライズエリアを設置できることを許可した。EZ とエンタープライズエリアの違いは、

エンタープライズエリアもビジネスレートの増加分が LEP の財源となるが、EZ の特別なインセンティブはない。よってエンタープライズエリアは地元の発信力にかかっている。

- West of England LEP のやり方は、EZ とエンタープライズエリアからビジネスレートの増加分を 1 つのポットに集めて、それをどう使うかは LEP 内で決めるというものである。地方自治体は、交通や資格の取り組みを進めたり、地元のビジネスを支援したりして、それぞれのエンタープライズエリアの成長を促す。財務省にとっては、EZ もエンタープライズエリアも歳出となる。財源の負担は財務省が負うことになるが、借入りのリスクを負うのは地方自治体である。
  - 最初に LEP という政策が導入されたときに、競争方式で行われた。その結果、全ての LEP に 1 つの EZ が設置されたわけではない。最初は 8 つの中核都市が EZ を設置することができ、残りの申請の中ではよくできているものに対して許可が下りた。最初は 15 件くらいの EZ が設置された。その後 EZ の数も増え、現在はいくつかの LEP で 2 つの EZ が存在している。3 つ EZ がある LEP も 1 つあるし、区域内に EZ を持っていない LEP も存在している。
  - City Deals は、それぞれの地域によってかなり違う。West of England の City Deals は、唯一エンタープライズエリアが設置できる。別の地域では、例えばマンチェスターの City Deals では別の財政的インセンティブを設置している。
- #### (6) 都市協定(City Deals)・成長協定(Growth Deals)・地方分権協定(Devolution Deals)について
- City Deals は最初の取り組みで、ある広域と中央政府との会話を持つ場となっている。大きな都市しかできないが、それぞれの地域によって財源の規模も内容も違っている。
  - 次の段階として Growth Deals が続き、かなりの規模の財源 10 億 2 千万ポンドが付いた。その配分は、SEP によって決められる仕組みとなっている。
  - そして現在は、Devolution Deals が交渉の対象となっている。その目的は、中央政府からさまざまな権限を地方へ委譲することにある。その背景には、イギリスは地方自治体に対して中央集権的な国になっていることを解消するという意味合いがある。
  - 具体的にどの分野が権限委譲の対象となるかは、交通政策、能力資格の分野、戦略的な住宅政策などに関するものである。地方自治体がそのために何をしなければならないか、すなわち権限委譲の要件は、シティリージョンが直接公選市長の制度に変わることである。Devolution Deals に関する交渉は課題も多くて、簡単には成立しない。
  - West of England Devolution Deal は、ノースサマセットが抜けても実施する見込みである。中央政府の大臣にとっては Devolution Deals は重要なものであり、1 つの地方自治体が抜けても推進することを目指している。ノースサマセットを除いたアグリーメントに変わり 3 つの地方自治体を



対象として、国会すなわち下院(The House of Commons)に法案として提出されて審議される。

- ・シティリージョンと LEP エリアは、基本的には一致する必要はない。West of England は同一となることを目指したが、ノースサマセットが脱退したので、そうはならない。複数の LEP がシティリージョンを構成している例もある。地方の自発的な動きが大事であって、中央政府が指定することではない。

#### (7) 地方と中央の関係

- ・事業の実施は LEP の担当になっている。地方分権を推進するうえでも、LEP のパートナーである地方自治体に責任を任せるなど、信頼関係ができていく。私の省、DCLG は財源の使い方に関して議会への説明責任がある。特にトップの事務次官には最終的な責任がかかっている。
- ・地方と中央との新しい関係を目指しているが、バランスをとる必要がある。ある程度地方に任せて自由にやらせるが、公共財源の使い方に対しては責任を負う必要があるため、そのバランスをとるのは簡単ではない。
- ・地方分権による自由と財源の使い方についての説明責任とは、ある程度対立関係がある。LEP がどのように決定するか、どのように財源の利用を決めるか、統治構造を明らかにすることが大事な基準となっている。時間がたつにつれて、LEP が透明度を高めることを求めている。今の段階ではそうになっていない。要するに、公共機関が持つべきものを LEP も持つべきと求めている。全ての決定について公開すること、その決定の異議申し立て手続きをウェブサイトで公開すること、決算情報を公開すること、通常の財源の使い道も公開することなどを要件としてつける見込みとなっている。
- ・地方と中央の関係が変わろうとしている。今は Devolution Deals が始まったばかりである。私としては、時間がたつにつれて中央の地方に対するコントロールが少なくなると期待している。成果をどう評価するか、監査する方法としては、今は数字を求めているが、最終的には全体的に評価する取り組みに変わると思う。

#### 2. 質疑応答

Q1 : West of England LEP の個別の担当者は何名いるか。

A1 : 私1人である。しかし、イングランド全体で39のLEPがあるので、私と同じような同僚が数名いる。

Q2 : Shand 氏は West of England LEP 以外も担当しているか。

A2 : 私は2つ担当している。基本的には1人の Relationship Manager が1つのLEPを担当している。

Q3 : Cities & Local Growth Unit は約150人いるが、ここ以外ではどこにいるのか。

A3 : 半分の75人がロンドンにいる。残りの半分の職員は6つのチームに分かれて、イングランドの各地方に事務所を持っている。ブリストルのこの事務所は、イングランド南部、

南西部、コーン・ウォールまでカバーしている。中央政府としては、何年間もかけてどのように地域と関わるかのアプローチを模索してきた。10年前、リージョンという単位は広域の大きな地域であった。その時は大きな単位で全て考えていたが、今は人がどこで生活して、どこで働いて、どのように交通を利用しているかによって広域を考えるようになった。

Q4 : Shand 氏のスタンスは、LEP が出したアイデアを中央政府へ説明するのをサポートする立場なのか、これは許容できるけどこれはできないという中央政府の意見を LEP へ伝える立場なのか、あるいは Shand 氏自身が良い悪いについて判断できる立場なのか。

A4 : 両方の役目を果たさなければならない。LEP の人たちへ中央政府の政策の意味を説明する役目がある。その場合は計画案が中央政府の政策に沿うようにアドバイスする。計画が実行されてできあがってからは役目が変わり、私が政府を代表して評価する役目になる。戦略計画を評価する際は、中央政府の他省庁の専門家の手を借りることになる。例えば交通事業は交通省の人たちの助言をもらい、資格分野については教育省の人たちの助言をもらう。そしてある時点で私は手を引いて、中央政府のチームが全39LEPの計画を評価することになる。

ちょうど今の時期は、成長基金(Growth Fund)の第3回の申請手続きがとられている。これまではいろいろアドバイスをしたが、提案書ができたら私は手を引いて、他のLEPのものと一緒に中央政府の評価チームの手にわたって、全て並べて評価を受けることになる。LEPの地域はそれぞれが違うし、アプローチもさまざまに評価のプロセスを調整することは難しい。また、政治も入ってくるし、大臣によって関心事も違うので、政治的背景も配慮しなければならない。

Q5 : 調整について、具体的に議論された事例を教えてください。

A5 : 大きな交通関連事業があった。それは予算規模が5千万ポンドを超える大きな線路を対象とした大規模事業で、真剣な議論があった。これをどう管理したかということ、LEP に対して通常以上に情報提供を求め、そして段階的に複数の条件を満たすように求めたうえで許可した。

Q6 : エンタープライズエリアは他にないユニークな位置付けのものだが、その発案者は誰か。

A6 : どこにEZを設置したいかは地元から提案があった。その決定に関して私は関係しなかった。提案の中で今EZとなっているケースが一番強い提案であった。LEPの中で判断して、駅周辺が一番魅力的で力があると地元によって判断された。City Deals の交渉にあたって地元は8つの地域を申請したが、現在存在する5つに数を減らした。それは交渉の結果と理解すべきで、背景にあるのは財源の配分である。

Q7 : 普通は1つのLEPに1つのEZが原則と聞いていた。EZを1つに決めたのは中央政府か。

A7 : 1つのLEPに1つのEZという基準はどこにも書かれていない。競争によって決定されるプロセスであり、一番強い提案がEZになった。最終的な決定は担当大臣である。

Q8 : Shand氏がブリストルのEZが一番良いというプロポーザルを書いて、大臣にあげたということか。

A8 : そのとおり。もちろん交渉のプロセスであり、その中で妥協も考えられたし、政治的決定が入る可能性もあった。

Q9 : LEPにあるプロジェクトのアイデアがあって、そのアイデアがちゃんとプロジェクトとして成立するか、どのFundとパッケージで申請すれば財源を得られるか、Shand氏はそういうサポートやアドバイスをする立場ではないのか。

A9 : それは私の仕事ではない。事業の開発や推進は、パートナーシップの中ですべきものである。

Q10 : そうすると、どちらかというモニターングやauditの役割に近いということか。

A10 : 確かにある程度監視や評価して大臣や省へ情報提供している。財源を出しているものについて、LEPが行っていることは監査や評価することになる。その情報は地方自治体からあがってくることもあるが、基本的にはLEPがモニターングの対象となっている。

Q11 : West of England LEPは2つのボードになっていて、全体的なrecommendationするボードがあり、最終的に自治体の首長が入っているボードが透明性を確保するために意思決定するという構造になっている。こういう構造になっているLEPは、このWest of England特有か。

A11 : 全てのLEPがこの構造を採用しているわけではないが、複数のLEPでこれが見られる。LEPボードが政策を決定する。しかし、住民に対する説明責任があるのは地方自治体のトップなので、民主主義的な説明責任を果たすために最終的にStrategic Leadersボードへ回される。ただ、地方自治体のトップやブリストル市の市長もLEPボードのメンバーになっており、決定する段階で議論に参加している。Strategic Leadersボードは、最終的な決定を承認する手続きをとるために存在する。

Q12 : 逆にStrategic Leadersボードがない場合は、民主主義的手続きが不透明になる可能性があると思うが、それについて政府の方は問題視していないのか。

A12 : 基本的には、LEPボードすなわち企業の代表者と地方自治体の代表者が集まっているボードが最終決定機関となっている。それで中央政府は良いとしている。LEPボードの構成はビジネスと地方自治体の代表者が半分半分なので、まったく民主主義的な透明性が入っていないということではない。Strategic Leadersボードがあることではっきりしているが、透明性がないということではない。ビジネスの代表者が決定しているという批判を避けるために、Strategic Leadersボードが存在すると思えばよい。

Q13 : Joint Spatial Planの活動に関して、Shand氏の立場で何か介入する方針はあるか。

A13 : 関心はあるが、役目としては関わっていない。地元の地方自治体がやるものとなっている。ただし、地方分権において公選市長はどんな役目でどんな責任があるかという議論では、空間計画に関する役目などについて関係してくる。

Q14 : Joint Spatial Planは、法的拘束力のあるものになるかは決まっていないのか。

A14 : Joint Spatial Planは自発的な取り組みである。それとは別に各地方自治体は、法律上の拘束力がある地域開発計画(ローカルプラン)を定める義務がある。要するにローカルプランとジョイントプランの関連性が密接となるのが条件となっている。最終的にはインスペクターによって監査を受けて、意見書が出される予定である。ただしJoint Spatial Planは、法律のベースがない。それがローカルプランの代替となる見込みはない。

この地域では、最終的には3つのCombined Authorityが生まれると期待される。ノースサマセットはそれとは別に自分の地域のためのローカルプランを持つことになる。そのうえでJoint Spatial Planの策定となる見込みである。

Q15 : 3つの自治体がCombined Authorityになるのは既定路線か。ノースサマセットが撤退した主要な理由は何か。

A15 : 既定路線である。そして、ノースサマセットは直接公選市長制度を採用したくないというスタンスをとっている。その背景には、政治的に広域のWest of Englandに1人の市長が生まれると、ノースサマセットの地域にはよいことにはならないという判断があったため。ノースサマセットは保守党が議席をとっている。しかし、もし直接公選市長になれば、それは労働党あるいは自由民主党の人になる可能性があると考えている。違う政党の市長の場合、お金は都市部に流れるのではないかと考えている。もし、直接公選市長の設置が条件でなければ、ノースサマセットは参加するに違いない。

Q16 : 中央政府として、直接公選市長の設置は譲れない条件か。

A16 : そのとおり。ちょうど昨日、ノースイーストのDevolution Dealsの交渉があり、ノースイースト地方の自治体のいくつかは、直接公選市長はよくないからこれを交渉でやめたいと言っていた。それを理由に大臣は交渉を中止してしまった。

Q17 : ノースサマセットにはブリストル空港があり、地域計画には非常に重要だと思うがどうか。

A17 : 確かにそれは大きな要素である。空港もそうだが、港についても半分はブリストル市内、半分はノースサマセットにある。空港の管理人がLEPボードのメンバーになっているが、彼はできるだけノースサマセットの人たちにパートナーシップの中に、シティリージョンの中に残るようにアピールしたけれどダメであった。ノースサマセットを除いたCombined Authorityができて、ノースサマセットが入ったLEPが残ることになると思う。

Q18 : 隣接する自治体は協力しなければならないDuty to

Cooperate といわれているが、それは今回あまり反映されなくてもいいのか。

A18：この義務は特別に自治体だけではなくて、他の組織に対する義務となっている。この議論にはあまり関係しない。例えば地方自治体は環境保護に対して担当省と協力しなければならぬのか、そういったことを対象とする義務であり、この議論とは別物である。

Q19：直接公選市長にしたくない所が多い理由は何か。

A19：政府の中でも何人かの大臣は国際比較をして、日本・ドイツ・フランス・アメリカなどで公選市長がかなり影響力を持ち、いろいろなことができることと認識している。反対する人たちの考え方は2つに分かれている。1つはまた新しい構造を作ることに對する批判である。例えばノースサマセットの人たちから見ると、公選市長は自分のところにあまり望ましくない決定をする可能性があるということである。

もう1つの反対は、政党的な考え方からである。今までの地方分権に関する個別の協定は、大都市との協定がほとんどであった。大都市の政党は労働党が力を発揮しているので、保守党からみれば野党である労働党の力が増してしまっているのではないかという政治的な反対もある。また、市長の直接公選でどれくらいの投票率があるのか、選挙費用の問題もある。

Q20：West of Englandに戻るが、ビジネスボイスをLEPの戦

略に取り入れることは、おおむね効果ありと Shand 氏は評価しているか。

A20：私は成功していると判断している。特に重要なのは、地方自治体は自分の小さい区域で決定することではなくて、産業界の人たちが入ってきてもっと広い視野を持つべきで、広域のために何がよいかの優先順位をつけることが大事である。それが彼らのインプットによってはっきりした。ただし、経済界の人たちにとっては、公共財源を使ううえでいろいろな説明責任を果たすための手続きがあり、それに一定程度フラストレーションがたまっていることが判明している。産業界の人はお金を使って早く進めることを期待しているが、財源がひも付きで使い方を説明しなければならぬということはいささか好まないようである。

Q21：Shand 氏は、もともと BEIS の所属か DCLG の所属か。

A21：私は BEIS の所属であり、基本的に地方に事務所を持っている人たちは全て BEIS の系列になっている。しかし、ユニット全体ではさまざまな出身の人がいる。我々にとってどちらの省庁から来ているかはあまり大事にしていない。チームとして働いている。私は自分で希望を出して応募した。今はノースサマセットに住んでいる。

以上

## NRW州政府インタビュー記録

○日時：2016年9月12日(月) 8:30~9:45

○場所：NRW州 Ministerium für Bauen, Wohnen, Stadtentwicklung und Verkehr  
(MBWSV：建設、生活、都市開発と交通省)

○先方出席者：Klaus Austermann 氏 (REGIONALE 担当課長)、ラカンブリック氏 (研修生)

○当方出席者：服部先生、太田先生、狛(事務局)、キルヒナー氏 (通訳)、

(Klaus Austermann 氏による事前質問リストに対する回答)

1. REGIONALE のプレゼンテーション年の位置付け

(1) REGIONALE の最終年はプレゼンテーション年として位置付けられているが、NRW 州政府の担当者として、プレゼンテーション年の意義や期待をどのように考えているか。

- ・レギオナーレが開催となる前には、大体7年から10年間の準備期間がある。かなり大規模な投資事業となるので、そのためには準備が必要である。10年間を置いて事業を実施することになったら、その時点でその事業を公表というか宣伝することになる。その機能の1つは、その事業や地域に対するマーケティング戦略であって、広域で自らをアピールすると同時に内部でお互いの協力関係を高めることでもある。広域のアイデンティティを固めるうえでは、やはり広報やマーケティング活動が非常に重要となっている。
- ・マーケティングや宣伝は、協力体制やアイデンティティを高めるために実施するものである。広報活動や宣伝がある

からこそ、実施者も力を入れて進めるインセンティブにもなる。州の立場から見れば、最初に広報することは、効果を高める意味合いもある。

(2) このプレゼンテーション年の手法や期間、予算等の詳細については、それぞれの REGIONALE (=REGIONALE Agentur) に任されていると理解してよいか。

- ・期間や予算の規模、どのように実施するかは、基本的にはそれぞれのレギオナーレ区域に任されている。ただし、レギオナーレに申請する段階で、最終的なプレゼンテーション年はどのようにしたいかの概略を述べる必要がある。大体プレゼンテーション年が始まる3~5年前には具体的な方針を固めることになって、期間や予算、実施方法などが決められる。
- ・州はレギオナーレを管理するボードメンバーとなっているので、プレゼンテーション年にも影響を与える。場合によっては複数の省庁の代表者もそれぞれのボードの委員会に

出るが、州の財源を使うので、ある程度影響を与えることもある。

- ・今回のレギオナーレ 2016 年のプレゼンテーション期間は、1 年以上となっており、15 カ月を予定している。これは、我々から見たら長い方で、それ以上にはなってほしくない。
- ・このような長い期間を予定する背景には、投資事業の規模が大きいことがある。それが完成するまで時間がかかることもあるし、場合によっては計画期間が延びることもある。例えば住民投票とかによって実施までに時間を要することになれば、完成された事業をプレゼンテーション対象にするのではなく、その計画について公募することもある。

### (3) REGIONALE のように、最終的な成果をプレゼンテーションという対外的な発信や表現によって行うという手法は、やはり IBA エムシャーパークからの影響や経験もあったと理解してよいか。

- ・それはまさにそのとおりである。特に、プレゼンテーション期間中にどのようなコミュニケーション方法を取るか、どのように発表するかというのは、IBA エムシャーパークの経験が大きく影響している。
- ・なぜこのようにプレゼンテーション期間を設けて、このように発表するかというと、2つの要素がある。まず1つ重要なのは、NRW 州において、そしてドイツ連邦共和国全体でもあるが、全て法律上の広域的計画業務がある。それはかなり長期間の計画である。これによって住宅環境や産業開発、そして交通開発をどうするかという広域計画を作成することになるが、その作成期間自体でも 8 年から 10 年かかる。そういう広域計画ができた時点では、場合によっては古すぎて、事情が変わっている可能性もある。
- ・法律上の広域的計画事業とは別に、NRW 州においてはレギオナーレ方式という、いわゆる計画の道具を使っている。これは、法律上の広域的な計画とは別物である。レギオナーレを通じて、もっと新しいコミュニケーション方法を実施することによって、広域の中の協力体制を促し、革新的な事業の計画や実施を目指している。
- ・このように法律上の広域計画業務とは別に、柔軟性を持っていろいろ革新的な事業が実施できるような計画道具を同時に駆使することは、やはり IBA エムシャーパークの経験も大きく影響している。

## 2. REGIONALE 後の広域マネジメント

- (1) 今回の我々の調査の関心の 1 つは、REGIONALE 後に当該開催地域でどのような都市・地域開発に関わるマネジメントが行われるかということにある。これについて、例えば、NRW 州政府が REGIONALE 後の当該開催地域での Agentur に代わる運営組織の設立に尽力をすることはあるのか。あるいは、REGIONALE 後の当該開催地域の運営は全て地域側に委ねているのか。

- ・NRW 州政府としては、レギオナーレの開催地域が、引き続き

広域的なマネジメントを行うことに強い関心を持っている。レギオナーレを実施してそれで終わり、何もないという状況は避けたい。レギオナーレを通じて実施される、あるいは実施された事業はもちろん表の目的があって、そのために実施される。しかし、そのための道具ではもちろんあるが、それ以上に参加している利害関係者がそれを通じて協力体制を作って、事業が終わった後も引き続き広域的な連携が続くことを目指している。

- ・レギオナーレの開催が終わった後に、マネジメントを行うための構造には財源的な支援は行われない。基本的にはレギオナーレの開催中に州からの援助があって、それが終わったら援助も終わるので、広域の中で引き続きこういう地域マネジメントが行われるかどうかは各地域に任されている。しかし、できれば引き続きマネジメントが行われていることが望ましい。それをどのように促すかについては、これから説明する。
- ・例えば、前のレギオナーレの例をここで紹介したい。2013 年まで開催された南ヴェストファーレンのレギオナーレのことである。あそこでは、地元の経済界は非常に強い関心があって、レギオナーレが終わった後も連携体制を持続しようとしていた。最初に 5 つの企業が登録協会を作って広域のマネジメントを推進したが、これは非常に人気で、現在では 200 企業以上がその会員となっている。最初は 6~7 人くらいの職員を置いた小さめの事務所だったが、今は拡大して 10 人くらいの職員で広域的なマネジメントを引き続き行っている。
- ・この企業が構成している登録協会であるが、なぜ企業はそういう広域的なマネジメントをする関心があるか。企業は、高等教育や資格を持つ人材を求めている。いわゆる人材確保のためにも地元のマネジメントが必要ということで、魅力的な地域にするためには、人が残って、あるいは外部から入ってくるように、企業も地域マネジメントに関わる必要がある。
- ・今回の 2016 年のレギオナーレは状況が違う。シュナイダー氏からもっと詳しく説明があると思うが、今回の 2016 年のレギオナーレは、広域な空間のそもそも性質が違う。これは自然的な広域空間ではない。一部はミュンスターランド地方が入っているが、ルール地帯の北部も入っている。行政的な境目も違うし、それぞれの地域の性質も違っている。
- ・2016 年のレギオナーレがカバーしている地域には、ミュンスターランド地方が一部しか入ってない。全体のミュンスターランド地方は大体 2 倍くらいの広さを持って、それをカバーするミュンスターランド登録協会というものがすでに存在している。その登録協会も企業が会員となっていて、ミュンスターランド全体をカバーしている。そして、ルール地帯にはずいぶん前からルール地帯広域連盟という組織がある。そういうすでに存在する構造があって、それとはプラスアルファで別の広域をカバーする組織を設立するこ

とは、あまり望ましくないという結論に達した。

(2) 昨年度のヒアリング調査では、NRW 州政府としても、REGIONALE 後の広域開発政策についてはそのあり方をまさに議論しているところと理解したが、現時点で、IBA、REGIONALE に続く広域開発政策をどのように進めようとしているのか。

- これからのレギオナーレ政策については、事前にメールで情報提供させてもらった。第 1 は、いわゆるレギオナーレ開催という政策を進めたいということで、これは成功しているので引き続き支援する。今年の 6 月に、2 つの新しいレギオナーレ地域が申請できるような体制を作っている。
- 次のレギオナーレは 2022 年開催、その次は 2025 年開催予定となっている。新しいレギオナーレは全体的な趣旨が少し変更される見込みではあるが、政策としての取り組みは変わっていない。
- 少し趣旨が変わっていると言ったが、1 つ重要に加わったことが統合政策である。今ドイツでは、難民政策が大きな課題となっている。東ヨーロッパの人も数多く入ってきているので、その人たちをどう統合させるかということである。
- また、重要なテーマとしては、デジタル化(新しいメディアやインターネット産業をどのように発展させるか)と気候保護がある。過去のレギオナーレで非常に重要だった広域景観の保護、そして 1 つの広域を文化的な広域として理解すること、そしてそれを人に馴染ませることは、それほど中心項目とはならない。
- 2022 年に次のレギオナーレが開催見込みということは、これから 6 年間しかない。それにはレギオナーレがいくつか開催されて、運営されている広域的開発マネジメントがすでに存在していることが背景としてある。そういう構造を使ったうえでの新たなレギオナーレであり、それには前の区域とは違う他の区域をカバーすること、例えばインフラ構造を基本とするつながりなども考えられる。

### 3. IBA や REGIONALE を支える専門家人材

(1) 昨年度の REGIONALE2016 の調査から、我々は、REGIONALE の先進的・革新的仕組みとともに、それを支える専門家人材の重要性をあらためて理解した。例えば、Agentur に所属する専門家人材はどのようなプロセスで雇用され、その後、どのようなキャリアを辿るのか。

- これは大変重要な質問である。どのように専門家や人材を確保して、どのように登用するかということだが、やはりエージェンシー社は非常に多様な課題があって、さまざまな専門知識を必要とする。資格を持っている人材を確保して、能率のよい全部の要求に応えるようなことができるまでは、ある程度時間がかかる。
- エージェンシー社に質の高い人材が必要な理由はいろいろある。特に協力相手である区域内の市町村の状況を考える必要がある。ほとんどの地方自治体は財政が厳しいので、

それが人事削減の政策につながっている。ある程度うまくいって財政が成り立っている自治体でも、それほど人材を確保していない。

- 地方自治体と協力をするうえで、エージェンシー社の人たちがある程度補完する意味合いもある。例えば財源を申請する手続きや事業を開発するうえでもエージェンシー社は補完的な役目を負っているため、その人材の質が大きく問われることになる。
- それはドイツの通常の人材確保手続きを踏むことになるが、その責任は基本的にレギオンが負っている。これは州がすることではなくて、それぞれのレギオナーレで担当している。必要ポストの説明文書を作って、それを全国規模の新聞に広告を出したり、場合によっては専門的な雑誌などを使ったり、直接声をかけることもあり得る。
- 指導的な立場にある人たちが、その後どんなキャリアを進むのかは本当にさまざまである。ここでいくつかの例を挙げるが、2004 年レギオナーレ事務所の代表は、以前持っていた民間の自分の計画事務所に戻った。2006 年レギオナーレの代表は、その後自立して自分の事務所を作った。2008 年レギオナーレの代表は、オランダへ行って民間企業に勤めている。2010 年レギオナーレの代表は、引き続きそっちの区域のマネジメントをやっているケルン・ボン登録協会を率いている。これはかなり大きな組織となって、25 人ぐらいの職員から構成されている。2013 年レギオナーレの代表は、今はハッティンゲン市の市長となっている。
- そして、指導的立場にない職員も大体はその後就職している。これは公共も民間も両方あり得る。レギオナーレの仕事は非常に要求度が高いものであったため、それがよい経験となって就職にプラスになると言える。

(2) IBA や REGIONALE の試みは、従来型の自治体の都市計画とは異なり、きわめて活動範囲も空間の対象も大きい、ある意味で「都市・地域マネジメント」と呼べるような、新しい職能を必要とするのではないかと思っている。例えば、ドイツでは大学や職業団体が特別な人材育成をしているのか。

- 基本的には、本当にいろいろな分野からの専門知識が要求される。これは法律専門家、経済専門家、そして建築家、財政の知識を持っている人たちが必要で、そういうさまざまな専門的な知識を持っている人を何人か集めてチームを作ることが通常である。レギオナーレ全体を行うための知識を提供するような大学も組織もなかなかない。
- ただし、例えばドルトムント大学では広域計画という専攻がある。昔はそこにクンツマン教授がいて、彼は日本でも評判があると思う。あそこの勉強では統合的に、例えば経済学、社会学、都市計画学などを関連付けて勉強できるが、違う所でもマスターの資格が取れるような勉強の専攻がある。
- 将来的にもさまざまな専門知識を持っている人を採用して、

うまくチームとして働くことができるような体制を組むことが重要だと思う。こういうチームに要求されるスキルは、コミュニケーションに優れているということ。お互いのコミュニケーションもそうだが、外部とコミュニケーションを取ることも非常に要求されて、ネットワークキングのスキルがとても高いことが重要となっている。

#### 4. 質疑応答

Q1：昨年、Austermann 氏からはレギオナーレはこれでたぶんないという話であった。しかし、またやるということは、NRW 州ではレギオナーレという手法を高く評価しているという理解でよいか。

A1：そう、これは高く評価していると理解すればよい。

Q2：区域の話であるが、区域の条件が過去のレギオナーレと変わっていて、過去のレギオナーレでは3つの独立市以上というのが条件であった。その条件がないということは、どのように理解すればよいのか。

A2：今回のいわゆる枠組み内の条件は、前と同じ表現は取っていない。しかし、基本的に今でも申請を出す地域は、構造上政策をするうえで重要な地域となることを期待している。例えば1つの郡、独立市あるいは1つの郡からの申請にはあまり積極的にはならない。

Q3：具体的にAustermann氏はインフラの接続地域と言っていたが、レギオナーレ2025が行われる可能性がある地域というのはどこを想定しているか。なぜかという、この新しいプログラムとの関係でレギオナーレがどこで開始できるのか、私にはうまくイメージができない。

A3：まず説明したいのは、この2つの政策は互いを補完する意味合いがある。レギオナーレは、非常に全体的でたくさんの政策分野をカバーする取り組みとなっている。要するにインフラ構造も建設や住宅なども入っていて、産業政策、環境政策、教育政策、そして社会統合など多様な分野をカバーしている。そして前にも言ったように、ある程度大きめな地域を対象としている。これははっきり書いてなくても、大きめな区域が申請することを期待している。

一方、都市および周辺を結ぶための政策は、特に大都市の問題を解決するためである。NRW州においては、10万人以上の人口を持っている大都市が29都市もあり、これはドイツ全体の約半分に達している。大都市はほとんどライ

ン・ルール地方に属していて、大都市問題は密集都市となっていることから発生している。最近では住宅難の半面で家賃が高くなっており、交通も限界に達しているなど問題が出ている。地域間や地方自治体間の協力などレギオナーレでよい経験を積んでいるわけで、できるだけ大都市にも応用していきたい。そして、もう1つ重要なことは、都市周辺を対象とする政策はこの省庁だけの取り組みであって、レギオナーレには多くの他省庁が関連しているということである。

レギオナーレの政策と都市周辺自治体関連政策には、確かに関連性がある。しかし、特に面白いのは交通関連のことである。1つの例を挙げると、ボン、ケルン、デュッセルドルフ、デュイスブルクを結んでドルトムントまで行く特別急行を改善する取り組みがある。これはかなりの大型事業だが、それによって交通サービスが改善されて、それが結ぶ都市にも大きな課題を課すことになる。要するに、空間と時間の関係が変わってくるわけである。ケルンからデュイスブルクまで短時間で行くことができれば、都市同士が互いの区域計画をどうするか、どう協力するかは大きな課題となる。

Q4：南ヴェストファーレンの事例を挙げてもらった。この後継組織が最初5人の職員から始まったということだが、従前のエージェンシー社から人が引き継がれているのか。

A4：それは会員の話である。要するに最初は企業側が5つで、それが非常に大きな組織に拡大したということである。南ヴェストファーレンには2つの組織がある。1つは、登録協会となっているヴェストファーレン地方の経済協会で、そして、もともとレギオナーレ開催中に存在した事務所が引き続き存在している。その財源は経済界、企業が出資している。登録協会には職員がほとんどいないが、商工会議所関係の事務総長が1人いる。エージェンシー社の職員がWebサイトの管理をしており、就職関係の情報なども手伝っている。このように企業がたくさん関心を示して参加するというのは、州から見ても非常に望ましいことであって、最初は期待していなかった。これはレギオナーレを通じて企業が、そういうことに参加する意義があると分かった結果である。

以上

## REGIONALE 2016 エージェンシー社インタビュー記録

○日時：2016年9月12日(月) 14:30~17:30

○場所：Regionale 2016 Agentur GmbH

○先方出席者：14:30~16:00：Michael Führs 氏 (REGIONALE2016 エージェンシー社広報担当)

16:10~16:30：Gottfried Uphoff 氏 (Reken 市の都市計画関係局長)

16:40~17:30：Josef Himmelmann 氏 (Olfen 市の元市長)、Uta Schneider 氏 (代表)】

○当方出席者：服部先生、有田先生、狛(事務局)、キルヒナー氏(通訳)

### 1. フューラー氏による説明(プレゼンテーション年や広報戦略についてなど)

#### (1) プレゼンテーション年について

- ・私が事務所で担当する分野は広報や情報に関するもので、特にコミュニケーション戦略を担当している。プレゼンテーション年をどのように計画して、今まで何がすでに行われて、これから何を計画するかについて説明したいと思う。
- ・最初にレギオナーレという政策とプレゼンテーション年は、どのように関連付けられるか話したい。レギオナーレ政策では、実施される事業の品質基準が特に高く設置されている。そして同時に、プロジェクトをどのように公募するか、どのようにコミュニケーションを取るかについても特別基準が高いとされている。レギオナーレは必ず最後の期間にプレゼンテーションをすることが決まっていて、その期間には事業がどこまで進行して、どこまで実施されているか広報すると同時に、特に市民にそれを説明して皆にそれを理解してもらうことが大事である。
- ・広域で実施される事業は、主に将来に向けていいモデルとなるような取り組みをするのが1つの大きな目的である。けれどももう1つ重要なのは、広域の中での関連性を高めて、お互いの協力態勢を向上させることである。プレゼンテーション年は、特に2つ目で大きな役目を果たす見込みである。
- ・このプレゼンテーション年では、事務所として自分で計画して実施するものもあれば、事業の実施主にプロジェクトを進めるように働きかけ援助するものもある。そして、第三者をそのプロセスに閉じ込めて関連付けてもいる。
- ・その一番カギとなるメッセージは、たくさんの人を取り込んでモデルとなる取り組みを実施することである。要するに、ここが本当に「将来の土地」となるようなことを実施していると、プレゼンテーション期間を通じて一生懸命見せようとしている。そして、ここの人たちがそれを信じて、参加できるよう目指している。
- ・この取り組みが実施される期間は、今年4月29日から始まり来年の6月までの期間である。これがいわゆるプレゼンテーション期間と指定されている。この間に、私が今説明したような目標を追求する。プレゼンテーション期間でもとても重要な要素は、事業にフォーカスを当てることである。それぞれの事業を通じて、レギオナーレが実際に経験できるようにする。例えば文化的な取り組みやさまざまな催し

物への参加、建設物の見学なども行っている。それらについて、これから具体的な例も挙げたい。

#### (2) プレゼンテーション年でのエージェンシー社の取り組み ア. 開催イベント

- ・このプレゼンテーション期間に、事務所として自ら実施した大きな取り組みをまず述べたい。我々が実施した大型の催しの趣旨は、プロジェクトがレギオン、広域全体をどのように関連付けているか見せることである。
- ・これから主に3つの大きな催し物について説明して、それからこのレギオナーレのメッセージでもある「未来の国」への旅という取り組みについても説明したい。
- ・レギオナーレ2016年のプレゼンテーション期間を発足させた大型の開催イベントは、それが同時に最初のプレゼンテーションでもあった。それは4月29日、金曜日の夜に開催された。そこには招待された600人が出席したが、公開イベントではない。すでにネットワーク化されている人たちが招待された。
- ・主催地は、特別に準備された場所であった。既存のホールではなくて、元軍隊の所在地だった所を利用して、これはコースフェルトの近くにあるのだが、特別な空気を通わせるような雰囲気となった。
- ・2時間のプログラムを組み、その中にはレギオナーレの内容を紹介するものや皆が楽しめるような催し物もあった。最初の挨拶はNRW州首相のハンネローレ・クラフト氏で、彼女による挨拶で正式にプレゼンテーション年を開催した。
- ・特に成功した取り組みについては、この開催イベントでは特に3つの要素を挙げたい。ささいなことであるが、共同の感情をかき立てて協力するというのを強調したものである。
- ・最初に皆それぞれに笛を1つずつ渡した。この笛を使って皆が一緒に行動を起こして、プレゼンテーション年の開催に触れることができた。とてもうるさかったが、なかなか面白くてよく機能したと思う。
- ・もう1つ珍しい取り組みとして、皆と歌を歌った。これはあまりしないことだが、例えば1人がカラオケを歌うのではなくて皆と一緒に歌うというような感じで、1人の音楽家が電気ピアノを弾いて、皆と有名な歌を歌った。
- ・もう1つ道具として使ったのは、ボールである。特にドイツではサッカーが人気で、時期としてもEUサッカー選手権の開催の寸前くらいだったので、そのボールを使ったこと

も成功した。

- ・このボールの使い方は、これを人にまた渡すということである。渡したときに写真を撮って、レギオナーレ区域の中であちこちにこのボールが渡される。最近ではほとんど毎日どこか新聞でそのボールと人の写真が載っている。これは広報目的で利用でき、この写真の左に連邦健康大臣が写っているが、彼はドルステンに訪問したときにボールを受け取った。
- ・小さな取り組みだが、この3つを通じて開催式も成功したと思う。そういう開催式がかなり動機を与えて、皆に楽しんでもらえた。これから15ヶ月間にわたって続くプレゼンテーション年であるが、それなりにやる気を与えたのではないかと思う。

#### イ. ボホルト市の文化的イベント

- ・次の大きなイベントは次の週末にある。それはボホルト市で行われる大規模な文化祭である。ボホルト市での再開発事業は、25haの旧産業地帯の再開発を対象にしており、最終的にはさまざまな文化的取り組みのできる区域に生まれ変わろうとしている。
- ・これに先立って、土曜日、日曜日の2日間さまざまな文化的なイベントを開催する予定である。そして下のロゴを見ても分かるように、これは我々独自で実施するのではなくて、たくさんのパートナーに支援してもらって、共同で実施する予定である。
- ・2日間の開催予定だが、土曜日は主に青少年を対象とする、いわゆるユース文化フェスティバルである。それは主に音楽を中心とするものである。日曜日は我々事務局が発案したプログラムで、それは家族を対象とする取り組みで、言葉は直訳できないが、要するに遠足的な感覚で未来を訪れるというようなことである。
- ・レギオナーレという方式は非常に分散化されていて、広い地域にまたがっている実施される。ただし、いろいろな人が1つの場所に集まって、情報交換して一緒になる機会を提供することも大きな目的となっている。
- ・ボホルト市でイベントを開催する理由は3つある。まず、ボホルト市はレギオナーレ開催地域の中で1番目か2番目に大きい町である。そして、ボホルト市内には大きめのイベントを実施できるパートナーがいる。これは我々だけでは足りないので、やはりパートナーが重要である。さらに、ボホルト市には文化施設があつて、イベントにはもってこいのロケーションである。
- ・土曜日のフェスティバルでは、例えばフェイスブックを通じて投票された人など、ここの地域のバンドや若い人たちが演奏できる。午後にはNRW州の文化大臣を務めるカウフマン氏も挨拶を行う。政府関係の人が来て、きちんと評価することができるのもいいことだと思う。
- ・日曜日は同じ場所だが、「未来の国」へ訪問するような取り組みがある。いろいろな催し物があつて、家族と一緒に見

てやってみようというようにも考えている。

#### ウ. 閉鎖イベント

- ・第3番の催しについて説明したい。それは、プレゼンテーション期間の終わりに実施する大型のイベントである。プレゼンテーション年の最後として、終止符を打つイベントを開催する予定である。ちょうど今その計画に入ろうとしていて、どのようにするべきか議論している。
- ・これは州政府とも関連付けて、必ず政府関係者を招待することになっている。ただし、州選挙のほぼ直後の時期になるので、結局は誰が来るかは全く分からない状況である。これはリレーバトンというもので、2000年のレギオナーレ政策が始まった時期から次々と次のレギオナーレに渡されるもので、その象徴である。いわゆるバトンタッチを象徴するものである。
- ・そして、最終のイベントの開催地をどこで行うか、少し競争が起こっている。自分の所でやってみようという要望がいくつかある。我々は最後の正式な閉鎖式を中立の場所、要するにケルンでやろうと考えている。この3つの大きなイベントによって、プレゼンテーション期間が構成されている。

#### エ. 「未来の国」への旅イベント

- ・別のテーマとして、「未来の国」へ行く旅というものがある。レギオナーレの区域はかなり広いので、1つの事業に情報を集めようと思えば、あちこちに行って直接人と話をする必要ある。そのためにいくつか旅をする方法を考えた。その中の1つは、出発する前にはどこに行くか分からない旅であった。
- ・目的地が分からない旅に出るとするのは好奇心があるし、そして注目度が高い。参加者にはいい思い出になったという評価をもらっている。要するに、この人たちをどこか自らは訪れようともしないような場所へ連れて行ったのである。
- ・第2の旅の種類は、演出されている旅である。それは、今後10月1日、2日に初めて開催される予定である。我々が先にその場所を指定して、演出をする人がその場所をどのように結び付けることができるか考えるのである。
- ・バスで移動するが、バスの中には俳優も乗り込んで、いろいろな演出が行われる。これは、いろいろ思いがけないこともあるし、参加型で少しワイルドな感じもある。この演出された旅は4回行う予定となっている。最初は10月で、来年の1月、3月、そして5月から6月にかけて行う予定である。
- ・それ以外にもいろいろイベントがあるが、主なものを紹介した。そして、これからは事業主体が何をするかについて少し紹介したい。

#### (3) プレゼンテーション年での事業主体の取り組み

- ・1つの例として、いわゆる水に囲まれている砦の取り組みがある。この事業は、溝に囲まれている砦、お城なのだが、



- その博物館を改善して全体の質を高めて、そして近所にあるもう1つ別のお城と結び付けて協力をする事業である。
- 15ヶ月間のプレゼンテーション期間なので、その中で開催されるもともとの事業もある。それをプレゼンテーション年に関連付けてイベント開催することがある。新規のイベントではなく、既存のイベントをそのように使う方法もある。
  - このお城では、さまざまなイベントが開催される。それは、展示会であったりコンサートであったり、そして今工事中なのだが、その工事現場を見学することも開催期間中にできる。また、朝早く鳥の声を聞くという探索イベントをプレゼンテーション期間の開催日の朝6時に行うという宣伝もした。
  - ボホルト市のクバイでも、本当に数多くのイベントを開催している。それも、全てクバイと関連付けている。ほかの所をそこに関連付けることによって、レギオナーレの知名度も高まっていくわけである。さまざまなパートナーが一緒になってやっている。
  - この地方を横断するベルケル川があり、それを囲んでレギオナーレの中ではたくさんの事業がある。ちょうど昨日、それを結ぶプレゼンテーション年のイベントが開催された。昨日は天気もよく、ベルケル川を囲んでいる5つの事業が全部それぞれの場所でプレゼンテーションなり、あるいはコンサートなりを行った。そして、それを結ぶ形で自転車のツアーが開催され、約200人が自転車で全ての5つの事業開催地を訪問した。
  - これはまた別のプレゼンテーション方法だが、2つの事業主体が共同で行うものである。この2つの建設事業は、クルト西ミュンスターランドと、旧市庁舎ボルケンである。実際に何か見せるものがまだないので、ショートフィルムのコンペティションをやった。そういうコンペティションを通じて、自分のプロジェクトに対する知名度を高めることができた。
  - これは要するに事業ベースで行うプレゼンテーションについてだが、それは本当にごく一部である。今までにすでに100以上のそうしたイベントが実施されている。
  - 我々レギオナーレ事務所がやるもの、そして事業主体がやるものについて説明した。最後には、協力のパートナーとなっている組織は何をするかについても少し説明したい。
- (4) プレゼンテーション年でのパートナー組織の取り組み**
- NRW州の特徴でもあるが、広域的な連盟がいくつかある。西リッベ連盟は、仕事の一環として地元の博物館のための助言をして、いろいろその仕事を手伝っている。展示場所はさまざまで、1つの場所だけではなくて違う場所でも開催される。レギオナーレで扱っている風景関係の事業について、博物館が専門的な展示会を行うのはありがたいことだった。それがこれから8ヶ所で、2016年5月から来年の10月まで開催される予定となっている。

- もう1つの協力関係は、NRW州の映画援助組織であるノルトラインヴェストファーレン映像助成基金が、夏にいくつかの場所でオープンエア映画館をやっている。それをレギオナーレの事業が実施中の5つの場所で行うことができた。
  - レーグデン村にあるダリア公園に訪問されたと思うが、あそここの事業の対象は、人口構造変動ということである。こういう事業が行われる場所に、そういうオープンエア映画を持っていくのは、映画も非常に気を遣って選択される。そこでは高齢者の生活と関連できるようなテーマで映画を見せた。
  - NRW州全体では、夏の間には25回ほどオープンエア映画館が開催される。今年はそのうち5つをレギオナーレの事業と関連付けることができた。これも1つの文化関連のプレゼンテーション方法である。
  - リンデンは、昔も今もいわゆる繊維産業が強い所である。繊維産業に關係する有名な劇があるが、それをある程度現代化して舞台化した。この背景にある考え方としては、ふだんはこういう場所に来ない人たちを引き付けることである。いつもそれを関連付けることが重要である。
- (5) プレゼンテーション年におけるコミュニケーション手法**
- そして最後に、コミュニケーション手法についても説明したいと思う。このように多様な取り組みが、どうすれば全部レギオナーレに属することを明らかにできるかである。
  - もちろん伝統的な情報提供、コミュニケーション手法も使う。けれども、それ以外にも特徴のあるものを利用している。インターネットを通じての情報提供も重要となっている。
  - WEBサイトには地図があって、区域別に検索することもできる。そして、日付別で探すこともできて、来週の週末にはどんなものがあるか探せる。クリックすれば、それぞれのイベントについて情報にアクセスすることができる。それは印刷したり、どこか違う人にメールしたりすることができる。
  - そして、もちろん印刷物は今でも大事である。これは、プレゼンテーション期間を通じて2~3回更新される見込みのフライヤーである。全てのイベントを載せることはできないので、すでに選択されたイベントしか載っていない。ただし、Webサイトを通じて全て情報を得ることができるので、このフライヤーの重要な情報はWebサイトへの誘導である。
  - これは地方の新聞に差し込むものだが、今年の初めに作ったものである。こっちにしては部数が多い15万部数を印刷した。そして、この区域で読まれている新聞のほとんど全てに差し込まれた。
  - 今まではコミュニケーションとしてデジタルや紙のものを紹介したが、これからは物質的な方法を説明する。こっちに見えるバスの宣伝は、これはレギオナーレ事務所とこの地方のバスを運行するミュンスターランド地方交通連合と、ミュンスターランド貯蓄銀行との協力によるものである。

このバスは普通の路線、定期路線を運行している。ミュンスターとこの地方を結ぶバスの路線なので、よく見るといつもどこかで走っている。

- さまざまな事業が全部レギオナーレに属することを象徴させるために、それを色で表す制度を作った。外の旗にも見えるように、マゼンタ色がこっちのロゴの色となっている。非常に目に付く色となっている。実はドイツで大きなテレコムの子会社がその色を使っているが、それ以外はあまり使われていない。そういう色の付いている道具やいろいろなものが入っているボックスを各事業主体に提供した。
- そして、その使い方のアイデアが集まっている資料も同時に提供した。要するに、マゼンタ色をあちこちに使うことによって、この事業がレギオナーレの一環だということを理解させるのである。そんなにたくさん色を付ける必要もないが、ちょっとだけの場所に少しその色を付けることによって、レギオナーレ事業に属することが明らかになる。
- この色をあちこちの場所に使うことによって、人がどんどんそれを覚えていくわけである。最初は忘れるかもしれないが、1年間に何回もそれを見ることによって、この色はレギオナーレだと理解されると期待している。これはそれほど財源が必要ないし、いろいろな所で実施できるアイデアなので、関連付けるにはいい方法だと思っている。

## 2. フューラー氏との質疑応答

Q1：大変たくさんの事業があるが、今年のプレゼンテーション年のプレゼン全体を管理していたのは、事務所の中の何名か。

A1：広報部には2人のフルタイムと、2人のパートタイムがいる。そして、事業を担当したプロジェクトマネージャーも、プレゼンテーション期間ではこういう活動に参加するようになった。やり方がある程度ルーティン化することが重要であった。例えば、いろいろな色の素材が入っているボックスはすでに事業主体に渡っているのだから、何か広報活動をする前には、ここから先方へ連絡して、このボックスがあるからそれを使いなさいとアドバイスをすれば、大体うまく実施されるようになっている。

Q2：日本では、こういうプレゼンテーションの取り組みを長期間やろうとすると広告代理店に外注するが、この事務局ではそういう外注はしているのか、もしくはインハウスで全部やってしまっているのか。

A2：ここでは、概念とか方針、戦略は決めるが、実際のデザインを行う組織としては外注している。それは、ドルトムントにある小さな若い事務所に発注する仕組みとなっていて、非常に概略的な枠組みの契約をしている。

Q3：デザイン事務所が全部やっているということか。同じ事務所が全体的なデザインコントロールをやっているということか。

A3：2010年にレギオナーレが発足したときから、いわゆるコ

ーポレートデザイン、そのロゴがある。プレゼンテーション期間に向けてはそれがある程度発展して、それを利用している。そっちのエージェンシーを使っているのはケースバイケースで、要するに1つのものを作るうえで使っている。全体のコントロールは、やはりここでやっている。イベントの開催に関しても、もちろん1つの場所を選んで、そこで何が必要なか、例えば法律上の安全対策とか電気の余裕はあるか、そのためには何が必要となるかなどの具体的なことを決めるうえではやはり専門家を雇うことになる。だけど、全体的な戦略概念はここで作って、そして実施する際に場合によってはそういう外部の専門家、外部の企業を使うことがある。

Q4：プレゼンテーション年に対する予算について、個別の事業者ではなくて、エージェンシー社としてどれくらいプレゼンテーション年に予算をかけているのか。

A4：15ヶ月間を通じてのプレゼンテーションをするための予算は60万ユーロとなっている。それは、ここで担当する大型のイベント、いわゆるコミュニケーション戦略のための予算となっている。

Q5：先ほどの紹介でプレゼンテーションの方法はよく分かったが、プレゼンテーションの対象がよく分からなかった。というのは、これはレギオナーレ開催地域内の人のためのプレゼンテーションなのか、むしろNRW州全体の人のためのプレゼンテーションなのか、あるいはたぶんないと思うが国外なのか。市民といってもいろいろな市民がいるので、誰向けにプレゼンテーションを行っているのか。あるいは、全てを包括しているのか。

A5：このプレゼンテーション期間においては、最も重要とされる対象はやはり地域内に住んでいる住民である。レギオナーレの事業も地域の人のためのものなので、プレゼンテーションもこの人たちを対象としている。開催イベントによっては、対象あるいは参加する人や見る人が違うこともある。いろいろな所で劇を開催することについて話したが、その劇団はほとんど外部の地域から来ている。ミュンスター地方やルール地帯の劇団が主に実施したので、その地域の人たちもきていた。ミュンスター市の人はリンデンには普通は行かないが、劇が開催されることによって訪問している。こういう専門的イベントは、外部の人を引き付ける。

Q6：個々のプロジェクトの事業者も、プレゼンテーションをするのは分かったが、そこにエージェンシー社はどのような支援をしているのか。資金的な支援をしないのは分かっているが、例えば個々のプロジェクトの事業者がプレゼンテーション手法を分からないときに、エージェンシー社はそれをサポートするのか。レギオナーレはA、B、Cという計画熟度が違うプロジェクトがあり、そのプレゼンテーションをどうやってコントロールしているのか説明してほしい。

A6：スライドでもよく出てきたが、いわゆる空気で膨らむよ

うなバブルのパビリオンがある。このパビリオンをあちこちの事業のイベントに貸し出して、それによってエージェンシー社として参加している。また、すでにここで持っているものや車を使って、個別の事業のプレゼンテーションを支援することもある。例えばドルメンの事業の人たちがオルフェンの事業の人たちを訪問するときには、こっちのミニバスを貸し出している。

あと我々の役目は、外部のパートナーが企画したイベントへの参加である。例えば、オープンエアシネマをどこでやれば一番適切で一番よい結び付きができるか、中間的な役目をエージェンシー社が受けた。劇の話も同じだが、フェスティバルをどこでやって何を関連付けて価値が高めるか、それを考えるのもエージェンシー社の役目である。

Q7: フューラー氏のキャリアについて質問したい。プレスといっても幅広い専門分野なので、そもそもレギオナーレに来る前の職業というかキャリアは何か、そしてなぜレギオナーレに参加しようと思ったのか。

A7: もとと専門はドルトムント大学で広域計画を専攻した。私が最初のレギオナーレと関係を持ったのはレギオナーレ2006年で、いわゆるベルグ地方である。そこで広告の経験を積んだ。その後は、約2年半ヴェストファーレン風景連盟で仕事をして、それから風景および建築文化庁の広報部に勤めて広報政策を担当した。その後、ドルトムントからゲッシャールへ、こっちの近くの所に引っ越したが、ここにもレギオナーレが開催されると聞いた。それで、レギオナーレは新しい取り組みをして何か物事を動かすとても魅力的な職場だと思って参加した。

### 3. シュナイダー氏による説明

#### (1) REGIONALE 後の地域運営について

- ・今朝、アウスタマン氏と話をされていると思うが、アウスタマン氏はたぶん NRW 州政府はこれからもレギオナーレ方式でいくことを明らかにしたと思う。新しい募集の手続きがすでに行われている。
- ・特に今回、そしてこの前のレギオナーレは成功と評価されているので、その結果もあって NRW 州政府はレギオナーレ方式を続けることになったのではないかと私は考えている。
- ・我々は、事務所としてすでに約1年前から、この地域においてどうすれば地域を横断しての協力や開発を進めることができるかを考えていた。ただし重要なのは、このような議論をいつの時点で政治的な議論に持ち込むかということである。それは我々が決定できるものではなく、政治が大きく影響してくる。
- ・2004年に別のレギオナーレがあって、これはもう12年前の話になる。それからいくつかの興味深い動きがあった。そこでは開催後には事務所が解散となって、ある時期にはすでに個人的につながっていたネットワークが機能し続けた。

1つの郡においては観光の協力が維持されていたけれども、それ以外の所では協力体制が組織としてなくなった。

- ・我々がレギオナーレの地域でいくつかのテーマについてモデル的な取り組みをしたことは、レギオナーレの目標でもあった。ただし、大体のモデルとなる取り組みは全地域、全ミュンスターランドにおいて重要となるものである。だから、これからの課題は、西部と東部に分かれていたミュンスターランド地方を全体として見るべきということである。
- ・これからどういう動きになるか、どういうプロセスになるか、まだはっきりしない。しかし、たぶん段階的に複数のアクターが参加するプロセスによって、地域の協力体制を構築しなければならないと思う。複数のテーマがレギオナーレから必ず残ると思う。その中には、例えば交通、移動可能性、そしてサービス、農村部の人たちがどういふうに十分なサービスが受けられるかということと、そしてやはり風景に対する管理とか扱いなどが残る。
- ・すでに去年そういう話を始めたが、やはり去年は市町村選挙もあってその前後はなかなかうまくいかなかった。適切な時点でこういう話を持つべきなので、プレゼンテーション期間となってレギオナーレの成果についてちゃんと報告できる段階でそういう話し合いに入るべきだと思う。
- ・ちょうど今、こういう課題が出て、新しいレギオナーレの募集が始まったので、政治的なレベルではこれからは全ミュンスターランドが一緒になって、もう一回レギオナーレに申請することが可能かという話し合いが行われている。けれども、すでに6月に募集時期が始まったのに、今からミュンスターランドの申請のための応募書類を作成するのは、なかなか難しいことである。
- ・そういうこともあって、もしかしてこれからレギオンとしてどんなものが協力できるか、もっと明らかになるかもしれない。レギオナーレが成立するかしないかは別として、私の目標は、独自でやるよりも協力することがとても重要だと思っていて、そうなればとても成功だと思う。
- ・もともとこのレギオナーレが開催されたときから、この事務所は解散となる見込みだった。すでにヒンメルマン氏(オルフェン市の元市長)が話したが、ミュンスターランド登録協会というものが存在している。その中には地域の4つの郡とミュンスター市、そして市町村が加盟して会員となっていて、商工会議所や産業連盟、その地域で活動するほかの組織とその代表者が入っている。ミュンスターランドのさまざまなアクターがそこに集まって話し合う場である。
- ・そういう組織がすでに存在するので、現在の限られたマーケティングなりの活動範囲を拡大して、協力を促して空間的ないろいろなアイデアも実現できるような、もっと能力のある組織にするのもいい考え方ではないか。
- ・ただし、もっと能力のある人を採用して活動範囲を広げるには、資金も必要である。これはやはり、ミュンスターラ

ンドのいろいろなアクターがちゃんと決心して行う必要がある。

## (2) REGIONALE2016 の成功と課題について

- ・何が成功したかについてはいろいろ言えると思う。まず、プレゼンテーション年の開催イベントだが、そのときにNRW州の首相が開催の挨拶をされた。その挨拶の中では彼女もいろいろ数字的なことを言ったので、それらは1つの成功としてみなせる。
- ・全体的には、レギオナーレ地域にNRW州から1億1,400万ユーロが投資される見込みとなっている。全ての事業が実施されているわけではないが、その予定となっている。この数字は成果といえるが、私が個人的に非常に成功していると思っているのは、さまざまな小規模と大規模な事業が実施されることである。ヒンメルマン氏が紹介した農村部に対するモビリティの取り組みは、あまりおカネもかからない持続性もある。一方、ボホルト市の産業跡地の再開発は、これはかなり大型だが非常に持続性を持っている事業であり、そういう多様な事業が実施されることが成功だと思う。
- ・レギオナーレで本当によかったと思うことは、この広域の中で活動をするさまざまなアクターがお互いを知り合って、そして協力をするようになったことである。今まであまりテーマとされなかったものについて話し合われて、そして協力できたことである。
- ・鉄道路線の改善の話では、コースフェルト市、レーケン町、ドルステン市が協力している。各市町はそれぞれ3つの違う郡に所属していて、通常はあまり接点がなく話し合いをすることもない。しかし、そういう路線を通じてお互いのことを知り合って、協力をするからこそ路線の可能性を広げて、改善の見通しが見えるようになった。
- ・レギオナーレというのは、ある程度プラットフォームの機能をしている。こういうプラットフォームを通じて、いろいろなテーマが生じて、共同の関心や課題があるということが判明する。何回もそういう経験をしているが、地方の人が距離のある向こうにいる人と出会って、実際は扱っている課題が同じだと分かれば、話し合って解決の糸口を見つけることも可能となる。
- ・もちろんレギオナーレとして、全てのテーマは扱うことはできなかった。いくつかの重点的政策を選んで主に活動した。それは川を中心とする風景とか、川をめぐる再開発、一軒家の住宅地域をどうするかということ、そして交通政策、全体的な農村部におけるサービス供給のことなどである。例えば教育問題、学校をどうするかなど一切扱ってないテーマもあるが、協力ができてプラスアルファとなる価値が生まれる可能性があるテーマを主に扱っている。
- ・プレゼンテーション期間についてフューラー氏からいろいろ話があったと思うが、その中ではいくつかのテーマ別の集会を予定している。今まで扱ったテーマをもう1回テ

マ別で扱って宣伝する、そういう取り組みも予定している。テーマ別のものをレギオナーレ終了後にどのように地域に渡すかは、大きな課題として残っている。

- ・そういうテーマを専門的に扱う人たちは行政の中にいる。例えば水道管理をする人たちとか、あるいは環境保護を担当する機関なりである。そういう所ではテーマを置くことができるけれども、行政で働いている人たちは通常の業務があつて、それとプラスアルファをするキャパシティがない。
- ・どこかの市町村で働いている人が、専門性は合致していても、自分の管轄地域よりも広域なことを扱うことはなかなか難しいし、キャパシティもないことがほとんどである。
- ・何回もそういう経験をしたことがあるが、我々がレギオナーレの面白いイベントで人々を引き付けようとするけれども、行政の人たちは負担と感ずることも結構ある。レギオナーレという方式は、地域の中に働く人にとっては、かなり負担となる部分がある。
- ・そういう背景もあつて、広域的なことをそれぞれの既存の行政組織に課すより、ある程度独立性を持って広域的なことを扱うような組織があつた方がいいと考えている。ミュンスターランド登録協会があるので、それは1つの可能性として考えるべきだと思う。
- ・レギオナーレに限らないが、扱っているテーマを想像力で発展させるためには、独立性がある程度必要である。行政の組織内にとっては必ずしも簡単ではないし、ある程度別枠として行う方が容易ではないかと思う。

## 4. シュナイダー氏との質疑応答

Q1 : 2007年に募集があつて2010年から2016年という6年間のレギオナーレの開催期間は、適切な長さとして理解しているか。

A1 : 2017年で一応事務所が解散される。私の感じとしては、期間的に制限がある。別のレギオナーレが同時に決定となつて2013年から始まったが、期間は1年少なかった。そつちは5年間の時間があつて、我々は8年間の時間があつた。それは適切な期間で、そういう期間の中で何が必要か、何が一番重要かと集中することができた。

Q2 : 州政府からの予算の支援は、日本人の理解だとすごく少ないと思うが、予算についてどう考えているか。

A2 : 私は相当な額だと感じている。要するにエージェンシー社の運営費に対して補助をしているわけなので、この運営費の70%を州が持つという体制になっている。2010年から2017年の間には、これは予定の部分も入っているけれども、合わせて860万円となっている。それはかなりの額と私は思っていて、管理ができる組織としてはいい体制だと思っている。

そういう事務所を置くことで区域全体にとっても利益があるため、自己負担もある程度必要である。これは時限付

きの事業の実施にはよくある問題で、期間内では財源があつて人件費が出されるけれど、終わった後にはそれを引き受ける所が出てこないため、結局はなくなってしまふ。

人件費の補助のほかには、広域の広報のための予算もある。これはとても大事である。地方自治体の事業は、広報予算が少なくされてしまふ。やはり広報というのは非常に重要なことであつて、事業が成功するうえで欠かせないものである。

レギオナーレという仕組みの州の約束は、レギオナーレの事業に対しては優先的に財源を付けるということである。それは最初始まる時点では、自治体やアクターは少し慎重だった。果たして本当にそうなるのかということだが、レギオナーレを通じて本当にそうになった。建設省だけではなくてほかの財源を支出する省も全て約束どおりにやったので、今では広域の中でも把握されている。

これは本当に Win-Win の状況を生み出していると思う。今の状況では、連邦も州も地方自治体も、もちろん財源が限られているわけなので、その中でどういうふうが一番効果を生み出すものに財源をつけるかというのは、かなり難しい問題である。ある程度競争方式でやることによって、事業案の品質が保証される。そういうことによって品質管理がされているので、州にとつてもある程度自信を持って財源を適切かつ効率的に配布している。

Q3 : エージェンシー社の人材の数も非常に我々からすると少

ないように思うが、それについて所長としてどのように考えているか。

A3 : 私を含めて 14 人がこの事務所で働いている。私の見方はかなり多い方だと思うし、この人材体制で満足している。そして、ここの広域の人たちにはかなり大きな組織であると見られている。

だけど、ここで注意しなければならないのは、我々は事業の開発はしないということである。レギオナーレの事業は全て地元のアクターが提案して、そしてそれを発展させるものである。場合によってはキャパシティが限られている市町村から、我々にもっと手伝つてその事業を引き受けてほしいという希望が出されるが、そうしてしまうと非常に難しくなる。その事業は本当に地元の事業として所有されて、自分の事業として扱われる必要がある。

ヒンメルマン氏はサッカーファンで、彼によればレギオナーレ事務局の業務はコーチのようなものである。コーチとしていろいろ助言して訓練して、けれども実際に仕事をするのは地元のアクターである。だから、我々は事業の発案者に対して、このアイデアならばここからの財源が適切だとか、この人たちと話せば情報がもらえるなどの取り次ぎは行つうけれど、事業はそれぞれ地元のものでないといけない。

以上

## Stein 教授インタビュー記録

○日時 : 2016 年 9 月 14 日 (水) 9:30~11:30

○場所 : Frankfurt の事務所

○先方出席者 : Ursula Stein 教授 (カッセル大学名誉教授、Stein+Schultz 代表)

○当方出席者 : 服部先生、太田先生、狛 (事務局) 、キルヒナー氏 (通訳)

### 1. Stein 教授による説明

#### (1) IBA エムシャーパークとの関わり

- IBA エムシャーパーク政策のときは、私は専門家というよりは、ルール地帯に住んでいる住民の立場から関心を持った。私の友達の何人かが関わった背景もあった。そして、IBA エムシャーパークの事業ができた後では、ルール地帯の住民の 1 人として結構誇りを持って自分でも訪問したり、ほかの人に紹介したりした。
- もともと産業地帯として発展していたルール地帯の都市が、衰退してサービス産業に移行した。IBA エムシャーパークは、そのことを象徴した 1 つの大きな変換点のような役割を果たしたと思う。
- 国際建築博覧会 (IBA) は、それまでは 1 つの都市で開催するものであったが、IBA エムシャーパークで初めて広域的に多数の市町村が参加した取り組みとなった。そして、多数の地方自治体と協力し、広域において重要な活気を与える中

心的な取り組みを見つけることが重要であった。

- 地元の事業ではほかの所にも影響を与えるような取り組みを見つけてモデルとする、これが IBA エムシャーパークの 1 つの大きな考え方である。この原則もその後のレギオナーレに影響を与えた。

#### (2) レギオナーレとの関わり

- 我々は 2013 年のレギオナーレにはあまり関係しなかった。そのときはすでに 2016 年の応募などに関係していたからである。しかし、今ではレギオナーレ 2013 年の後継組織といろいろ関係を持っている。レギオナーレの後の体制をどうするかを対象に仕事をしているからである。
- これはレギオナーレ 2016 年の申請書であるが、2 段階に分かれている。まず 1 つの課題は、レギオナーレに参加する地域、地方自治体はどこか、そのレギオナーレの地域を定義することが要求された。どの位置にあつて、要するにこっちはオランダがあつてミュンスターがここにあつて、そ

して南部にはルール地帯があるという、それが西ミュンスターランドの地域だと定義することである。

- そしてもう 1 つは、何が目的でそのレギオナーレのテーマは何かということである。誰がそれをするかも具体的に名前を挙げる必要があった。この応募書類の中では、その地域に活動する企業の人たちにある程度の援助のステートメントをお願いした。そういう人たちに、なぜレギオナーレが重要でどのように参加するのか発表してもらって載せた。
- この地域が選定されて第 2 段の申請手続きに入った段階では、最初の応募書が取り扱うテーマ全てをもっと詳しく説明する必要があった。またその時点でも、事業のアイデアを提出する必要があった。
- 最終的にレギオナーレ 2016 年はこの地域に決定され、レギオナーレ 2016 年ということになった。我々はこの地域と引き続きいろいろ仕事をした。我々はミュンスターランドという地域について、「未来の地域」という名前が付けられ、それを具体化するうえでその空間には何があるか、それをきちんと把握することが必要であった。たくさんの人と一緒に情報収集に努めた。我々はいろいろな人と一緒に本当にあっちこち歩いて実際に見てまわった。
- NRW 州の省庁の人たちもそのような散策に参加した。自転車に乗ったり、ボートに乗ったりもした。そして、この空間の構造として、1 つの象徴的なメタファを表わすことができた。
- この地域には、繊維を中心とした歴史的な産業開発の構造がある。そして、非常に気を遣った注意深い農業の仕方が伝統となっている。そこからこの地域の空間をパッチワークのようなものに捉えるアイデアが生まれた。このようなパッチワーク、キルティングのイメージを受けて、パッチワーク手法でこの場所を改善するとか、この事業でこのパッチワークに貢献するという考え方である。
- ちょうど今このレギオナーレの事業の中で、特に空間を対象とするもので、どういう結果や新しい情報が出てきたか調査している最中である。

### (3) レギオナーレの特徴

- 私個人がレギオナーレに関わったことで、レギオナーレの特徴についてもいろいろ勉強することができた。1 つの区域を自ら定義して、我々は誰であって何を希望しているかということがまず第 1 である。これからは、よい将来を開くためには何をすべきかをはっきりさせて、どんな体制や構造を取ればいいのか考えたい。
- これからのレギオナーレをどうするべきか政策が議論されるときに、私もその議論に加わるよう NRW 州の担当省から招待されることがある。我々と同じような立場の人は、かなり数がある。全てのレギオナーレを通じて私のような人は必ずいる。例えば助言委員会がいくつかあったが、その中には私のような名誉教授もいれば准教授も入っている。エージェンシー社は基本的には小さな組織である。さまざま

まな仕事があつて課題があるので、それを実施するうえで必ず外部に手伝ってもらふ必要がある。

- こういう基本的にはうまくいっている地域をレギオナーレの区域に指定する、要するにその区域がレギオナーレに申請するのを手伝うことは、非常に面白い仕事であった。このレギオナーレ政策のもとの趣旨は、弱みのある地域を改善するとか、それに補填政策を入れることであった。しかし、同時にレギオナーレ政策は、強みを探してその強みをまた強めるということも 1 つの基準となっている。だから考え方としては、決して平等を目指してはいない。さまざまに違う構造をそれぞれ強めるということを目指している。

### (4) レギオナーレ 2016 の事業例

- レギオナーレ 2016 年のミュンスターランド地方は大都市がなく、どちらかというと家族が中心となっている。家族所有の企業も非常に成功しているものがあり、それを非常に誇りに思っている。家族企業がうまく経営ができて、そして家族を中心とする生活がこの地域で非常に大事にされている。
- これは根本的なことだが、政治家や地域の指導者が考えている家族のモデルと、実際の状況にはギャップがある。主導権を握っている人たちが考えているモデルは、戦後の家族モデルなのである。要するに女性が家族に入って男性がおカネを稼ぐということだが、それは今の実状にはもはや合わない。女性は非常に教育基準が高く、教育に合った仕事に就く希望もあるし、そして家族に対する責任感もあるわけである。
- 我々がこの地域の調査をした結果、ここに立地する企業もやはり女性が働くことを歓迎している。ただし、女性にとって一番大事なのは、やはり子どものケアである。子どもを預ける施設が十分あって質がよく、母親として安心して預けられることが非常に大事である。
- 母親だけではなくて父親も家族の面倒を見ることができて、必要があればそれを優先できる体制が大事だと、企業の理解も進んできた。こういう問題を扱っている事業が、レギオナーレ 2016 年にもある。市町村に雇用されている平等担当官が、郡の経済振興機関にいる。それは女性の立場をできるだけ平等に維持するような活動をする人であるが、この事業では担当官と共同でいろいろな補助政策をやっている。

### (5) レギオナーレとイノベーション

- 企業を対象としたレギオナーレ事業は本当にさまざまで、テーマも規模も全然違う。そして、2004 年のレギオナーレと比べると全体的な方向性が変わってきている。2004 年のレギオナーレは、どちらかというと具体的な建築あるいは環境といった目で見えるものを目標としていた。今のレギオナーレの事業はそういう具体的な事業ではなく、もっと構造を改革するような事業が増えている。

- ・レギオナーレ 2016 年には、企業の中の人事開発をこれからどうするかという事業も入っている。クルトという事業があるが、その事業ではイノベーションについて触れたい。この空間の左の縁、オランダの国境に近い所にハマーランド博物館があった。昔の伝統的な道具や通常の生活に使った物の展示会が開催された。そして、ボルケン郡と一緒にこの博物館をどういうふうに改善して、どんな博物館にすることができるかいろいろ考えた。
- ・この新しくできた博物館がいわゆるクルトという名前で、ミュンスター地方の文化センターとなっている。ここは文化・歴史センターである。ただの博物館ではなくて、ボルケン郡が所蔵する書物が同時に入っている。書籍保管所であり、公文書だけではなくあらゆる書籍、史料があつて資料館に近い。書類だけではなくて道具とか具体的な物品もその中にあり、専門家の歴史学者もボランティアで地元の歴史に関心のあるグループも、それを利用することができる。
- ・そのうえに学校の訪問も受け入れている。子どもたち自らいろいろな歴史調査ができ、年齢によって自ら資料館やいろいろな物品が保管されている所にもアクセスできる。もちろん今はそういう博物館においても登録制度がデジタル化されているので、新しいメディアも駆使されている。
- ・この施設は新しいタイプの博物館であり、こういう農村部にとっては先進的な取り組みとなっている。さまざまな人を受け入れることにもなるし、たくさんの人が利用できる。そして、さまざまな活動の連携の場所となっている。こういうことがまさにイノベーションだと思っている。

#### (6) レギオナーレと課題

- ・全てのレギオナーレにおいて、難しい時期もあった。特に、政治家が代わる時期はそうである。地方選があつて市長が交代したり、あるいは長く務めた市長が引退するときには、これは難しい状況を生む可能性がある。
- ・2010 年のレギオナーレでは、期間中には 3 回も州政府が交代した。2016 年のレギオナーレでも、市議会選挙があつて 1 年後に市長選があるなど期間中に選挙がかなり入っていた。
- ・こういう分野で人が代わるということは、レギオナーレ 2016 年にとって大きな挑戦となっている。やはりイノベーションを含んでいる事業は、通常の事業よりも力を要する。そのためにはやはり人が大事である。
- ・これは、例えば 1 つの家族が経営している企業の跡継ぎ問題と比較することができる。親の世代が引退して、次の世代がそれを引き受けるときにはさまざまな問題がある。引退した前の人の方が口を出さないことが大事だか、新しい人も自信を持つには少し時間がかかるので、そういう転換期はいつもさまざまな問題を伴う。
- ・全てのレギオナーレはそういうような挑戦がある。大体 5 年間の期間なので、その期間には必ず選挙があつて、必ず

活動する人たちが代わるので、それはレギオナーレにもともと入っている課題の 1 つとなっている。

- ・2006 年のレギオナーレの強みは、もともと経済的に繁栄している地域ということである。よい企業があつて、就職のレベルも所得水準もいいし、それによって地方自治体も大体安定している。やはりうまくいっているときには、改革や変化が必要だとはあまり考えない。同じ状況が続いてほしいと皆思う。だから、そういう時点でなぜ特別エネルギー使つてイノベーションをしなければならないかと考える人もいる。
- ・一番大きなレギオナーレの課題は、地方自治体の政治家を味方に付けることである。彼らにレギオナーレに関心を持ってもらい、それを維持することである。レギオナーレの仕事は基本的には早くできるものではないが、政治はできるだけ早く成果を出す必要がある。2016 年のレギオナーレの期間中にも、政治家から「この事業はどこにあるのか、どこに出てくるか」、「一体あなたたちは何をやっているか」という質問があつた。
- ・しかし、今となってはムードは変わろうとしている。今では事業の成果がある程度表れている。市民がいろいろなイベントに集まっている発表しており、そして政治家は自分のおかげだとアピールすることができるのである。
- ・4 月にはプレゼンテーション期間が正式に開会されたので、そのイベントには 600 人が集まった。それは全て政治家や専門家に招待された人たちであつた。ちょうど前の週末には、ベルケル川沿いにある 5 つの都市は、ベルケル川を囲む事業についていろいろ発表した。コースフェルトもその中に入っていた。それぞれ何を行っているか市民に見せる事業があつて、これは非常に人気があつて、それぞれの所にたくさんの人が集まった。
- ・このイベントを通じてコースフェルトなどで、自転車ツアーが行われた。それぞれの町の人が、隣の町やもう少し遠くまで行くことができ、自分の町で行われていることを理解するだけでなく、ここはつながっている地域であると認識することができた。それは、市民にとっても非常にいいことであり、政治的なイノベーションにつながっている。
- ・レギオナーレは、これから 1 年間以上さまざまな取り組みをして、その取り組みをアピールすることになる。イベントがあつて、お祭りがあつて、市民が参加できるものがたくさん出てくる。そういうイベントやプレゼンテーションは、地方自治体が単独で存在するのではなくて、広域的に存在することを市民に理解してもらうための大きな役目を果たしている。市民はどちらかというと、特に地方選挙においては、自分の町のことしか考えてないけれども、自治体間の協力の中で存在している。

#### (7) レギオナーレと EU 資金

- ・レギオナーレは他の州では推進されておらず、この州だけの政策となっている。レギオナーレという空間を対象とし

ている政策は、イノベーションを大事にして、そして非常にさまざまな見方が可能となっている政策である。レギオナーレ方式をそのままコピーしてはいないが、考え方を一部取り入れた補助メカニズムを使っている所はある。要するに、補助金をどういうふうに配布するかという基準にレギオナーレ的な見方が入っている所がある。特にEUの資金にはそういう傾向がみえる。

- EUの支援政策の中には、農村部を対象としているものがある。この政策は、さまざまな分野に対するものを束ねる意味合いがある。このプログラムの名前はリーダー事業である。これはもともとフランス語の表現を略して、基本的には農村部の開発、支援を目的としている。
- このプログラムを受けて連邦および州は、我々の農村部に対する支援対策も同じような基準にしている。各州は、1つのコンペティション方式で農村部の開発の補助プログラムを設置している。つまり、農村部にある全部の地方自治体は自ら広域を作って、そして広域の中で事業の目標やテーマ、財源などを説明書に書いてもらって、それを州政府へ提出することを求めている。
- この提案書では、それぞれの広域自らの強みや弱み、そして将来の可能性やリスクなどの分析が要求されている。そして、公共の議論が義務付けられており、その中には市民も政治家も専門家も参加するように要求されている。また、これらの広域は、テーマや実施方法、財源などを説明しなければならぬ。そして、その成果をどのように評価するかも明らかにする必要がある。それもできるだけ多くの人を取り込んで、参加させる必要がある。
- NRW州では、このプログラムに参加するために40件の申請があった。そのうち州政府側は25件を選出した。同じ方法でバイエルン州、バーデンヴェルテンベルク州などほかの州も全部、同じようなやり方でリーダープログラムをやっている。
- こうした競争を通じて選ばれた広域が、計画している事業に対して州および連邦から財源をもらう。それがEUの財源を申請するための自己負担分と定義される。要するに州と連邦とEUからの財源がマッチングされる。また、事業の実施に当たっては、各地域に管理事務所を置いて、事業別あるいは全体の取り組みを管理するための法人が必要となる。
- そういう取り組みを見れば、レギオナーレの取り組みと非常に似通っていることが分かる。制度としてはレギオナーレの発想がかなり入っている。

#### (8) IBA・レギオナーレと広域計画

- 広域計画において、IBA エムシャーパークあるいはレギオナーレの意味を考えたいと思う。IBA エムシャーパークにはすでに学術的な考え方がある。いわゆる perspective の incrementalism ということで、これは日本語訳になかなかできないが、矛盾する言葉を組み込んでいる。incrementalism は一步一步段階的にということで、

perspective は広い目で見て将来を開くというような感じである。何を意味するかというと、全部計画して必ずそのように実施するのではなく、おおよその枠組みだけを決めて、その枠組み内で支援できるものを実施していくのである。この原則は、今になって多くの所で応用されることになった。それは、伝統的な都市計画や広域計画とは対立関係が生じることになる。

- 通常の計画は非常にはっきり決定する。ここの100ヘクタールを産業地帯とする、あるいはこの場所では40ヘクタールの住宅建設を計画するなどである。そういう計画はいつも人口推移など予測に基づくもので、経験からすると大体合わない。ある場所では人口が予測より2倍ぐらいに早く増えるし、ある場所では成長が非常に鈍化してあまり増えないというようなことが最近の経験でもある。
- 現在の広域的計画は、はっきりとした条件を示す必要があるが、今はその計画が変化する頻度が高くなっている。はっきりとした条件を示すうえで、もっと柔軟性を持って早く対応できるようなプラスアルファの道具が必要となっていて、その道具の1つの例がレギオナーレである。IBAとレギオナーレは、広域計画において大きな刺激を与えることになった。計画のやり方がそれによってある程度新しくなって変わったと考えられる。

#### (9) エージェンシー社の組織と権限

- 広域的な開発政策をもっと画期的にダイナミックにする取り組みには、小さなエンジンが後ろで動いている。これは、レギオナーレ事務所であるエージェンシー社が1つの地方自治体に属さないで、州の組織にもなっていないことが重要である。
- 自治体間には、必ずしも協力だけではなくて競争もあるため、1つの自治体だけでエージェンシー社をやってはいけない。そして、州機関として機能できない背景は、州の重要な役目は財源の出元であって、かつ監査機関でもあるということである。要するに、エージェンシー社は地方自治体の間に、そして地方自治体と州の間に位置すべき組織である。
- NRW州の制度では、州がエージェンシー社の運営費の80%を負担している。そして地方自治体は、その残りの20%を負担しなければならない。そのための財源をまた別の所に依頼できる。募金の依頼や地域の銀行機関である貯蓄銀行にお願いすることができる。しかし、必ず一部は地方自治体の負担となる。地方自治体は単純に利益を受けるだけではなくて、自らも貢献し努力することも必要だからである。そのためにはそれぞれの市町村議会の議決が必要である。また、民間企業の寄付という形でエージェンシー社の運営費に参加することもできる。
- こういう組織はどのような権限を必要として、その職員はどんな資質を要するかについてだが、基本的にはエージェンシー社は権限を一切持っていない。自分で決定することが



できない。それぞれの場所で行われる事業は、それぞれの自治体が決定する。そして、財源については州が決定する。それぞれの適切なプログラムの中の財源を当てはめるのは、州の役目である。認可が必要な場合は、それぞれの担当の組織が認可を行うことになる。

- この事務局の役目は、さまざまなアクターやその方針を理解することである。そして、その事業においてどこに革新的なことがあって、どこにチャンスがあるか、それを見つめる力が必要である。そして、誰に聞いていいのか、どういう方向に議論を持っていくか、誰と議論するか、それを支援する援助的な役目である。特に財源取得、いわゆる補助金を申請するときには、できあがった事業案を持っていくだけでは遅すぎる。財源を獲得するプロセスでは、早い段階で財源元にアプローチして、財源支出の枠組みや基準に合うか確認することが重要である。事業開発の段階で手伝っていくことがとても大事である。

#### (10) エージェンシー社の職員

- そのために事務局の職員は、それぞれ違う立場の人の考え方が理解できるような性質が大事となっている。非常に専門的な知識があって、事業の中でいろいろな新しいことをするとか、自分で調査して何か結果を出すような性質の人は必要としない。
- 事務局の職員に必要とされているものは、地元のニーズやアイデアが、どのようにすれば既存の州政府の考え方や財源にマッチできるかを見つけることである。もちろん、ある程度そういうテーマについて話ができるような、それぞれの分野の知識は必要としている。例えば私はロケットの事業があったときには全く援助できない。私が助言役を務めた事業も、今の農業における問題についてある程度分かっている、自然環境における生物の多様性、バイオダイバーシティについての知識があったから助言役を務められた。
- 特にこういう事務局で働いている人たちは、よいプロセスになることを支援する術を必要とする。事業実施者が、それにエネルギーを注ぎ込んで楽しんでやれることが非常に大事であって、ほかの人にも経験をシェアするように促す役目を果たさなければならない。

#### (11) レギオナーレの魅力と危機

- 我々の役目は、よい方向に働く力を皆から引き出すことである。将来への希望、そして、何か変更を行うことによって将来を明るくするという、それで皆が自ら行動を起こすような役目がある。これは、今の時代の新しい企業に例えることができる。例えばアップルを見てもグーグルを見ても、昔の大企業と違って全部が上下関係で動いているわけではない。そういう先進的な企業の中には、発明ができる人やアイデアを持っている人たちがあちこちにいる。そういう人たちが大事にして、アイデアを発揮できるような体制作りをして、それが共同的な枠組みで活動できるような体制を作ることが大切である。レギオナーレという方式は、

そういう新しい企業の管理制度にある程度似通っているような体制を目指している。

- その枠組み作りは、イノベーションが生じる可能性、要するにプラスとなるエネルギーが出せるような体制作りである。それは魅力性が大事であり、人との出会いも大事である。そして、自分で身動きが取れるようなスペースがあるというのも大事である。
- レギオナーレという政策を通じて、州との議論によって特別な許可を得ることは可能となる。そうすることによって、地方自治体と州の担当省の間にも新しいコンタクトを作ることができる。こういう関係の間には、特別なスペース、新しい身動きが取れるスペースが生まれることになる。
- 今になってレギオナーレ事務局は1つの危険に面している。それは、事業に対してさまざまな財源保証プログラムが適切であるか検査することである。監査組織は別に存在するので、事務局は事業の事前検査を行うことが多くなる。その結果、事務局のポジティブなエネルギーが失われていくのである。いろいろな事業を行うために魅力性を見せて、前向きのエネルギーで皆が協力するように考えさせることが、事務局の業務である。しかし、単純にこの事業がそちの財源や支援プログラムにマッチしているかどうかという、そういう検査的な業務が多くなるにつれて、地方自治体との関係も変わるようになる。そこに危険がある。
- 私はプレゼンテーション年のために努力することが必要だと思う。イベントによってさまざまなエネルギーが発生する。そして、そういうイベントもまた、いろいろな人が誇りを持って見せることにつながる。特に政治家がそういう機会を使って、我々はこういう事業をやったという地元の誇りを促すことにもなる。興味を持ってもらって、皆にそれを見せるのも重要である。

## 2. 質疑応答

Q1: レギオナーレ事務局は時限付きなので10年たつと終わってしまうが、レギオナーレの事務局に勤めているということは、プロフェッションとしてドイツの中である程度評価されるというか、リスペクトされる存在になって、ステップアップしていく存在と思われているかどうか聞きたい。

A1: レギオナーレ事務局で働くことは非常にいい経験となっていて、それなりに評価されていると思う。それはなぜかというと、レギオナーレの管理方法が、今の先進的な企業で採用されている方法に似通っていると思うからである。事務局の職員は、事業を担当することによって非常に自律性を持って仕事を実施する必要がある。事業については非常に広い範囲でさまざまなことに配慮して、そしてそれをずっと長い期間扱っていく必要がある。

事務局で働いている人たちは、前のレギオナーレから今のレギオナーレにきた人も何人かいる。多くの仕事を経験しており、かなり専門的でスペシャリストとなっている。

そして、複数のレギオナーレでは、レギオナーレ期間が終わった後もエージェンシー社をある程度持続させるような取り組みを行っている。だから、後継組織の職員となることもあり得る。

また、地方自治体に就職する人も出てくる。地方自治体においてもかなり複雑な事業を実施する必要性があるので、そういう経験がある人はかなり好まれて採用される。私は、自分の履歴にとってレギオナーレ事務局で働くことはいいことだと思う。

Q2：レギオナーレとか IBA とか、ある意味オルタナティブな地域計画の仕組みは、それは法定のちゃんとした計画があるからこそ必要とされていて、レギオナーレや IBA エムシヤーパークが全て法的な計画に取って代わるという意味ではないと理解してよいか。

A2：そのとおりである。けれども、最終的にいくつかの事業は法律上の計画にも入り込む。非常に重要なのは、法律上の計画プロセスを通じて、法律上でちゃんと確立する必要があるということである。

レギオナーレ 2010 があつた地域に最近非常に面白い動きがある。あそこでレギオナーレに関わつた人たち、そのアクターが今、自分の地域のいわゆる住宅構造、どこに住宅を開発するかいろいろ議論している。それをこれから策

定される法律上の広域計画に反映させようとしている。要するに広域計画を策定する組織が、彼らからアイデアをもらって、それに取組もうとしている。

Q3：スタイン教授は、もし次のレギオナーレ 2022 や 2025 のエージェンシー社の所長ポストがあればやりたいか。それは教授にとって魅力的か。

A3：レギオナーレ 2016 年の事務所の所長ポストにどんな人を選ぶかの議論になったとき、私に声がかかった。当時はちょうど今の事務所をヘンリック・シュルツ氏と一緒にスタートさせて、私はこれを引き継ぎたかったので断つた。次の機会にどう回答するかについては、まだ考えていない。そのときに、もしかして年齢が行き過ぎているかもしれない。来年には 60 歳を迎える。2022 年か 2025 年のレギオナーレ開催になると、それはもう退職時期になりかけている。そして、そのときには若い人たちがトップに立って、広域の中の若い人たちに引き継ぐ力のある人が必要とされるかもしれない。でも、自分の事務所を率いることと比較すれば、レギオナーレ事務所の所長を務めることも魅力的ではある。

以上

## 「地域ガバナンス研究会」について

### 【メンバー名簿】

(敬称略、五十音順、役職は第6回研究会 2016.12.15 時点)

#### <研究会メンバー>

座長	服部 敦	中部大学 工学部都市建設工学科	教授
顧問	御園 慎一郎	大阪大学	招へい教授
委員	有田 智一	筑波大学 システム情報系社会工学域	教授
委員	太田 尚孝	福山市立大学 都市経営学部都市経営学科	准教授
委員	岡本 肇	中部大学 中部高等学術研究所	講師

#### <事務局>

藤井 良直	公益財団法人中部圏社会経済研究所	代表理事
有本 誠二	公益財団法人中部圏社会経済研究所	常務理事
片山 利夫	公益財団法人中部圏社会経済研究所	企画調査部部长
狛 弘太郎	公益財団法人中部圏社会経済研究所	企画調査部部长

### 【研究会趣旨】

地域の政策課題の解決に取り組む地域の主体を国が支援する法制の枠組みは、国主導の国土開発から地域参加型の国土形成へと政策転換が進む中で、近年大きく変化してきている。海外の事例研究を踏まえつつ、地域主導のガバナンスを実現するための法制の構築と実施体制の整備について地域からの政策提案を行うため、本研究を実施する。

### 【研究会開催状況】

#### (1) 第1回研究会 (2015年7月27日)

- ①事務局からの資料説明
- ②海外視察について
- ③今年度研究会の流れについて
- ④その他の年間活動計画について等

#### (2) 第2回研究会 (2015年8月21日)

- ①事務局からの資料説明
- ②前回研究会の内容について
- ③ドイツの調査について
- ④イギリスの調査について
- ⑤国内調査について等

#### (3) 第3回研究会 (2015年10月26日)

- ①事務局からの資料説明
- ②海外調査報告(ドイツ)
- ③海外調査報告(イギリス)
- ④都市再生推進法人の調査の進め方について
- ⑤その他スケジュールについて等

(4) 第4回研究会 (2016年3月20日)

- ①第5回中部社研50周年記念連続シンポジウムの振り返り
- ②都市再生推進法人のアンケート調査について
- ③来年度の事業計画について等

(5) 第5回研究会 (2016年5月24日)

- ①ドイツ調査について
- ②イギリス調査について
- ③政策提案書(原案)について等

(6) 第6回研究会 (2016年12月15日)

- ①海外調査報告(ドイツ)
- ②海外調査報告(イギリス)
- ③報告書の構成案について等

### 【シンポジウムでの研究報告】

中部社研50周年記念連続シンポジウム「中部圏の将来像2040」

第5回 リニア時代の都市リノベーションと地域マネジメント (2016年2月16日)

(1) 概要説明

「日本の都市・地域再生と広域マネジメントの潮流」(服部 敦座長)

(2) 研究報告

- ①「ドイツの広域マネジメント施策：NRW州のレギオナーレ」(太田 尚孝委員)
- ②「イギリスの広域マネジメント施策：Local Enterprise Partnership」(有田 智一委員)

### 【海外調査】

(1) 2015年度調査 (2015年9月9日～17日) 視察先：ドイツ・フランス・イギリス

(2) 2016年度調査 (2016年9月6日～15日) 視察先：ドイツ・イギリス

### 【アンケート調査】

「都市再生推進法人に関する調査について」

アンケート調査時期 (2016年1月19日～2月5日) 調査結果(速報)還元：2016年3月

## 執筆分担者略歴

### 【執筆担当：1，2，3，6，7】

服部 敦（はっとり あつし）

1991年東京大学工学部都市工学科卒業。工学博士。1991年建設省（現国土交通省）入省、建設省勤務を経て、2002年より内閣官房構造改革特区推進室参事官補佐、2003年より内閣官房地域再生推進室参事官補佐も兼務し、特区・地域再生を担当、2007年退官。2007年より中部大学工学部都市建設工学科教授。

### 【執筆担当：4】

有田 智一（ありた ともかず）

1990年東京大学大学院工学系研究科建築学専攻修了（修士）、1996年 University of Pennsylvania, Regional Science Dept.博士課程修了（Ph.D.）、1990年建設省（住宅局、都市局）（現国土交通省）、建設省建築研究所（現国立研究開発法人建築研究所）、国土技術政策総合研究所評価システム研究室長、London School of Economics and Political Science(Senior Visiting Fellow)等を経て2012年筑波大学システム情報系社会工学域教授。

### 【執筆担当：5】

太田 尚孝（おおた なおたか）

2003年愛知県立大学外国語学部ドイツ学科卒業、2006年岐阜大学大学院地域科学研究科修士課程修了、修士（地域科学）、2010年筑波大学大学院システム情報工学研究科博士後期課程修了、博士（工学）。2012年筑波大学システム情報系社会工学域助教、2014年愛知県立大学外国語学部非常勤講師、2015年福山市立大学都市経営学部准教授を経て2017年兵庫県立大学環境人間学部准教授。

## 「多様な主体間連携による地域のガバナンス手法に関する調査研究」報告書

---

2017年4月

制作発行 公益財団法人 中部圏社会経済研究所

（担当：客員研究員 服部 敦）

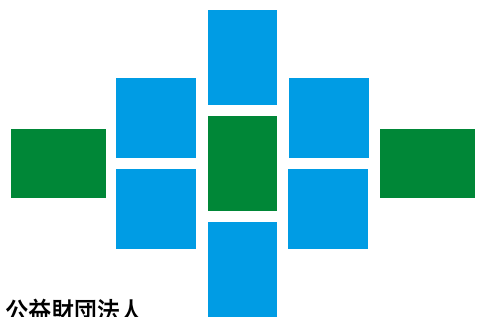
（担当：企画調査部 粕 弘太郎）

〒460-0008 名古屋市中区栄四丁目14番2号 久屋パークビル3階

TEL：(052) 212-8790 FAX：(052) 212-8782

URL：http://www.criser.jp/

---



公益財団法人

**中部圏社会経済研究所**

Chubu Region Institute for Social and Economic Research

〒460-0008

名古屋市中区栄4丁目14番2号 久屋パークビル3階

TEL: 052-212-8790 FAX: 052-212-8782